

中程を 岩井北寄に 立谷びを云、 夕倉中程正澤の
白岩西南を

山川 北小曾木川 水源二又尾村の谷間より流出する石川にて
と一里餘にして、東の方成木村下分へ沃けり、
此川流には都て土橋或は歩渡りの處もあり、

川 無名の川なり、村内西の方字榎木峠・松木峠、兩山の麓より
川流れ出、村内をふるること一里餘、東の方上成木村へ落つ、川
の幅は一問あ
まりなり、

榎峠 西の方二又尾
村界にあり、

松木峠 西北の方上成
木村境を云、

吹上峠 黒澤村境にて東の方にあり、
以上いづれも上り六町許、

産物 石灰 この村より多く出せり、夫を製する處五ヶ所にあ
いはゆる坂下瀧の入澤・漆澤・正澤・入口・橋場
等なり、相傳ふ天正の頃當郡八王子の城主北條隆興守氏照敷
軍の後、彼家臣某等此山に引籠り、始て石灰を製し、慶長年
中江戸御城御造營の時、此村の百姓等この御用をつとめし功
により、今にそのことをうけたまはれば、村の役に丁られず
と云、北條氏の臣と云は佐藤助十郎
がことならんか、猶後にいたせり、

神社 七社 權現社 年貢地、社地、十二間四方、字栗平の山上
社五尺に三尺、神體

の木像を安す、開山雲長と
いふ、天正元年示寂せり、

龍谷院 境内年貢地、凡十四間四方、小名立谷にあり、是も天
寧寺の末、馬頭山と號す、客殿四間に六間、南向にし
て、本尊馬頭觀音、木の坐像にて
長一尺ばかり、開山の名傳へず、

保福院 境内年貢地、十間四方、小名岩井にあり、同寺の末、
岩井山と號す、客殿五間に三間、南に向ふ、本尊釋迦
木の坐像にて長一尺、開
山原寮、寛永二年示寂す、

蜆澤院 境内年貢地、十間四方、字蜆澤にあり、是も同寺の末
山なり、願王山と稱す、客殿五間半に九間半、南向にし
て、本尊將軍地蔵を安す、開山は
了實と云ふ、寛永二年示寂せり、

正澤寺 除地一畝十八歩、畑七畝十七歩、小名正澤にあり、曹
洞宗、郡内二又尾村海禪寺の末、高峯山と號す、客殿
九間に四間半南向、本尊は將軍地蔵木の坐像
にて長八寸、開山徳光禪師慶長十八年示寂す、 白山權現社
境内南の角
にあり、

大泉院 除地六畝二十三歩、境内十五間四方、これも曹洞宗
にて、同寺の末、龍鐘山と號す、客殿四間に三間半東
向、本尊十一面觀音木の立像長一尺三寸なる
を客殿に安す、開山良雲元和三年に寂す、

觀音堂 境内三十間四方、字岩井にあり、堂二間四方南向、本
尊立身の木像にて長一尺八寸許なるを安せり、堂の
背後數丈の岩あり、こゝに岩穴
二ヶ所あり、保福寺の持なり、

白幣、拜殿九尺に三間、東
に向ふ、村内明寶院の持、

牛頭天王社 年貢地、字岩井山の中央にあり、僅なる
小祠、南向にて、神體白幣、村内保福院持、

神明社 年貢地、社地、二間に九尺、字蜆澤山にあり、わづか
なる社にして、南向、神體白幣、拜殿二間に九尺、前
に鳥居を立つ、これ
も村民の持なり、

稻荷社 年貢地、社地、二間四方、
字坂下山の中央にあり、

稻荷社 年貢地、社地、十坪許、
字夕倉山の中央にあり、

熊野社 年貢地、社地、六間四方、
字漆尾山の麓にあり、

山神稻荷合社 年貢地、社地、十坪
許、字正澤山にあり、

稻荷社 年貢地、廿坪許、字亦
新田山の中央にあり、

神明社 年貢地、十坪、字
夕倉山にあり、

第六天社 年貢地、一問四方、
字夕倉山にあり、

山神社 年貢地、九尺四方、字白岩山にあり、以上の社は共
に小祠にして、白幣を神體とし、村民の持なり、

寺院 慈雲院 境内凡十二間四方、小名赤新田にあり、禪宗曹洞
宗、郡内根ヶ布村天寧寺の末山なり、平岩山と號
す、寺領二石をたまへり、御朱印には當村を高麗郡とするせ
り、客殿三間半に五間、西に向ふ、本尊將軍地蔵長八九寸許

藥師堂 年貢地十二間四方、小名蜆澤にあり、堂は二間四方に
て東に向へり、本尊は立身の木佛にて長二尺二寸許
なるを安す、
蜆澤院の持、

墳墓 佐藤塚 松木峠の麓にて往還の傍にあり、天正年中北條氏
照が家臣佐藤助十郎と云もの此地へ來り住し、上
成木村にすめる末崎某川口某等三人とはかりて、始
て石灰を製せしよし、この家も今はたえてなし、始

○黒澤村 黒澤村は、郡の北にあり、こゝは江戸への行
程十三里半ばかり、民戸百四十五軒、村の四隣、東は南小
曾木村に境ひ、西は日向和田、及二俣尾の二村に及び、南
は青梅・乘願寺・根ヶ布の村々に接し、北は上成木・北小曾
木の二村に隣れり、東西凡一里餘、南北十八丁にあまれ
り、土地は高低うち交れり、村内半は山々そばだち、土
性も山にそひたる處は皆野土にて、其外には眞土なり、
田畑の多少をいはゞ畑多して水田少し、爰も舊き事は傳
へず、御入國の後は前村に同じく高室喜三郎・曾根五郎
左衛門支配せり、寛文八年曾根五郎左衛門命をうけて檢
地す、延享四年田安殿領知となりしより今もかはらず、
高札場の中央、小名高指

小名 栃谷 西の方 峰 中央より少しく 黒似田 西によりた
る方を云、 谷 西方を 野上指 南方を云、 高指 中央を
古久川 東方を云、

小枕 東より

山川 吹上峠 間餘の石たてり、この峠の峯に大き九尺に六尺、高七

この穴よりくちはいくつともなく

無名の川なり、水元栃谷と云處の西の方山合より流出、東

木村へいる、川

原野 秣場村の西北の方にあり、青梅・西分・千ヶ瀬・乗願寺・

産物 蕨 其品他にことなり、青梅村へいだ

神社 檜原明神社 除地一段六畝十二歩、往還より北小名峯に

體録石長三尺めぐり一尺三寸許、例祭九月十五日、神主は人

間郡北野村天神神主栗原左衛門が配下、宮崎左近といふ、

大熊權現社 除地九畝、小名栃ヶ谷の山邊にあり、小宮にして

殿二間半に五間、南に向ふ、神體圓

寺院 開修院 中央より少く南にあり、御朱印石を賜ふ、禪宗

本堂六間に九間半東に向ふ、本尊は彌陀の立像にて厨子に入

り、これ北條氏直が納る所なりと、開基は黒澤内藏人と云

ものにて、甲州より来りしものなりと云、来由は詳にせず、

開山は天寧寺の三世靈陰宗源、その略傳「靈陰傳」にのす曰、

靈陰源禪師、諱宗源、字靈陰、嗣法松淵、奥州白川

堂の右にあり、

○上成木村 上成木村は、郡の北の方にあり、成木郷の

内にして村内を上分下分と二區に別てるやうなれど、實

は一村なるゆへ茲に合す、江戸日本橋より行程十三里半

に餘れり、民家合せて二百三十八軒、村の四境、東は成

木川の對岸下成木村に堺ひ、西は山續きにて大丹波村及

び秩父郡名栗村に隣り、南は北小曾木村に接し、北は高

麗郡上下直竹の二村に至れり、東西へ二里半、南北へ十

九町餘、此邊谷間なれば土地に高低あり、土性は眞土赤

土にて小石交れり、村内七分餘山林にて、其外は皆畑地

なり、古よりの領主を傳へず、御入國の後は御料所にて、

御代官の遷替を詳に云ば、慶長年中大久保石見守、寛永

元年高室四郎兵衛、同喜三郎、明暦元年同四郎左衛門、

延寶九年同四郎兵衛、天和四年大久保平兵衛、貞享四年

設樂勘左衛門、元祿五年窪島市兵衛、同十五年比企長左

衛門、寶永八年會田伊右衛門、享保元年石川傳兵衛、同

三年朝比奈權左衛門、同七年荻原源八郎、同十九年上坂

安左衛門、延享元年より伊奈半左衛門支配所なり、それ

より後享和三年伊奈友之助等支配し、文化十年より小野

田三郎右衛門支配所となり、今もしかり、檢地は寛文八

年時の御代官雨宮勘兵衛改めし由舊記にあり、さあらば

新編武藏風土記稿卷之百十七 多磨郡之二十九

一九五

郡人、姓藤金澤氏子也、父仕于相之北條、避亂窮于

間里、兒脈庶民交、誓欲入道林、父母俱歎引兒投于

川之長祿、依全和尚、十有四歳而薙髮、後邁正直絶

倫、群童親近奉左右、經一十三霜、後謁松淵於天寧、

參隨年久、淵知機縁既熟入室、密印自退居、繼席于

天寧、到于末後、足下出星訓首坐遺囑既了、自開闢

修院退居、放捨諸縁、唯終日焚香、客到忘時談語、

人僉稱物外閑人、及絃絶時、預告辭、端然入寂、實

天文十一壬寅年六月三日也云云、

鐘樓門を入て正面にあ 表門九尺に三 白山社 稻荷社

辨天社 境内の鎮守にて、いづれもわづか 地藏堂の本堂の右

り、二間 龍雲寺 除地一段一畝六歩、畑六畝二十歩、小名野上指にあり、

牛南向、庫裏をも建つべかり、本尊釋迦長一尺二寸立像の木

像なり、開山星訓説翁は則天寧寺四世なり、示寂の年月は傳

ず、子權現社わづかなる祠、本堂の前

萬藏院 小名谷にあり、是も前と同寺の末なり、梅古山と稱す、

て長一尺五寸許、これも開山は星訓説翁 天神社わづかな

なれば宗源の年を知らず、除地一段なり、

雨宮民もこの所の御代官なりしや定かならず、

高札場 上分は小名所久保にあり、

小名 和田 東より入 瀧鳴のつゞき 稻積前のつゞき

久保 東寄な 澤口 前のつゞき 梅ヶ平 前のつゞき 峰北の山

り、 小ヶ井 川より北 高土戸 東の方 大指 南の方 井

戸澤 川より北 人平 前のつゞき 瀧ノ上 前のつゞき 極指の

方な 常盤村の西の限 名坂澤村の西南界なり、以 大

藏野 東より入 久道 西の方村 八子谷 中程より西 天ヶ

指 南東の方 二本竹 東より入口なり、以

山川 名坂峠 二俣尾・大丹波

常盤峠 秩父郡名栗村

小澤坂 同郡下名栗村へ

成木川 水源は村内常盤山の麓より流出し、一里半程にして東

かに二尺許なれば、都て歩行渉り十四ヶ所あり、其間には坂

橋及土橋も交れり、いづれも御普請所なり、又山の左右の谷

新編武藏風土記稿卷之百十七 多磨郡之二十九

一九五

石灰焼圖



間より清水數條流れ出で、ことごとく此川に沃けり、東の方下分へ入て又一里餘流れ、下成木村に入、升ノ瀧 東の方澤名坂と云る谷にあり、高一丈四五尺、幅凡一尺、正治ノ瀧 前の瀧の奥にあり、高二丈餘、雨降石 下分の修驗福泉寺の前の道端にあり、元は往還の南わてこへ移せり、高さ三尺五寸、横二尺許、青き色の石にて白のうづ巻の文をなせり、其文に大黒或は不動等の體ほのかに見ゆ

土産 石灰 此村より出せり、昔北條氏照が家臣佐藤助十郎、

十八年八王子落城のをりから討死せしに、其子孫こゝに住し、初てかの石灰をやく業をなせしよし、佐藤は北小曾木村に住せしゆへ、其村の條にも出せり、木崎川口が子孫は當村の里正なりと云、

神社 山王社 年貢地、三十歩、小名瀧鳴山の麓にあり、白髭社 年貢地二歩許、字上の平小山の頂上にあり、

神明熊野合社 年貢地四間に五間、小名所久保の山の麓にあり、稻荷社 年貢地二間に三間、同じ邊にあり、

山神稻荷合社 年貢地一間四方、小名梅ヶ平の山にあり、

熊野社 年貢地、一間に二間、小名峯と云ところの山の麓にあり、

神明社 年貢地、一間四方、小名高土戸の山のふもとにあり、

神明社 年貢地、二間四方、小名極指の山の上にあり、

子安社 年貢地、二間に二間半、字久保にあり、わづかなる社にて東向に建り、神體木像長八寸、これも鎮座の年月は傳へず、以上の社、何れもわづかなる社にて、鎮座の初めは傳へず、村民の持なり、

辨天社 除地、九尺四方、小名所久保にあり、石をもて作れる纒なる祠なり、村内慈眼院の持なり、八幡社 年貢地、九間に六間、字森の前の脇にあり、瀧ノ明王社 年貢地、二間に二間、字中如の川邊にあり、

子ノ神秋葉合社 年貢地、二間四方、小名瀧ノ上にあり、これ山ノ神社、年貢地、四間に三間、字山ノ神にあり、熊野社 年貢地、四尺四方、小名極指の山にあり、石にてつくれば、上の社はみな上分にあり、以

熊野社 除地、一段二畝九歩、小名大藏野の峯にあり、社五尺に日なり、村内大泉寺の持、

八幡社 除地、四畝十三歩、小名八子谷山の中央にあり、社二間七寸許にして、例祭八月十五日にて、本山修驗福泉寺の持なり、熊野社 除地、三畝二十二歩、小名久道山の中央にあり、小祠、例祭九月九日、神明社 年貢地、五尺四方、小名二本竹にあり、小祠、山神社 年貢地、二間四方、同所澤にあり、小祠、稻荷社 年貢地、七尺四方、小名天ヶ指山にあり、小祠、稻荷社 年貢地、八尺四方、同じあたり、天王社 年貢地、二間四方、小名八子谷山の中央にあり、小祠、神明社 年貢地、一間四方、小名久道山の麓にあり、小祠、稻荷社 年貢地、三尺四方、同田ノ神社 年貢地、四間四方、小名八子谷の田間岩の上にあり、上の九社はいづれも村民の持、下分にあり、

寺院 慈眼院 除地、八畝、小名所久保にあり、禪宗曹洞派、郡中に四間南に向ふ、本尊釋迦木の坐像にて長一尺厨子に入れり、開山順當天正十年示寂す、開基は村内の里正次右衛門が祖先、

木崎治部法號慈眼院救參にて、則今の院號はかの開基の法益をもて名けたりと、されど當寺の傳へに、もとは庵なりしが、海禪寺の六世の住僧が遷遷せし庵ゆへ、海禪寺の末にくはれりなど云へば、次右衛門の祖先の開基せし頃は、總の庵なりしならん、それら 白山祠 境内に

延命寺 除地、一段一畝十二歩、小名大指山の傍にあり、眞言宗新義、郡中下成木村安樂寺の末、勸請山釋迦院と號す、本堂八間に五間南に向、本尊釋迦木

常福院 除地、九畝十六歩、小名入平山の傍にあり、眞言宗新義、郡中下成木村安樂寺と號す、本堂七間に五間半東向、本尊不動木の立像長一尺二寸餘、開山開基詳ならず、

大正院 除地、一段十四歩、小名瀧ノ上にあり、眞言宗新義にて、瀧上山と號す、本堂五間半に二間半にて南向、本尊地藏は長七寸ばかり、愛宕堂と云ふ、村民持、

觀音堂 除地、八畝十二歩、小名所久保山の下にあり、古は慈眼院の東にありしが、何の頃かこゝにうつせり、堂三間に二間半南向、正觀音は木の立像にて長二尺五寸、慈眼院の持、

阿彌陀堂 年貢地、十五歩餘、小名梅ヶ平にあり、堂は五間に二間半東向、彌陀は木の立像にて長一尺五寸許、村民持、

地藏堂 年貢地、廿歩餘、小名高土戸にあり、堂三間に二間南向、本尊は木の立像にて長一尺三寸、延命寺持、

不動堂 年貢地、一間半に一間、字たん川の邊にあり、堂一間に五尺南向、不動は石像にて一尺二寸許、文殊堂 年貢地、三間四方、小名入平にあり、堂二間半四方南向、本尊文殊は木の坐像にて五寸、外に普賢の坐像を安置す、以上は

村民の持、

不動堂 除地、一段八畝二十歩、字高水山の頂より二町許下に四間四方東向、本尊不動木の立像長二尺許、智證大師の作、厨子に入る、浪切不動と云、又甘町を経て奥の院に至れり、奥の院は愛宕の小社にて東向、神體は白幣を建つ、此社の後背に小社あり、東向、神體大小天狗を置り、山内に五段の瀧あり、高さ六間餘、幅は二尺、

寶物 鏡一面 常盤の例祭四月八日、村内常福院持、

せしものなりと云傳ふ、太刀一腰 秩父次郎重忠の所持なりされど其眞偽を知らず、

鐘樓 四方、鐘は高さ四尺九寸、さしわ、藥師堂 境内、北の角にあり、五間半に三たし二尺六寸、

山神三社 不動へ上る中段にあらず、

地藏堂 年貢地、六歩許、小名極指知畔岩の上にあり、堂は三間に二間南向、本尊は立身にて長八寸八分、村民の持なり、以上は上

長全寺 除地、一段一畝二歩、小名大藏野にあり、禪宗曹洞派、高麗郡下直竹村長光寺の末、藏寶山と號す、堂七間に

阿彌陀堂 年貢地、十四間四方、小名天ヶ指にあり、堂五間に二間半南向、本尊は木の坐像にて長一尺、

十王堂 年貢地、三間半四方、字相木にあり、堂二間四方、十王の外木の坐像にて長九寸の地藏をも安せり、以上三ヶ所は村民の持なり、

觀音堂 年貢地、二間半四方、小名八子谷岩の上にあり、堂二間四方南向、本尊十一面觀音を安す、木の坐像にて八寸、村内高岩寺の持、

太子堂 年貢地、四間半四方、是も八子谷にあり、堂二間四方南向、太子の像は木の立身長一尺二寸なるを安せり、本

山修驗高成院の持、

以上は下分にあり、

五間南向にて、庫裡を建つ、けり、本尊釋迦木の立像長八寸、開山良蹟寛文十七年寂せり、

長藏寺 除地、一段五畝二十五歩、小名二本竹にあり、前と同寺の末、竹葉山と號す、堂十間に九間南向、本尊地藏は木の坐像にて長七寸、開山守鶴天文十年七月十五日寂せり、

大泉院 除地、六畝七歩、小名大藏野にあり、新義眞言宗、下成木村安樂寺の末、熊野山と號す、堂五間に二間半南向、本尊大日を安す、木の立像長一尺四寸、開山宿慶萬治元年に示寂せり、

高岩寺 除地、一段一畝、小名八子谷にあり、禪宗曹洞派、高麗郡下直竹村長光寺の末、慈眼山と號す、堂十二間に五間南向、本尊釋迦木の坐像長八寸許、この寺も長全寺と同く良蹟の開山なり、

柏清院 除地、四畝、字柏木にあり、禪宗曹洞派にて、郡中二俣尾村海禪寺の末、觀阿山と號す、堂四間半に三間半東向、本尊木の立像長一尺四寸、開山本岳慶長十八年の示寂なり、

慈福寺 除地、一段七畝、小名久道にあり、是も同宗にて根ヶ布天寧寺の末、秋苦山と號す、堂九間に四間半北向、庫裡をも續けり、本尊地藏木の坐像にて長一尺四寸、開山源密は寛永十二年の入寂なり、

新福寺 除地、一段四畝十八歩、小名久道にあり、是も同宗にて海禪寺の末、龍澤山と號す、本堂南向十二間に十一間庫裡をも建つ、けり、本尊虚空藏木の坐像にて、長一尺二寸、開山順富天正十年寂せり、

藥師堂 年貢地、五間に二間半、字高住にあり、堂四間に二間南向、本尊は立身の木佛にして長一尺二寸、

舊家 百姓次右衛門 村の里正なり、先祖を木崎治部と云、則

ひ二百三十歳にて、行方をしらずなりし故に其出し目をもて忌目とはなせるよし、自作の像をのこしおきたれば、今慈眼院にあり、この人より二十五代を経て、今の次右衛門に至れるよし、天正年中より石灰を製せしことは前に出せり、

舊蹟 屋敷蹟 小名常盤の山中に石垣など残れ

馬場蹟 跡わづかにのこれり、

堂蹟 字を堂所と唱へ、村民の木崎が先祖治部と云が造建せし寺蹟なり、今慈眼院の舊蹟なり、小名所久保の後の山腹にあり、

○下成木村 下成木村は、上成木村の東に續けり、こも上成木村と同じく村内を上下分と二區に分ちしも、前の村と同じく茲に合せり、江戸日本橋より行程十三里に餘れり、民戸合せて七十九軒、四境、東は高麗郡下畑村、これは成木川を隔て對岸なり、及び當郡富岡村に堺ひ、南もまた同村の山野を堺ひ、夫より南小曾木村の峠を堺とし、北は高麗郡下直竹村・上畑村に隣る、是も成木川の對岸なり、西は上成木村なり、東西凡十三丁餘、南北三十四丁餘、土地高低あり、土性は川より北は野土赤土にて、南は眞土に砂及び小石交れり、水田少く陸田多し、水田は天水をもつて用水となせり、村内を平均していへば畠六分山三分水田一分の地にして、大抵平地なり、かつ村内一條の街道あり、秩父道と云、東隣富岡村より下分へ入て、北の方高麗郡下直竹村へ達す、道幅二間許、村内を經ること凡八丁餘、此秩父道の歸路より別れて、西の方へ達する往還を、成木道と號し、東より西へ村の中央を貫けり、古えより領主の名を傳へず、正保の頃は高室喜三郎が御代官所にて、今は田安殿の領知なり、檢地は寛文八年雨宮勘兵衛命を奉じて改めり、

高札場 上分は小名中里にあり、下分は小名鳥居脇にあり、

小名 小中尾 この邊に合戦坂と云へるあり、故あ中央を かくが入を云、 ちが村 南の方にあり、以ノ上川の中央成木 末成 東寄、 鍛冶屋方 東より、 河端のつゞき、 寺野 北の方、 子つはじめを云、 細河原 中程を鳥居脇 北寄を、 道下 前のつ、 大木ノ下 鳥居脇より、 野中西の方、 堀ノ内 北寄を、 花立 上分の堺、 番場 西寄成木川の西の方、 堀ノ内 北寄を、 花立 上分の堺、 番場 邊を云、以上は下分なり、

山川 成木川 西の方上成木村下分より流れ來り、東の方へ村又村内を經ること八丁許流、末は東の方高麗郡下畑村と當郡富岡村との堺に入、

橋梁 橋六ヶ所 一は上分の村堺にあり、佐カ久橋と云、長さ橋と云、長さ五間、幅五尺、一は小名中里より小中尾へ往來の橋にて瀧板橋と云、長さ十間、幅四尺、前の橋を合せていづれも土橋なり、以上は上分にて成木川に架せり、又一は村の東にあり、長さ六間、幅五尺許、一は村の中央にあり、長さ三間、幅五尺、一は小名鍛冶屋方にあり、是も村の中央なり、長さ八間、幅五尺、いづれも土橋にて下分なり、成木川に架す、

原野 秣場二ヶ所 村の南字大泉坊谷にあり、一は西北の細久字駒指谷等にあり、入會の地なり、

土産 青梅島 炭

神社 諏訪社 除地三畝、字諏訪山の中央にあり、社九尺に二間、拜殿につくりかけ、北に向ふ、前に鳥居をたてり、

愛宕社 年貢地、九尺に二間、字大泉坊谷の峠にあり、小祠、西向、

愛宕社 年貢地九尺に二間、字細久保にあり、小祠北向なり、以上三祠いづれも村民の持、上分にあり、

愛宕社 見捨地九歩、村の南の山にあり、小祠にて北向、

稻荷社 年貢地、四歩、村の中央川の端にあり、小祠南向、この二祠ともに村民持、

神明社 社地二間半四方、除地下畑二畝十六歩、村の東にあり、小祠南向なり、村内安樂寺持なり、以上の三祠何も下分なり、

寺院 泉藏院 除地、五畝七歩、小名ちが村にあり、新義眞言宗、山の名も傳へず、客殿五間に三間東向、本尊正觀音銅佛にて長一尺一寸、

紫雲院 除地、三畝十二歩、小名小中尾にあり、禪宗曹洞派、高麗郡直竹村長光寺の末山、照峯山と號す、本堂五間に八間巽に向ふ、本尊正觀音木の坐像にて長五寸、開山庭菴桂徹寛永六年十月示寂せり、 辨天祠 境内、寸、開山庭菴桂徹寛永六年十月示寂せり、

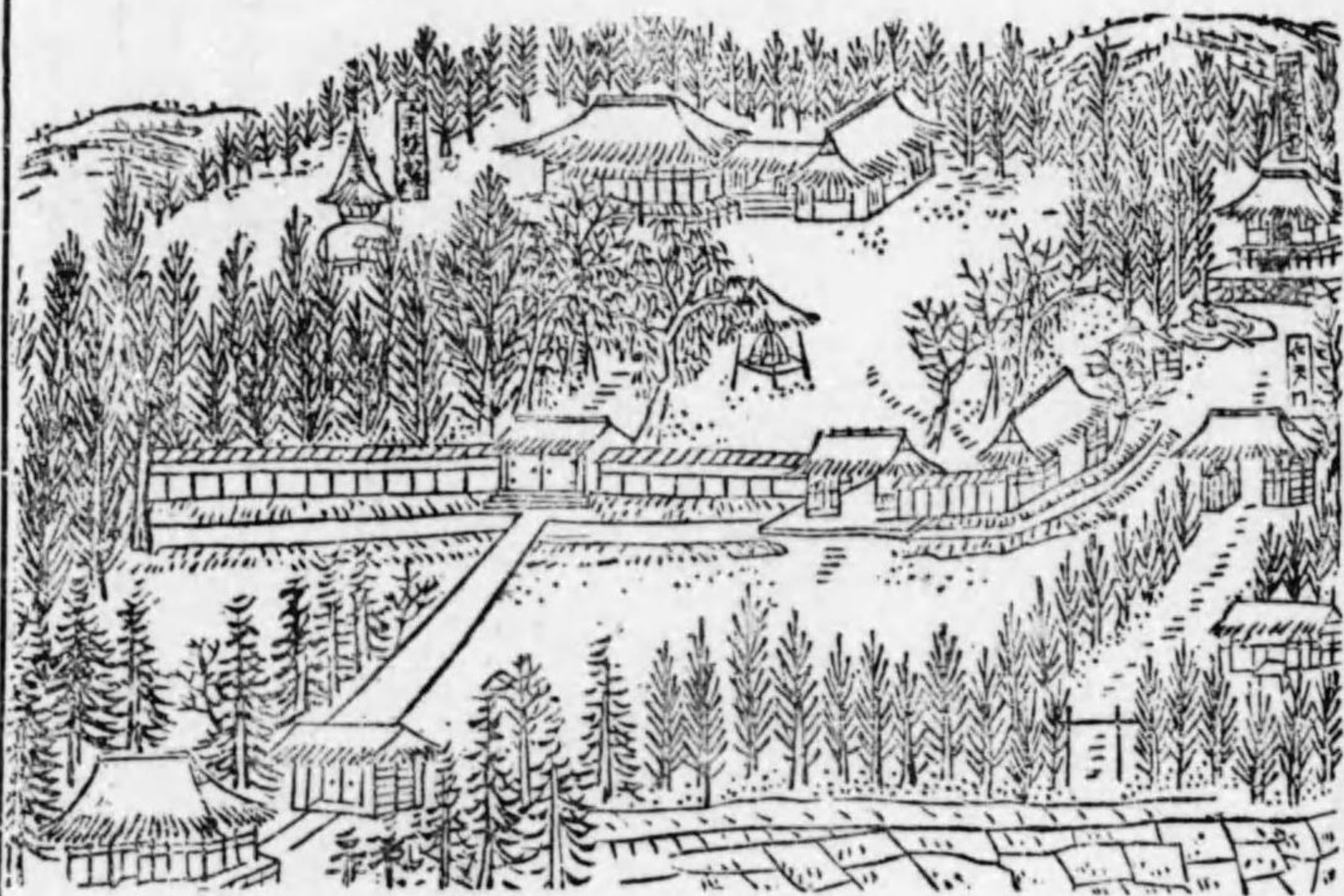
本堂より南にあり、

藥師堂 年貢地、二間に四間、西の方村界にあり、堂二間四方南れも立像にて長一尺二寸、上成木村下分長藏寺の持なり、

地藏堂 年貢地、三間に五間、字佐カ久の橋にあり、堂二間四方南向、本堂は木の立像にて長一尺二寸、村民の持なり、以上は上分あり、

安樂寺 境内八千七百九十坪餘、村の中央より北の方山の中腹にあり、新義眞言宗、御室御所仁和寺の末、成木山愛宕院と號す、本堂十三間に七間半南向、本尊不動木の坐像にて長二尺餘、二童子は立像にて長一尺六寸許、起立は聖武天皇の御宇行基菩薩開基せしとのみ傳へて、年歴事實を詳にせず、鐘銘には足利尊氏曆應年中の草創なりとあり、何れが是なるや疑ふべし、縁起を閱するに、往古此山上に數十箇の楠樹あり、時々鳴動して電光を發しけり、折しも行基關東遊經の序、當所にしばらく錫をとめ、此樹下に座禪せしに、かの光りの中より軍荼利不動明王の形あらはれけるゆへ、行基かの楠木をもて自ら其明王の姿を彫刻して、一字をいと名みて安置せり、因て鎮護國家安樂寺と號す、夫よりして此所を成木郷軍荼利村と唱ふといへり、其後平將門一部の法華經を納め、鎌倉右大将頼朝も又屬臣島山次郎重忠をして、弘法大師彫刻の愛染明王を納めしめ、又足利尊氏淨侶六坊をいとなましめ、及び北條家より兵革亂妨禁止の制札を下せし事などあり、往古はかゝる盛人の寺なりしが、其後しばしば兵火にかゝりて堂宇及び什寶等をことごとく焼失す、天正の初に

成木村安樂寺圖



たり、僧賢能なる者志を勵し、力をつくして再興せりと、因てこれを中興開山とす、此餘うけかひがたき説のみ書のせたらば、信じたきことなれど、古くより傳へしなれば、しばらく其あらましを録して全文をば略しぬ、同き十九年御入國のち、寺領七石の御朱印をたまふ、この文中には高麗郡とあり、いまは當郡に屬したれど、郡の堺の村なれば古くは彼に屬し、これに録せ 鐘樓 門を入て右にあり、一丈四方、鐘しことまあり、鐘樓の徑り二尺三寸、高三尺五寸、銘文には尊氏將軍應中草創なりとあり、又天正十八年太閤秀吉小田原陣の時、昔の鐘は陣中に用ひ鐘なきことを載たれど、是は銘文をあやまれるにぞ、既に天正十六年北條氏が當寺の鐘を借用せしことを記せし、朱印の古文書あるを以て知るべし、其後は鐘もなかりしかば、慶安三年僧賢重なるもの檀越を勸化して、供鐘を鑄造せり、しかるにこれも年ならず撞損しければ、享保十六 寶篋印塔 本堂の前西の方にあり、年再び鑄造せしと云、高さ二丈五尺、廣き二間半、經藏にして愛染明王を安す、木の坐像一尺六寸、弘法大師の作にて、前にいふ所の右大將頼朝の納めしむる所なりと、脇土多門吉祥の二天共に長七寸許の立像なり、寺傳に、此塔の正面の柱に、佛舍利十五粒を籠をけりと云、 源瀧權現社 境内鎮守、小祠、乾の

禁制

右軍勢甲乙人、假初にも當寺來致横合非分者有之者、則可相擲、猶不及手柄ニ付而者、記交名可有披露、可被處罪科旨被仰出者也、仍如件、

虎印

庚午十月廿五日

愛染院

辨和刑部承奉之

依天下之御弓矢達、當寺之鐘御借用ニ候、速ニ可有進上候、以世上御靜謐之上、被鑄立可有御寄進間、爲先此御證文、其時節可被遂披露旨被仰出者也、仍如件、

天正十六年戊子正月五日

成木愛染院

塔中 吉祥院 除地上畑一段二畝、堂地一畝二十歩、境内南長一尺二寸、堂十間に五間南向、不動の立像を安す、 多門院 除地上畑九畝の内寺地二畝二十歩、小向、彌陀の立像を安す、長一尺一寸、

軍荼利明王堂 除地上畑三段十八歩、堂地百五十坪許、安樂堂の別當にて、今も指揮せり、社家丹波といへるを境内に住せしめて、これを守らしむ、村内の總鎮守なり、堂五間四尺に横五間二尺南に向ふ、本尊木の立像八臂の形長一丈餘、前にいふごとく行基菩薩の作なり、のちあまたの星霜を歴は積

廢せんことを思へ、紙にて其像を張、漆を以て塗くれば、木の色辨じがたし、亦側に明王の類と覺しき像二軀あり、大き三尺ばかり、古物なれど未だ再修に及ばず、 仁王門 三間まことは何の像なりやつまびらかならず、 二間餘、仁王の木像、一は黒く、一は赤くして長七尺ばかり、その作をつたへざれど、いかにも古き像にて、鎌倉の佛師などの作れる者にも有べきや、尋常の像とは異なりし者なり、又門も近世の營にはあらず、其柱は松の丸木にて所々虫喰て文をなし、いと 大門 境内入口にあり、こゝより明王堂ま古き色口也、 大門で一町許、道幅一間にて直路なり、 辨財天祠 仁王門の内西の方にあり、小祠、神體 白山社 明堂の後東の方 藥師堂 明王堂に向て右の方にあり、二間四に在、小祠 本尊は木の坐像にて長一尺、

○南小曾木村 南小曾木村は、郡の北の方にあり、民戸百六十五軒、多くは北の山際に住す、其餘所々に散住せり、四境、東は富岡村に隣り、西は黒澤村に接す、南は鹽船・谷野の二村に境ひ、北は下成木村に及べり、東西凡三十町餘、南北へ二十町餘、土地高低あり、土性は眞土亦小石交れり、赤土の所も少くあり、水田少く陸田多く早損の地なり、其餘は山のみなり、古よりの領主を傳へず、御入國の後より御料所にて、正保の頃は高室喜三郎が御代官所のよしものにもみえたり、其後萩野源八郎支配の時より田安殿領地となり、今もしかなり、檢地は寛文

八年雨宮勘兵衛たせり、

高札場小虫の中央小名

小名 あら田村の西によ、中居前に同 小虫村の中央より

り、岩倉村の中央より北の方に至、古へは一村に 小

布市 東の方 大手 岩倉の南に

山川 黒澤川 西の方黒澤村より流出、村内をふるること凡二十町

り、此川を引て所々の

谷川 村内小布市といへる所より流出、東の方に富岡

温泉 北の方小名岩倉にあり、相傳ふ此所は古へ一村なりしと

り水流出て、至て冷水なり、疝氣の病にてなやめるか、或は

壺三尺廻りあり、

橋梁 土橋村の中央成木村への往還に

神社 藏王権現社 見捨地二間半四方、小名岩倉にあり、御嶽

神體は鏡の如きもの、内に像を鑄出せり、古は三面ありしを

の持な

寺院 福昌寺 御朱印四石五斗、境内千三百坪、小名小布市にあ

り、摩尼珠山と號す、本堂八間に三間南に向、本尊大日

石倉院 除地一段九畝二十三歩、小名岩倉にあり、禪宗曹洞派、

五間東に向、本尊十一面觀音長二尺許なる木の立像なり、開

海藏院 境内除地三段七畝十一歩、小名小虫にあり、是も同宗

向、本尊虚空藏木の立像にて長一

高徳寺 除地四畝六畝二十五歩、小名中居にあり、是も本山前

尊は藥師にて木の坐像長一尺八寸なるを安す、開山は本山

寶林寺 除地四畝六畝十一歩、村の西の方にありてあり、新義

間に六間東に向、本尊不動木の立像

藏王院 除地八畝五歩、小名岩倉にあり、堂二間四方南向、本

號す、當山派

常法院 除地七畝十歩、村の西寄にあり、是も同じく當山派の

間に七間南向なり、

舊蹟 岩倉古蹟 温泉より少く南一町許を隔て、丘上にて小笹

納めをきたり、其まゝをきて守護なせしかど、後次第に損壞

せんことを恐へて、これを同郡御嶽へ納むと云、其守護せし

るにや、しからば彼の大串渡邊が主君の鎧なるもしるべから

ず、何れにも貴人の着したるものなることはう

○富岡村 富岡村は、郡の中央より北にあり、江戸の行

程前村より近きこと一里許、下の村も大凡をなし、戸數

六十七軒、村の四境、東の方は高麗郡岩淵村に堺ひ、西

に接し、北は高麗郡上畑・下畑の村々に及べり、東西へ凡

十四町、南北へ十三町許、土性は水陸の田共に石交れり、

田少く畑多し、村内に一條の往還あり、是を秩父道と云、

隣村南小曾木村の内小名小布市より當村へかゝり、西の

方下成木村下分へ達す、道幅二間餘、村内を經ること凡

十五丁餘り、歲時の風俗他に異なることなし、古よりの

領主を傳へず、其餘前村にをなし、正保の頃は高室喜三

郎御代官所のよしものに記せり、夫よりしばしば支配の

遷替ありて、今は田安殿の領地なり、檢地は寛文八年雨

宮勘兵衛命を奉て改めり、

高札場 小名長澤

小名 長澤村の東 木狐 是も東の 四ツ久保 南の方

ノ澤 同く南 大所 前のつ 龍間ヶ澤 是も南の方

方 乙黒 同く北の方 芋根 北の方

山川 黒澤川 村の北堺を流れ、西の方南小曾木村より入、東の

川幅二間、或は三間許、

成木川 西の方下成木村下分より流入、村内にて黒澤川と落

こと凡八丁

谷川 六流 一は字もつそう入と云所にあり、水源は南小曾木村

中程にて黒澤川へ落ち、川幅八尺許、一は字楠ヶ入と云所よ

り流出、村内をふるること凡三丁許にて同川へ落、川幅二尺許、

一は字永後入にあり、村内谷々より流出、三丁許にして同川

へ入、幅二三尺、一は南小曾木村堺小名四ツ久保と云る所よ

り出、村内を流ること凡三町許にして是も同川へ落、幅四

尺ばかり、一は岩淵村堺小名龍間ヶ澤と云所より出、二町許

にして成木川へ入、川幅二尺許、一は南小曾木村堺小名名の

深より流出、村内をふるること凡五町許にして黒澤川へ入、川

幅一尺

水利 用水堰二ヶ所 一は成木川と云、小名乙黒の北の方村界よりひけり、一は黒澤川を通じ、小名大所にて引入、この二ヶ所の用水皆水門を設けて水のかに引と便す、高さ各五六寸、

神社 稻荷社 社地、除地六歩、宇宮後、小祠、東向、

金毘羅社

聖天山神相社 年貢地、五歩許、村の東寄山の際にあり、北向、

愛宕社 年貢地、四歩、宇長澤入林場の中にあり、小祠南向、以上の三社村内常秀院持、

熊野社 年貢地、八歩、小名乙黒、小祠南向、

神明社 年貢地、四歩、小名長峯、小祠西向、

稻荷社 年貢地、三歩、小名峯、小祠西向、

稻荷社 年貢地、四歩、小名大所、小祠東向、

稻荷社 年貢地、六歩、同じほとりにあり、小祠南向、以上の六社は村民の持なり、

愛宕社 見捨地、十歩、小名峯ノ内林場にあり、小祠西向、村内常福寺の持なり、

寺院 常秀院 除地三段九畝六歩、村の東寄にあり、禪宗曹洞派、同郡根ヶ布村天寧寺の末山なり、富岡山と號す、

本堂五間半に八間東向、本堂地蔵木の坐像長一尺なるを安す、開山は本山の十世了室、寛永二年六月六日寂す、

常福寺 除地、三段六畝四歩、村の西の方にあり、新義眞言宗、高麗郡下直竹村長光寺の末寺なり、萬喜山と號す、

堂五間半に七間半南向、本堂は薬師にて長七寸許なる木の像を安す、開山は本山の五世大室良積、寛文九年七月朔日寂す、

観音堂 年貢地二十歩、小名乙黒にあり、堂二間四方北に向、觀音は木の坐像にて、長は一尺一寸ばかりなり、阿彌陀堂 年貢地、二十歩、小名峯にあり、堂二間四方東向、本尊は木の坐像にて長九寸餘、この二ヶ所の堂は村民の持なり、

墳墓 塚村の南にありて道の傍にあり、五六間四方、高三間、松杉檜四五本有、土人呼比丘尼塚と云、來由詳ならず、

○木ノ下村 木ノ下村は、郡の北にあり、民戸三十七軒、北の山際に連住す、村の四隣、東の方は今井村に堺ひ、西は谷野村に續き、南の方は今井村に限り霞川を堺とす、北は南小曾木村に接す、東西へ凡五町餘、南北へはわづかに二町餘の村なり、土地高低ありて北の方は高くして山つゞけり、南は平地にしてひくし、土性は眞土にて水田少く陸田多し、古へよりの領主を傳へず、正保の頃は高室喜三郎が御代官所の由ものにも記せり、夫より引續き御料所にて、天明三年伊奈半左衛門が支配の時、大久保

新編武藏風土記稿卷之百十八

多磨郡之三十 三田領

加賀守忠顯に賜りて、今は大久保加賀守忠眞が領分なり、檢地は寛文八年曾根五郎左衛門奉て改めり、高札場 白髭明神の前、
小名 目ノ内を云、鍛冶屋村の西の、
山川 七國峠北の方高麗郡岩淵村へ越る路なり、山上に堺あるなり、
霞川 南の方大門・今寺兩村の堺より流來り、堂村と今寺村堺を流れ、東の方今井村へ入、村堺をふるごと凡五町餘、川幅三間ばかり、
神社 八幡社 見捨地、一段許、村の西にあり、小祠南向、椎神明宮 見捨地、四歩、是も村の西の、
白髭明神社 見捨地、五畝、村の北山、
熊野權現社 見捨地、一段五畝、村の東の方にあり、本あり、都て四十一級、例祭九月十九日、四社ともに村民の持、

新編武藏風土記稿卷之百十七 終

○今井村 今井村は、郡の北の端にあり、入間郡・高麗郡の兩郡に堺せり、東は入間郡金子領木蓮寺村、西は當郡木ノ下村及び藤橋村、南は長谷部新田、北は高麗郡岩淵村なり、東西凡十町餘、南北四十町餘、民戸百五十軒、皆村の北の方山丘の下に住す、此村は陸田多して南に打開き、水田は僅に十分の一、民屋の前にあり、山林最多して凡三分の一に居る、水路不便なれば天水を仰ぎて用水の助となす、土性野土或は眞土なり、農作の外女は青梅縞を織出すを以て事となせり、土地開けし年歴をしらず、御入國以前誰の領知といふことも傳へず、今は田安殿の領地及小笠原館次郎・小林勝之助・小林平藏知行なり、正保の頃は小笠原源六・小林勝之助知行とあれば、古くより賜ひしならん、檢地は寛文八年深谷喜右衛門といへる者改定せりと云傳ふ、田安殿の所は其以前御料所なり、

りしよし、正保のものに設樂權兵衛・高室喜三郎兩人御代官所とみえしは、即ちこの地のことなり、此外その沿革詳ならず、村民持添の新田あり、こゝは段高場にて凡四十六町餘の地なり、寶曆九年三月伊奈半左衛門檢地す、今小野田三郎右衛門支配所なり、村内數條の往來あり、其内一條は青梅より川越への通路、この路傍に塚二つあり、一を大塚といひ、一を焼塚といふ、一條は江戸往來とて箱根ヶ崎へ達し、一條は秩父への通路、一條は川越より青梅への往還なり、

高札場三ヶ所 小名柳田に二ヶ所、七日市場に一ヶ所、

小名 柳田 村の東端、原今井あり、鍛冶屋西北、七日市場の傳次をなすの所をなせり、後山村の西、堀ノ内共に原今井の西

山川 七國峠 高麗郡飯能村より青梅

桂川 西の方藤橋村より注ぎ、村内の中央凡十町餘をへて、東の方上下二區の唱をなせり、東の方を上とし西を下とせり、

神社 浮島天満社 社地四畝、小笠原館六郎采地にあり、社地はその家よりの免除なり、本社覆屋ありて

三間四方東向、拜殿二間に四間、社前に摩利支天及び増長天の石像を置、本地佛十一面觀音立身の銅像長七寸許、例祭毎年三月廿一日、浮嶋の名ある所以は、霞川常に此社地をながれ、霖雨などにて水かさまさりし頃は、社も浮ぬばかりに見れば、里人呼て浮嶋の稱ありとぞ、神樂殿一間に二間、本村内の鎮守なり、千壽院の持、

末社 瘡瘡神社 本社の前、金毘羅社 本社の後、太子堂 丈四面、是も本社の前あり、

若宮八幡社 社地一段、村の南小名馬場に

稻荷社 社地八畝、小名堀之内にあり、覆屋一間四方、神體立

原館次郎采地の内、社

荒神社 社地除六歩許、村内東の方にあり、一間四方の社西向、神體圓鏡の内に鑄附し像なり、田安殿領地にあり、こ

れは村

民持

寺院 藥王寺 境内御朱印地の内、東西凡三十間、南北十五間

言新義、當郡鹽船村鹽船寺の末、醫王山と號す、藥師堂領十

石の御朱印を附せらる、當村は正保の比の繪圖にも、已に當

郡に入たれど、この寺に賜はりし慶長・貞享の御朱印には、入

間郡とあり、郡界接近の村にはま、此類あり、本尊藥師木の

坐像、弘法の作といふ、秘して開扉をゆるさず、併せて十二

神の木像あり、各長一尺二寸許、立身運慶の作なり、開山開

持な

藥師堂 見捨地、一畝二十歩許、二間に四間半、藤橋村

○藤橋村 藤橋村は、郡の北にあり、郷庄の唱を失ふ、古

へ藤蔓を以て架せし橋ありしより村名起れりともいひ、

又橋上より富士山を望めば、その近きさま數里を隔てさ

るが如しとて、富士橋ともいふよし、土人の話にいへり、

東は今井村に接し、西は今寺村となり、南は長谷郡新

田及び新町村に接し、北は南小曾木村に犬牙す、東西凡

六町程、南北二十町に及べり、土性野土或は眞土、水田

少く陸田多し、山林亦陸田に半す、檢地は寛文八年深谷

喜右衛門たゞせり、往古の沿革は詳かならず、正保の頃

は設樂權兵衛・高室喜三郎、御代官所の外渡邊彌之助・加

藤源四郎・小林勝之助・加藤助・小野三郎兵衛・稻垣若狭

守・室賀源七等の采地入會の村なりしが、改替ありて貞享

の頃より全く御料所となりしよし、其後御代官もしばし

ば遷替ありて、今は小野田三郎右衛門支配所也、農民六

十戸、又村内久保といへる所に穢多の居處あり、凡三十

軒、村内二條の往還あり、一條は青梅村より川越へ、一

條は秩父邊への街路なり、

高札場 村の中央

あり

基詳ならず、本堂は八

間に六間南向なり、

樓門 二間四方、近來鑄造

眞福寺 境内除地、東西凡三十間、南北二十間許、同じ邊にあ

りて人多く信ぜり、されど何人の作なることを傳へず、開

山開基詳な

辨財天 小祠、本堂に向

正福寺 除地四段、小名七日市場にあり、館次郎采地の内、除

の末、今井山と號す、本尊三尊の彌陀、木の坐像長一丈三尺

餘、左右の兩尊長一丈二尺許、足の裏に應永二年今井四郎爲

菩提とあり、開山阿王一遍上人知心正應二年八月廿三日寂す

本堂六間四面、又本堂の西に當て菩をびし五輪の塔大小十七

基あり、昔より傳へて應永の年號みえしものありと云のみに

と云り、其子孫もあら

ざれば是非をしらず、鐘樓 寛永八年卯月十三日、住持覺阿

熊野權現社 境内にあり、社二間四面、木像の大黒天を相殿に

作しれ

千壽院 本山餘、高麗郡笹井の觀音堂、霞下な

觀音堂 餘地、三畝十歩、二間に五間南向、小名原今井にあり、

十一面觀音、立身の木像にて長一尺三寸許、藥王寺の

小名 七日市場 今井村塚にあり、此地左右兩村に掛 宿七
市場のつゞ 久保村の南に
きなり、

山川 霞川 村内をふること凡五町、幅二間許、
その名つくるゆえを詳にせず、

原野 原村の北方にあり、大門・鹽船・今寺・野上・谷野・
原木ノ下及び當村を併せて七村入會の林場なり、

神社 愛宕社 村の西にあり、一間に一間半の覆屋を設く、鎮座
村内寶泉
寺の持、

山王社 小社、村の
西にあり、

山神社 小社、愛宕社
の邊にあり、

牛頭天王社 一間に一間半の覆屋、愛宕社地の内にあり、村内
の鎮守とす、例祭六月十五日、以上寶泉寺の持、

寺院 寶泉寺 村の北方にあり、藤橋山延命院と號す、新義眞言
宗、鹽船村鹽船寺末、本堂五間四方南向、本尊彌
陀なり、長二尺五寸木、
地藏堂 二間四方、表門の側に
の坐像にて惠心の作也、
木像長三尺、

疊蹟 古城蹟 東西凡二十歩、南北五十歩餘の地をいふ、村の北
の坐像にて惠心の作也、
云つとふ、その事跡を
つまびらかにせず、

○谷野村 谷野村は、郡の北端にありて、高麗・入間兩郡

の塚を距ること十四町、東は木野下村に接し、南は今寺・
大門の二村に墾ひ、西は鹽船村、北は南小曾木村に隣る、
東西纒に三町、南北凡七町程、日本橋までの行程十二里、
土性眞土、水田少く陸田多し、民戸三十、平陸に散住せり
男は耕作を專にし、女は蠶織を業とす、多く青梅縞を織
出す、昔より御料所にして、正保の頃高室喜三郎御代官
所、其後の遷替詳ならず、今小野田三郎右衛門支配所
なり、檢地は寛文八年曾根五郎左衛門たゞし、新田は寶
曆十一年伊奈半左衛門檢地す、村内一條の往還あり、青
梅村より飯能邊への通路なり、

高札場 村の中央
にあり、

小名 新谷村 村の東木野下
東澤村の北の方
にあり、

山川 霞川 二流あり、共に霞川といふ、一は隣村鹽船村より流
る、二流共に當村をふること二町半程、
同じく木野下村へいる、澗各二間半許、

神社 藏王權現社 見捨地一畝餘、七尺に九尺の覆屋南向、祭
神大已貴命、圓石を以て神體となせり、例祭
は九月十五日、
村持、

寺院 眞淨寺 泉名山明星院と號す、新義眞言、鹽船寺の末、寺
領三石の御朱印を附せらる、その御朱印には入間

郡とあり、されど正保年中の地圖に多磨郡にあり、今も同じ
ければ入間郡といふもの疑ふべし、本尊虚空藏木の坐像長六
寸五分、運慶作、又鉄像の彌陀あり、別に 本堂 八間に五
藏めて寺寶となす、これは唐佛なりと云、
護摩堂 三間四方 表門 八尺に九尺南向、側に時雨櫻といへ
の鎮守、
藏王權現社 愛宕社 共に小社にして
境内にあり、
地藏堂 見捨地二畝餘、二間半に二間、村の西の方にあり、木
像立身長一尺、又十王の木像あり、各長八寸許、村の持
閻魔堂 見捨地六畝餘、村の東の
方にあり、是も村持、

○鹽船村 鹽船村は、郡の北にあり、柚保庄小曾木郷と
稱す、按に此邊の村々古へは皆その郷庄の内なりとみゆ
れど、他の村にては其唱へもなく、又古きものにするせ
しをみざればさだめがたし、ことに柚保庄と云は疑ふべ
し、昔の保の遺名なれば、たゞ柚保といひしなるべし、
已に應安の比のものには、三田領柚保とのみしるしたり、
其開けし年歴は傳へざれど、古き村なりと云、其名の起
は土人の話に、村内觀音たちし山丘、及び村の形も皆船
の形狀に似たればとて、かく呼なせしといへり、されど
鹽船といへるは別にゆへあるべし、南北纒に二町餘、東

西凡十一町に及べり、東は谷野村にとり、南は吹上・大
門の兩村につゞき、北は南小曾木村、西は根ヶ布村に接
す、各嶺つゞきにて際界を分つ、古へ誰の領知なりしこ
とをしらず、正保の頃にや高室喜三郎御代官所なり、寛
文八年曾根五郎左衛門檢地す、後田安殿の御領に附せら
れ、今に同じ、民家二十一軒、山に傍ひ或は谿間に散住
す、土性眞土陸田多く水田少し、山林其半に居る、澗水
を以て灌漑の助とす、日本橋まで行程凡十二里餘、里人
の傳へに此地も亦古へは勝沼の内なるべし、都て近隣皆
山丘に傍て、田澤澗沼多かりしに因て勝沼の唱ありしな
るべし、

高札場 村の中程觀音堂の
仁王門前にあり、

小名 西林坊谷 村の西にあり、村内の小名皆坊號を以て谷
大抵民となりて其名の 梅林坊谷 西林坊谷の 寶藏坊谷
みのこれりといふ、

東の谷 北ノ坊谷 寶藏坊より、 橋本坊谷 南の谷 神
門坊谷 今の神門寺な
り、是も村の東の方にあり、此外寶藏坊・寶聚坊・財林坊
禪林坊ありき、合て十二坊となす、今此四坊は全く減て小
名に殘
らず、

鹽船村觀音堂圖



山川 谷川内西林坊谷より流れ出、東の

神社 神明宮 村内鹽船寺より南の方にあり、小祠なり、御朱印
かなら 別當神門院 神明社地に住す、鹽船寺の門徒なり、本
寸、開基詳かならず、古へ神
門坊と稱す、後院號に改、

寺院 鹽船寺 村の東にあり、西光山と號す、新義眞言宗、京體
印には入間郡鹽船寺とあり、村内觀音堂仁王門の棟札には圓
船とあり、恐くは誤れるならん、古へは鹽林坊と稱せしが、
後今の寺號に改む、本堂九間半に六間半南向、本尊不動立身
の木像、作知れず、開山靈深僧正弘長三年九月六日遷化、當
院は末寺と稱するもの七箇寺、
門徒と唱ふるもの五箇寺あり、 門 本堂の正、 三寶荒
神 小社境内の鎮守、本
堂より西にあり、

觀音堂 村の東にあり、七間に六間南向、二十級餘の石階を歴
尺二寸、行基の作、左右に不動、毘沙門の兩像を列す、各長四
尺作しれず、外に二十五尊を安置す、各長三尺作知れず、親立
の初を詳にせず、觀音堂領五石の御朱印を附せらる、緣日と
て諸人參詣する日一年に六度あり、正月十六七の兩日、二月
初午、七月十日、及び 彌陀堂 觀音堂の前にあり、其間二十
十六七の兩日なり、 觀音勢至各長三尺、慶長十五年十
の棟札あり、此堂背の丘上に古碑あり、永仁四年丙申九月十

四日としるせり、土人傳へて八百比尺の立しもの
なりと云、いかなる故にてかく云ことを詳にせず、 藥師堂
二間に三間東向、行基作 仁王門 三間に二間餘南向、大悲山
の木像長五尺餘、立身、

と云る者書せり、左輔右弼の兩像長八尺、運慶の作、壽永三
年甲辰造立の棟札あれど、至て古びて文字辨すべからず、外
に天文二年癸巳卯月再建の棟札あり、表背に文あり、今其要
を摘んでしるせり、ことに字樣分明ならざるものあるは、姑
く其まゝに存す、表面に大且那三田嫡男平朝臣彈正忠政定并
細定家門繁昌、柚保内萬民豐饒の文字見え、今政定等が子孫
近村にある事を聞ず、背に僧俗の名を録して杉本坊覺滿・圓
林坊昭傳・神門坊顯祐・寶乘坊顯秀・禪林坊・北之坊・橋本坊・什
海・寶積坊良滿・寶藏坊顯運・梅本坊宗雅(□一之且那)財林坊
永鎮、以上衆徒鎌倉大佛所弟子圓慶、顯祐、同宿願後顯宗、因
幡顯泉、肥前顯忠季房、脇且那興富三郎、勸進之人數詠善□三
郎三良四良太郎四五郎四郎三郎□二郎八郎四郎藤二郎三郎四
郎三郎太郎彦七・渡邊殿・西大炊介殿・西三郎左衛門殿とあり、
今その俗家の子孫を詳にせず、いはゆる當村古へ十二坊と傳
るもの、此を徵とすべし、鹽林坊即ち今の鹽船寺、梅本坊は
今小名に残れる梅林坊なり、但こゝに載する所十一坊にして、
小名の打越坊を合せて十二坊と、 鐘樓 八尺四方、寛永十八巳
す、餘は已に小名の條にみゆ、 總三郎と雖たる大鐘をかく、
此人は南小曾木村の者也と、 什寶 大般若經殘缺二百餘

卷藏めて觀音堂内にあり、古より傳來にて、追々書足せし者
なり、孰も古筆にて、卷末に記あり、今其一二をあぐ、應
安六年七月十日、奉於黒谷郷大島之少庵而覺能僧書之、應安
六年八月廿日執筆、學能、武州三田領柚保内鹽船村、千手堂

之大般若經二百餘卷、近來紛失之所、鹽船寺智賢法印調之今
全部刻二卷書寫寄進畢、武州秩父白鳥 上住、應安六年閏月
十月二日於武州秩父郡大淵郷長樂寺寫之、應安六年閏月一
觀證坊良榮、永和三丁巳六月廿六日書寫畢、永和三三年七月十
二日迂弘重、康歷元年十月廿二日方册筆、大願主學能僧、壬
子年於杉本修理申也、至德二年乙丑秋之頃、終功了、乘門商
深、寶徳元年己巳十二月廿三日、大藏卿三十七歳などみえた
り、此外永和永徳等の年月を記せるもあり、もとより全部の
物にあらず、其うへ堂内濕 七社權現社 觀音堂より西の方
地なれば大半朽微に及ぶ、 尺餘に七尺餘の社なり、山王七社と號す、祭神詳な
らず、或は是を觀音の奥院と稱す、村内の鎮守、 御手洗
池 堂背の山下の谷にあり、 別當杉本坊 鹽船寺より一町程
の修驗なり、開基の初を詳にせず、此寺寶の般若經の奥書に、
壬子年於杉本修理申也と、この壬子應安五年なるべし、(同國
雜記)にも杉本といふ山伏の所に過りしよしへり、されど
この上文に、上野國を冠らすれば、全く此地のこととも定め
がたし、又宗祇東路土産に、此坊のことをのせて、霧はた
わけ入八重の外山哉、この家の後は甲斐の山、北は秩父など
いふにつきて、誠に深山とはこゝをや申すべからん、此山ふ
かき心なるべし、同所に山寺あり、前は武藏野なり、杉本坊
といふ、霧を吹野風
が落に朝くもり、

○吹上村 吹上村は、郡の北にあり、柚保庄小曾木郷と
稱す、古へ此邊皆勝沼の地なりといへり、東は大門村に
堺ひ、西は黒澤・根ヶ布の兩村に接し、南は下師岡村に隣

り、北は鹽船村に及び、東西凡十町餘、南北八町程、民家三十六軒、土性眞土、田畑當分、沼池の水をそゞげり、村名の起其餘沿革並に檢地の有無を詳かにせず、されども寛文八年檢地ありしなるべし、只正保の頃には高室喜三郎御代官所なりしよしものにみえたり、後土岐重左衛門采地となりて今に同じ、

高札場村の東寄

山川 沼池 村の南西師岡・根ヶ布兩村の界際であり、師岡古城より西北に當りて、城山の麓なり、池の名なりといへども、廣さ凡十五間に十間許に及び、これより往て村内田地の灌漑となり、末は他村に至りて霞川に入、

寺院 宗泉寺 曹洞の禪宗、隣村根ヶ布村天寧寺の末、寶龍山と永祿六年三月廿六日寂せり、御朱印あり、寺領三石を附せらる、御朱印には高麗郡とあり、本堂九間四方異向、齋間に撞鐘をかく、須田大隅守盛輔と云人、寶永三、地藏堂二間半に三年丙戌の秋鑄たるよし銘に見えたり、
あ、白山社 小社、境内の鎮守なり、

東谷菴 境内除地八畝、曹洞宗、天寧寺ノ末な、本堂三間に四間半にて本堂藥師、

○今寺村 今寺村は、郡の北にあり、郷庄の唱なし、東は藤橋村、西は大門口村、南は新町村、北は谷野・木下兩村なり、土性眞土或は黒土、畑多して田少し、天水を仰ぐ

地あり、皆當寺境内つゞきにして、昔は共に此寺の門中なりしよし、いつの頃か廢せしことをしらず、其地所は今になつたの比か廢院となりて、今境内に其跡あるのみ、
地藏堂 三間半四方、境内にあり、延命地藏を安す、木像長二尺、餘立身、傍に六地藏を刻す、立身の木像にて各長八寸、
山 王社 小社境内にあり、神明社、稻荷社共に小社、
常樂院 境内一町三畝餘、見捨地、報恩寺より西の方にあり、四間、本堂藥師木の、八幡社あり、小社、
坐像にて長一尺餘、

○大門村 大門村は、今寺村の西隣にして、西は野上・吹上兩村に境し、南は新町村、北は鹽船・谷野兩村に接す、東西僅に四丁程、南北十五町許に及び、村名の起を知らず、民家三十戸、又女功を専とし、青梅縞を織出す、土性黒土、畑多して田少し、御開國より御料所にして、正保の比こゝも高室喜三郎御代官所なり、天明三年大久保安藝守領分に賜はり、今に同じ、檢地并に日本橋までの里程等皆今寺村に同じ、村内一條の往還あり、青梅邊より扇町屋或は川越への通路なり、
高札場村の中程

小名 釜ノ上 今寺村境、
黒麥 谷野村境、
曾根 村の中、
市 程なり、

のみにて、川なければ外に灌漑の助なし、民三十二戸、農作の外女功を専らとし、多く青梅島を織出す、村名の起及び往昔誰の領地といふことしらず、御開國より御料所となり、御代官の遷替あり、正保の頃には高室喜三郎支配し、後水野石見守采地に分たれば、餘はなを御代官所なりしが、伊奈半左衛門支配の比、天明三年大久保加賀守領地に賜はりしより、全く私領となり、今に同じ、檢地は寛文八年竹村與兵衛改定す、村内二條の往還あり、一は青梅より川越へ、一は青梅より藤橋村への通路なり、

高札場二ヶ所 一は村の東大久保加賀守が領地にあり、一は西南の方にありて水野石見守が采地にあり、
小名 植竹 村の東に、
植ノ詰 谷野村境、
竹ノ下 村の中

山川 霞川 大門村より入、村内凡三丁をへて藤中川 大門村より入、流末木ノ下村へ、
達す、濁さ九尺許の細流なり、

神社 神明宮 村の中程路傍にあり、
社地見捨九歩、小社、

寺院 報恩寺 村の中程にあり、天台宗、當郡府中領深大寺の彌陀立身の木像三尺餘、御朱印十石の寺領を附せられ、村の内に今も華藏院跡と云て三町程の地、泉藏院跡とて二町程の

島 西の方、氏神 西北の方鹽船村にあり、
堂ノ後 霞川の南をいふ、
この處にあり、故にこの唱あり、

山川 霞川 野上村より入り、村内をへて今寺村へ入、
中川 吹上村より入り、村内をへて是も今寺村へ入る、
廣さ九尺許の小流なり、

神社 稻荷社 社地四畝、小社、村の東南にあり、百姓持、社地は見捨地なり、
寺院 地藏堂 五間半に二間半、村の中央にあり、木の坐像を安す、
長一尺許、昔は霞川の南にあり、寛文檢地の後今の地へ移す、
堂地は六畝許、見捨地なり、

○野上村 野上村は、大門村の隣にありて、當村よりは大門村は北東に邊す、西は下師岡村、南は河邊村に接す、東西八町、南北十二町程、村名の起は、此地は武藏野の西の限にあれば、武藏野の上といふよりかく呼なせりと云、土人の考に此邊も亦柚保・勝沼の内なるべし、檢地は寛文八年曾根五郎左衛門改正す、家數十九軒、土性は砂利或は眞土、田少く畑多し、當村も亦高室喜三郎御代官所、後田安殿領地に附せられ、今に同じ、日本橋までの行程その餘皆大門村に同じ、野上郷なりと云、
高札場村の東寄

小名 檜ヶ谷戸 村の東の方 薬師堂南の方にあり、

山川 霞川 下師岡村より来り、村内をへて大門村へ入る、

神社 春日明神社 野上・吹上・師岡・大門四村の鎮守なり、寛永十五年の棟札あり、御朱印二石の社領を附せらる、社前に鳥居あり、例祭毎年九月十九日、末社 辨天

社小 別當神照寺 眞言新義、當郡鹽船村鹽船寺の末、本堂五間半四方、本尊十一面觀音を安す、立身の木像長七寸許、

○新町村附持添新田 新町村は、郡の北にあり、此邊野上郷と稱するよし土人いへど、外に此郷名をおひし村もなければをぼつかなし、南は羽村に隣り、北は大門・藤橋・今寺の三村に犬牙し、西は野上村に墾す、東に當村の新田あり、東西凡十八町、南北九町許に及ぶ、此地は慶長十八年の頃、下師岡村の民吉野織部といひしもの原野を開しよしを傳ふ、今其分家當村の里正なり、村内に慶長十九年織部起立の寺院あるを見れば、さもあるべきに似たり、然るに是を萬治の頃新墾せしを、寛文八年竹村與兵衛檢地たせしとあるは誤なり、すでに正保改定の圖に、當村を載てみえたれば、是よりまえに檢地改定せしことは論なければども、其姓名年月等の傳へを失せり、か

の織部が新開せしは慶長の末なれば、推て考ふれば元和寛永の間一村に建られ、御料所となれるならん、又新町の稱は古よりしかるにや詳にせず、のちに田安殿の領に附せられしより今に同じ、土性は野土、皆陸田の地、民戸六十一軒を連て住せり、村内に一條の往還あり、青梅邊より江戸への通路なり、日本橋まで十一里許、又持添の新田あり、東の方にあたれり、皆陸田の地にて寶曆九年伊奈半左衛門の檢地なり、

高札場 村の西寄にあり、

神社 藏王權現社 覆屋四間四方、拜殿一間半に二間、鎮座の宮川左京の持なり、

寺院 東禪寺 境内除地一町六段七畝二十八歩、禪宗臨濟派、鎌倉建長寺末、金錫山と號す、本堂九間半に五間半

南向、本尊正觀音は坐像の鎚佛なり、長一尺餘、弘法之作と云、開山秋巖、開基は吉野織部共に卒年を傳へざれど、この寺を草創せしは慶長、表門に又通用の門あり、別

鐘は近來の、藥師堂 二間餘四方、本堂より南に當り路を隔た鑄造なり、

鐘造なり、藥師堂 二間餘四方、本堂より南に當り路を隔た鑄造なり、

鐘造なり、藥師堂 二間餘四方、本堂より南に當り路を隔た鑄造なり、

鐘造なり、藥師堂 二間餘四方、本堂より南に當り路を隔た鑄造なり、

鐘造なり、藥師堂 二間餘四方、本堂より南に當り路を隔た鑄造なり、

長一尺餘の木像なり、客殿は三間半に四間、開山養風、是も慶長十九年吉野織部起立といふ、藥師堂 四方境内にあり、

○上師岡村 上師岡村は、郡の北にあり、柚保庄小曾木郷と稱す、この村は古へ武藏野の西の限りにて、これより南西北はみな山嶺相連れり、東は下師岡村に接し、南は河邊村に隣り、北は吹上村に犬牙し、谿間或嶺上を以て際堺とす、西の方は乘願寺村、乾の方霞川を隔て根ヶ布村なり、東西纔に四町程、南北十町餘、土性眞土、陸田多くして水田少なし、霞川を引て灌漑とす、檢地は寛文八年竹村與兵衛・會根五郎左衛門改定す、古へ一村にして上下の唱なし、正保の頃ははや上下の兩村に分れ、共に高室喜三郎御代官所なりしよし、其比のものに見えられたば、それより以前の區別なるは論なし、且往古は勝沼の唱にして、永正・大永の頃は三田彈正某が領地なり、かの家没落の後小田原北條の領所となり、其家人師岡山城守某此地にありしより、師岡の唱濫觴せりといふ、此説うけかひがたし、鎌倉鶴岡に藏むる所の嘉吉元年の文書に、武藏國師岡保柴關所事といへる文あり、若此所のことならば、師岡の唱甚だ古し、しかしながら橋樹郡にも師岡といふ正しき古名あれば、文書にいへる師岡保はもしくは

彼郡中の村名にもあらんか、さもあらば師岡を氏とせるは、そこより出し人なるべければ、其人こゝに移りてより村名となりしにや、又文書にいふ柴關所といへること、今聞ざれば是らのことは勘考に便りなし、又北條氏康の紀行に、武藏野にて勝沼と云所につきぬ、齋藤加賀守安元この所の領主なり、つねづね道々のこと申しかよはしければ、山海の珍物數をつくし饗應しけると書せり、されば安元も亦この邊を領して居館ありしと見えたり、勝沼は古へ此邊の通稱と聞ゆれば、其館蹟等何れの地なりや今しるべからず、御開國よりは御料所にして、御代官もしばしば遷替ありて、今は小野田三郎右衛門、支配所なり、民家四十四軒、以下の村々日本橋までの行程凡十二里半、

高札場 村の中央にあり、

小名 六萬部 村内光明寺より四町程南の方にあり、往昔こよりの唱なり、

山川 霞川 根ヶ布村より村内にありて、田間の用水と

兩堤 城山より申西の方に當て堤の形あり、師岡氏居城の以前

兩堤より霞川を引入れし堤なりといふ、今土人其あたりを

呼びてみな雨堤と云り

勝沼 土人の考に、上下師岡及び乘願寺村より根ヶ布・吹上・鹽船村邊までも、皆古名勝沼の地にして、沼地は處々の間に在り、あまたなるゆへに勝沼と名づけたるならんといへり、村内龍壽寺及び乘願寺村乘願寺の山號、共に勝沼山といへば、此らにても此邊すべて、勝沼の唱ありしこと推して知るべし、

橋梁 見損橋り、天正の兵亂にのみ土、敵を見損じたるよりの名と云、又根ヶ布村に亂れ橋といふあり、それより敵兵城に亂れ入て落去せりと云、土人今みそれ橋と唱ふ、

原野 秣場 此邊九ヶ村入會

神社 雷電社 小社城山の上にて、村民の地所

寺院 光明寺 境内除地二段三畝十二歩、寶藏山と號す、城山の麓曹洞の禪宗にて、根ヶ布村天寧寺の末山なり、

龍壽寺 境内除地一段五畝六歩、勝沼山と號す、村の西の方に藏木の坐像長一尺五寸許、開山は天寧寺 稻荷社 境内にあり、二世松潤支秀、大永四年十一月寂す、

萬慶菴 除地二段三畝十二歩、清龍山と號す、是も天寧寺の末、客殿六間に三間半南向、本尊如意輪觀音、木の坐像長一尺許、開山本山十一世 面行室源察卒年を知らず、

藥師堂 除地一段一畝十四歩、小名六萬部にあり、木の坐像長一尺五寸許なるを安す、此外に十二部の木像あり、各

長八寸許

○下師岡村 下師岡村は、上師岡村の東隣にして、上村は當村よりは西なり、東は野上村、南は河邊村、北は吹上村なり、皆陸田相接す、東西凡五町、南北七町許、民家四十五軒、是亦小野田三郎右衛門御代官所なり、郷庄の唱及び土性等、其餘檢地の年月上村に同じ、

高札場 村の東より

小名 馬場 村の東の方 筑間 村の西

山川 霞川 上師岡村より入、凡七町 餘をへて野上村に達す、

原野 秣場 これも上師岡村と云

寺院 妙光院 地久山と號す、城山の麓にある曹洞の禪宗、根ヶ布村天寧寺末、御朱印三石の寺領を附せらる、

○根ヶ布村 根ヶ布村は、郡の北にあり、郷庄上に同じ、或は根株に作る、地形四方に山林ありて中間に田畑を開き、民家皆山丘の根に傍て住する故、山の根株といふに

城守が姉禪尼となりて、この所に庵室を結びし舊地なりといへり、そのうへ師岡を以て氏とすれば、必山城守が一族にて

高さ十五六歩の登りなり、上村明光寺の後背より、村内妙元寺客殿の西北に及ぶ、されど其地總て妙光院の山林なれば、今この村におきむ、榮屋宗長が(東路の記)に、永正六年八月十一日武藏國勝沼と云所に至りぬ、三田彈正忠氏宗の所の願主たりと記せり、又根ヶ布村天寧寺、大永元年の續に、大檀那三田彈正忠平政定と雖、この政定はすなはち氏宗の子なり、これ等に據れば、古へは三田氏の居城なることしるべし、その頃は此邊みな勝沼と唱へて、この壘も勝沼城といへるなど、土人の考にもいへり、永祿三年三田彈正少弼綱秀卒せし後、没落して小田原北條の領地となり、家臣師岡山城守某來りて居住せしより、師岡の名起りしも知るべからず、(小田原家人所領役帳)に、師岡山城守高麗郡蘆野場にして、二十五貫の地を領せしよしみえたり、此山城守のことなるべし、おもふに永祿の末よりこの城にありて、天正の兵亂に落去せるか、三田・師岡兩土當城をたもちし次第、いまだ詳かなることをしらず、この山の中腹に巖窟あり、廣さ二間四方許もあるべし、昔年自然に土陥りて、この洞穴初めてみえしと云、

舊家 百姓千右衛門 當村の里正なり、氏を吉野といふ、先祖の地に來り、師岡村を開墾せしと云、その人は吉野織部助といひしよし、即ち新町村をも開いて寺院までも起立せし人なり、又隣村河邊村もこれが新開の地なりと云はざれど、舊記等ものこらざれば、往昔のことを詳かにしがたし、百姓兵左衛門 師岡を氏とせり、寛文の水帳に、兵部と載た家系等も詳かにせざれど、かたが先祖なり、舊記を失ひたれば見えしは、古き鞍一具を藏せり、ことにこれが屋敷は師岡山

城守が姉禪尼となりて、この所に庵室を結びし舊地なりといへり、そのうへ師岡を以て氏とすれば、必山城守が一族にて

○根ヶ布村 根ヶ布村は、郡の北にあり、郷庄上に同じ、或は根株に作る、地形四方に山林ありて中間に田畑を開き、民家皆山丘の根に傍て住する故、山の根株といふに

城守が姉禪尼となりて、この所に庵室を結びし舊地なりといへり、そのうへ師岡を以て氏とすれば、必山城守が一族にて

○根ヶ布村 根ヶ布村は、郡の北にあり、郷庄上に同じ、或は根株に作る、地形四方に山林ありて中間に田畑を開き、民家皆山丘の根に傍て住する故、山の根株といふに

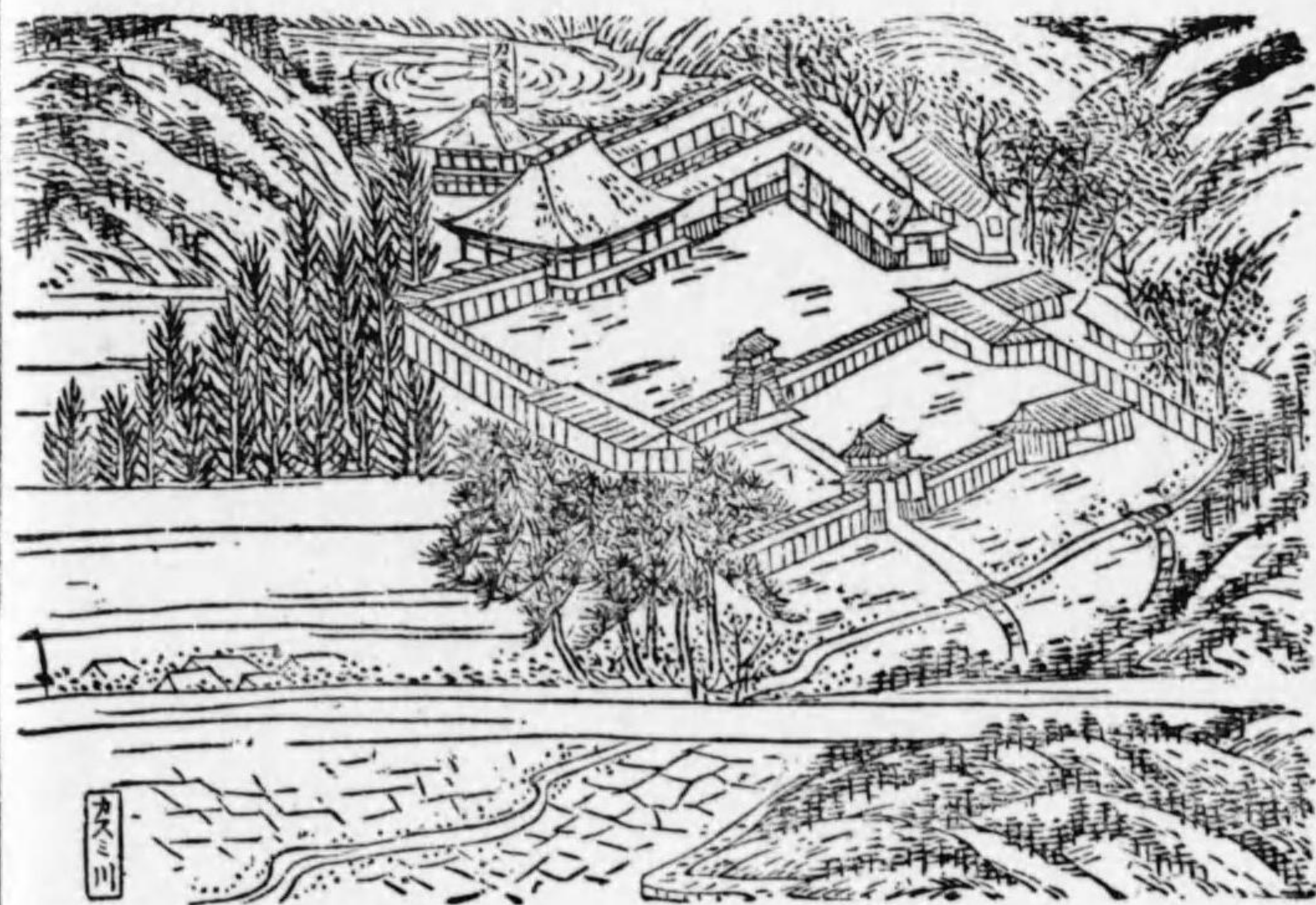
城守が姉禪尼となりて、この所に庵室を結びし舊地なりといへり、そのうへ師岡を以て氏とすれば、必山城守が一族にて

○根ヶ布村 根ヶ布村は、郡の北にあり、郷庄上に同じ、或は根株に作る、地形四方に山林ありて中間に田畑を開き、民家皆山丘の根に傍て住する故、山の根株といふに

城守が姉禪尼となりて、この所に庵室を結びし舊地なりといへり、そのうへ師岡を以て氏とすれば、必山城守が一族にて

○根ヶ布村 根ヶ布村は、郡の北にあり、郷庄上に同じ、或は根株に作る、地形四方に山林ありて中間に田畑を開き、民家皆山丘の根に傍て住する故、山の根株といふに

根ヶ布村天寧寺圖



橋梁 亂橋 設川に架せる小橋なり、師岡の城落去の時よりの
神社 諏訪明神社 虎柏神社、高峯神社を相殿に祭る、諏訪明神
一間、拜殿三間に一間半、前に鳥居を建つ、吉田派の神職宮
崎左近持、社傳に「延喜式」の内虎柏神社は、當社のことにし
て、祭神進雄尊なりと云、いつの頃よりか諏訪明神を以て通
稱とし、虎柏の名は古名とのみ心得、并せて三神鎮座の由来
をも失へり、今小曾木郷の總社とす、しかるに當郡柏江郷佐
須村にも又虎柏の社あり、別當虎柏山日光院安樂寺といふ
彼村にても亦式内のよしをいへり、いづれを
是とすべきや、佐須村の條を并せ見べし。

寺院 天寧寺 高峯山と稱す、曹洞の禪宗、甲斐國中由廣院の
一云、本尊釋迦木の坐像長三尺許、御朱印寺領二十石を附せら
る、末寺凡三十七院かすぶ、開山を一華文英と云、僧千岳が
【語集】にその傳を収む、今修してこゝにのす、禪師名は文
英、字は一華、甲斐國山梨郡竹森郷の産なり、源姓武田の氏
族、東光寺周僧の第二子なり、母金嶽の神龍腹に入ると夢み
て姪めることあり、其うまるゝに及て骨相凡庸ならず、左の
脇の下に鱗文あり、父仕官の暇郷里に歸り、兒の聰敏を喜び、
この兒出産の器なるべし、宜しく細流の徒とすべしとて、す
ゝめて鹽山にのぼせ、俊翁といへる大徳に參禪せしめ、年十
三の時出家す、いまだ二十にみだらずして全山こぞりて麟鳳と
稱す、後甲斐國の永昌寺と當國の天寧寺とを開く、時に後柏
原院永正三年、特に敕して紫衣并て神祇通龍禪師の號を賜ふ、
同六年六月六日、化縁已に終るを知て偈を書し畢て化す、壽
齡八十五歳、法臘七十一年、塔を本山の東岡になつ、二世を

十歩餘の池、霞川の水源なり、

松潤禪師と云、當國修廣寺及び郡中境村祥安寺の開祖なり、三世は靈蔭禪師、四世は説翁禪師、五世は廣卷長禪師なり、これらはみな當國に一寺を開き、その徳世に聞えありし僧なり、かく打つてきて高僧の住せしも、寺院の規模とすべきにや、この松潤禪師の修廣寺のこと、及び靈蔭禪師は開修寺をひらき、説翁禪師は拜嶋の龍津寺を開きしなど、皆當國の寺院なるよし同書にのせられたり、これらの寺院今州中に聞ゆることなし、後廢寺となりしにや、郡名をなせるさざれば尋るに由なし、本堂十一間半に八、開山堂四間に三、衆寮七間半に由なし、廻廊十五、隱寮四間半に二間、此外、山門三間に四、總門西、鐘樓九尺四方、銘、祇園月白隠々鐘、聲新聆五天之外、豐嶺霜嚴沈沈鯨、音大傳六合之間、佛運皇化且榮、國家民物長樂、開斯音聲者、速悟自本心、武州柏保小曾木郷高峰山天寧寺、開山一華禪師、二世松潤和尚之代、願主 住持比丘宗源記之、大檀那平氏朝臣將門之後胤、刻鏤大工 源定次

道了權現社 小社門外の丘上にあ、霞池 本堂の後背にあり、境内の鎮守なり、霞池 南北五十歩、東西二

○乘願寺村 乘願寺村は、郡の北にあり、青梅街道の往還なり、是も郷庄上の村に同じ、東は上師岡村、南西二面は西分村、北は根ヶ布・黒澤兩村なり、南北僅三町、東西四町餘、こゝも上師岡村と全く古へ武藏野の西の限りにて、これより南西北はみな山嶺相連れり、民戸四十五軒、平地に散在す、土性眞土、陸田多して水田少し、當村も古へは勝沼の地にして、今の村名は後世よりの唱なり、御開國より御料所にして、正保の頃は高室喜三郎御代官所なり、檢地は寛文八年會根五郎左衛門改定す、後田安殿領地となり今に同じ、高札場村の南寄

小名 小曾木村の西、神社 石動明神社 小社、小名小曾木にあり、神明社 小社、村の中央にあ、是も村民の持、寺院 乘願寺 勝沼山と稱す、遊行派、相模國當麻無量光寺の末、長四尺、左右の兩尊各長二尺、彌陀領に三石の御朱印を附せらる、緣起によれば春日の作にして、しかも鎌倉執權の頃尊

信ありしことも載たれど、此寺天正の比兵火に遇ひ、古書舊物等を失ひしかば、後の世より往事をあまりつゞりしものなれば、證なきことにて採用となしがたきことのみなり、寺傳には開山眞教なりとて、その事跡寂年等あらましに傳ふれども、これも不信のこと多ければのせず、開基は三田正綱秀なり、法名を月照院高山淨源大居士といへるなり

藏王權現社小社、神體唐銅、長三、境内の鎮守、

○千ヶ瀬村 千ヶ瀬村は、郡の北にあり、郷庄を傳へず、東は河邊村に堺ひ、南は多磨川を隔て長淵村なり、西は青梅村に犬牙し、北は西分村に隣る、南北總かに四町餘、東西二十町餘に及ぶ、土性は眞土或は砂利、陸田多して水田少し、民戸百二十七軒、平陸の地に散住す、昔より御料所にして、正保の比は高室喜三郎御代官所、その餘遷替さだかならず、今小野田三郎右衛門支配所なり、高札場村の中ほど

小名 峽田村の西の方 池尼村の西寄、中丸前前のつ、若宮前つゞ、小手河原以上皆西の方にあり、いづれの代の戦の時、つゞ、小手河原にありけん、落武者一騎當村までにげのび、籠手をとりとせしを、土人拾ひ得てもちしが、後この品を若宮八幡と祝しけるより、その拾ひし所を小手河原といひ、八幡を安する所を若宮といふ、その内釜村程、小手河原を、あやまりて琴河原とよびなせり、

右衛門の先祖吉野織部助が新墾せし地なりと云、昔より御料所にして、是も正保の頃は高室喜三郎支配所なり、其餘御代官の遷替詳かならず、今小野田三郎右衛門支配所なり、檢地は寛文八年高室四郎兵衛、寶永四年町野惣右衛門改定す、又享保十八年寛播摩守新田の檢地あり、土性眞土皆陸田の地なり、民戸七十六軒、江戸までの行程此邊總てをなじ、

高札場村の東南多磨川端にあり、

土産 陶器 河邊焼とて種々の器を焼出せり、京産の陶器の陶器に似て、下品なるものなり、

神社 春日社 社地十間四方、村の中程にあり、三間四方の覆屋石の社領を附せらる、本村東圓寺持たり、

寺院 東圓寺 春日社の並にて西にあり、この間二十間餘を隔、鹽船村鹽船寺の末、本堂八間に五間半南向、本尊彌陀を安す、木の坐像長一尺餘、開山開基詳ならず、觀音堂二間四方、觀音は木の坐像長七寸許、

林川寺 境内除地三段三畝十八歩、高雲山と稱す、曹洞の禪宗、薬師木の坐像にて、長一尺餘、開山は本山天寧寺五世廣菴と云ふ、

り、山神戸是も中程、八井戸是も同、東林東の方なり、

神社 神明社 河邊村堺にあり、小社、御朱印一石の社領を附す、

稻荷社 村の東の方にあり、村内の鎮守とす、纒の本社にして拜殿は二間に三間、前に鳥居をたつ、これも御朱印五斗の社領を附せらる、以上二社とも、に吉田派の神職高野山城の持たり、

寺院 宗徒寺 境内二百坪許、仙桃山と號す、臨濟派禪宗、當郡長淵村玉泉寺の末、御朱印一石七斗の寺領を附せらる、本堂七間に九間、本尊毘沙門、木像長一尺餘、開山一翁祖蓮、寶徳二年三月十一日寂、鐘樓四方、近來の鑄、辨天祠の鎮守なり、境内

柏樹菴 境内除地二畝六歩、宗徒寺の末にして、境内にありて別地に寺地を設く、客殿三間に四間、本尊藥師にて、木の坐像にして長一尺許なり、

壽徳菴 境内除地一畝二十四歩、是も同末、客殿四間半に六間、本尊釋迦、長一尺五寸、立身、觀音堂 除地五畝十歩、二間に二間半、正觀音の木像を安す、長一尺二寸、立身にして、壽徳菴の持、

○河邊村 河邊村は、郡の北にあり、郷名上に同じ、庄名を失へり、東は羽村、西は千ヶ瀬村、北は新町村、南は多磨川を隔て長淵友田兩村なり、南北十町、東西十八町に及べり、師岡村の傳説によれば、下師岡村の里正干

○羽村 羽村は、郡の北にあり、古へは柚保庄長淵郷と稱す、今は唱へず、四方凡三十町に餘れる村にて、東は川崎・五ノ神兩村に接し、南は草花・菅生の二村に隣る、其際界多磨川よりあなたの山丘を以て分つ、西は友田村、是も多磨川を踰て域をなす、并せて河邊・新町兩村に接す、北は師岡新田及び新町新田に邊す、川涯の地なる故水田は屢流失して今に至て甚だしく、大半陸田なり、平林は村北に在て、山林は川南にあり、土性眞土、或は野土、家數二百九十二軒、日本橋まで行程九里、故の里正小源太といへるもの、家にある舊記によれば、天正の頃神護寺の城主北條陸奥守氏照が旗下、大石左近大夫照伸當村を知行す、是は氏照が養父高月城主大石源左衛門尉憲長が一族なり、同十八年小田原落城の時、神護寺の城主も共に没す、御入國に及て文祿・慶長の間百三十石、小俣平内百五十石、小俣平藏百石、原甚吾百四十石、同金平百五十石、河西與總百五十石、河西源治百石、小俣又十郎百四十七石、濱井藤七等が采地にあてられ、それより後改替ありて慶長六年まで御料所となり、大久保石見守支配せり、明る七年九月角田將監・豊島三十郎檢地をなす、元和九年に及て再び新田の檢地ありて、石田太郎兵衛改定す、寛永九年より御代官設樂權兵衛、同十三年

羽村玉川上水堰圖



まで同長兵衛、正保二年より同權兵衛、寛文七年より同孫兵衛、この年又檢地ありて兩宮勘兵衛たゞせり、翌八年又新田檢地あり、元祿元年より池田新兵衛、明る二年より十三年まで設樂勘左衛門、同年細井九左衛門替り、翌十四年より今井三左衛門、寶永三年より林甚五右衛門、同七年より林兵右衛門、正徳元年より比企長左衛門、同五年より會田伊右衛門、享保元年より石川傳兵衛、同五年朝比奈權左衛門、同八年より荻原源八郎、同十九年より上坂安左衛門、延享元年より川崎平右衛門、寛延二年より伊奈半左衛門支配す、その後なを遷替ありて、今小野田三郎右衛門御代官所なり、

高札場多磨川際道の傍にあり、上水分水口の村

小名 根岸水門せきの 間坂 中央、白木是も同袋西方、小作袋より、西なり、

山川 多磨川村の中央を西より南へ流る、當村江戸上水の引分口なれば水門を置、二派にわかれて、

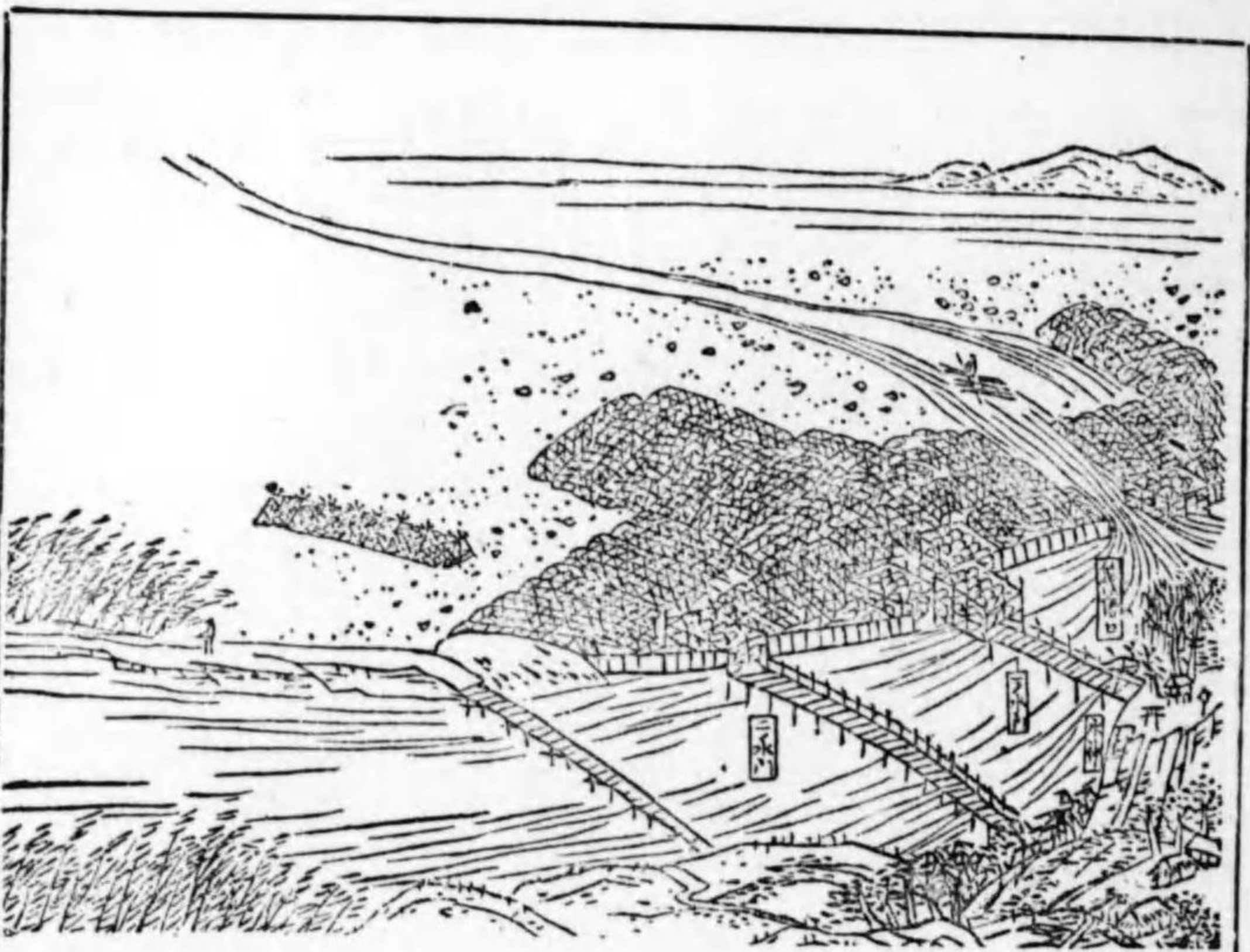
水利 水門ニヶ所各廣五間、水洞四尺五寸許を以て定測とす、四時に隨て進退あり、水溝の淵凡六間、此外分水口數ヶ所、通計凡三十四ヶ所、分水口より江戸四谷の大木戸まで水路凡十二里十九町餘、是を多磨川上水と云、其濫觴を尋

ぬるに、今の御の子司大久保主水先祖、大久保藤五郎忠行といひしもの、永祿六年十一月の軍に忠職をばげみしかど、火砲に中りて後廢人となり、ゆかりにつきて當郡に來り、上和田村に寓居す、天正十八年御入國のとき、御旨をうけて初めて用水を開き、多磨川の清泉を小石川筋へ送せしによりて、名を主水とめされしよし、然れどもこの時の水路は、何れなりや今詳かに辨しがたし、承應元年に至り松平伊豆守信綱、奉行して當村に於て水門を置、波流を分、江戸御城へも條達す、此時に至て注灌の功全く成る、その比の功をおこせしものは、清右衛門・庄右衛門として、江戸居住のものなり、成功の後かれらを御普請役に命ぜられ、しかも多磨川を以て氏に賜ふ、後兩人共によからぬふるまひありしかば、罪からむつて家絶と云、又川越の間島に灌漑に此水を引しも、伊豆守信綱のときなりと、

堤 多磨川除の堤なり、長一町半ほど、

郡署 陳屋ニヶ所 水門進退のため川のほとりにたてをき、御月までは二人、其

神社 阿蘇宮村の西多磨川涯にあり、本社一間四方、拜殿む、神職の話にそのかみ祖先の内に神體を見んとて、自ら潔齋して扉をひらきしに、兩眼忽ちにしるたり、それよりの後子孫に眼病を患るもの絶ずと云、當社は平將門の勸請なりと云、天文五年の棟札あり、大旦那平朝臣三田掃部助定重とあり、是將門の後胤なりしといふ、御朱印十三石の社領を附せらる、例祭六月十三日、村内の鎮守なり、吉田派の神職にて



宮川左

京持
諏訪社除地、一段二畝三歩、社地十五坪、村の東にあり、本
社二間四方の覆屋あり、例祭七月廿八日、吉田派の神
職宮澤越
後持

日ノ神社 除地、一段九畝、社地二十坪、一間四方の覆屋
なり、是も村の東にあり、神職宮川壹岐持、

七所明神社 社地除、五十坪、祭神
は山王七社権現なり、

稻荷社 除地、四段二十一歩、覆屋二間四方な
り、村の西にあり、山本修驗宮本院持、

稻荷社 覆屋二間四方な
り、宮澤越後持、

浅間社 村南の山林にあり、
小祠、村の持、

水神社 二間四方の覆屋なり、水門の邊にあり、水應年中分水
目論見人清右衛門・庄右衛門二人の勸請せしものな
り、今に修復は官費
にかゝれるなり、

寺院 一峰院 境内、五百坪、御朱印地の内村の東より多磨川の
際内にあり、龍珠山と號す、禪宗、鎌倉建長寺末、
應永年中の起立と云、開山玉英應永三十四年十一月十五日寂
す、開基平將門の後胤三田雅樂助將定と云、その位牌とて三
汲道正居士應永三十一年と記すものあり、本尊十一面觀音、
運慶作、木の坐像長二尺許、寺領十三石を附せらる、當院の南
の方多磨川岸に小笹生たる平原あり、則御朱印地の内なり、
この所に五輪塔あり、苔むして文字もみえず、これぞ三田雅

樂助の墳墓なりと云、其側に八幡の小石祠 本堂八間に六
あり、かれが靈をまつりしものといふ、
龍珠山の三字を扁す、金地院 樓門二間半に二間、樓上に洪
に在し僧元方が書せしもの、鐘を懸、近來の鑄作なり、
山王稻荷社合殿に祭る、小石祠
なり、境内の鎮守、
深林寺 境内除地、二段四畝十四歩、小名根岸にあり、東谷山
と號す、禪宗にて村内一峯院の末、本尊如意輪觀音、
木像長一尺五寸、外に長九寸許の正觀音あり、弘法大師の作
と云、太閤秀吉所持の木像にて、故ありて木下某より寄附せ
しものといふ、開山春覺と云、その寂年を失ふ、此寺近年回
祿の災に遇て、舊記等もうせしかば、何事も辨せず、堂宇も
いまだ再
興なし、
禪福寺 御朱印地の内、境内二百坪、小名田ノ上にあり、田上
山と號す、村の中央多磨川の岸なり、臨濟の禪宗、當
郡長淵村玉泉寺の末、御朱印十三石の寺領を附せらる、本尊
正觀音木像、長二尺許立身、本堂七間に五間半南向、開山を
無二和尚と云、廢寺にひと 藥師堂二間半四方、境内にあ
し、近來住持等もなし、
廣福寺 境内除地、十間に六間、水澤山と號す、村の西にあ
り、是も玉泉寺の末、客殿四間に二間南向、本尊地藏
木の坐像、長一尺、開
山開基は詳ならず、
吉祥寺 境内除地、八間に十一間山玉山と號す、村の西にあ
り、是も村内一峯院の末、客殿六間に三間東向、本尊
釋迦立身、木像長七寸、
此寺亦近來住職なし、
十王堂 客殿の前にあ
り、二間四方、

地藏堂 堂地、四間半に五間、一峰院御朱印地の内にあり、村
の西北の方なり、堂の大き二間四方、東向にて石像を
安す、長二尺五
寸、一峯院の持、

觀音堂 村の北にあり、二間に三間南向、
十一面觀音木像長六寸許、村持、

○五神村 五ノ神村は、郡の北にあり、村内に神社五ヶ所
に在によりてかく村名とす、往昔の沿革を辨せず、古くよ
り御料所にして、正保の頃は設樂權兵衛御代官所、その
餘の遷替を詳にせず、今は小野田三郎右衛門支配所なり、
東は川崎村に接し、南より西の方は羽村に堺ひ、北は師
岡新田の地に邊す、四方纔か五丁程の村なり、土性眞土、
陸田のみにして水田なし、檢地は寛文七八の兩年雨宮勘
兵衛改定す、家數二十六軒あり、日本橋までの行程十一
里、

高札場 村の中ほど村民吉右衛
門宅地の前にあり

神社 熊野社 社地除、一段三畝、小社、村
の中央にあり、村内の鎮守、
螺井社 社地の内に
あり、名義
詳ならず、井の上に四なる處廣さ十歩四方もあり、それより
下れることわずかにして水を汲べし、凡長五尋許の繩を用ゆ、
井中二丈許、以下は大石を以圍む、近き
比作りし井にあらず、眞に古様なり、

第六天社 社地、見捨、小石祠な
り、村の西北にあり、

神明社

稻荷二社 村の北にあり、年貢
地、今は社もなし、

子ノ神社 小社、村の西の方百姓市郎左衛門地所にあり、
以上五社共に羽村の神職宮川壹岐持なり、

新編武藏風土記稿卷之百十九

多磨郡之三十一 拜島領

拜島領は、郡の中程にあり、武田記に蠅島の文字に作り
 みえたれど、村名の起れる由来にたがへばこゝに取らず、
 又領名の唱となせる、其起りも證とすべきものなし、屬
 する所の村數中古このかた十五村なり、この内四ヶ村は
 小宮領にはさまりたる地にて、拜島村よりは一里、或は
 一里半ばかりを隔てたれば、なべての廣狹は云がたし、
 されど柴崎村より熊川村まで打つゞきたる所にては、東
 西凡一里半、南北へは一里許、その四境をいはゞ、東は府
 中領にて、それより北にめぐりては武藏野新田につゞき、
 西は福生郷に及び、南は日野領と小宮領に接せり、寶曆
 年間御代官伊奈半左衛門よりこの領名に屬する村落を拜
 島村へ課せて糺せしに、屬する所十五村と書出せりと云、
 その内にも或は小宮領など傳ふる地もみえたれど定かな
 らず、又作目村は古より領名を傳へず、往昔洪水の爲に

流亡せしより田中村に屬し、村民かの地によつて住すれ
 ば、姑くこゝに載たり、領名のことはいづれ古くより稱
 する所なり、

○熊川村 熊川村は、郡の中程にあつて拜島領に屬す、
 或瀧山領福生郷とも稱す、拜島村の隣村なれば是今に従
 ふ、庄名は失へり、往昔より御領私領入會の村にて、今小
 野田三郎右衛門信利御代官所の外、田澤久左衛門某・長
 鹽長五郎某兩人世々の采地なり、御代官の遷替詳ならず、
 只正保の比は設樂權兵衛能利支配所のよしものに見えたり、
 東西二面は拜島村に堺ひ、西は多磨川を踰へて小川・
 二ノ宮兩村に接し、乾の方福生村に犬牙し、北より其の
 方まで中里新田・宮澤新田に隣れり、東西僅に一町、南北
 二十町許、地形平延にして土性砂利或は眞土、陸田のみ
 にて水田なし、家數百三十四軒、耕作の暇には漁獵をな
 して生産の資とす、昔年名主の家より火を失して記録と
 も悉く燬盡せし故、檢地の年歴等詳ならず、日本橋より
 十里半餘、

高札場一は村の南、一は小名内
 出、一は鍋ヶ谷戸にあり、
 小名 牛濱福生村の堺 内出村の中 鍋ヶ谷戸にも中央
 山川 多磨川 村の西を流る、小名牛濱に於て常に船一艘づ、
 を置、土人の往來を渡す、川のあなたは福生村

なり、檜原・五日市・平井等の村民、
 江戸への往返皆道をこゝにとれり、

水利 多磨川上水村内、北の方を流るゝこと十六町餘、此渠
 事已に福生村
 の條に見ゆ

神社 禮拜明神社社地除、四段六畝十二歩、二間に一間半の
 云、神職河
 内持なり、

稻荷社社地除、五畝、小社、村の
 南にあり、村内千手院持、

神明熊野兩社合殿 小社、村南にあり、各免知なり、神明三
 持、福寺

寺院 千手院境内除地、二段大並山と號す、濟派の禪宗、當
 て、本尊は千手觀音木の坐像長一尺五
 寸ばかり、開山を意春楓泊と云ふ、

眞福寺 境内除地、一町二十歩、小名内出にあり、抽井山と號
 す、新義眞言宗、當郡横澤村大悲願寺の末なり、本堂
 五間に八間、本尊不動木の坐像 觀音堂 三間に二間半、本尊
 長二尺八寸、開山秀長僧都、 如意輪觀音、木の坐
 像長五
 寸許、

福生院 境内除地、三段二十四畝、玉懸山と號す、濟家の禪
 宗、當郡野邊村普門寺末、本尊釋迦近年失火して過去

帳をも焼失せし故、開山開基詳
 ならず、堂宇いまだ再興せず、 觀音堂 境内にあり、十一面
 焼失して再
 興せず、

舊家 百姓幸藏 田澤氏なり、舊家のよしにて古文書二通を所
 持せり、外に舊記もなければ往昔の事辨せず、
 右於福生郷ニ、濫妨狼藉堅令停止畢、若背此旨横合
 非分申懸仁候者、則可申上候也、仍如件、
 西三月六日

布施兵庫大夫花押
 横地監物丞花押
 大石左馬助花押

制札

右於福生郷、當方軍勢甲乙人等、不可有亂妨狼藉、
 若違背者可討捨者也、仍如件、
 西六月五日

○拜島村 拜島村は、郡の中央より東の方にあり、拜島
 領と號す、近村福生・熊川の二村は領名を同うすといへ
 ども、其餘は皆唱を失ふ、されど當村はその本村なるべ

し、江戸日本橋より行程十一里、民家二百軒あまり、東西の宿に連住せり、こゝは八王子より日光への街道に係れり、村内を上中下の三區に分ちて、西を上とし東を下とす、地形平夷にして多磨川に臨めり、水田陸田相半して、土性黒野土にて粗薄なり、東は田中村に隣り、南は多磨川を界とし、高月・作目の二村に對し、西は熊川村に接し、北は中里・河崎の兩新田の地に限れり、東西二十五町、南北一里ばかり、檢地は御入國の前後を詳にせず、寛文七八の兩年に雨宮勘兵衛改定せしを始とし、元祿三年細井九左衛門、享保十八年寛播磨守、延享元年神尾若狭守、寶曆十一年伊奈半左衛門、寛政六年伊奈助右衛門糺せりと云、正保の比は御料所にして、設樂權兵衛能利が支配所、及龍津寺領大目領入會の村なり、寶永四年村内をさきて太田某に二百五十餘石を賜はり、同五年又三百石餘をさきて岡部某に賜りてより、今に子孫太田志摩守・岡部内藏助知行せり、その餘は御料所にして當村支の御代官遷替の次第寛文已前は詳ならず、其比雨宮勘兵衛支配せし、後延寶六年より設樂權兵衛、元祿元年より西山六兵衛、同四年より細井九右衛門、同十四年より今井九右衛門、寶永元年より岩手藤左衛門、同三年より林甚五右衛門、正徳五年より都筑藤十郎、享保元年より野

田次郎右衛門、同三年より河原清兵衛、同五年より江川太郎左衛門、同七年より再び岩手藤左衛門、同十六年より荻原源八郎、同十九年より上坂安左衛門、延享二年より川崎平右衛門、寛延三年より伊奈半左衛門、寛政四年より伊奈友之助、後改名して助右衛門なりしが、文化十年にこれも代りて今は小野田三郎右衛門支配せり、昔年この所に毎月三九の日を定て立けるが、天明の比より廢せりと云、又村内宿と唱ふる所は、八王子より野州日光山の往還にて、人馬の繼立をなす、八王子へ一里二十八町、箱根ヶ崎へは二里の馬次なり、村民耕作の餘業には蠶桑紡織もて生産の資とし、又鮎獵の業をなし、江戸へ出てひさげり、因て運上永若干を毎年官に收むといへり、村名の起り土人の話には、こゝより十一里餘多磨川の上流のほとりなる日原村より、往古大日の像一軀流れきたり、東の方大神村の川涯に漂ひ着て、夜々に光明をはなちて赫耀たりしかば、里民等これを禮拜し、當村に迎へて安置しけるより名くと云、是浮たる説なり、其佛像のあがれるところを淨土と唱へて、遺蹤今尙存せり、又或説に往古大神村に淨土寺といふ天台の古刹あつて、此大日の像を安しありけるが、瀧山城元八王子へ移りし後衰微し、終に廢寺となりしまゝ、大日の像と密嚴淨土寺の額を拜

島村に譲りしと云、されば今もこの大日のことに就ては、

大神村にて與り聞ざることなしと、此兩説いづれを是とせんや定かならず、大神村の條合せみるべし、拜島の文字或は蠅島とも書てみへたり、所因詳ならず、【武田實記】に云永祿十二年十月三日、信玄北條氏照が居城瀧山を攻べしとて、四郎勝頼を大將と定め、舍弟孫六入道道遠軒山縣三郎兵衛尉昌景を差添らる、敵の後援を押の爲に内藤修理亮昌豊・眞田源太左衛門尉信綱は、小田原筋の手當とし尾崎山に扣へさせ、信玄は蠅島に本陣を居られ、瀧山の城をぞ攻させけると云云、これ今いふ拜蠅島なり、高札場宿内三ヶ所

小名 上西の方を云、岡部内 中程を云、こゝ、下方を

云、太田志摩守が知行なり、東邊の一區、穢多居住をなせり、戸數十七軒ばかりあり、

山川 多磨川 村の南高月・作目の二村と當村の堺を東流す、西の方熊川村より流れ來り、東の方田中村に達す、村にかゝる事十八町許、平流水、幅十五六間、河原の幅は二町程にて、川瀬より南の方へわたり七十間をもて村の堺となせり、

堤 多磨川の北岸に設く、長さ

水利 用水村の西熊川村の南にて、多磨川を堰入れ村々所々の田間に漑けり、流末は田中・大神・神中・宮澤・築地、

福嶋・芝崎等の村々用水となす、

上水分流 民家遺水のために、元文五年願ひ奉りて、村の北よ東流して、末は田方の用をなして、後は又多磨川に入る、因て年毎に冥加金若干官に上ると云、

渡津 舟渡 日光街道筋多磨川にあり、百姓渡しにて南の方作して往來の便をなせるなり、

神社 日月宮 除地、一段七畝、村の東の方田畝の中にあり、こゝを風殿(フウテン)の森と稱す、由來詳ならず、小祠にして神體白幣なり、本村四福寺の持なり、

山王社 除地、一段八畝、村の西の方田園の中にあり、小祠にして神體は白幣なり、同じく知満寺持、

山神社 見捨地、凡一段、同じ邊の田園中にあり、小祠にして神體は白幣なり、同じく知満寺持、

神明社 除地、二段、村の北の方田園中にあり、村民持、

天神社 除地、一段八畝、神明社の西の方にあり、小祠、普明寺持、

寺院 龍津寺 小名宿の西の方南側にあり、玉應山と號す、禪僧は説翁星訓永祿六年三月二十四日寂す、開基は何人なることを知らず、位牌の面に義徹宗跡居士とのみ形して年月及姓名を關く、傳云、往昔この境内に居住せし花房主計頭なりと

云、總門宿の並びにあり、兩柱の間九尺、玉水禪 中門惣

を距ること百餘歩にあり、本堂東向九間半に九間、向拜には龍
筆なり、本尊釋迦を安す、別に正觀音一軀を安せり、鐘樓門
木の立像にて長八寸許、春日慶文の作なりと云、鐘樓門
を入て左の方にあり、二間四方、鐘の徑 白山社本堂の南
り二尺一寸、寛延四年の鑄造なりと云、 小祠にて神體は白幣を
安す、境内の鎮守なり、 瘡瘡神社これ小祠にして

大日堂 宿の東端にあり、北の方へ入ること二十間許にして仁
堂なり、向拜に大日堂の三大字を扁す、三井親和が篆書なり、
堂内の宮殿二間に二間半、本尊大日、左右は彌陀・釋迦、共
に木の坐像三軀を安す、大日は長一丈二尺、惠心の作なりと、
この胎内は秘佛とする處の大日一軀を藏せり、木の坐像長二
寸八分にて、行基の作なるよし、左右の二像は共に長一丈許、
その作知れず、天正中堂領十石の御朱印を賜はれり、その宛
名淨土寺とあれど、今此寺號なし、殊に鐘銘にも拜嶋山淨土
寺觀音院と見えれば、時の別當たることは論なし、ことさ
ら往古は一山八坊ありしと云へば、此寺故ありて廢せしな
るべし、今現在する處は、善明寺・本覺院・圓福寺・知滿寺の
四ヶ寺にて、この餘瀧泉寺・蓮住院・密乘坊・明王院は廢寺に
て、以上八ヶ寺なり、普明寺は今の別當たり、往古堂領十石
坊中配當の次第、別當二石外に學頭領一石にて、残り七坊は
一石宛なりしと、今は廢寺を兼てその配當も少く異なり、大
日縁起を閲するに、拜嶋山大日堂は開基北條氏直の臣、石川
土佐守なり、この人の娘七歳の時、眼病を患ひて醫療すれど

奉鑄鐘一口

傳聞梵鐘器濫三國同矣、

諸行无常鐘德音、

是生滅法空周遍、

生滅滅已響移轉、

寂滅爲樂臺止住矣、

斯大日本國武州多磨郡、拜嶋山淨土寺

觀音院、大日七社御寶前安置之、

大日遍照光、 破諸闇明明、

神變加持力、 掃諸災安安、

誠是功德名聲、普聞一家伴類、現世

安穩、後世善處之種因、何如久乎、助成

合力之各願、得脫无窮而已矣、

于時貞享三丙寅天仲冬廿八日鑄之、

願主拜嶋村 白井傳右衛門

別當台嶺沙門 堅者天圓

大日本國武州多磨郡拜嶋山淨土寺觀音院 堅者天圓

治工 中村喜兵衛尉藤原政次作

別當普明寺大日堂の西の方相距ること一町程にあり、拜嶋山

安年中回祿の災に罹りて、開山の事實詳ならず、大日領十石

の内五石を配當す、此二石は學頭料なりと云、客殿九間半に

も效なし、因て此村なる辻堂の大日に祈誓して、扁眼をぞ助
かりけるより、信心いよいよ厚く、今の堂を創建せりと云、
此石川は拜嶋・羽村・久保・雨間・高月の五村を領せしよし、一
門には三田彈正・羽村兵衛・太夫・三澤兵庫介・乙畑孫三郎・有山
爲に、本尊の下を穿つこと一丈二尺、永樂錢千貫を収置
と、棟札に載せてありと、されど棟札は屋棟に収め置よしな
ればみる事あたはず、かの石川が建立せし堂は、今の堂地よ
り一階卑き所にて、東南の方に在しを、別當の僧榮梅が時に、
今の所に引移して修理を加ふと云、按するに其年代は詳なら
ねども、願ふに享 仁王門南向二間半に四間、表の方左輔
保の比なるべし、 額字を扁す、筆者詳ならず、

藥師堂 除地、免田五段、大日堂に並びて東の方にあり、四間
に三間南向なり、藥師は木の坐像にて長八寸五分、こ
れを山王の本 日吉山王社同く西の方にあり、五尺社にて
地佛とす、 坐像にて長三寸、前に木の鳥居を建、柱間七尺
許、村の鎮守にして、例祭は毎年九月十五日なり、稻荷社山
の並びにあり、未廣の稱あり、 瘡瘡神社同じ並にあり、小
小祠にして神體は白幣なり、 淺間社仁王門の内左の方にあり、小祠にて前に同じ、近來の
ばかりなり、 常念佛寮仁王門を入て右の方にあり、四間
鐘樓藥師堂の南の方にあり、二間四方、 銘文左に出す、

六間東向、本尊大日を安す、門は柱造にて柱間八尺なり、
當時以下の坊中境内皆大日堂領の内なれば、共に其山號を同
く稱せ 本覺院大日堂の東の方にあり、拜嶋山と號す、天台
らず、客殿南向にて、今假に設る所四間に八間、 元三大師
本尊彌陀を安す、大日領の内一石を配當せり、 堂燒失後いまだ再造に及ばず、客殿に安す、木の坐像にて
長二尺三寸、毎年正月三日近里より參詣群集をなせり、
諏訪社 客殿の西の方にあり、小祠 圓福寺本覺院の東にあ
前に同じ、客殿三間に七間南向、本尊は正觀音を安す、開山
詳ならず、大日領一石の配當、此餘廢寺の蓮住院の寺務を攝
行し、都合二石を 知滿寺大日堂より西南の方にあり、これ
おきわといへり、 山號宗末ともに前におなじ、客
殿二間半に五間南向にふ、本尊彌陀を安す、開山の僧及び寂
年その傳へを失ふ、大日領一石の配當、その餘廢寺龍泉寺の
ことを兼帶し、併せて 廢寺 密乘坊蹟圓福寺の東の方に
二石をおきむと云、 龍泉寺蹟本覺院の東の方にあり、
廢せり、寶曆年間廢すと云、 蓮住院跡普明
東に在、寛政年 明王院迹これ同寺の邊にありしが、廢寺
中に廢すと云、 遺跡も定かな

宗福寺 年實地、七畝、村の西の方にあり、南藝山と號す、古
禪宗曹洞派、村内龍津寺の末なり、今はわづかの
察にて、本尊正觀音を安す、龍津寺の持なり、

舊蹟 長者カ跡村の西北の方なる田圃の中にあり、往古何人のこゝに居住せしにや、その來由を詳にせず、

舊家 百姓郡次白井を氏とす、武器及び家系一卷を藏せり、

が男、白井六郎常康より十四代孫同太郎久胤、結城晴朝に仕ふ、その子右近胤宗英主計なる者、母方の伯父なればたよりて當國に來り住すと、胤宗が子を和泉胤晴と云ふ、其子十左衛門重晴、其子傳左衛門胤道とみえたれど、其顛末詳ならず、是より今に至り五代の孫なりと云、所持の鎗薙刀あり、無銘にして古色なり、

百姓孫左衛門 乙幡を氏とす、古より里正を務む、先祖は乙幡勘解由能忠と號して、大石源左衛門尉定久に仕へ、その子助七郎只次、其子六右衛門能正に至り、北條氏照に仕へしが、かの家滅亡の後子孫民間にくだり、當村に居住するよし、されど今證左とすべきものを傳へず、又いかなる故にて藏せるや、承應の比の文書一通あり、其文は左のごと

玉川より江戸へ取候水道兩脇見分爲御用、伊奈半左・野村彦太・今井九右、手代壹人宛并江戸町年寄壹人彼地へ被指遣候間、其方手代壹人出し可被申候、日限之儀者來月五日四ツ前ニ、高井土迄出合、相談仕候様可被申付候、委細は伊奈半左手代可申候、自然大雨降候者、相延、翌日罷出候様尤候、以上、
二月廿五日

會源左衛門 印

石將 監 印

神備前守 印

松出雲守 印

設樂權兵衛殿

褒善 百姓八郎兵衛白井を氏とす、天明四年凶作のおりから村内は更なり、隣村までも飢渴に及べら者へは、夫食の價をつかはしけること六十金あまりにて、其餘穢非多人までもそれぞれに雑穀など與へ遣はし、猶その後も困窮の者へは時々手宛などいたし、平常心がけの宜きさま聞へ奇特の事なりとて、寛政十二年二月御勘定廻村の時、金若干を賜ふといふ、

○田中村附持添新田 田中村は、郡の中寄東にあり、郷庄の唱なし、東は大新村に堺ひ、南は多磨川を隔て作目村に犬牙す、西は拜島村に接し、北は上河原村に隣る、東西纒に三町餘、南北十六町に及ふ、土性眞土或は砂利交り、水田少く陸田多し、灌溉は多磨川の分水を用ゆ、家數三十四軒、平地に散住す、寛文七八兩年雨宮勘兵衛某檢地す、昔は御料所にして、正保の頃は設樂權兵衛能利御代官所、その餘遷替を詳にせず、今は太田志摩守資同知行なり、日本橋よりの行程十一里、又持添の新田あり、武藏野新田の内にして、當村よりは二十町餘隔てり、民

戸なし、東西北の三方は上河原新田に堺ひ、南は拜島・田中兩村の飛地に犬牙す、皆陸田の地土性黒赤錯れり、元文元年大岡越前守忠相奉行して檢地す、今小野田三郎右衛門信利御代官所なり、
高札場村の中央にあり、

神社 稻荷社社地除、二畝十五歩、小祠、田間にあり、村持、

寺院 等外庵境内除地、二畝三歩、二間半に三間、拜嶋村龍津寺の末にして、其寺の持、僧を置てまもらしむ、起立の年歴を傳へず、本尊聖觀音を安置す、長二尺五寸立身、

○作目村 作目村は、田中村に附屬す、當村古へは八澤山の麓にありしが、文祿・慶長の間多磨川洪水の時、田島民家共に流失せし故、多磨川を踰て田中村の地に移りて村落をなせり、其地は田中村の南にして拜島村に堺ひ、東は谷地・平・太神三村に接し、西は高月村にとり、南は瀧山・八日市の二村なり、境堺田中村と混じてつぶさに區別すべからず、家民も亦雜居して當村の分十一軒あり、舊地は今東西七百歩、南北二百五十歩許の河原となれり、土性眞土水田多して陸田少し、村民耕作の暇漁獵をなして生産の資とす、往昔誰の領地なることをしらす、御開國の初今の高林又十郎某先祖某へ、甲州元知行替地とし

て、當村並に上總國にて二百石を賜はりしより、世々其家の采地なり、檢地は慶安五年高林十右衛門某たゞせり、郷庄領の唱を失ふ、日本橋より行程田中村と同じ、
高札場流亡の村なし、ば高札なし、

山川 八澤坂谷地・平兩村接堺の山丘にあり、其下溪澗の水合聚して沼澤多き故八澤の名起るといふ、此坂の麓に口の徑五六寸の坑あり、其内に寂麥米豆の類に似たる種々の沙利あり、手を入れて探り得べし、土人呼て五穀石といふ、

權現堂坂白山鎮座の山林より、多磨川の岸へ出る坂なり、
猿坂村の東邊瀧山少林寺山林より多磨川岸へ出る徑に、崎嶇たる所あり、下に澤あり土人呼て其邊を呼て猿坂といふ、

神社 白山權現社社地除、五段、瀧山つゞきの山林にあり、故に洪水の變にあはず、
○大神村附持添新田 大神村は、郡の中寄東にあり、郷庄の唱を失ふ、東は宮澤村に隣り、西は田中村に犬牙し、南は多磨川を踰て平村に堺ひ、北は上河原・砂川兩村に接す、東西五町、南北八町、村内自ら上下の二區を分ち唱をなす、西を上といひ東を下とす、檢地は寛文七年雨宮勘兵衛たゞせり、土性砂利眞土或は野土、水田少く陸

田多し、民家六十三軒、田地より少しく高き丘上の所に散住す、昔より御料所にして、正保の頃は設樂權兵衛御代官所なりしよしものに見えたり、後私領にわかたれ、今小野田三郎右衛門御代官所、土岐十左衛門某知行入會の村なり、日本橋よりの行程十一里、村名の起りは土人の話に、此地古へ大社の神明ありし故、大神宮村と唱へ、或は宮の字を略してたゞ大神村とも呼べり、今林中におはする所の神明宮は其遺跡なりとす、又一説に相模國に大上と云、古き地名あり、其地より來りしもの、當村を開きし故呼て村名となす、大神に作るは唱への轉せしなり、今に村内觀音寺の山號大上山といふもこの故なりといふ、二説いづれが是なることを辨せず、當村持添の新田あり、水陸二田共にあり、陸田は寛文七年雨宮勅兵衛、水田は享保十八年寛播磨守檢地す、又武藏野新田あり、是も本村持添にして、民家はなし、元文元年大岡越前守忠相檢地し、後又寛延元年神尾若狹守春英・逸見出羽守等たゞせり、

高札場二ヶ所、一は村の西、一は村の東にあり、

小名 新屋敷村の東端

浄土田中村と犬牙せし地にあり、大抵折して全形のもの少し、文字も鮮明してきたかならず、其中永和四年・貞治元年、或は承享・延文等の文字みゆる

墳墓 山伏塚

僅かの古塚なり、權律師中將大徳、慶長二丁酉天三月十五日と雕たる石塔あり、舊石は損廢して後ちに立しものなり、土人の話に昔何ものか修験を殺害して、こゝに埋めしが、祟をなせしなそれ、村民石塔を立て亡靈をしづめしと云、又別に嘉右衛門塚といふあり、塚上に榎一株あり、その來由傳へず、

褒善 百姓八郎右衛門

名主役を勤めけるに、天明四年凶作のし、或は村内にて火災に遇たるものへ家作し興へ、又は村にたくはふ穀藏、修理のため己か金を貸し出し積金とし、その息をもて費用の資となせりとぞ、八郎右衛門死後その子八郎右衛門と號し、家跡相續せし處に、文化元年四月御勘定役廻村の時、父八郎右衛門が奇特の始末を褒稱せりと云、當村の舊家にて石川を氏とす、先祖は拜島村太日の縁起にみえたる、石川土佐守が氏族の者と云傳たれど、祖先のこと傳へたる證左なし、

○宮澤村附持添新田

宮澤村は、郡の中寄東にあり、郷庄の唱を失ふ、日本橋より、行程十一里、東は中神村に接し、南は多磨川を踰て平・粟之須兩村に墾ひ、西は大神・上河原の二村に隣り、北は砂川村に及ぶ、東西僅に三町許、南北凡十丁餘、土性眞土、砂川村墾は野土なり、水田多く陸田少し、多磨川の分水を引て灌漑とす、村名の起は土人の話に、鎮守諏訪社地にも御手洗の清泉あり、其社を持とせる阿彌陀寺よりも清泉出る所あり、宮社の沼澤といへる義にて、宮澤とは呼しならんといへり、當村往

ものあり、土人の話に古こゝに淨土寺といへる台宗の古刹在しが、其廢跡ゆへに此名ありと云、水利 用水 熊川村より多磨川を引、村内の灌漑をなして、宮澤郎右衛門この渠に水碓を設けて生産とす、この水宮澤村に至て諸村の用水となる、神社 駒形明神社 社地、二段八畝六歩、見捨地、三間に二間の槻あり、大さ六間、當社に天正十八年の棟札あり、奉建駒形大明神、本地十一面觀音精舎宮とあり、例祭九月十六日村内の鎮守なり、神明宮 社地、八畝六歩、見捨、小社、村の北方原野の平林中にあり、村持、これ村名の起りし大神宮の遺跡にて、古へは社地も廣大、稻荷社 社地、四畝三歩、見捨、小社、村の東にあり、第六天社 社地、二畝、見捨、小社、村の西にあり、以上村持、寺院 觀音寺 境内除地、六段八畝、村の東にあり、大上山藥王八間に七間、本尊十一面觀音、木像長三尺餘、立身、慶長十年起立といふ、開山廣榮法印、鐘樓九尺四造なりと、藥師堂 三間四方、境内除地、一段五畝、二間半四方、地藏堂 村の北にあり、觀音寺持、

昔の沿革詳ならず、正保の比には高室喜三郎昌成御代官所の外、鎌田藤兵衛某・中根大隅守正利・平林次郎右衛門某・竹島藤兵衛某が知行なりしが、後改替ありて今小野田三郎右衛門信利御代官所、及中根傳七郎・岡部五郎兵衛采地入會の村なり、檢地帳は昔年燒失して、其たゞせし年歴をも傳へず、民戸五十軒、耕作の外多磨川に出て漁獵をなして生業とす、村落の北に武藏野の方によりて川越往還の古道あり、今其邊に一里塚あり、古へは阿彌陀寺の邊より河原へ出て、渡船をへて平村に達せしとぞ、又元文元年大岡越前守忠相改し持添新田あり、高札場村の西寄

神社 諏訪明神社 社地除、二段、村の西北の間にあり、二間四方の覆屋、村内阿彌陀寺持、御靈社 諏訪の東方、二十間許を隔て民居の後背にあり、傍に二十間に五間許の池あり、池中には山葵多く生ぜり、山王社 社地除、三畝餘、小社、村の西北上河原村墾にあり、寺院 阿彌陀寺 境内除地、凡六段許、外に免田二段、村の西にあり、宮澤山と號す、新義眞言宗、當郡宇津木村龍光寺末、本堂九間半に五間半東向、本尊彌陀、木の坐像、開山開基詳ならず、境内後背の山丘に古碑數基あり、六字の名號の傍に、觀應二年三月二十八日と雕たるもの、或は文和・永和・康應・應永等の文字みゆるものあり、是らにより

新編武藏風土記稿卷之百十九 多磨郡之三十一

ても古き寺なる 辨天社本堂の西にあり、九 藥師堂二間
ことしるべし、 尺四方の覆屋あり、
方境内東の方にあり、恵心の作にして木像なり、三
十三年に一度開扉す、其他は固く秘して示さず、

○中神村附持添新田 中神村は、郡の東寄東にあり、郷庄
の唱を失ふ、東は福島村に接し、西は宮澤村に隣り、北
は砂川村に及び、南は築地村に墾せり、其あたりに持添
の新田あり、そこらを通じて東西凡九町餘、南北二十二
町許、土性眞土砂利或は野土、水田少く陸田多し、寛文
八年雨宮勘兵衛某檢地す、新田は民家なし、元文元年大
岡越前守忠相檢地す、當村古への沿革詳ならず、神保八
郎家譜に、神保三郎兵衛重利寛永三年三月小十人組の頭
となり、武州古屋多庄中神村に於て二百石の地を加へ給
ふと有、しかるに程なく改替あり、正保の頃には御料所
にて、設樂權兵衛能利・天羽七右衛門景安二人の御代官
所なりしが、後私領となりて、今は曾雄市之丞・坪内源
五郎兩人の知行所なり、民家九十一軒、村名の起りを尋
ぬるに、當村は神社に上中下の唱ありて、村の中央に鎮
座せる熊野權現を中の宮と云、因て中の神村といふべき
を、略して中神村とは呼なせりとぞ、此邊大神・宮澤・中
神三村相並て、皆神社に依て村の名とす、日本橋より行
程十一里、

高札場村の東寄

小名 南ヶ谷戸 西の方 田中村の南に 長塚是も南に
あり、

和田東の方を 本村中央に
あり、

水利 用水多磨川上水の分水にて、柴崎村用水路なり、當村持
添新田の北寄宮澤新田より引いる、この水路に村民
忠次郎と云へる者
持の水車あり、

神社 熊野權現社 社地除、五段餘、外に免田二段十二歩、二
間半に五間の覆屋、拜殿その中にあり、祭
神伊弉册尊、前に兩扣の鳥居を建つ、それより石階二つを經
て社頭に至る、村内の鎮守なり、吉田派の神職宮崎上總の持
稻荷社 社地除、四畝、一間に一間半の覆屋、熊野社よ
り一丁程西北にあり、これを上ノ宮と稱せり、

山王社 社地除、五畝、一間半に二間の覆屋、熊野社より一丁
程東にあり、是を下ノ宮と稱す、以上共に上總の持、
寺院 福嚴寺 社地除、境内五坪、村の北にあり、智勝山と號す、
禪宗濟派、當郡柴崎村津濟寺末、寺領五石を附
せらる、本堂八間に五間、本尊正觀音、開山開基詳ならず、
中興開山太嶺天和三年三月二日遷化せりと云、土人の傳へに
當院の境内は、天正以前立川宮内少輔が一族の居住せし跡な
りといふ、小高き丘にて多磨川を南にかまへ、構内よりも清
泉湧出、門前に洗坂など云る所あり、立川 觀音堂九尺四
宮内少輔の事蹟は、柴崎村の條に見ゆ、
觀音木像長一 神明宮 天滿宮 瘡瘡神社以上皆除地の
尺許立身、

○上河原村附持添新田

上河原村は、郡の中より東にあ
り、郷庄の唱を失ふ、東は宮澤村に隣り、西は拜島村、
南は大神・田中兩村に接し、北は宮澤新田に及び、多磨川
上水を以て境界とす、東西五丁餘、南北六丁許、土性野
土、陸田のみにて水田なし、寛文七年雨宮勘兵衛檢地す、
往昔より御料所にして、正保の頃は設樂權兵衛能利御代
官所、其外の遷歴詳ならず、今小野田三郎右衛門信利支
配所なり、家數二十九軒、又持添の新田あり、武藏野新
田にして民家なく、上河原村の持添なり、本村を距る事
十四丁程、東は大神・砂川兩村に接し、南は大神村、西は
拜島村、北は上水を限りてあなたは宮澤新田なり、土性
野土、陸田のみにて水田なし、檢地は本村と同く寛文七
年雨宮勘兵衛糺し、其後元文元年大岡越前守糺せり、こ
ゝも昔より御料所にて、今小野田三郎右衛門信利御代官
所なり、日本橋より行程十一里、

神社 山王權現社

社地除、三段三畝十歩、
小社、村の西にあり、
淺間社 社地除、一畝二十歩、富士塚あるばかりに
て社なし、塚の高さ八尺許、周囲二間半、
稻荷社 社地除、八歩、小社、村の東の方
にあり、以上みな村の持なり、

稻荷社社地除、二段、小社、村の西

寺院 龍田寺 境内除地、二段、西にあり、山王山と號す、洞派
の禪宗、拜嶋村龍津寺末、開山開基詳ならず、客
迦三間半に六間にて、本尊釋
迦木の坐像長二尺ばかり、

○築地村附持添新田 築地村は、郡の中寄東にあり、日野
宿を距ること半里餘、郷庄の唱を失ふ、東は福島村に隣
り、南は多磨川を隔て粟之須村に墾す、西は大神・宮澤
兩村に接し、北は砂川村なり、東西僅に二丁餘、南北三
丁、田畠等分、土性水田は砂利眞土、其他は野土、民家
二十一軒、平地に散住す、耕作の外多磨川に出て漁獵を
なして生業の資とす、檢地の年歴を傳へず、昔より御料
私領入會の村にて、今小野田三郎右衛門信利御代官所、
及岡部勝三郎某代々の采地なり、正保の頃には設樂權兵
衛能利御代官所、岡部小次郎某知行のよしものに見え、
其餘御代官の遷替詳ならず、村名の起りは當村は他の村
と違ひ、一村殊に離れて多磨川岸に臨めり、全く新に築
き立たる地形に見ゆれば、その故の名なるべし、されば
つき地と唱ふべきものを、今つい地といふ新聞なること
を、あらはに知らるゝを嫌ひての唱へならんと土人いへ
り、中神村に住める民の話には、其村の築地にて檢地帳

ももと中神村にありしといふ、しかしながら開墾の年代をも傳ざれば、慥なる證左となしがたし、當村にてはそれらの事は曾て沙汰せず、たゞ往古よりの村落とのみへり、又持添の新田あり、民家なし、武藏野新田の地なり、陸田のみにて水田なし、元文元年大岡越前守忠相、及寶曆十一年伊奈半左衛門檢地す、

高札場村の中程

山川 多磨川土人常に船一艘を置いて粟之須村への往來を渡す、これを築地の渡と呼べり、

水利 用水多磨川の分水熊川村に引分け、九ヶ村組合の用水となせり、

神社 十二社權現社九尺四方の覆屋、眞覺寺の持、享保四年洪水の時、社地流失して後眞覺寺境内へ移せ

寺院 眞覺寺 境内除地、三畝、村の中央にあり、築地山と號す、天台宗、當郡高月村圓通寺門徒、客殿三間半に三間東向、本尊彌陀木の坐像長一尺餘、

○福島村附持添新田 福島村は、郡の中寄東にあり、日野宿を距ること半里餘、郷庄の唱を失ふ、村名の起りを知らず、昔より内藤源助・市川瀬兵衛兩人代々の知行所なり、東は郷地村に隣り、南は多磨川を隔て粟之須村に界

にて卒す、力譽空勢と諡せりと云、されば年代はあらかじめ推て知べし、その室家も正保二年二月に歿せしよし、墓碑二三基境内にあり、されども其居地藏堂地蔵は木の坐像の遺跡を始め、願末を詳にせず、地蔵堂地蔵は木の坐像長一尺、今堂宇廢し、假に古碑境内南の方山丘の中腹に數基あり、文客殿に安す、字剥落してさだかならず、其内永享二年正月日禪尼と彫たるもの、或は永和二年・文和二年八月日及び康應・應永などの年號みゆるもあり、

○郷地村附持添新田 郷地村は、郡の中寄東にあり、日野宿を距ること十三町程、郷庄の唱を失ふ、中川市右衛門代々の采邑なり、東は柴崎村に堺ひ、西は福島村に接し、南に坂あり大坂と呼ぶ、それより南は多磨川に臨み、川を踰て日野本郷宿なり、東西三町餘、南北二町餘の小村なり、家數三十五軒丘地に散住す、土性水田眞土、陸田は野土、陸田多く水田少し、檢地は寛文二年齋藤忠兵衛たゞせり、日本橋より行程十里餘、武藏野新田あり、持添にして民家なし、東西二町餘、南北七町餘、東は柴崎村に接し、南は本村に堺ひ、西は福島村、北は砂川村に及べり、貞享五年細井九左衛門檢地す、今小野田三郎右衛門信利御代官所なり、

高札場村の中程

小山 丸山村の東柴崎村 新田村の西福嶋 谷戸東北の方堺にあり、

ひ、西は中神村に接し、北は砂川村に犬牙す、東西四丁餘、南北三丁餘の小村なれど、民家凡七十軒あり、土性眞土或は野土、水田少く陸田多し、寛文八年雨宮勘兵衛菜檢地す、日本橋より行程十里半、持添新田あり、延寶元年設樂孫兵衛某檢地し、又元文元年大岡越前守忠相檢地す、陸田の地にして民家なし、小野田三郎右衛門御代官所なり、

高札場 二ヶ所一は村の中程、一は村の東にあり、

水利 用水多磨川分水、九村組合の用水なり、

堤長三百間餘、多磨川除の堤なり、

神社 藏王權現社 社地除、三十坪、村の東にあり、本社六尺つ、例祭は八月五日、草相撲と云へる、末社 稻荷社小をなせり、吉田派の神職宮崎主水持、

天満社 村の中程にあり、小社、本地正觀音銅像長二寸許、村民の持なり、

寺院 廣福寺 境内除地、一段五畝、村の中程にあり、金峯山殿五間半に八間南向、本尊正觀音木の坐像長六寸許、開山直奉應永十八年十二月朔日遷化す、中興開基は地頭内藤源助が祖先源左衛門正清、甲斐國より此地に來り住居し、當寺を再建すと、年月は傳へざれど、正清は元和八年八月廿三日此所

水利 用水多磨川分水、九村組合の用水なり、

寺院 寶積寺 除地、八畝廿一步、高田山と號す、台宗、當郡許、開山開基は詳ならず、觀音堂 二間半四方、正觀音を安す、五十年前、開扉せしが、其時住持をはじめ村内皆痲病を煩ひしゆへ、開扉の咎なるべしとて、それよりのちはかたく秘してしめさす、

稻荷社小 山王社ともに

○柴崎村 柴崎村は、郡の中より東にあり、柴或は芝に作る、立川郷と稱す、庄名を失ふ、地形平陸にして四方打開け、陸田多く水田少し、土性水田は眞土、餘は野土、東は青柳村に堺ひ、南は多磨川を隔て日野本郷宿に接す、川を踰て河原の中央を以て界とす、西は郷地村に隣り、北は砂川村に及ぶ、東西凡三十町餘、南北二十一町程、民家二百四十八軒、正保の頃は普濟寺領の外皆御料所なりしが、後私領にわかたれ、今小野田三郎右衛門御代官所、及び中川市右衛門某知行、普濟寺領入會の地なり、檢地はしばしばにして、寛文七年雨宮勘兵衛某、同九年設樂孫兵衛某、元祿三年細井九右衛門某、享保十八年寛播磨守正舖、延享五年神尾若狹守春央、寛政六年伊奈友之助忠富糺せり、甲府への驛路、中古は當村と青柳村と

の際界にありて、貝殻坂と云所より多磨川を涉り日野宿へ至りしが、今は其道絶えて驛路全く村内にうつる、日本橋よりの行程十里半、土地闊けし年歴を傳へざれど、古きものに武州立川と見えたるは、正しく此地のこと、も定めがたしと云へども、三枝家譜に三枝立川介者太字大貳守國二男なり、武州府中の立川に住す、父の守國長徳四年戊戌九月十九日卒す、時に百六十歳と見えたり、府中立川とあるは、當郡の府中、この邊より隔たりし地にもあらざれば、いはゆる立川は此地のことなるべし、されば古く開けしことしらる、土人の傳へに北條高時の頃に眞言密宗を修せし文寛阿闍梨勅によりて、高時調伏の修法を行はんとしけるが、事露れて立川の地へ配流せられ、此地に在て別に密法を修し、世に行ふ、これを立川流と號せしとぞ、其後奇法を行へる事に因て、破却せられ躋絶たりといふ、按に尾張の天野信景云、眞言我邦にて陰陽家と混ぜしは、仁覺といふ僧伊豆國に流されて、武蔵國立川の陰陽師に行法を傳へしを、交雜して立川流と稱せしよし、【寶鏡抄】といふ書にみえたり、又云堀河院崩御世に疑あり、初め僧仁寬輔仁親王を立まいらせんと謀り、己が青童を女房に作りなし、密に主上を弑し奉らんとせしが、事あらはれて、仁寬も童も伊豆へ流罪あ

りし、中嶋郡萬徳寺の藏【覺禪抄】に此 仁寬はおそろしき者にて、至尊を窺奉りしに、時の廷臣罪をたゞし、死刑に處すべきを流せしは云かいたく侍る、但し輔仁親王に憚らせまませしこともありしにや、其後餘黨終に弑し奉りしやうに、世に云けるとかや、仁寬東國にて不法甚しく、武州立川陰陽師と議して、一流の行法を書籍に作り、是いはゆる立川邪流なりと、これによれば立川の新流を興せしも、古きことなり、土人の話の如きは時代大に後れたり、傳説の誤ならんもしるべからず、高札場小名新屋敷

小名 瀧ノ上 山中共に村の西 馬場村の中程 新屋敷 是も 大和田 多磨川の岸 下和田 驛路の内 芝中 上原 同所 金堂 以上皆東 山川 貝殻坂 青柳村と當村との堺にあり、土中をうがては蛤なりしと傳ふ、【風土記】に多磨郡に浦ありと記したれば、古入海もありしにや、水利 用水 多磨川の分水、九ヶ村組合の用水なり、當村は流本村に注ぐ用水あり、其渠に水車二ヶ所を設、一は天明元年に始む、百姓次郎兵衛、一は寛政八年に設く、百姓彌平次持、

坐像の前に六つ星は立川氏の家紋なり



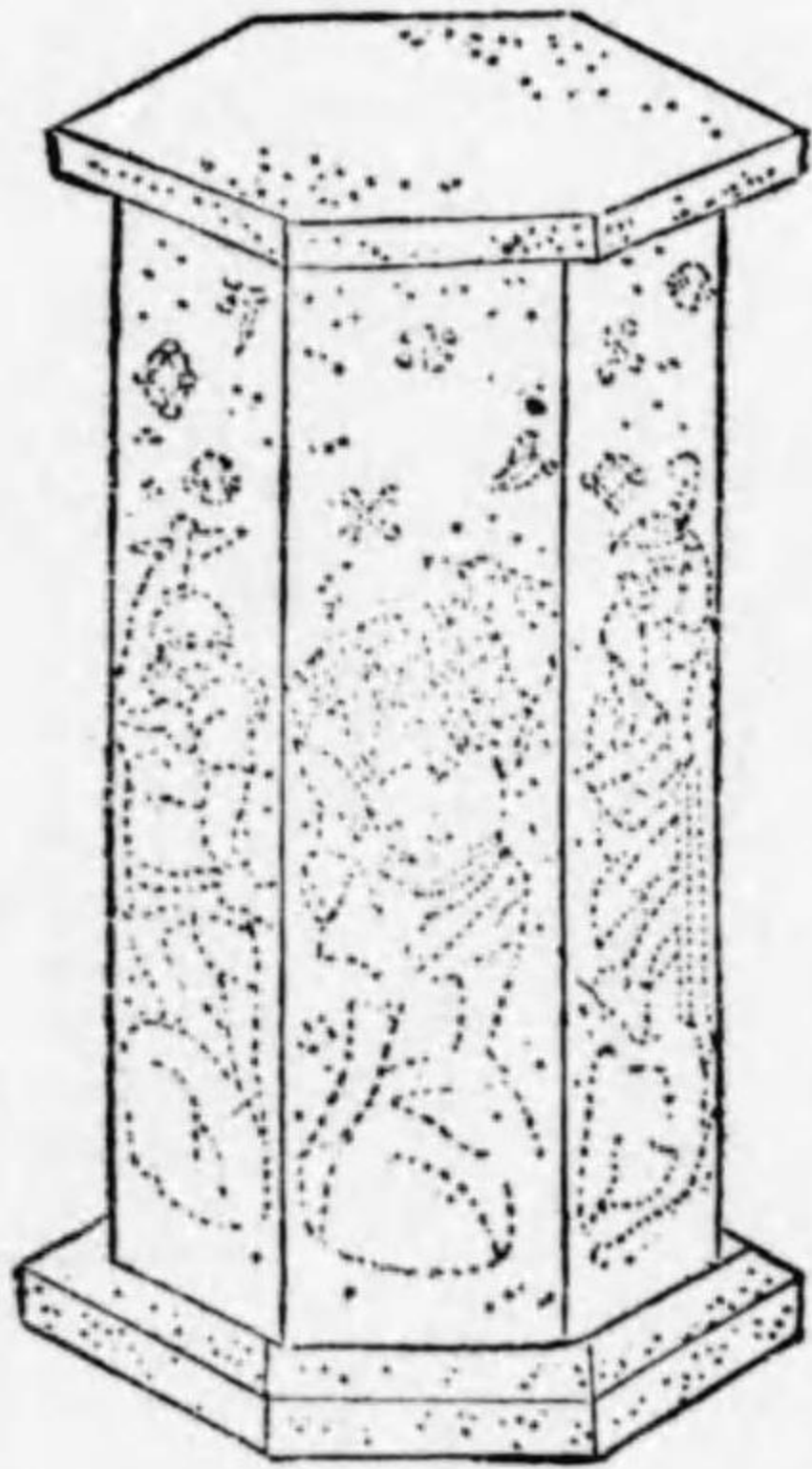
裏

表

神社 諏訪明神社 社地除、五石六升二合、村の南小名出口に社を距る事三十間許に鳥居を立、祭神健甕御方尊、弘仁二年七月廿七月初て當村に鎮座せり、其日を以て例祭とす、草相撲と云を修行せり、村内の 末社 山王社 稻荷社 共に鎮守、神職宮本信濃持、八幡宮 社地除、二石九斗二升六合、村の中央小名横町にあり、ること十五歩程に鳥居をたつ、建長四年八月十五日鎮座すと云、神體本地彌陀の像二軀あり、一は背の方假面の如くくぼみ、金像にて長六寸許、僧空海鑄作といふ、近き頃村民與八郎といふもの、圓徑八寸許の鏡を造りて、像の後背にたたり、鏡背に武州多磨郡立川郷芝崎村八幡宮鏡一面、家内安全、元文四年己未八月五十嵐與八郎と離たり、一は銅像長四寸八分、背に銘文あり、縁起によるに八幡の神體弘法の鑄作黄金佛一軀ありしが、野火のために本社拜殿灰塵となりしとき、其像を失へり、時の領主立川宮内の女、深く是をなげきて別に銅像一軀を鑄て神體となす、後寶永年中に及て社頭修造の時、はからず社地の松根より舊像を掘得たりと云、其時鋏の刃のあたりし疵痕なりとて、今に胸の邊にあ、是より神體二軀となれりと云、銅像の圖古佛とみゆれば上にのす、寺院 普濟寺 村の南にあり、支武山と號す、清派の禪宗、鎌倉院の末寺を統、起立の年代詳ならず、開山大定禪師貞治二年十二月八日寂、本尊聖觀音長二寸五分、又十六羅漢の木像あり、長各一尺五寸、共に本堂に安す、寶山道貴大禪定門と題せる位牌あり、背に大檀那立川宮内少輔牌とあり、尋るに立

川は武藏七黨より出たものにて、宮内少輔昭重は小田原北條に仕へて、天正の亂に共に滅亡せし者なり、當院の境内は此人の壘城なりと傳へて、今に總門の左右より南へ掛て土居井に掘跡あり、境外は皆民の棲居となりぬれば、古へのすがたは更になし、おもふに此寺立川氏全盛の比菩提所にして、他所に在しを滅亡の後此地に移して、亡靈を鎮せしものなるべ

面に延文六年辛丑七月六日
施主 性了立
道圓刊と銷付たり



し、今村民に立川を氏とせるものなく、却て近郷に往々あり、皆族類の末なるべしと云、
本堂六間に、東、釋迦堂三間に四間、開山堂三間、辨天堂小社なり、稻荷社小、閻魔堂二間半、鐘樓本堂の前にあり、六尺四

門八尺に、古塔本堂後背の墓所にあり、碧石の六面塔なり、四天と二王との像を彫、その上に寶づくしをきざり、佛體の畫様唐畫をうつして、名工の彫刻せしもの見え、銘もあり、その圓石の如し、又墓門の石扉とおぼしきもの一枚、庭樹の根に埋もれてあり、寺僧の話にかくの如きものな一枚ありしが、往昔墓所の土中に埋めしといふ、是恐くは立川氏先墳の舊物なりしものを、兵亂の時或は發掘をへて散亂せしなるべし、しかるを其後寺を移す時、聚めて此所にもて來りしものならんか、いかにも古色あるものなれば、姑くこゝにのす、長四尺餘、塔頭、心源庵門前にあり、客殿六間に廣一尺三寸許、有慶菴本堂の北にあり、客殿五間に三

満願寺境内除地、三段三畝、小名横町にあり、醫王山と號す、尊樂師木の坐像長四尺許、十二神具足す、各長二尺許、當院は鐵牛の置る小菴の跡を新に寺となせし、觀音堂二間四方、ものなりとて、鐵牛を以て開山となす、
德太子の像を置、鐘樓六尺四方、本堂の東に常樂院、境内除地、一段四歩、外に除田一段九畝十歩、村の西小名室にあり、紫雲山と號す、村内普濟寺末、開山開基詳ならず、本堂六間に四間半東向、本堂、彌陀、近來甚衰微して今は住職もなし、
妙覺寺、境内除地、十二歩、外に陸田三段、小名山中にあり、慶學山と號す、天台宗、當郡高月村圓通寺末、開山開

基詳ならず、本堂五間に四間半南向、本堂、釋迦、堂寺も廢寺の如く、近來住職なし、藥師堂小宇な

稻荷社小

立川院、年貢地、諏訪社の前に住居す、本山修驗、當郡木曾村住

古蹟、古戰場、當村は古戰場の地にて、今に土中より矢の根な

享德四年正月鎌倉公方成氏、上杉の家老上州の長尾左衛門尉

と、武州立野の原にて合戦に及びし時、この地に押來りし

と土人の傳へにいへり、又永正元年九月廿七日、扇谷の上杉

治部大輔朝良、武藏國芝崎村立川河原に於て山内の上杉顯定

と合戦のよしものに見ゆ、此時朝良は江戸・河越兩城の主とし

て、そこ、河越の城にありしが、上杉の棟梁山内顯定、關

東八州の人数を催し、上州平井を立て武州へ發向し、朝良を

退治と聞えしかば、朝良この地へ出張して顯定と戦ふ、時に

北條早雲朝良へ加勢として、伊豆國の人松川左衛門大夫平頼

重を初として、諸軍をさしむけ、駿州今川よりも合力の兵を

送りしかば、朝良大に勢を得て軍勝利ありて、顯定及び息定

憲等已に利なき處、翌日顯定の弟民部少輔房能、越後國より

多勢を率して馳來り、顯定の陣に加はりし故、山内の兵此勢

に力を得て、新手を入替て朝良を攻しにより、其翌日の軍に

朝良忽に敗北に及び、河越の城へぞ引籠りけり、是當村古戦

の正しきものなり、其後天正中小田原滅亡の頃も、この邊兵

亂勿論のことなりといへども、始末儘に所見

なれば、姑らくこれをもちとすといへり、

新編武藏風土記稿卷之百十九 多摩郡之三十一

九戸あり、されど傳へしかど今知るものなければ、往事を詳に辨じがたし、むかしは邸跡もありしと傳へしかど、今知るものなし、近き比までも秘藏せし蛇丸と云太刀持傳へし者のありしなれど、盜賊の爲に失ひたりとて、今はたゞ傳次が家に一通の古文書を所持せり、その文左の如し、
景虎御出陣之砌、三田彈正忠政實先陣而大幡ニ陣所、八王子之城主北條之氏照及一戰沒落之處、五十嵐市左衛門竹田之新次郎云武士討取二番ニ着到、賞功不踰、芝崎卅貫文之處ヲ被仰下者也、依如件、
永祿三年庚申閏三月七日
立川宮内重花押
五十嵐市左衛門殿
設樂惣右衛門との
原佐渡との

舊家 百姓傳次 五十嵐を以て氏とす、小田原北條に仕へし五十嵐小文次といふもの、子孫の由にて、同族

せり、其後何の比か長澤某に賜はりしより、子孫受傳へて今長澤直次郎知行せり、民家は四十六軒なり、秣場二ヶ所あり、一は浅川の邊、一は川口川の邊にあり、高札場村の東へよ

小名 本村 巽の方を 新井良の方 佐貫北より一本松村の中程なり、こゝに一箇の塚ありて其上に老松孤立するを以此名ありと云、さはいへど一株の松にはあらで、雌木雄木の二本あり、ともに周囲一圍半にあまれる、由来は詳かならず

山川 浅川村の坤を流る、水源は上恩方村の谷間より流れ出、三四町餘にして中野村に達す、其末は東流して多磨川に入る、川幅は四間餘なり、土人或は案下川とも呼べり、川口川 村の良の境を流る、隣村川口・戸倉二村の谷合より流出、東に流れ、中野村を経て浅川に合す、川幅二間餘なり

水利 清水二ヶ所 一は小名本村の坤の畑中より湧出す、此水いへり、末流は一つの小川となりて隣村中野村に達す、一は小名新井の内西の方より出、二流共に水田に引て用水の助とす、神社 山王社 除地、四畝十八歩、村鹿島社 除地、二段四畝廿歩、同じ邊なり、小社

神明社 除地、三段一畝十五歩、是も同じ邊にて少く東の方へ持、ともに鎮座の年歴を傳へず、例祭は、ともに毎年九月をもちゆ、小社なり

山王社 除地、一段八歩、小名佐貫にあり、則その地の鎮守なり、小社にて上屋を設く、九尺に二間南に向へり、是も祭禮は年々九月、隣村大目村安養寺持、末社 稻荷祠 本社西に

寺院 阿彌陀堂 境内年貢地、小名佐貫にあり、四間に二間半、毘首羯摩が彫刻する所なりといひ傳ふ、何の比よりこの地に安置せしや詳ならず、されど堂の左邊に寶徳二年の日待供養塔、及び應永六年八月十三日丁圓尼進修と鐫し古碑あれ、古き堂なることにより、下一分方村即相寺の持なり

観音堂 年貢地、境内にあり、村の東邊にあり、四間に二間、正観音木の立身長二尺許なるを安す、村民持、梅坪村 梅坪村は、郡の東にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程十一里半餘、村の四境、東は左入村、瀧山村の二村に及び、南は谷野村の峰に界ひ、西北も又瀧山村なり、東西も南北も方五丁許、村内の方に山林あり、水田多く陸田少し、土性は眞土野土交れり、民家十四軒所々に散住す、前田信濃守采地なり、高札場北の方にあり

小名 天神森村の北方

神社 天神社 除地、四段一歩、社地、二百坪、村の中程なり、下に載する子守明神の免田村内に於て、四段一歩の除地ありといへり、例祭年々九月廿五日、村の持なり

子守明神社 社地、六十坪、村の南の方にあり、小社にて上屋を建つ、東向、古は相殿に兜明神と號して、古き兜一つをおさめありしが、いつの比か賊に奪はれしとなり

寺院 長昌寺 境内除地、一段四歩、村の西よりにあり、禪宗は少林寺五世海雲大願なり、本尊釋迦坐像長一尺五寸、客殿五間に七間東に向へり、舊跡 大善寺蹟 その在所はたしかならざれども、昔北條氏照が瀧山に城をかまへし頃、今の八王子なる大善寺當村の内にありしと、土人等云傳へり

○谷野村 谷野村は、郡の中程より東南にあり 一説に小宮領に屬すとも云、江戸日本橋より行程十二里、村の四境、丑寅より辰巳へは瀧山・左入・中野の三村に接し、未申の方は犬目・大澤の兩村にならひ、戌亥子の方は丹木・梅坪の二村にして、山丘を界とせり、東西三十丁、南北八丁、水田多く陸田少し、土性は黒野土なり、當村御入國の後には御料所にて、寛文七年御代官曾根五郎左衛門檢

地し、その後何の比よりか前田某・川村某が采地として賜はり、今もその子孫前田信濃守長榮・川村外記某知行せり、民家は三十八軒あり、高札場村の中程

小名 松木村の西 與地谷村の東

山川 谷川 村内西の方谷間より湧出し、流末は左入村の方に至る、この川に堰を設けて村内所々の用水とせり、神社 七社權現社 免田一段、社地は年貢地、村の南寄にあり、内の鎮守なり、圓性寺持

山王社 社地、十二坪、北の方山の半腹にあり、これも小社にて上屋一間半に六尺、南に向ふ、前に鳥居をたつ、これも本村圓性寺の持なり

寺院 圓性寺 除地、二畝、村の中程にあり、少く南の方にあり、新義眞言宗、同郡宇津木村龍光寺の末、薬王山と號す、開山及び起立の年歴を詳にせず、本尊大日長六寸許、客殿六間に四間半、東向なり、寺寶 弘法大師畫像 一幅 大師自ら畫ける像 鐘樓 客殿の前にあり、鐘は銘文考證に益な 観音堂 客殿に向て右の方にあり、二ければ爰に載せず、観音堂 間半四方、木の立像長二尺七八寸、腹籠に弘法大師の作れる鐵の正観音、長一寸七八分なるを安置すと云、是を甲の観音と唱ふ、古より村の東の畑に

甲の原と云所ありて、そこに堂を延しより、天満宮の觀音堂の唱なりとぞ、由來はつまびらかならず、
り、
稲荷社小祠、稻荷の傍にあり、 聖天社これも小祠にて、
祥雲寺除地、一段、薬師免なり、村の中心にあり、禪宗曹洞派、同郡戸吹村桂福寺末、薬王山と號す、開山龍國寂年を傳へず、本尊薬師木の立像長二尺許、客殿五間半に五間、昔は寺の後なる山上に薬師堂ありて、當寺はその堂を守るために建たる菴室なりしを、後に一寺となして薬師を本尊とせりと、或は云昔の薬師は火災の時、今の新横山村觀音寺の所へ飛去りて、今の本尊にはあらずと、

塚 首塚字小山と云所に十一所並びたり、ともに高さ四五尺許り、何の合戦のとき築きしなど云ことは詳かにせず、 六塚字薬師堂峯にあり、高さ三尺、是も其由来は傳へず、

○大澤村 大澤村は、郡の中より南にあり、郷庄の唱を失ふ、日本橋より行程十一里、村の四境、東は丹木村、南は谷野、大目の兩村、西は宮ノ下村、北は留所村なり、東西凡四丁半程、家數十一軒、田畑等分、寛文七年曾根五郎左衛門某檢地す、前田信濃守長榮・川村外記某兩給入會の私領なり、

高札場村中程にあり、
小名 大谷村の西、下谷丹木村塚、寺谷宮の下留所兩所を云、、

新編武藏風土記稿卷之百十九終

神社 富士淺間社社地除、一段餘、小社、村の南山上にあり、村内龍源寺の持、
寺院 松山寺大澤山と號す、曹洞の禪、龍山少林寺末、本尊釋迦は木の坐像、長一尺許、二間に四間の堂に安す、開山開基、 十二天社境内北の方にあり、小は詳かならず、 龍源寺白峯山と號す、宗旨本寺前に同じ、客殿五間に七間、本尊釋迦立身の木像、長四尺許、開山桂巖曉慶長十四年正月廿日示寂、里正富五郎先祖の起立といふ、大澤を以て氏とす、甲州武田の家人なりしが、落去の後先祖此に土著して、當村を開墾せしといへり、されど舊記も所持なければ、事のよしを詳にしがたし、

新編武藏風土記稿卷之百二十

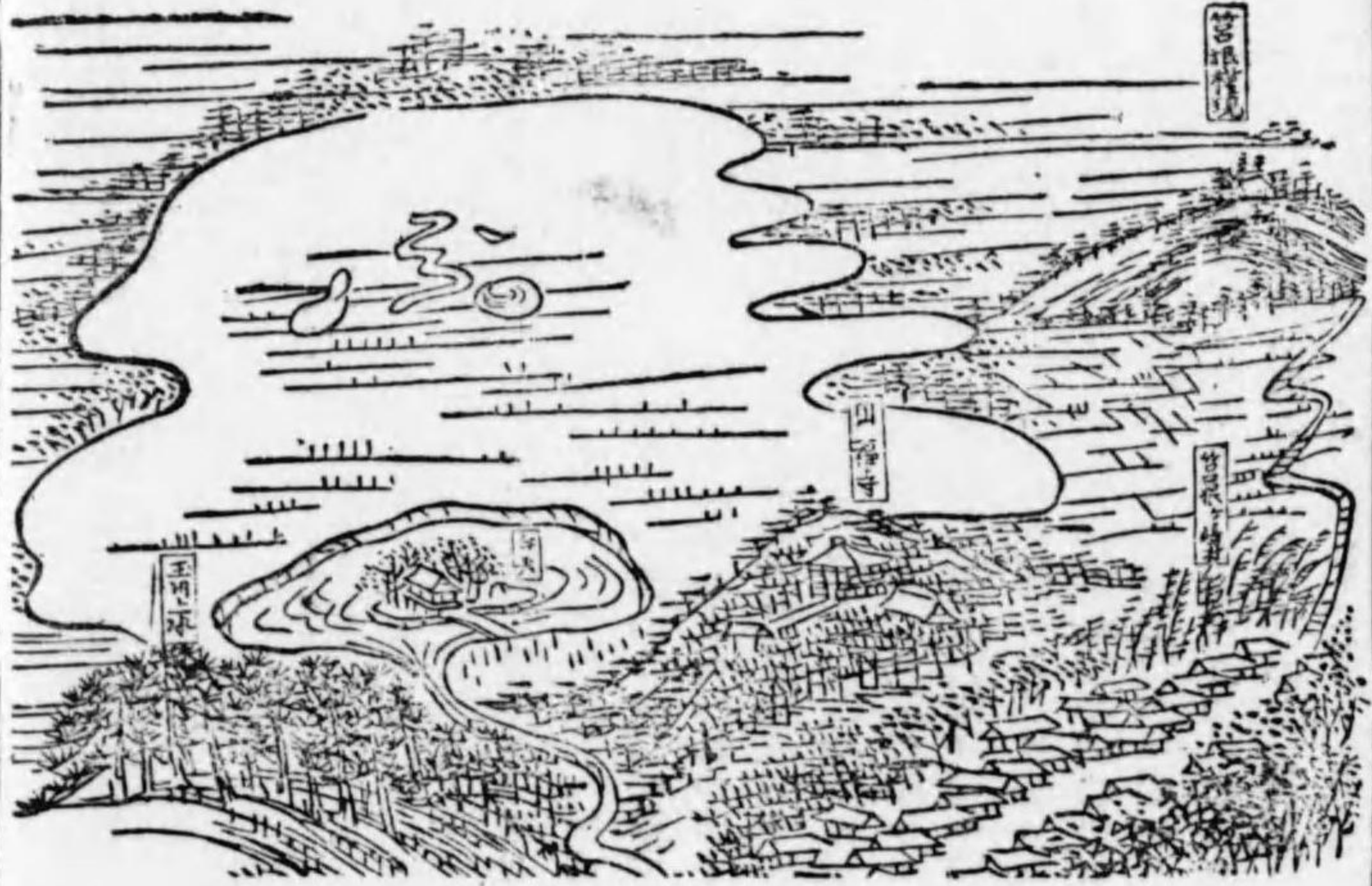
多磨郡之三十二 山口領

山口領は、郡の北端にありて隣郡入間に跨れり、四境をいはゞ、凡東は野方領に境ひ、南は拜島領に接し、西は三田領にて、北方は入間郡に續けり、郡内この領に屬する處の村數はすべて二十三村、この領名はいづれの頃より唱はじめしや詳ならず、【梅松論】に元弘三年五月十四日高時の弟左近將監入道惠性を大將として、武藏國に發向す、同日山口の庄に陣をとるとあれば、元弘の頃すでに唱へしこと知べし、【小田原家人所領役帳】には四十貫文山口の内藤澤分山口平六とあり、藤澤分と云は則入間郡に屬せし山口領藤澤村なるべし、且その郡の内に山口堀の内村と云あり、そこには山口平内左衛門が居城せし所なりとて、今も其迹のこれり、此人はいづれの頃の人なりや、彼山口平六もその一屬なるべし、この邊山口といへる地はなく、たゞこの處をのみいひしなりと、其村土人

の口碑に存したれば、この領名の起りしは當郡内にはあらで、かの入間郡に屬せる山口堀の内村ならんか、猶詳なることはそこに辨したれば、あはせ見るべし、

○箱根ヶ崎村 箱根ヶ崎村は、郡の北方にあり、村山郷に屬して庄名は唱を失へり、江戸日本橋より行程十一里、民戸百二十軒、村の四境、東は石畑村、南は羽村五ノ神村に境ひ、西は師岡・長谷部二村の新田、及入間郡栗原新田に接し、北も入間郡の富士山・高根の二村に交れり、其内高根村の邊も狭山よこたはり、境界は其山上にあり、東西凡十三町、南北十五町許、土性大抵は野土なれども眞土の所もあり、水田は纔に狭山の溪間に開けるのみにて、それに比すれば陸田はやゝ多し、村内此山の南方には、村民等の持とせる山林あり、往來は又狭山の端なる少しく高き峰をこえて、入間郡富士山村へ至る一條の道を通ぜり、これは日光街道及川越、又は秩父・高麗邊への往還とせり、左右に民戸並べり、此外に西北の方に秩父高麗の兩郡へ至る街道もあり、後にのせたる狭山及び宮の池と云ことは、古歌にも多く見えたれど、村名のことはいづれの頃より始りしと云ことを詳にせず、土人の話に地形を見れば宮の池は狭山の根なれば、箱根と云ひ、且狭山の裾は彼地の方へはりいで、其さま崎とも云へけ

箱根ヶ崎狭山之池



れば、箱根ヶ崎の名をおへりといへり、これのみならず外により處もありや詳にせず、さはあれ、天正十年甲州武田家没落の時、武州箱根ヶ崎に於て、初鹿野丹後守討死せしこと、其家の譜にのせられたれば、之より舊く唱へしこと知べし、其後御料所となり、年歴は傳へず、夫より引續き今は小野田三郎右衛門の支配所なり、

高札場村の中程里正次郎右衛門が前に建り、

小名 宿村の中橋よ、新宿り北を云、

山川 狭山西北の境にあり、山の高さ凡十間餘、爰より東の方名所にて、もとより古歌も多けれど、河内國にもこの同名の所みえたり、詳なることは總説の條下に合せ見るべし、

宮ノ池 村の西に民居あり、それより一町餘を隔てし池なり、古は四方十五町なりしが、いつしか埋れて芝地となり、今は東西十間許、南北八間許、狭山の麓にあれば、狭山の池とも云り、是も舊き世よりの名所にて、古歌にも多く爰のこゝを讀たり、其一二を左にのす、

「夫木集」仲實朝臣の歌、春ふかみさやまの池のねぬなほの、苦しげもなく鳴かはづかな、同書卜部兼昌の歌に、あやめ草さやまが池のながき根を、是もみくりのならひにぞひく、同書隆祐の歌に、みくりくるさやまが池の傾にし、かけはひかれぬ青柳の糸、

「六帖」歌に、武藏なるさやまの池のみくりなほ、引はたえすや

我と絶ぬる、同書秀能の歌に、跡分し狭山は雪に埋れて、池のみくりはくる人もなし、同書光俊の歌に、狭山なる池のみくりは根もみねと、うちはへひとのくるそまたる、

「北國紀行」に、武藏野を分侍るに、野徑のほとり名に聞えし狭山あり、朝の霜をふみ分てゆくに、わづかなる山の裾にかたちばかりなる池あり、氷るし汀のかれ野ふみ分て、行はさやまか池のあさ風、今此池の東に分水の道あり、引口幅九尺許もあるべし、こゝより石畑・殿ヶ谷・澤岸・三ツ木等數村の田間一里餘を流れ、砂川村の北裏にて多磨川上水に合せり、則多磨川上水の助水となれり、北流村の中程にして僅なる橋を架せ

堀土人殘堀と云、其名義をたづぬるに、往昔昔の池の邊にて、其あたり土民の蛇を殺せしことあり、其血この堀を流れしゆえ蛇堀と唱へしを、今は訛て殘堀と唱ふるよしをいへり、かたかた虚誕の事蹟なも附會したれど、土人の言もとより信ばもらせり

神社 三社權現社の除地、一段二畝、御林山の頂にあり、村内に四間半、祭神は木花咲耶姫命・大山祇命・吾田津姫命の三神なり、殿ヶ谷村阿津佐美天神の神主宮崎和泉の持なり、山王社 除地、八畝、西方の山上にあり、本社二尺に三尺東向、九尺四方の覆屋をなせり、村内の修驗延壽院の持なり、

稻荷社 除地、五畝、村の西畑の間にあり、上屋六尺四方、わづかなる祠を東向に置り、村持、

淺間社 除地、二畝、北の方山上にあり、本社、南向、二尺五寸四方、上屋二間四方、神主は入間郡高根村栗原丹波と云

愛宕社 除地、三畝一步、村内圓福寺御朱印地の内にあり、本社二尺四方南向、上屋三尺四方、村持なり、

辨天社 宮池の内へ築出せし所にあり、僅なる祠にて東向、社より鎮座せしと云、

八幡社 除地、五間四方、街道の西傍廿間餘距てたる塚の左に在り、本社四尺四方、上屋二間四方、東向、加藤丹後守の靈を祭と云、按に丹後守を村名の條には、初鹿野の氏と記し、後の圓福寺及びこゝには又加藤と書せり、初鹿野氏は加藤氏の同流なれば、この丹後守は同人なること論なかるべけれど、加藤初鹿野を並び用ひしゆえんはしらず、此家の子孫は舊家にて、荏原郡上目黒村にあ

寺院 圓福寺 除地、三百坪、北小山と號す、臨濟宗、郡内榮崎草創にて、開山梅室は同く十五年十一月廿八日示寂せりと、當寺に甲陽の臣加藤丹後守景忠、并に其人の室及び息次郎左衛門尉信景の法諡を書し、裏に天正十年四月十一日、丹後守内室・加藤丹波守景忠・次郎左衛門尉信景の數十字を書せる位牌あり、則これらの人天正十年四月十二日、こゝにて自害せしよし、墳墓も残り、本堂八間半に七間、本尊は薬師の坐像、一尺五寸許、厨子入て安せり、門を入て左の方本尊の前に鐘樓あり、新鑄の鐘を掛たり、もとより銘は考證とするに

由なければせず、表門の前に石階あり、幅はわづかに一間許、當寺元は郡内石畑村にありしよし、今石畑村に圓福寺前といへる耕地の字、及び其邊わづかなる堀に架せる橋は、當寺の山號を呼びて北小橋と稱せり、かく當寺の山號寺號までを字となしたれば、いかさま元はそこにありしな寺寶 甲冑太刀 共に加藤丹後守景忠の持たりしものにて、太刀は編割と稱せりよし、中心に文字見ゆれど定かによみ得ず、此外にも甲冑・弓・箭・長 塔頭 德寶院右の方、刀・太刀などあり、

阿彌陀堂除地、五間に四間半、圓福寺門前字堂前にあり、二古墳 塚民家より南二十間許をはなれ、田圃の間芝地六間に五丹後守及び妻子の碑なりといへども、文字は剥落したれば讀がたし、又塚上に獨窓院明天清月居士、梅林院清香妙通大姉と云を正面にえり、左に天正三乙亥十二月十二日、兩體同加藤氏法號とえり、右に施主師井四郎右衛門とえりたる長三尺、幅九尺許の碑あり、又塚の下の傍に、正面には安宗徹心居士の塔、左は于時天正壬午四月十二日、於此所義死、右には加藤丹後守家臣、俗名溝口彦右衛門尉輝とえりたる、高さ三尺余、幅六寸許の碑あり、この外塚上に加藤父母三名の法號えりたる碑もあり、この碑を立しゆえんを尋るに、近き頃この古墳をなにとなく信ずるものありて、多く參詣せり、其頃郡内上の原村里正最次郎といへるもの、加藤氏の子孫なるよし、具足太刀等を持來りて、人にも見せしに、其後彼がこの碑をこゝへ建しよし、この時八幡の宮を建て、彼加藤氏の靈を祭れり、此地元は百姓の持たりしに、この時圓福寺

へ寄附せりと云ふ、彼八幡社のことば神社の條に出せり、

塚加藤某の古墳より北廿間余を隔て、あり、この塚は丹後守が妻を埋めし所なるよし、姫塚と號せるなり、

舊家 百姓次郎右衛門村山氏にて、舊くより、此所の里正な家絶しより、子孫こゝに居れるよし、いへど、記録もなければたしかなることなからず、但郡中殿ヶ谷村は、古へ村山と唱へて、村山土佐守の領せし所なりと云、又其村の福生寺の過去帳に、天曉雲山天正年中八月廿一日、村山土佐守とあり、猶殿ヶ谷村の條を并

百姓與右衛門 此れも氏は村山にて、則村山土佐守が家老村しるしとすべき

石畑村附持添新田 石畑村は、郡の北にあり、村山郷と號す、田安殿の領地なり、江戸日本橋より十一里にあま

り、民家四十七軒、村の四境、東は殿ヶ谷村にとり、南は當村の新田にして、箱根ヶ崎村につゞき、北は入間郡高根村に接して狭山の峰を負ひ、東西凡八町、南北十二町餘、土性眞土にて野土交れり、畑多く田少し、北の方に山林及び秣場あり、此邊松井など多く生すと云、

檢地は寛文八年雨宮勘兵衛うけたまはり、同九年三月十日岡上次郎兵衛、近山五郎左衛門等檢せり、又當村の南方

につゞきて持添新田あり、陸田のみにて、元文元年大岡越前守檢地して貢税を定む、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、村の廣さ六町四方程なり、東は殿ヶ谷村新田につゞき、南より西は福生村をめぐらし、北は本村なり、又延享五年神尾若狭守・逸見出羽守が檢せし所あり、こゝも小野田三郎右衛門が支配所にて、字直竹山と云、本村より東北の方にて入間郡の堺なり、

高札場 村の中程

小名 砂組村の東殿ヶ谷 丸ヶ谷戸 砂組の次 棒ヶ谷戸 村の中程 奥組村の北寄或は 中組村の西 表組村の南

水利 多磨川上水の助水 西の方、隣村箱根ヶ崎の池水の流れる方設ヶ谷村

神社 御嶽社 除地、一段、松林山二段、小名中組にあり、是は時、社領に附せらる、本社二尺四方、覆屋九尺に二間、神體白幣、鎮守にて、村持なり、

神明社 除地、六畝二十歩、小名坊ヶ谷戸にあり、小村にて社木に楓の大株あり、

三島社 社地、見捨地、二百坪許、社は廢せり、二祠と

寺院 正眼寺 除地、五段八畝二十七歩、小名砂組にあり、金山と號す、禪宗臨濟派、當郡柴崎村善濟寺末、

本尊木の坐像一尺許、客殿六間半に三間半、開山詳ならず、此寺無住なること多きゆえ、大抵廢失せり、

彌陀堂 見捨地、六十坪許、小名丸ヶ谷戸にあり、堂二間に三間、本尊木の立像長三尺ばかりを安す、村の持なり、

舊蹟 圓福寺蹟 小名丸ヶ谷戸にあり、今は畠地となり、字を北古橋と號す、これも圓福寺の山號なるゆへ、舊地なることしるる、圓福寺を箱根ヶ崎村へ移したる年代來由は詳ならず、

殿ヶ谷村 殿ヶ谷村は、石畑村につゞきて村山郷に屬す、田安殿の領地なり、江戸日本橋より行程十里餘、村名の起りをたづぬるに、此邊岸村・石畑村及び當村を、古へは村山と唱へたるよし、その中當村は領主村山土佐守の居住せし所なれば、かく唱ふと、村山は武藏七黨の内にて、當國の舊家なり、子孫小田原北條家の幕下たりしが、天正年中北條家滅亡の時、此家も共に絶たりと云、

村内福正寺に位牌あり、又箱根ヶ崎村百姓次郎右衛門は、土佐守が子孫なるよし云傳ふ、此ほとり村山といふ郷名のあるも、此人居住せしより起りしなりと、尙郷名の條下を合せ見るべし、民家七十八軒、村の廣さは東西わづか六丁にして、南北へは二十五丁あり、東は岸村に隣り、西は石畑村に續き、北も亦その村に接し、南は新田なり、畑多く田少し、天水場なればしばしば旱損の患あり、土性眞土交れり、寛文八年雨宮勘兵衛、同九年三月岡上次

郎兵衛・近山五左衛門檢地す、

高札場村の中程

小名 沖組村の中央阿豆佐美 表組前の沖組より少し 中

組西の方に 中芝福正寺の下

神社 阿豆佐美天神社村の中ほど狭山の麓にあり、神主宮崎

五間、祭神は少彦名命にて、神體はなく畫像を掛く、御朱印十二石を附せらる、抑當社は式内の社當郡八座のその一にして、往古より此所に鎮座すと云、されど舊記の徴とすべきこともみえず、又正しく土人の口碑にのこりたることもあらざれば、そのたしかなることをしらず、近村奈良橋村など、阿豆佐美の里と稱す、當所に近き所なればかく唱ふと云、又享保年中の棟札あり、其文の中に文明十四年村山土佐守、同雅樂助及一族等土木の費を供して、社壇を再修せしこと見ゆ、文明中の再修なれば、古社なることしるべし、此文外にとるべき説もなければ、その全文を略しぬ、村上氏のこと村の條下及び福正寺、又箱根ヶ崎等所々に

寺院 福正寺 金龍山と號す、禪宗臨濟派にて、柴崎村普濟寺

の末なり、寺領十石の御朱印を賜ふ、本堂は八間半に七間半南向、本尊釋迦の坐像、長三尺餘、開山を普照大光國師と云、正中元甲子年正月二十七日示寂す、開基を天照と云、曆應元寅年正月廿七日寂す、普照國師は本寺の本山鎌倉建長寺の世代の内なりと云は是等寺の祖なるべし、

堂中に村山土佐守が位牌あり、左に玉窓妙全大姉、下に樂叟常雅信士、華口妙法信女とあり、卒日をしるさず、又當寺の過去帳をみるに、天曉雲山天正年中八月廿一日、村山土佐守事、樂叟常雅樂助事とあり、されど前に出せる阿豆佐美社の棟札とは、年代あはざれば疑ふべし、又境内にある觀音堂は、天文十五年の再興なれば、古き寺なることは疑ひなければ、其詳なるは、鐘樓二間四方境、觀音堂門を入て正面にあと傳へず、鐘樓内にあり、觀音堂門を三間に三間半、觀音の像は長一尺五寸餘の坐像にて、運慶の作、脇士不動毘沙門各立像にて、長九寸ばかり、臺座の裏に謹奉梅室慶香座元再興者也、當寺且那村山土佐守、同施主雲峯慶慶座元、殊者爲二親佛果、次現世安穩後生善處也云云、于時天文十五丁亥霜月廿八日とあり、これを以てみれば、當寺の開けしはふるきことなるべし、

彌陀堂跡 除地、二段三畝、村民十郎右衛門が持なり、十郎右衛門が先祖は、天神の神職宮崎和泉が家よりわかれしものなりと云、本尊は畫像なり、もと本家和泉が所持なりしを、いつの比かこへおさめたりと云、

○岸村 岸村は、郡の北方にあり、江戸日本橋より行程凡十里、村山郷に係り、庄名は唱を失へり、東は三ツ木村に隣り、西は殿ヶ谷村に接し、南も其村の新田に續き、北は石畑村に傍ひ、其間殿ヶ谷村に交りし所もあり、東西纒に八町許、南北廿五六町、地形平かにして北方には山を受けたり、民戸七十二烟は其山の麓に散住せり、土性家居の所は眞土なれど、畑地は野土にて殊に粗薄なれ

神社 愛宕社 除地、村の西にあ

牛頭天王社 北方の山上にあり、

寺院 善聖寺 除地、二段二畝廿六歩、小名山根にあり、崇清

寛正元年八月廿五日寂せり、本堂四間半に八間半南向、本尊彌陀木の坐像、長二尺許、行基の作、

十王堂 村の西にあり、二間四方、

觀音堂 村の東にあり、三間四方、正觀音木の立像長

三光院 除地、一段一畝廿歩、修驗なり、入間

○横田村 横田村は、郡の北にあり、山村郷にて庄名は傳へを失へり、江戸日本橋よりの行程十里、村の四境、大抵中藤村に接界をなしたれど、其間西方はわづかに三ツ木村に係れり、東西四町許、南北へ七八町、陸田は多く水田は少く村内地形平かに北方には上り一二町の山あり、その山間より涌出して中藤村に入れる一條の流あり、されど水利不便なれば田間に引用する事はせず、用水はわづかに村内の清水を用れど、とほしければ旱損の患あり、土性山の根通りは眞土にて、畑の所は野土なり、民戸三十三軒、農業のいとまには養蠶のことをなせり、この村正保

ば、風のために吹ちらせり、村民これを患ひ、陸田には廻りに宇津木を植、風を防ぐの便りをなす、用水はわづかに土地の清水をたのみて耕作をなせば、やゝもすれば旱損の患あり、されば此邊水田は少く陸田の方多し、村南に一條の街道を通ぜり、箱根ヶ崎村より江戸への往來なり、こゝも舊きことは傳へされども、村内善聖寺の開山は寛正年中に寂せしといへば、それより早く草創ありし寺院ならんには、この地も舊くより闢けしならん、さはあれど現に正保年間の記録には、この村名をのせざれば、正しく一村となりしは近きことにて、彼寺を勸立せし頃はいまだ他の村に屬せし地なるべし、寛文八年雨宮勘兵衛、同く九年には岡上次郎兵衛・近山五左衛門、延寶五年設樂孫兵衛・今井九右衛門、寶曆十一年伊奈半左衛門、明和三年伊奈備前守等土地の貢税を檢定せしことは、村中の記録にのこれり、其内武藏野新田あり、こゝをば享保年中大岡越前守忠相檢地せり、いつの頃より御料所となりしや夫も傳へず、御代官の遷替もあまたゝびなるべし、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場 宇山際

山川 蛇堀川 村の南を流る、川幅八九尺なり、

年中のものには見えざれば、近き頃一村となりしならん、寛文十二年中川八郎右衛門檢地し、この外武藏野新田の方は、元文元年大岡越前守忠相檢地せしことあり、御代官の遷替、寛文の頃は中川八郎右衛門・岡上次郎兵衛・近山五左衛門等支配せしよし、延寶年中に至りては、設樂孫兵衛・今井九右衛門、元祿の頃は西山市郎兵衛等に、今は小野田三郎右衛門の御代官所となれり、

高札場村の中程

小名 金山南方を 入北の方 山崎北の山合

神社 七所社除地、一段、宇入にあり、上屋二間四方、中にわづかなる宮をおけり、

愛宕社 同し邊にあり、是もわづかなる祠なり

寺院 吉祥院 除地、村の東にあり、石階數十級を上りて、長圓寺の末、開山は寅貞祖源元祿十二年三月四日寂せり、本堂五間に五間半、本尊正觀音木の坐像一尺許を安せり、

○三ツ木村 三ツ木村は、郡の北にあり、村山郷に屬し、庄名は傳へず、江戸日本橋より行程十里、東は中藤・横田の二村に境ひ、南は砂川村より殿ヶ谷新田に及び、西は岸村により、北は山の峰を界として、入間郡勝樂寺村につゞけり、東西へ凡十町、南北二十五町許、地形は平なれ

ど、こゝも北方には山を帯たり、そのあたり九町餘の秣場あり、民戸百六十畑の内三十戸宇蛇堀に一區をなせり、冬春の内は炭を焼あるひはかひこをなし、女子は木綿しまなどおれるをもて業となせり、用水は村内わづかに溪間より流れ出る清水を用たれば、こゝも早損の患あり、かく用水も乏しければ、おのづから水田は少く陸田は多し、民居の方は眞土の處あれども、多くは粗薄の土地なるをもて、南方の陸田には四方の廻りに宇津木を植えて風除となせり、この村は御料私領入會にて、正保の頃は御代官今井八郎左衛門忠昌支配し、其外大河内兵左衛門知行せるよしものに見えたり、後御料は延寶五年設樂孫兵衛、今井九右衛門、寶曆十一年伊奈半左衛門、明和三年同備前守、安永四年同半左衛門等いづれも土地の御代官にて、次第に檢地し貢税のことを定めたり、其中寛文五年岡上次郎兵衛・近山五左衛門等の檢地せしはこの所の新田なり、夫より引續き御料の方、今は小野田三郎右衛門支配ならん、其他は大河内鎌藏が知る所なり、

高札場 宇宿の南

小名 蛇堀南の方を云、後ヶ谷戸北の方 峰東の小ヶ

谷戸 同邊な 宿西の方 油ヶ谷戸中央な

山川 蛇堀川 南を流る、箱根ヶ崎の地より出、幅六七尺、殘堀是も幅六七尺、

神社 十二所權現社除地、一段九畝十歩、字峰にあり、村の宮を置り、拜殿二間に三間半、鳥居を立、前に石末社階あり、祭る所は天七地五命なり、神主新藤隼人

天王社 痲瘡神社いづれもわづかなる祠なり

神明社 宇後ヶ谷戸にあり、わづかなる祠なり

寺院 慈眼寺 除地、八段一畝十三歩、宇後ヶ谷戸に在、白布山と稱す、曹洞宗、郡内中藤村長圓寺の末、本堂四間に五間半南向、本尊正觀音木の坐像、一尺二寸を安せり、開山の名は龜雲とのみ傳へて、この寺を草創せし年歴及びその僧の寂年を傳へず、

藥師堂 除地、一段六歩、宇宿にあり、二間半に三間半東向、本尊木の坐像九寸許、長圓寺の持

彌陀堂 宇峯にあり、三間に三間半、坤に向、同寺の持なり

彌陀堂 除地、一段一畝十一歩、宇蛇堀にあり、二間半に六間の本尊は木の立像にして長さ一尺二寸、これも同寺の持、藥師堂以下僅なる並なれば、造立年日を知らず、

○中藤村 中藤村は、郡の北の方にあり、村山郷に屬す

江戸日本橋よりは行程九里、村の四境、東の方は芋久保村に接し、西は三ツ木村に交はり、南は砂川村に及び、北の方は山の峰を境とし入間郡勝樂寺村につゞけり、東西へ凡廿五町、南北三十町に過ず、民家三百四十九軒、土性は眞土或は野土なり、畑多くして田少し、この邊狭山に續き、北の方はすべて山なり、溜池三ヶ所、山よりいづれも用水とするに足らざれば、谷々より出る清水を用て田間に沃けり、檢地は寛文十二年中川八郎右衛門、同九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門、元祿三年西山六郎兵衛、寶曆十一年伊奈半左衛門、明和三年伊奈備前守等次第に檢地せり、この村正保の頃は前島十左衛門・渡邊忠四郎・長尾庄右衛門采地の外に、眞福寺また長圓寺の領にも賜はりしに、今は野間頼母も知行せり、

高札場 二ヶ所 一は小名萩尾にあり、一は内中藤にあり、

小名 内中藤東の方 原山村の中央なり、此邊に前島十左衛門屋敷跡と云あり、今屋敷山

とも呼べり、元祿三年 萩尾これも村の神明ヶ谷南の高入の場となれり、中央なり、

中村村の坤の方 馬場西によりた、赤堀乾の方に山崎北の方をすべ

神社 八幡社 除地、七畝二十九歩、横田村にあり、小名馬場あり、二間四方、内 末社 諏訪社 西の方によに祠をおけり、

山王社 除地、二畝廿四歩、小名山王前にあり、上屋二間に二間半、内に小祠を置、

熊野社 除地、五畝十八歩、小名中村にあり、上屋一間半四方、社前に鳥居を立つ、

神明社 除地、本社六間に二間、拜殿二間半に四間を一棟に作りつけたり、神體は木の立像八寸餘り、例祭年々八月廿一日・廿二日の二日を用て行へり、村内大行院の持にて、當村と横田村の鎮守となせり、

神明社 除地、小名原山にあり、覆屋二間に三間、内に小祠を置、境内にいり石階十一級を登りて、稻荷の小祠を西の方に立、神職を指田撫津といふ、

神明社 除地、小名神明ヶ谷にあり、

牛頭天王社 除地、八畝十八歩、小名内中藤にあり、石階數十級を登りて小祠を建つ、覆屋二間に三間、前に鳥居を立つ、神體は木の坐像にして、長八寸ばかり、大行院の持なり、

熊野社 除地、同じ邊にあり、上屋二間四方、社前に鳥居を立、傍に寮を設けり、二間半四方なり、

寺院 長圓寺 小名馬場にあり、禪宗曹洞派、江戸三田海禪寺の末、龍澤山と號す、客殿八間に九間半南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺九寸許、開山花山秀春天正十九年三月十九日寂す、門二間四方、高十石の御朱印を賜はれり、

衆寮 二間に六間、門を入 寶庫 二間に三間、門を入 鐘樓

これら左の方にあり、二間四方、鐘は享保十二年十世の僧吳山代に鑄しものにて、徑り二尺四方、辨天祠 當寺の門前にあり、

眞福寺 小名萩尾にあり、眞言宗新義、醍醐三寶院の末、龍華山清淨光院と號す、寺領二十石の御朱印を賜はれり、客殿六間に十二間東向に立、本尊藥師木の坐像長八寸、開山龍性法師正應三年七月寂す、山門二間に四間、上に洪鐘を掛、寛永十五年三月鑄しものなり、願は市野孫左衛門尉貞繼と刻せり、鐘のわたりは二尺五寸なり、八幡祠

客殿の南の 天満宮 東の方へ一町程隔て、あり、上屋一間方にあり、

觀音堂 南の方にあり、三間四方、本尊彌陀立像に 寺寶不動井兩童子畫像三軸 弘法大師筆、毘沙門ノ畫像一軸 僧覺天竺阿育王自筆像一軸

藥師堂 除地、小名萩尾にあり、三間に三間半の堂を東向にすめの方守本尊と云傳ふ、堂の後へ五輪の石塔を立、延文元年八月十六日了意禪尼と刻せり、長三尺許、しかれども何人の墓碑たることなし、

德藏院 除地、一段三畝二十八歩、小名萩尾の東にあり、眞言宗、村内眞福寺末、龍華山と號す、客殿二間に四間南

向なり、本尊は地藏の坐像長一尺許、開山は寺傳を失ひたれば詳ならず、

觀音堂 除地、これも同じ邊にあり、四間半に四間南向なり、正觀音は長一尺八寸許、古へは觀音寺と云しよし、今中藤新田に移せり、

十王堂 小名内中藤にあり、三間四方の堂なり、本尊地藏は長三尺五寸許の立像なり、左右に十王の小像を安す、元は圓明寺と云ふ、野中新田に移せり、境内墓所に貞治・康永・寶徳等の古碑を立つ、

大行院 修驗、同郡入間郡寺竹村龍藏院の配下なり、

○砂川村 砂川村は、郡の長にあり、砂川はもと武藏野内の小名なりしが、郡中岸村に居住せる村野を氏とする百姓助右衛門といへるもの、こゝへ来て開けり、則砂川は此地の舊き小名なるをもて村名とはなせるよし、村山郷に屬せり、江戸日本橋より行程凡九里、村内に一條の街道あり、江戸への往來なり、村の四境、東西は砂川新田に續き、南は柴崎・大神・上河原等の村々に境ひ、北は三ツ木・奈良橋の二村なり、東西凡一里、南北七町許、民戸二百七十一軒、この邊に林はあれども、山林及び水田はなく、陸田のみにて土性は野土なり、村の開發を尋るに、いま岸村に住せる助右衛門が家に傳へたる寛文八年の記録に、六十年前武藏野砂川と云處を取立繩御申請云云

とあり、寛文八年より六十年前といはゞ、慶長十四年の頃開けし所なるべし、元祿二年三月西山六郎兵衛・池田新兵衛うけたまはりて檢地せり、その外新田あり、こゝは寶曆十一年伊奈半左衛門檢地せり、古より御料所にて、今は御代官大岡源右衛門孟清支配せり、高札場村の中程

水利 多磨川上水西の方より入り、村内一里許を通り入る、是も砂川新田に通ず、

神社 阿津佐美天神社 除地、一町八段三畝、往還の北中程よに居れる留主のもの、末社 疱瘡神社 稻荷社

山王社 除地、一段六畝廿歩、これも往還の上水の傍にあり、村内流泉寺の持、

辨天社 除地、五畝、村の東にあり、

神明社 除地、五畝十歩、小川村境

愛宕社 除地、一段、往還の北にあり、社廢し

流泉寺 除地、一町八段三畝十四歩、街道の南側にて西よりな

開山東林香玉寛文五年三月廿六日遷化、本堂十二間に七間、本尊千手觀音坐像一尺餘なるを置く、惣門鐘樓等あり、鐘は新に鑄しものな、藥師堂、本堂の東にあり、二間半に三間、藥師の外に十二神を置く、いづれも八寸、愛宕社、本堂の西にあり、わづかなる、境内の鎮守なり、

地藏堂除地、一段、往還の南側中程にあり、六間に三間、本尊地藏木の坐像一尺許、流泉寺持なり、

○芋久保村 芋久保村は、郡の良にあり、村内鹿島神社に掛たる建武三年の鐘銘によれば、元は奈良橋村内に屬せし地なるべけれど、一村となりし年歴は詳にせず、今は奈良橋郷に係り、庄名は唱へを失へり、江戸日本橋より九里半の行程なり、名義は鹿島社の西方に古井の跡のこり、この邊はいかにも井を鑿つことなし、かたきよし、舊くは井の窪或は井能窪共記せるもの見ゆ、これら村名の起りなりしなどいへり、されど井をうかつことをなしがたきとき、井能窪と記せるなど云も、いかなるゆへなるや覺東なし、東は藏鋪村に續き、南は砂川村に境ひ、西は中藤村により、北は山上の峰を限りとして、入間郡勝樂寺村なり、東西凡七町、南北二十五町、地形この邊は平なれど北方には山をうけたり、土性畑の方は野土にて粗薄なり、山根には眞土の所もあり、民戸百四十畑、陸田多く水田は山間に六町六段餘を開けり、御入國以來延寶

二年六月細井九右衛門、元祿三年八月今井九右衛門・近山五左衛門等、命を奉じて稅務のことを檢定せり、正保の頃は酒井郷藏・酒井極之助知行せしよし、今は酒井清次郎知行所なり、

高札場 鹿島神社の大門口にあり、

小名 西谷戸 西の方 東谷戸 東方を 鹿島谷戸 村の中央なり、

石川 北方なり、

山川 山北の方にあり、登一二町、

石川 小名石川の山間より出る小流なり、此外に悪水堀村中を流る、又溜池七ヶ所あり、いづれもわづかなる池なり、

神社 鹿島神社 社地、一萬三千六百六十四坪、御朱印十三石、殿二間に二間半、社傳を聞るに、慶雲四年の鎮座にて、武甕槌命を祭神とし、神體は龍王丸とて、則武甕槌命の太刀なりしといへど、神主も拜することを得ざるよし、社を造立ありしは、天智天皇第四姫宮なりしとも、又蘇我山田石河麻呂なりしとも記し、この外疑ふべきことをも記したれば、此社傳もいろいろに信ずべからず、さはあれ後にのせたる文正・天文等の棟札あるをもて見れば、舊きよりの鎮座 神寶 武甕槌命鎧ノ袖五寸許、黄金石五寸許、錦几帳 東照宮御寄進なし給ひしよし

し、外に尾州亞相公の邊遊覽の折柄、當社に詣りて自ら書して賜ひしといふ歌などありと云、 鐘大鐘なし、鐘銘に

奉納鐘一口 鹿島太神宮神前

建武三年三月十三日 武州多東郡上奈良橋村

深井三郎源光義妻敬白

按するに、に載たる鐘銘に、多東郡上奈良橋村とあれば、當社草創の頃は、この邊奈良橋村の内にて、後別に一村となりしに、其おりからこの社も今の如くこの地に屬せしものなるべし、又深井三郎光義といへる人は、外に所見なし、もし此社の棟札にするせる、本且那源憲光といへるものも、深井の子孫なるにや、これらのことその徴とすべきものあらざれば、今より知りたし、又此鐘社頭にかかけおきしを、いつの頃にかありけん奪はれて今はなし、たゞ鐘銘のみなつたえり、

人王百四代後土御門御宇 本且那源憲光
奉建立鹿島大明神社檀一字 別 若滿命師
文正元天丙戌十月三日 大 次郎三郎

大施主下總住 工道人道

人王百四代後奈良院御宇 奉建立鹿島大明神社檀一字 別 梅滿命師
天文三歲甲午十一月三日

末社 白山祠 子ノ神祠 山王祠 本社の左右にあり、何れも僅なる祠なり、

神主石井市之進 社地の西方に住めり、此人の先祖石川出羽守は、この地頭酒井某と共に、大坂御陣にも出たりなどいへど、石社前の原上むはら生ひ茂れる中させる記録はなし、にあり、要石と稱す、其さまをいはし、長さ二尺五寸許、横四尺許、徑一尺五寸、黒色にしていと潤澤あり、かゝる田間にありては、耕作の妨なりとて、いつの頃か百姓等よりつどひ、穿ちすてんとせしに、地下に至るほど石の形ますます大にして、たやすく掘得べきにも非れば、是より土人要石と稱せる名を得たりと、村老の口碑にのこれり、按るにこの石適々鹿嶋社前であれば、かゝる話を附會せしにや、覺東なし、

寺院 愛染院 除地、六畝、字前坂にあり、石澤山蓮花寺と號す、眞言宗新義、中藤村眞福寺の末、開山開基の年歴を傳へず、本堂八間半に七間東向、本尊不動木の立像長一尺三寸なるを安せり、本醫王寺 除地、五畝十八歩、字石川にあり、白部山慶性院と號す、これも同寺の末、開山承慶長六年十一月二十八

日寂せり、本堂五間に八間南向、本尊藥師木の立像長一尺六寸、行基の作を置り、鐘樓に鐘を掛たれども、正徳年中の新鐘なり、ことに考證とすべきことなれば、銘文はとらず、

観音堂 字林と云所にあり、三間に三間半、観音は如意輪にて、長九寸許、行基の作なりと云、墳墓

五輪塔 字杉山と云所にあり、この地頭酒井極之助が先祖の墳墓なり、往古はこの所に居住せしよし、その地を今陣屋と字せり、

○奈良橋村 奈良橋村は、郡の良にあり、此邊阿豆佐美の里と稱し、村山郷に係れり、庄名は殿ヶ谷戸なりといへど、この庄名は外に聞ことなし、郡内藏舖村は正徳年中この村より分郷せしことは其所に辨せり、されば地形犬牙して慥には分ちがたけれど、其大略をいはず、東は高木村に境ひ、南は小川・砂川の兩村に接し、西は芋久保村により、北は山峯を限として入間郡新堀村に交はり、坤は藏舖村につゞけり、藏舖を合して東西十町、南北へ二十町餘の地なり、地形平かに北方には山を環らせり、土性は野土なれば土輕きゆへ、爰も田間に宇津木を植て風除などせり、陸田多く水田は纔に北方山よりの所に開き、その清水を引て用水となせり、民戸五十八軒、耕作の暇には木綿織をおれる外に、蠶を以て女子の業とな

せり、この村開闢の昔はいつと云ことを傳へされど、郡中芋久保村鹿島神社に掛たる建武三年の鐘銘に、此村名をのせられたれば此村名も古くより唱へしことなるべし、天正年中より石川太郎右衛門が知行と、外に武藏野新田の方は酒井清次郎が知行交れり、萬治年中御料所となりし頃は、中川八郎右衛門・今井九右衛門等支配せり、いつの頃かこの地頭石川某檢地せしことあり、新田をば元文元年大岡越前守檢地せしよし、今は御料所にて大岡源右衛門支配所なり、

高札場村の西にあり

山川 山北の方にあり、上り一二町許り、

水利 用水堀 村の南、新田の境を流れり、外に悪水堀三條村内を通ぜり、

神社 山神社 除地、三畝、南の畑中に在り、わづかなる祠なり、

八幡宮 除地六畝、村の西北方にあり、上屋二間に三間、内に五尺の社を置り、拜殿は二間半に三間、前に鳥居をたつ、山王社 除地、南の畑中にあり、以上の社鎮座の初は傳へず、いづれも村内の修験、覺寶院の持、

愛宕社 除地、雲性寺の東にあり、わづかなる祠にて、上屋は九尺四方、こゝも鎮座の初を傳へず、村内大徳院持、日月宮 除地、六畝、わづかなる祠なり、

寺院 雲性寺 除地、二段五畝、村の北山麓にあり、天王山觀開山開基の人を傳へず、本堂五間に七間南向、本尊彌陀木の坐像一尺六寸を安せり、境内には此所の地頭石川太郎右衛門代々の墳 觀音堂 門か入て右にあり、二間四方、觀音天墓あり、

王社 境内後背の山の中腹にあり、則村内の鎮守なり、

大徳院 除地、二段、修験なり、府中門善坊の末、愛宕山と稱す、寛永十六年聖護院宮より、金襴の袈裟を給はりしと、その故を傳へされど、この頃よりの修験なるべし、

覺寶院 これも修験にて、八幡山と號す、同じ支配なり、

舊蹟 屋敷跡 藏舖村の境にあり、

藏屋敷跡 同じ邊にあり、石川某の住居せし屋敷跡、及其人の藏屋敷跡なりと云、石川某は所の地頭なれば、元はこゝに居住ありしなるべし、

塚 塚宅部境にあり、東覺塚と云、何のゆえんなりや詳ならず、

舊家 百姓勘左衛門 先祖岸入道右近尉吉家、天正十五年六月死とのみ傳へり、舊家なる由を云へど據所はなし、

○奈良橋村枝郷 藏舖村は、奈良橋の内に屬す、正徳年中分村せしといへど、郡村名寄帳にもみえず、一

村には立かたし、故にこゝに隸す、或は藏式と書り、民家五十五軒なり、御代官は奈良橋村と同く、大岡源右衛門孟清なり、新田の方は大岡越前守開發して、元文元年檢地せり、この所は今に至て人家もなく、本田のもの持添の地なり、

小名 辨天山 村内にあり、辨天の社ある故に云、

神社 能野社 除地、村の東の方にあり、祠は二尺四方、上屋九尺に二間半、村内の鎮守なり、

辨天社 除地、字辨天山にあり、一尺五寸の小祠にて、二間四方の上屋を設く、寛永六年鎮座せしといへど、其詳なることを傳へず、

御嶽社 東の方にあり、小祠にて九尺に二間の覆屋を設く、南向、

寺院 太子堂 是も東の方にあり、堂は三間に五間、本尊は立像にて長一尺三寸なるよしをいへど、秘佛なりとて見ることを許さず、

地藏堂 東の村境にあり、三間に五間の堂なり、南向、こゝには村民の墓あり、

○高木村附持添新田 高木村は、郡の良にあり、郷庄の唱を傳へず、東は後ヶ谷村、西は奈良橋村、南は小川村、北も亦後ヶ谷及宅部の二村に續けり、東西凡七町南北二十町、元祿三年細井九右衛門檢地せり、民戸五十二烟、こゝも

女は木綿縞をおりかひこをなすこと近村ほど同じ、土性野土にて粗薄なり、水田はなく陸田のみなり、此村御料私領入會なれども、いつの頃より御料所となりしと云ことは傳へず、寛文中は岡上次郎兵衛・近山五左衛門、延寶年中中川八郎左衛門、元禄年中細井九右衛門等次第に支配せり、私領は天正年中より酒井極之助・同郷三に給はれり、郷三が知行せる方は年代を知らず、土地となれり、今は大岡源右衛門御代官所にて、私領酒井清次郎の知行交れり、外に武藏野新田あり、東南は廻り田新田に境ひ、西は奈良橋新田、北は後ヶ谷・清水村等に限り、こゝは民戸なし、元文元年大岡越前守が檢地なり、

高札場 小名字本村

小名 本村中央な 砂南方を 水窪中央より東

山川 用水堀 南境を流、幅八九尺、この外悪水堀二條あり、

神社 山神社 除地、一畝、宇中原と云所にあり、わづかなる祠、村内尉殿權現の別當、明樂寺の持、尉殿權現社 除地、一畝、宇砂にあり、上屋二間に三間、内にわづかなる宮を置り、前に鳥居をたつ、別當明樂寺 社地の東にあり、高木山と號す、新義眞言宗、豊嶋郡石神井村三寶寺の末、草創の始を傳へず、本堂四間四方南向、本尊不動木の立像一尺二寸を置り、

開發せしことを訴たへ、御ゆるしを得て遂に其功なりぬ、小川某開きし地故、小川新田と云しが、後又かの小川某の子孫次第に新田を開きしかば、そこを小川新田と稱し、始めに開きし小川新田と云へるは、直ちに小川村と稱せるは、爰のことなり、小川某の事跡は舊家の條に出せり、其頃より引續き御料所にて、今は小野田三野右衛門支配所となれり、

高札場 村の中程

小名 上 中 下 西方を上と云、東方を下と云、

橋梁 橋三ヶ所 共に砂川村境を通する玉川上水に架せり、これを小川橋と云、其餘二ヶ所共に御普請の橋にて、何れも長さ五間、若くは六間、幅一間許、

水利 多磨川上水 西方砂川村より入り、小川新田にそゞり、

野火止用水 これも西方砂川村境より入り、この堀をもつて隣村の境となせり、一名伊豆殿堀と稱するは、松平伊豆守信綱が奉行して作りし故の名なりと云ふ、

神社 神明社 除地、一町六段六畝廿歩、村内の鎮守なり、本社六尺四方南向、拜殿二間半に五間、鎮座の初を詳にせず、神體白幣、例祭九月十九日、神主は郡内殿ヶ谷村阿豆佐美天神の神主宮崎某配下宮崎加賀といへり、

寺院 地藏堂 字砂にあり、二間四方、南向、地蔵は木の坐像長五寸ばかり、阿彌陀堂 同じ邊にあり、二間半に三間、本尊八寸許坐像なり、

藥師堂 字が、峯にあり、二間半に二間、本尊五寸許、木の坐像十二神を左右に置り、各長八寸許り、

○小川村 小川村は、郡の長にあり、村山郷に屬せり、この村近き頃は野方領とも唱ふれども、其實は前後の村と同じく山田領に係れり、東はこの村の新田に境ひ、南は南野中・榎本戸二村の新田に接し、西は砂川・幸窪・高木の村々により、北は野口村に至れり、其間西方砂川村より北方野口村のあたりは、野火留用水を以て、かぎりとし、東西凡一里、南より北へは二十町にあまれり、檢地は寛文九年岡上次郎兵衛、近山五左衛門の兩人承りて貢税の數を定めり、この邊武藏野曠野の所ゆへ、四方平地にて民戸二百二十軒、或は往來の左右に連住せり、野林多く水田はなく陸田のみなり、村内古街道あり、道幅二間許、府中より國分寺・戀ヶ窪等の數村を経てこゝに至る、この街道の内より北へ折れば、入間郡大岱及郡内久米川等に至れり、是、鎌倉より陸奥への街道なりしと、この村開闢のことを尋るに、小川九郎兵衛といへる人にて、郡内岸村に居りしよし、明暦年中御代官今井九右衛門支配せしより、武藏野の内字石塔ヶ窪と號する所

日吉山王社 除地、一町四段一畝廿歩、本社二尺四方、上屋二間四方、神體白幣、例祭六月十五日、こゝも鎮座の初を傳へず、神主は江戸麴町山王の神主樹下氏の支配山口大和なり、

寺院 小川寺 除地、三町三畝、醫王山と號す、臨濟派、江戸市ヶ谷月桂寺の末、開山碩林貞享三年正月示寂、開基はこの村の里正小川九郎兵衛、明暦年中の起立なりしゆへに、小川をもて寺號となせり、客殿十三間に七間東向、本尊藥師を置り、表門を入て左の方に鐘樓あれども、新鐘を掛たれば銘にのせず、

妙法寺 除地、二町一段、瑞雲山と稱す、曹洞宗、郡内中藤村長圓寺の末、開山僧の名を傳へず、これも土地の里正彌四郎の祖先、及吉野又兵衛と云るが、二人力を合せて草創せしといへり、されど吉野又兵衛のことは、外にきくことなし、客殿は八間四方、本尊釋迦を安せり、

舊家 百姓彌四郎 今の名主なり、小川氏にてこの家の祖先小孫九郎兵衛は民間にありて、この村を開きしよし、この人元は北條家の臣なりしが、民間に下りて代々武邊の志ありしと、按に小川氏は武藏七黨の内西黨に見えたり、其外當國新坐郡橋戸村の舊家、忠右衛門家に傳へたる文書に、小河出雲守の名見へたり、これらも一族なりや、と

○後ヶ谷村 後ヶ谷村は、宅部郷に屬せり、東は清水村に隣り、南は小川村・高木新田に限り、西は奈良橋村に境ひ、北は狭山の峰を境として、入間郡菩提木・新堀の

二村に接す、東西へ凡十町、南北へ三十町許、地形は平かにして、北の方に狭山を負ひ、又中央より北によりては、西よりさし出たる少しの山あり、水田は北方の山根に少しく開きたれど、あづかに此地の溪水を引て用水となせば、水災はなく、やゝもすれば早損の患あり、陸田は多くして村落をなせる平地の所に開けり、此は野土なり、概していはゞ、土性は眞土多く、民戸天正の頃は十二軒ありしが、後稍く増加して今は四十五軒となれり、いづれも山に傍て散住せり、耕作の暇には薪を伐りて江戸へおくり、傍ら養蠶のこともなせり、村内尾張殿の鷹場にして、村民其役を勤めり、檢地は寛文九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門司どれり、又延寶二年は彼の二人に今井九右衛門加りて司どれり、元祿三年は細井九右衛門奉りて檢地をなせしことあり、天正の頃は逸見四郎左衛門が知行せしよし、故ありて上地となり、天和三年の頃より御料となれり、御代官の遷替は詳ならず、今は小野田三郎右衛門支配せり、

高札場村の中央
小名 南谷戸村の南、宅部北方、内堀西北、杉元中央、
山川 狭山村の北通り多磨、入間兩郡の界にあり、上り大抵二三町、箱根ヶ崎村より久米川村、及入間郡邊まで三

里許、村山郷に屬せし村々、この山の根通りにかゝれり、猶總説狭山の條に出せり、
石川 村の北の方を流る。

狭山池 村の北の方字小澤の溜池なり、水田の南方山合に三十と云あり、これも溜池の如くなり、もとは一つなりしが、水災のとき地形沿革して、此の如くなりしものによ、歌にも詠み名高き所なり、箱根ヶ崎村合はせみるべし、

水利 溜井五ヶ所

神社 稻荷社見捨地、七八間四方、
山神社除地、五段一畝六歩、南畑中にあり、
神明社字南分と云所にあり、これもわづかなる祠なり、傍にえたれば、古社なるべし、もとより鎮座の初め年代は失へり、

天狗社 これも同じ邊にあり、纒なる祠にて、土屋は六尺四

御領明神社 除地、六畝二十歩、小名内堀にあり、この邊を宮にわづかなる宮、末社 愛宕社わづかなる祠にて、
寺院 回乗院 除地、七畝二十六歩、是も字南分と云ふ所にあり、新義眞言宗、豊嶋郡石神井村三寶寺末なり、

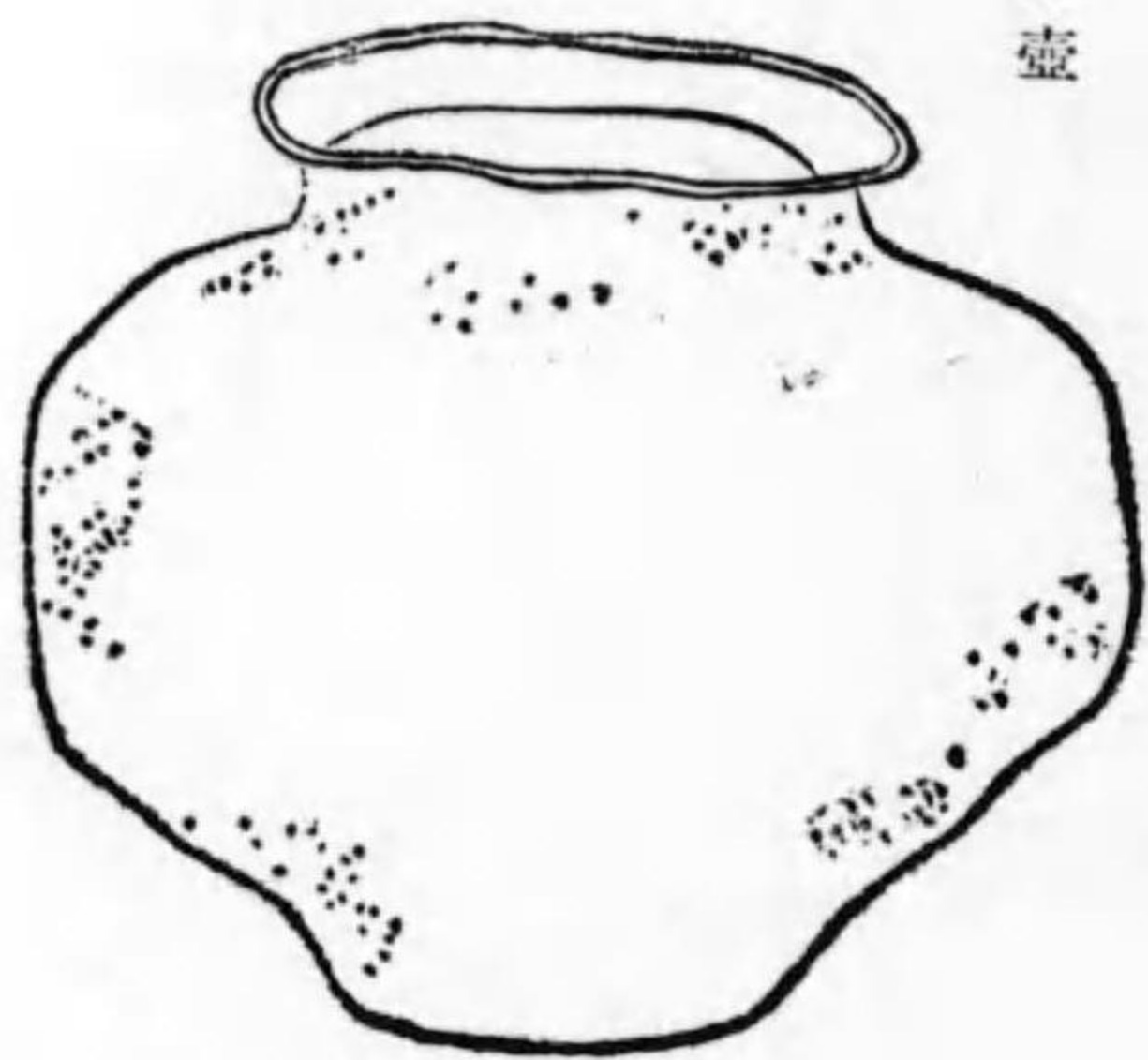
愛宕山東圓坊醫王寺と號す、器山は賢譽法印と云、平治元年二月八日寂せり、本堂七間に六間半南向、本尊不動木の坐像二尺五寸許、又藥師の像八寸許なるを安置す、惠心の作、鐘樓本堂の正面に建つ、二間に三間、鐘は圓徑二尺二寸、この樓かね寛延二年十月住持乘譽の代に鑄成したれば、銘文に載せ、
愛宕祠 境内の鎮守にて、本堂の後にあり、小祠、
寶珠庵 字杉本にあり、里正勤右衛門代々の墳墓あり、其守り尊地蔵を安せり、木の立像にして、
長五尺許の古の作なりと云へり、
觀音堂 字南分にあり、二間半に五間、南向、如古碑一基長二尺餘、貞治七戊申四月十九日とあり、

舊蹟 陣屋跡 字杉本にあり、古へ逸見四郎左衛門住居せし所なりしよし、今は百姓九右衛門が住居となれり、
藏屋跡 逸見某の藏屋跡と云にも非ず、この名主勘左衛門は、舊家にて其地についたれば、往古其家の藏屋跡ありし跡なるべしと云へども定かならず、此所に杉の大木ありて、藏王の小祠を建つ、
舊家 百姓勘左衛門もとは氏を石井といひしが、いつの比よと云、その二十五代の孫を石井勘解由といへり、この人大坂御陣の時、地頭逸見四郎左衛門と共に其役に出、それより今

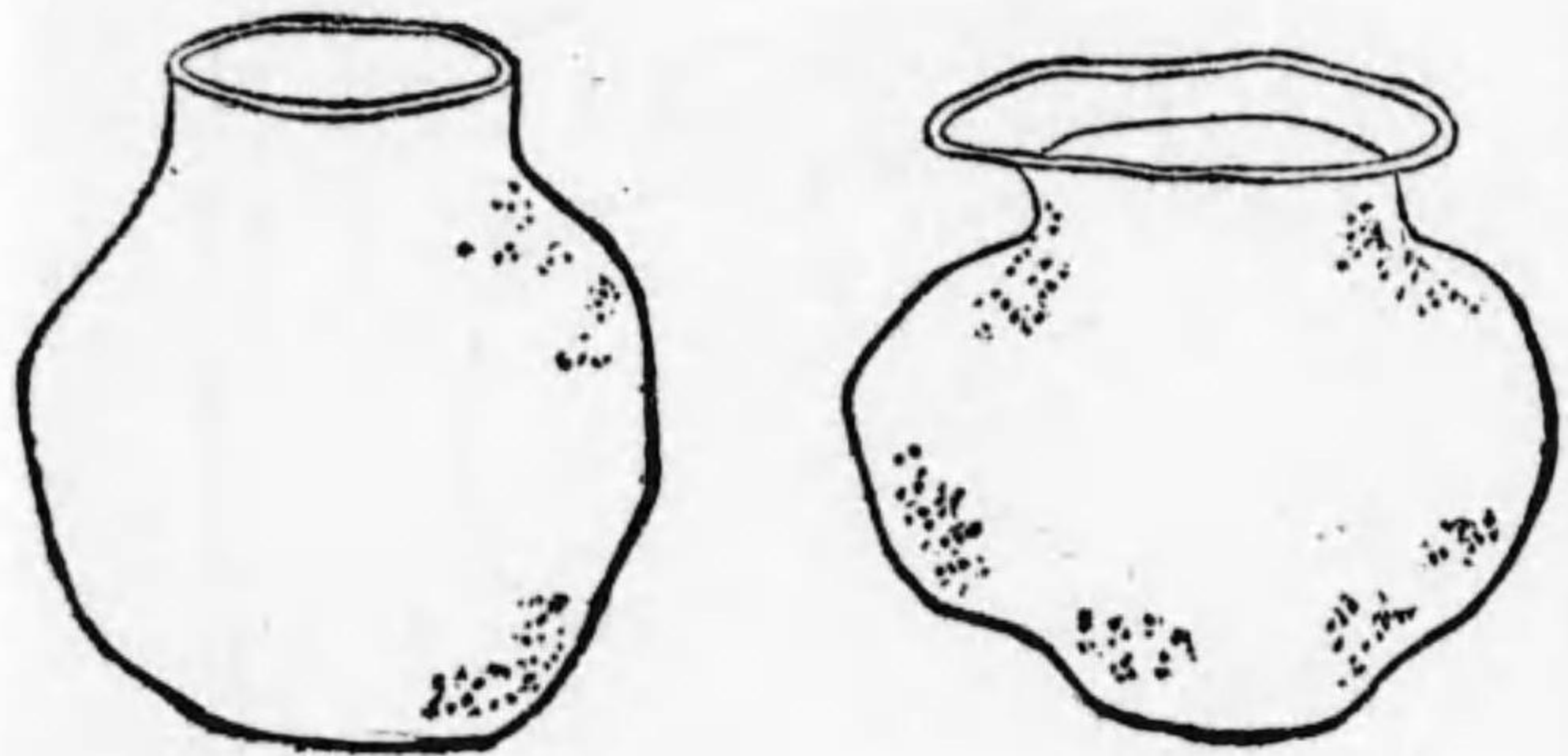
杖刀



行基燒壺



に至て三十六代此地に住し、代々名主役を勤めたり、舊家に
て家系も藏したれど、秘して見することをゆるさず、外に器
物等あり、杖刀一長三尺九寸三分、無銘、はききに丸の
上へのす、中に井の字の紋あり、形上の如し、
行基焼壺三ツ、いづれも素焼にて圓形なり、一は廻り四尺
七寸、一は三尺一寸五分、一は二尺六寸二分、
圖は上に 轡古體にて細く銘あれど、定かには見え
のす、 轡す、たゞ河内國とみゆ、下に次の字あり、



新編武藏風土記稿卷之百二十終

新編武藏風土記稿卷之百廿一

多磨郡之三十三 山口領

○廻り田村 廻り田村は、郡北の方にて入間郡の境にあ
り、古は府中領と唱ひしが、いつの頃よりか今の領に屬
せしと云、正保の頃のものは廻り田日向村とあり、何
れの頃よりか日向の字を除きしや、小名の内日向といふ
は、其名の残りたるならん、江戸日本橋より行程八里ば
かり、東は野口村となり、西は清水村につゞき、南は
小川村に接し、北に狭山の峰をさかふ、夫より北は入間
郡荒畑・町屋の二村なり、村の東西すべて武藏野新田なれ
ば、うち開けし村なり、東西凡十町、南北二十五町許、
東の方野口村より西の清水村に達する一條の道あり、
村にかゝること凡十町、民家百二十軒、地形平にして田
少く畑多し、用水には北の方にある溜井を引用ゆるのみ
にて、外に用水なければ、しばしば早損の患あり、又洪
水の時は所々の小流あふれ出れば、水腐することあり、

土性は黒野土なり、當所は御入國の後半は中川將監に賜
ひ、半は富田吉右衛門に賜ふ、檢地は寛文九年今井九右
衛門・中川八郎右衛門・近山五左衛門うけたまはりて定め
り、正保の頃のものは、中川左平太・富田卒之允とあり
吉右衛門は伊奈半十郎が家臣なり、埼玉郡・葛飾郡・兩川
邊領新田開墾の命を蒙り、成功の後吉右衛門が功少から
ざるを以て、別に官よりも祿米二百石を當所にて賜り、
猶伊奈氏の臣として子孫つき來りしが、寛政四年故あつ
て伊奈氏斷家となりしとき、共に廢せられ、其高召上ら
れ御料所となり、伊奈友之助が御預所となれり、今は小
野田三郎右衛門が支配所に中川某の知行交れり、
高札場二ヶ所一ヶ所は小名鍛冶屋にあり、
一ヶ所は小名下にあり、

小名 新寺村の西の方 宅部 北の方狭山の 日向 前のつゞ
しく東へよれり、前にも云ごとく、當村もと廻り田日向村
と云ひしを、後いつの比か日向の二字をのぞきたるならん
と、尙此小名あるは其名残りなりと云、此所にわづかの塚
あり、雜木生しげれり、是を山王塚とよぶ、今は祠もなけ
れど、尙この唱あり、こゝにわづかの清水あり、これを山
王の御手洗と云、いかなる早にも潤ることなかりしとなり、
鍛冶屋村の中央より少しく北 東の方野口村
山川 溝川三流一流は村の西の方、中農村より流出、中央より
少しく南の方を流れ、村内をふるること十町餘、

川の幅二間より三間に至る、一流は後ヶ谷村より来て中央を流る、川幅二間ばかり、又一流は茅久保村より流れ来り、北の境を流る、川の幅二間許、此三流ともに村内をふるること十町あまり、末は野口村に達せり、

神社 金山社 除地百坪、小名下にあり、社は三尺四方、上屋一権現を合せ祭れり、神體なし、相殿なれども金山とのみ稱し、額にも只金山社と扁す、社前に鳥居なかつ、其廻りに古木四五株あり、いづれも圍八九尺、村の鎮守なり、

寺院 光明院 境内年貢地、五畝許、村の中央小名鍛冶屋にあり、日向山と號す、新義真言宗にて、郡中青梅村金剛寺末、本堂六間四方南向、本尊不動の坐像、長一尺許なるを安す、智證大師の作と云、秘佛なりとて人の見ることをゆるさず、此寺古へは大寺なりといへど、今は住持もなきほどにおとろへたれば、開山開基も詳ならず、下に載する所の藥師堂・石藥師など、此寺の持なりしが、いつの比よりか村民の持となりたりと云、本堂の右の方に古碑あり、表に讀妙經一百三十六部、應永十三年丙戌十六日とありて、左右にあまたの法蓋をえり、又外に古碑三基あり、二基は康永二年、一基は永徳二年三月廿七日、

藥師堂 見捨地、村の中央より少しく北へよりてあり、東光庵堂は三間に三間半南向、本尊長三尺許坐像なり、左右に十二神を安す、下にのする所の石藥師は、古へ此堂のありし所なりと云、いつの比こへ移せ、鐘樓鐘の徑二尺一寸、寛政しや詳ならず、村民の持なり、

山川 山 北の方にあり、中央にもあり、登り一二丁許、

水利 溜池四ヶ所、小澤・宮ノ下・堂ノ入・廻り田谷戸等に

寺院 阿彌陀堂 字内堀にあり、堂三間半に二間半南向、本尊木

○清水村附持添新田 清水村は、郡の北入間郡の界にあり、開闢の年代及村名の起る所をしらず、江戸日本橋より行程八里許、東は廻り田村に隣り、南は小川村及び高木新田に接し、西より北へかゝりて後ヶ谷村につゞき、狭山の峰を境として入間郡町屋村に連れり、村内を東西する街道あり、西方後ヶ谷村より狭山の根通りへかゝり箱根崎へ出る道路にて、東廻り田村に入れり、道幅凡二間、村の大抵東西凡十町、南北二十五町許、北の方は狭山を負ひて根通りに民家あり、前は田圃なり、又山ありてこのふもとにも民家連り、東南は武藏野新田にして平夷の地なり、戸数は五十二軒、所々に散在せり、田は少く畑は多し、土症は黒土なれば宜からず、南の方武藏野附はことに土症悪くして、専ら糞培の力をたのめり、用水は村内柳の溜井、及外にわづかの流あるを以てたすけとせり、されどもと天水の場なれば、旱損の患ありて水災はなし、男女耕作をなせる暇には、男は薪をとり女は

三年の新鑛なり、

石藥師 古へ此所によりしが、いつの比か堂をばうつして、その跡に此石藥師をのこせり、形箕のごとく、長一尺幅五寸許、石龕の内に安す、上屋三尺四方、靈験甚いちじるとして、村民等恭敬せり、又云古へ此所に大梵刹ありと、さもあるにやこの邊の田圃より、まゝ布目の瓦などほり出す事あり、

○宅部村 宅部村は、宅部郷に係り、庄名は傳へず、村名の事を尋るに、元は宅部の内内堀と云ひし所なりしが近頃より宅部村とは唱ふるよし、江戸日本橋より行程九里半、四方の堺、東は清水村に続き、南は奈良橋・高木の二村に隣り、西は藏舖村に接し、北は山上を境として入間郡菩提木村に交り、東西凡八町、南北十四町許、民家四十二烟、地形は北に山をうけ、半は平かにして半は不平なり、土性山根には少しく眞土あり、この邊に水田を開き、山間の清水を用て耕耨の助となせり、陸田の方は野土なり、元は水口佐左衛門知行なり、後御料所となり大屋奎之助支配せり、それも次第にかわりて、今は小野田三郎右衛門信利の支配所となれり、

高札所 字内田にあり、

蠶養のことを務めり、この邊往々かくの如し、村内尾張殿鷹場に屬して、右の役をつとめり、寛文九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門・今井九右衛門等命を奉して檢地をなせり、私領と云へるは淺井楯之助采邑にして、古新田の分は御料にして、そこは大岡源右衛門御代官所なれども、此の分には民戸なく、則この本村の持添なり、

高札場 村の中央名主の前に在、

小名 的場村の坤に 元木 巽の方に 峰久保 北の方狭山の

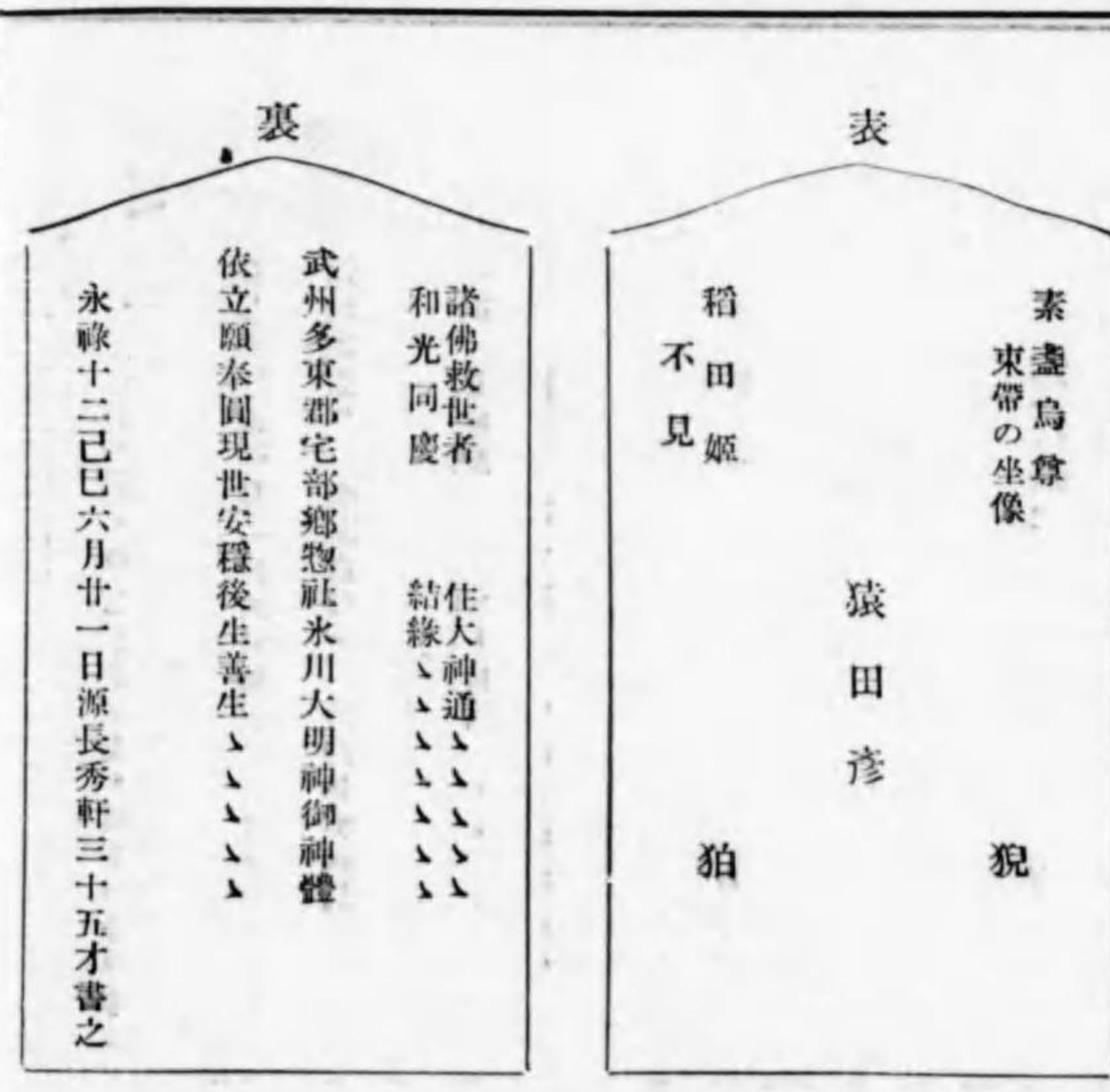
峰ノ前 茅久保の西、狭山の

山川 狭山 當村の北多摩・入間兩郡の界にあり、東久米川村より係れ、

悪水堀 三流一は村の西、中藤村より涌出し、中央より南によと凡十町、川幅二間より三間に及べり、一は西後ヶ谷村より涌出し、村の中央を通じ、これも東流して廻り田村に沃けり、村内を流ること十町許、川幅凡二間、一は北方を通ぜり、西茅久保村より涌出し、村を過ること十町許、東方廻り田村に至れり、川幅二間許、

神社 氷川社 社地、村の北の方狭山の根通りに在、本社六尺に五尺、上屋三間に二間半、拜殿五間に二間、共に

丑の方に向ふ、神體とするもの繪馬の如にして、表は素盞鳥尊・稻田姫・猿田彦、左右に貌猫を彩色にて寫したれども、剝落してかすかに残り、永祿十二年の裏書あり、圖下に載す、



この外本地佛正観音木の坐像、長一尺五寸許なるを安す、御朱印五石は、天正十九年十一月日御寄附あり、例祭は六月十五日なり、供物臺三つあり、形は腰高茶臺の如くにして、斧にて削りし如く、至て古く見ゆ、祭のせつこれを以て奠供せり、本社の右杉の大樹二株並べり、圍み一丈五尺、一は一丈二尺、石階上下あり、上は二十四段、下は九級、此邊の鎮守にて、別當は本山修験、本郡府中宿門前坊の配下にて、村内園達院持、

熊野社 除地百坪許、村の中央成徳院の境内後であり、この邊に九尺、共に坤に向ふ、神體白幣、本地佛は観音にて、木の立像長一尺五寸なるを安す、前に鳥居を立、例祭は九月十九日を以てせり、社地には松杉雜樹あり、
寺院 三光院 境内は御朱印地の内なり、村の北にあり、新義眞言宗、同郡青梅村金剛寺の末、輪王山眞福寺と號す、開山は圓長と云、天永三壬辰五月三日寂す、法流開山を寂如と云、享保二十一年丙辰四月十一日寂せり、本堂十間に五間東向、本尊彌陀を安す、木の坐像長一尺、御門 本堂の朱印三石は天正十九年辛卯十一月日御寄附あり、門 正面に建、裏門 長屋作りにて、七間に二 鐘樓 門の外向て左の四方、鐘は近來鑄成する、地藏堂 門の外右の方に、古碑一ものゆへ、序銘を略す、
本堂の南よりあり、長二尺幅一尺許、中央に南無阿彌陀佛とあり、左右に應安二年己酉正月と刻し、下に日阿禪門とあり、

成就院 除地二段許、村の中央にあり、新義眞言宗、豊嶋郡石神井村三寶寺の末、清水山安養寺と號す、開山開基詳ならず、本堂七間に五間南向、彌陀長一尺なる木の坐像を安す、境内熊野社地に接し、松杉雜樹繁茂なせり、
大日堂 除地凡二段、村の中央にして北よりなり、堂二間に二清左衛門が先祖建立せし由を云へど、其年代は詳ならず、堂の傍に里正代々の墳墓あり、
観音堂 見捨地一畝、村の中央道の傍にあり、二間四方南向、正観音木の立像長二尺一寸許なるを安す、村民持、
○野口村附持添新田 野口村は、郡の北入間郡の界にあり、此邊江戸日本橋より行程七八里の間なり、東は入間郡久米川村となり、西は廻り田村にさかひ、南は小川村及同新田の二村に接し、北の一方はをしながら狭山なり、此山の嶺に郡界あり、東西十二町餘、南北二十四町にあまれり、されば東西南へはうちひらけて、古の武藏野につゞきたる地なれば、今おしなべて陸田となりてもおのづから平坦の地形見るべし、戸數百三十六烟、所々に散在せり、當村開闢の年代は詳ならず、御入國よりこのかた御料所にして、今は大岡源右衛門孟清が支配所なり、土性は黒土眞土まじれり、されど瘠土にて糞培の力にあらざれば五穀生殖せず、水田は陸田の六分一にあたり、村内にわづかなる溜井あり、天水をたへて水田へそゞぐ、ゆへに水旱ともに患あり、この村寛文九年二月近

山五左衛門・岡上次郎兵衛等檢地す、又延寶二年八月今井九右衛門・中川八郎右衛門等新田を檢地す、同五年三月設樂孫兵衛・今井九右衛門等、ふたゝび新田を檢地せり、その後享保年中武藏野開墾のとき、村よりも人夫を出して墾闢せり、この新田は享保十八年四月寛播磨守・上坂安左衛門・村上佐五右衛門等檢地せり、是を野口新田と云、もとより村の持添にして民家なし、また明和三年四月伊奈備前守が檢地せし新田あり、この地は尾張殿の鷹場にして、時々人夫を出すと云、村内に一條の往來あり、西の方廻り田より入て東の方久米川村に至る、村にかゝること十二町ほど、道幅凡二間、
高札場二ヶ所 一は小名茶ヶ谷にあり、一は中井にあり、
小名 中井村の西に、茶ヶ谷村の中央前川の、後村の北、にあり、西宿村の東、前川と、北川の南、
山川 狭山村の北にかゝれり、此山は名にたて、砂川村の南の方を流る、村にかゝること八町許、川幅二間ほど、砂川村の西の方廻り田村より來り、東流して久米川村に至る、前川村の中央を流る、村にかゝること十町許にして、北川と合す、これも西の方廻り田村より來り、川幅二間許り、北川村の北の方を流る、西の方廻り田より來り、村にかゝること十町許にして前川に合す、前川と一流となり村内を

流るゝこと二町許にして、東の方久米川村に達す、川幅三間ほどなり、

橋梁 石橋村内北川と云小流に架す、長二間幅三尺、青石の古貞和五年卯月八日歸源造修等の文字ありと云、今橋下よりのぞめば一二の梵字みゆるのみ、土人云光明眞言を梵字にて刻し中に、貞和四卯月歸元逆修とありとも、或は貞和六年三月十二日と彫るとも云てさだかならず、さればこの橋を呼ぶて經文橋と云、かゝる碑を行人の足にけがれんこと憚ありとて、板にかへしことありしが、その比村民等比屋疫を患しにより、たゞりならんとて又もと

水利 野火止村用水堀 村の南を流る、堀幅二間ほど、村にかり來れり、東の方久米川に達せり

神社 天王社 社地五町、無年實地、村の南にあり、村の鎮守二間四方、拜殿二間に三間東向なり、神體は銅像にて手に斧を以て立る狀なり、長七寸許、社地すべて松樹蔭鬱としてものさびたり、例祭年々六月十五日にて、正福寺持

諏訪社 社地、八十間四方程、小名西宿にあり、その所の鎮守なり、神體は木像にて長一尺ばかり、例祭年々七月二十七日にて、徳藏寺の持なり、

寺院 正福寺 小名中井にあり、金剛山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺の末なり、今御朱印十石を賜ふ、開山心月禪

今ももとの地に木表をたてゝあり、狭山下の寺跡は今に當寺の持にして、除地九畝二十歩ほどあり

元弘の碑

長さ三尺六寸 幅一尺四寸五分 厚さ二寸
徳間齋藤三郎藤原盛貞生年六
於武州府中五月十五日令討死 勸進玖阿彌陀佛
梵字 元弘三年 癸五月十五日 白
同孫七家行廿三回死徳間孫三郎 執筆遍阿彌陀佛
定長廿五於相州村岡十八日討死

○久米川村 久米川村は、郡の北の端にて入間郡の堺にあり、古きものに來目川或は買馬川と誌せしもあり、村名の起しいわれを傳へず、郷庄の唱を失ひたり、江戸日本橋までの行程八里、東は南秋津村に隣り、西は野口村に接し、南は小川村及入間郡大岱村に堺ひ、北は二瀬川を堺として、本郡入間の郡界を分つ、川のあなたは入間郡久米村なり、東西凡二十一町、南北二十二町餘、武藏野に傍て地形平夷、土性黒野土、陸田のみにして水田なし、抑御料所にして、正保の頃は梅岩寺領の外、今井八郎右衛門忠昌御代官所なりき、其後の遷替審かならず、大岡源右衛門孟清支配所となりて、梅岩寺領も交れり、檢地

師文永年中示寂す、開基は北條相模守時頼なりと云、今按に下に出せる佛殿も、時宗建立なりと云へば、開基は時宗なるにや、本堂觀音の坐像にて長一尺、門にあり、佛殿五間茅葺なり、本堂に向て左の方にあり、手體地藏の像を安す、その長或は七寸、或は五寸の小像にて木にて造れり、相傳ふ當寺は昔北條時宗（或は時頼と云）本堂及び諸堂を建立せしが、この堂のみ残りて、自傳の堂は先に祝融の災にかゝりしとなり、其結構のさま普通の堂とは大にこと 鐘樓 本堂に向てあり、問はずして故ある堂とはしらる、 稻荷社 本堂に向て左の方にあり、九尺四方、鐘銘の末に享保十二年とほれり、 寮門 寮門を入て左

徳藏寺 境内除地、二段三畝二十三歩、福壽山と號す、西宿に師寛永十二年九月二十四日寂す、本堂七間に五間、本堂正觀音木の坐像長一尺五寸程、寺僧の説に境内の地、昔は板倉氏の居跡なりと云、いかさま掘土

永春菴 桃澤山と號す、もと當寺に隸せる庵室にて、狭山の中寺持のごとく見ゆれど、實は別の庵な 古碑 徳藏寺境内の奥り、本尊觀音石の立像にて長二尺許、 古碑 竹叢の内にあり、數基たてり、中にも元弘年中の板碑あり、これは永春菴の持なり、その圖左の如し、相傳ふこの菴狭山の中腹にありし比、その境内にありしに、當所に移りし時までもこの碑はそのまゝ舊地に置しが、十年ほどまへ今の境内に移せりと云、

は屢にして寛文八年雨宮勘兵衛、同九年岡上次郎兵衛、近山五左衛門、延寶二年中川八郎左衛門、今井九右衛門、同六年秋庭仁右衛門、吉野嘉右衛門、元祿元年細井九右衛門、享保十九年寛播磨守正舖等たゞせり、土地開けし年歴を傳へされど、最も古き村なり、僧日蓮略傳に、佐渡國流罪のとき、文永八年十月十日相模國を退き、武藏國久目河につくと云云、又下總國中山法華經寺文書にも、此事をのせしは正しく當村のことなるべし、なをも古に沂て考ふるに、畠山次郎重忠四男、井田四郎重政が家臣に、久米川新七郎政元といへるものみえたり、此人或は當村より出し者なるも知るべからず、何れ古き地名とみゆ、且入間郡久米村と當村と郡を隔て兩村にわかれてりといへども、後世新築ありてよりのことにして、古へはおしなべて久米川の地なるべし、一廻國雜記に、この所をすきてくめくめ川といふ所侍り、里の家々に井なども侍らで、たゞこの河をくみて朝夕もちひはべるとなん申しければ、

里人のくめくめ川と夕ぐれに、なりなは水の氷りこそスルイせめと云ひしを見れば、そのかみの有さま想ひやるべし、今

は村内民家百八十六軒、農作の外兼て飼蠶をなし、井樋も頗るにぎわへる土地となりぬ、青梅街道村内を貫きて東西への往還なり、西の方野口村より入て、東は南秋津村に達す、その間凡二十一町、高札場小名新宿

小名 天王森村の南西 上宿村の西北 新宿村の北に 野村の東北

山川 二瀬川 一流の細川、入間郡久米村よりそ、又一流當郡野口村より入り、二流合して一條の川をなす、故に二瀬の名あり、村の北端を流ること二十一町許、南秋津村に入て柳瀬川となる、本郡と入間郡との堺この川を以て限とす、淵凡十間許、

砂川 西の方野口村より入り、村の南の方を東流して南秋津村に入、村内を流ること凡二十一町、淵三間許、
神社 熊野社 小名新宿にあり、二間四方の覆屋にて、拜殿は三間に二間、村内の鎮守なり、例祭は毎年九月九日、入間郡熊野村本山修験、泉岳院の持、社地凡二畝ばかりの地租税を出さず、

天王社 除地、一町三段三畝二十四歩、村の南大傍村境にあたり、一間半に二間の覆屋、村内梅岩寺の持なり、
神明社 除地、八段三畝十歩、小社、村の西野口村界にあり、入間郡熊野村本山修験、行藏院の持、
神明社 除地、二段二十五歩、村の南大傍村界にあり、近來祠宇荒廢して未だ再興せず、村の持なり、

尋ねるに、當時鎌倉より上州への往還にあたりし故なるべし、新井君美が説にも、古の鎌倉道といへるは、府中分寺の方より當所へかゝりしよし古圖にも見ゆれど、おもふに【太平記】に中道といへるはこれなるべし、今その舊跡と覺へて所々に小徑あれど、路次の次第はしるべからず、又永正元年上杉可淳入道が一族、治部大輔朝良と、立川河原にて戦ひしこゝ、此所もまた戰場となりしと云ふ、柴崎村の條とあはせ見るべし、

○南秋津村附持添新田 南秋津村は、郡の北の方にて入間郡の堺にあり、郷庄の唱なし、村名の起りを詳にせず、按に弘仁九年八月戊午文室朝臣秋津と云人武藏介となれり、此秋津村は廣き村にて、北秋津は入間に係れり、しからばかの秋津が武藏介となりて、此國に居し後、かく村名となりしにはあらずや、されどことに古き世の事なれば、今をもていはんに附會にもわたらんか、江戸日本橋より行程八里餘、東は野鹽村となり、西より南まで久米川・下里の二村につらなり、北は入間郡北秋津村なり、東西十四町許り、南北十町餘、土地平にして土性は黒土、田少く畑多し、用水には柳瀬川を用ゆれど、此邊數村に引用ゆるゆへ、久旱のときは用水たらずして旱損の患あり、民家百十四軒、所々に散住す、農務の暇には男は薪をきり出し、女に蠶を以て少く生産を資く、北の方入間郡秋津村より下里村に達する道あり、これ江戸への往

寺院 梅岩寺 小名野行にあり、芳林山と號す、神宗曹洞派、當郡前澤村淨牧院末、寺領十石の地を附せらる、本尊正觀音慈覺大師の作、木の坐像長一尺許、足利尊氏開運の靈佛と云、當院古へは眞言宗にて白花山觀音院といへるよし、いつの頃か改宗し、并せて山號寺號をも改む、往古の世立を傳へず、開山阿山吞碩承應元年三月十日示寂といふ、是改宗の中興、本堂十間半に七、禪堂梁寮を并せて一棟に造、なるべし、鐘樓二間四方、本堂に向て右の方にあり、享保十向て左邊、五年の鑄造、應安中の古鐘を鑄なをせしものとあり、門 芳林山の三字を扁す、周圍二丈許の古槻、或云、門は一丈二尺許の根樹、門に入て左右にあり、

舊蹟 古戰場 當村しばしば戰場となりしこと【太平記】等の【太平記】元弘三年五月十一日小手差原合戦の章に、源平小手差原にて戦ふこと一日の内に三十度餘、日暮ければ平家三郎退て久米川に陣を取明れば源氏久米川の陣へ押来る、平家は待て戦ふに利あるべしと、六萬餘騎を一手に並せ、千騎が一騎になるまでも互に引じと戦けれど、時の運にやよりけん、平家は多く討れて、長崎二度目の合戦に打負分陪を差て引く、源氏連日の合戦に疲れたれば、一夜久米川に陣を取て明るを期て分陪によせしこと見ゆ、この陣所の跡今はいづかたとも云傳へず、又同書文和元年武藏野合戦の條に、閏六月十六日尊氏鎌倉を立て武藏へ下り、久米川に二日逗留して手配を定め、同廿日に小手差原に打臨て一戦すと云々、これを【關太曆】に記せしは狩野川へ出張して逗留せしとあり、されど兎角當所へ陣取しなるべく覺ゆることば、小手差原の條に記せしが如し、扱この地しばしば陣場となり、戰場となりし由を

還なり、村へかゝること凡十町餘、當村開け初めし年代詳ならず、寛文八年兩宮勘兵衛檢地し、同九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門、延寶五年設樂孫兵衛等たゞせり、御代官の遷替詳ならず、今は大岡源右衛門が支配所なり、村の南の方に持添新田あり、享保年間武藏野開墾の地にて、檢地は同き十九年寛播磨守うけたまはれり、

高札場 小名新田にあり、

小名 本村 柳瀬川の 新田 南の方

山川 柳瀬川 西の方久米川村より入り、北の方を流る、事十至る、川幅は十間ばかりなり、幔陀羅ヶ淵 砂川 是も久米川村より東流し、川幅は二間ばかり、

神社 氷川社 除地、九段六畝十二歩、小名新田の内にあり、村向、拜殿三間に二間、神體白幣、社前に鳥居をたつ、古木數株ありて村内龍泉寺持、農隙の時をかひひ聊神事をいとたむ、定れる月日なし、社に向て右の方に古碑一基あり、徳治三年六月十二日とあり、又村民利右衛門が構の内にも古碑三基あり、一は貞和三年四月二日、一は應仁元年十月二十三日、一は文明元年三月とありてあり、
神明社 無年實地、七畝廿八歩、本村にあり、小

寺院 龍泉寺 氷川社に屬する餘地の内なり、新田にあり、清谷山と號す、新義眞言宗、同郡成木村安樂寺末、本堂八間に四間半南向、本堂は不動の立像にて長二尺、開山開基詳ならず、
 不動堂 無年貢地、二段七畝、是も新田にあり、三間四方の堂にて南向ふ、本堂は靈像なりとて見ることをゆるさず、前に鳥居をたつ、村民四郎左衛門が持なり、
 辨天祠堂 向て左にあり、小社なり、

○野鹽村附持添新田 野鹽村は、郡の北の方にて當郡と入間郡との境にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程七里にあまれり、東は上清戸・中里の二村にとり、西は南秋津村につゞき、南は下里・小山の兩村に接し、北は柳瀬川かぎれり、東西凡八町、南北三十町許、西の方南秋津村より、東の方上清戸村へ達する、一條の道あり、村にかゝること凡八町餘、用水には村山川を引用ゆれど、しばしば旱損の患あり、地形平にして土性は眞土黒土交れり、田少く畑多し、民家四十五軒、當村の開けし初め詳ならず、もと匂坂六郎五郎が采地たりしが、故ありて上り地となり、寶永年中より御料所となり、夫より御代官もうつりかはりて、今は大岡源右衛門孟清が支配所となれり、又村内に松平右京亮か采地の飛地あり、こゝも人家なく名主の持添なり、又當村の持添新田あり、

享保年間武藏野開墾の地なり、民家なし、
 高札場村の中央
 小名 清水村の長の方 谷坤の方 出來淵南の方
 山川 柳瀬川 西の方南秋津村より來り、東流して當郡中里村と入間郡本郷村との間に至る、此川は多磨・入間の郡界なり、村内をふること八町許、川の幅は十間より十五間に至る、
 村山川 是も南秋津村より來り、村の中央を流れ、中里村に至る、村内にかゝること凡八町、川幅四間許り、此川隣の村にては砂川といひ、この村にてはかく名く、
 神社 八幡社 無年貢地、三段、村の中央にあり、社は二間四方、上屋九尺四方、乾に向ふ、拜殿二間に三間、松杉の古木生しげれり、村内の鎮守なり、
 寺院 圓福寺 除地、七段、是も村の中央にあり、大醫山と號す、禪宗曹洞派にて、同郡門前村淨牧院の末、本堂九間半に六間南向、本尊釋迦の坐像長一尺許なるを安す、運慶の作と云、開山を陽岳春和と云、寛永十一年十月二十八日示寂す、開基詳ならず、
 藥師堂 本堂の後ろの山にて石階三十四級ありて未だ再修に及ばず、その地所のみあり、藥師の像は本堂にうつし置り、坐像にて長二尺ばかり、定朝の作と云、

○日比田村 日比田村は郡の北方にてこの郡をはなれ、入間郡の中につゞまれたり、されば四方共に入間郡内の

村々につゞけり、境界をいはず、東は龜ヶ谷村にとり、西は牛沼村につゞき、南は安松村に接し、北は南永井村に交れり、其ゆへんは彼郡に荒地ありしを、郡内の民たまたま行て開きしかば、己が居る所の郡名をとなしより、いつしかかくなりしことにや、按にこの村名正保の頃はきかず、元祿に至て始て見えたれど、所在は郡中今の入間郡大岱村と唱ふる所にあり、かの村の傳へによれば、中古日比田を毘田と訛唱へ、大岱と混淆して訛記せしより、地名も互に入替りしと傳ふれど、いかゞはあらん、村名の舊に復せしこと其所以も傳へず、尙入間郡大岱村を見るべし、村内地形平にして土性黒土に野土交り、畑ばかりの地なり、東西五町餘、南北四町許、水旱共に患あり、民家三十五軒、所々に散在す、村の中程に一路あり、牛沼村より龜ヶ谷村に達す、村内にかゝる事五町許、檢地詳ならず、今は大岡源右衛門が支配所なり、
 高札場村の中央
 小名 池村の西に 筑前南の方 石塔山巽の方 精進場あり、
 東の方 金山臺 是も東なり、

水利 用水村の費の方を流る、西の方入間郡牛沼村より來り、同郡龜ヶ谷村に達す、村内にかゝること五町ばかり、

りな
 神社 氷川社 除地、一段二畝十二歩、西の方にあり、村の鎮守なり、社は三尺四方上屋二間四方、南向にて熊野權現を合せまつれり、村民の持なり、
 稻荷社 除地、三畝十二歩、南の方にあり、村民の持なり、
 寺院 藥師堂 除地、二十四歩、村の中央にあり、三間に二間あり、本堂は立像にて長一尺許、村民の持なり、

○中里村 中里村は、郡の北の方にあり、郷庄の唱を失なふ、江戸の行程野鹽村に同じ、東は清戸下宿にとり、西は野鹽村につゞき、南は上中清戸村に接し、北は柳瀬川をさかひ、向は入間郡安松村なり、東西二十四町許、南北四町許、南の方中清戸村より北の方安松村に達する道あり、村にかゝること凡四町、地形平にして土性は野土、田は畑の十分一なり、用水には柳瀬川を引用ゆ、水旱ともに患あり、民家七十軒、所々に散在す、農隙には男は薪を伐いたし、女は蠶を以て少しく生産を資く、當所は古より武藏孫左衛門が知行なりと云、正保の比のものに武藏八郎右衛門知行中里村とあり、又「寛永譜」に御入國の後入間郡山口村武藏孫之承秀貞に賜ふことみえた

り、されば當所も同じ比賜ひしなるべし、檢地のこと詳ならず、

高札場小名本村あり

小名 本村西の方 下田東の方清戸下宿

山川 柳瀬川 村の北の方を流る、この川は多磨と入間の郡界なり、西の方野鹽村より來り、村内をふるること二十五町許にして、清戸下宿と入間郡城村の間に至る、川の幅は十間ばかり、

神社 稻荷社本村の内にあり、小祠、東光院の持、

寺院 東光院除地、五段、小名本村にあり、仲永山と號す、天台宗にて、新座郡白子村地福寺の門徒、本堂七間に五間長に向ふ、本尊は藥師の坐像にて、長一尺許、開山を惠廣と云、示寂の年月詳ならず、 氷川社堂

向て右にあり、四尺四方の祠にて、二間に二間半の上屋あり、南向にて鳥居をたつ、村の鎮守なり、例祭二月二十八日、

新編武藏風土記稿卷之百廿一 終

新編武藏風土記稿卷之百廿二

多磨郡之三十四 野方領

野方領は、郡の東端にあり、屬する村數すべて五十四村あり、其四境は、北より東までは入間郡及び、新座郡に界ひ、南は世田ヶ谷・府中の二領に接し、又南より西へめぐりては武藏野新田と山口領の村々に及べり、其廣狭の凡をいはゞ東西は四里半許、北は二里半にすぎず、此邊は古より領庄の唱と居住せし人の姓名などは云も傳へず、もとより武藏野の曠原につゞき、古はかみ野・中野・下野の唱ありしこと或記に見えたれど、ひとり中野の地名のみ残りて、其餘は今いづちなりや定かに知べからず、畢竟武藏野の平原にたらなれば、土人の常談にも野附或は野方など、唱へしより起りて、これを普通し野方領とは號せしなるべし、

○清戸下宿 清戸下宿は、郡の北にあり、江戸日本橋より行程六里に餘れり、當村及び上中下の清戸をすべて清

戸村と唱へしが、いつの頃にやかく四ヶ村に分れり、正保の頃はすべて清戸と唱へしことに見へたれば、今の如く分れしは其後のことなるべけれども、いつと云事は傳へを失なへり、民家六十軒、村の四境、東は新座郡大和町に隣り、西は當郡中里村に續き、南の方は下清戸村に接し、北は柳瀬川に限りて入間郡坂の下村に及べり、此柳瀬川は多磨・入間の郡界なり、村の廣狭東西へ凡三十町、南北へ十五町許、平夷の地なり、土性黒土にて用水は柳瀬川を堰入るれど、水田は少く陸田多し、水旱の患なし、村の中間に一條の往還あり、西の方中里村より東の方大和町に達す、村内にかゝること凡三十町許、道幅六尺より三間に至れり、此あたりすべて農業の外男は薪を採り、女は木綿を織れどわづかに自用となすのみ、古より領主を傳へず、この地分郷せる前、正保の頃は松本市右衛門が御代官所なり、夫より一たび私領となり、後又御料所となりし年代を傳へず、御代官の遷替も數多なるべく、今は御代官大岡源右衛門孟清が支配所となれり、檢地は享保十九年寛播摩守正舖命を奉じて改めり、

高札場村の中央あり

小名 岡村西の西 舞臺村東に 無前通りを云、 臺田村西に 舞臺村東に 無あり、

入村の中央 開戸是も中央 陣屋村東に ハケ村南にあり

山川 柳瀬川 村の北本郡及び入間の郡界を流れり、西の方中里村より來り、新座郡大和町にいたる、村内をふるることおよそ三十町許、川幅十間若くは十五間のところもあり、

清水村の南よりわづかに湧出せる冷水にて、土人こは清水と地せしかば日毎にこゝに至りて酔を取れるを其子怪み、彼泉をこゝろみしに父が飲みて酔るとはかわり、其味はなみの清水なりしゆへ、子は清水ととなふるよしを云へり、もとより信ずべからざることなれど、姑く土人の傳るまゝを記せり、

神社 八幡社除地、五十間に十五間、字岡にあり、社五尺に二間半、前に鳥居をたつ、例祭三月八月共に十五日を用ゆ、當村の鎮守、岡通寺の持、

稻荷社除地、五段、是も同じあたりにあり、社五尺に三尺南向、上屋二間四方、前に鳥居をたつ、村民の持、 稻荷社除地、五段許、小名ハケにあり、小祠、西向、前に鳥居をたつ、村民の持なり、社の後に古松一株あり、圍一丈五尺、枝葉殊にひろがり、四方へたる、こと十間許、恰も圓坐の如くなれば、土人よんで圓坐松と云、

寺院 岡通寺除地、一段五畝、小名岡にあり、眞言宗新義、同郡成木村安樂寺の末山なり、清水山と號す、本堂八間に六間南向、本尊觀音木の立像にて長二尺、行基菩薩の作と云、寺傳に云、古へ新田義助奥州下向のとき、此觀音の像を相州鎌倉松ヶ岡より此地に移す、往古は當寺の前に堂ありて安置す、いつの頃か當寺に移し今は本尊とせしなり、

此像松ヶ岡より移せしによりて、此あたりを小名に岡と云り此像靈佛にして古観音堂に安せし比、其前を乗うちするものあれば必落馬す、故に當寺に移すと云、當寺は曆應三年創造せりと、開山詳ならず、中興開山右尊應永三十二年己三月十日に寂、鐘樓九尺四方なり、本堂の前にあり、鐘は享保五年に鑄造せしものなり、

○下清戸村 下清戸村は、郡の北にあり、清戸三村の内、下清戸を初にのせしは地理の次第によれり、江戸日本橋まで行程七里にあまれり、上中清戸もほゞ同じ、民戸六十二烟、四境、東の方は新座郡西堀村に堺ひ、北は清戸下宿に接す、東西へ凡五町、南北も亦しかり、平夷の地にして土性は野土黒土相交り、水田はなく陸田のみなり、村内一條の街道あり、村の中央をつらぬく、分れて兩岐となり、一條は東の方新座郡管澤村に達し、一條は同郡野火止村に達す、是は江戸への往還にて二條共に村内にかゝること五町許、當所は尾張殿の鷹場なり、いつの比より鷹場となりしやさだかならず、また古へよりの領主をも傳へず、御開國の時より御料所にして今は大岡源右衛門が支配する所なり、檢地は元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛命を奉じて改めり、其後享保十九年武藏野新田開墾の事ありて、寛播摩守檢地して貢税を定む、其新田は民家もなく木村より進退する所なり、また寛延四年伊奈半左衛門檢地せり、下に出せる上中清戸の二村も是におな

じ、
高札場村の中央
にあり、

寺院 長命寺 境内除地、三千八百二十五坪、淨土宗、入間郡川越蓮馨寺末、延年山轉壽院と號す、本堂九間に五間半南向、本尊彌陀三尊長一尺五寸、立像、脇士各八寸許の坐像なり、開山感譽上人本山蓮馨寺と号く當寺を草創し、天正二年五月十八日示寂、此僧は小田原北條氏の家臣大造寺駿河守の甥なる由を傳り、されば當寺の紋今に三鱗を用ゆなどゆへあるこ、鐘樓本堂の前にあり、九尺四方、觀音堂本となるべし、鐘樓明和年中に鑄しものなり、
觀音堂本に向て左にあり、三間四方南向なり、木の立像にて長二尺許の十一面觀音を安す、また左右に西國三十三所の觀音の寫をおけり、各長一尺許の木像なり、

長源寺村の東にあり、禪宗曹洞派、同郡前澤村淨牧院の末寺なり、清戸山と號す、本堂七間半に六間南向、本尊釋迦木の坐像にて長八寸許、左右文殊・普賢の坐像にて長五寸許、開山玉室應珍慶長十八年正月廿三日寂す、天
神祠 小祠、本堂に向て左の方にあり、

藥師堂除地、三畝、村の中央にあり、本尊藥師は立像にて長三尺許、弘法大師の作と云、長命寺の持なり、

○中清戸村 中清戸村は、郡の北にあり、氏戸五十六軒、街道の左右に住す、四隣、東の方は下清戸村に接し、西は上清戸村につゞき、南は新座郡西堀村に界、北は中里村に至、東西へ凡五町、南北も亦しかり、平夷の地にして土性

は黒土野土皆畑なり、村内一條の街道あり、坤の方上清戸村より良の方下清戸村に至る、村内にかゝること五町許、此邊すべて尾張殿の鷹場なり、明和の比まではかりの御殿など云もありしと云、

神社 山王社 除地、七石、本社七尺四方、拜殿三間に二間半南向、神體木の立像にて長二尺許、前に鳥居をたつ、上中下清戸の鎮守なり、例祭六月十五日・九月十九日なり、社邊杉樹鬱蒼たり、神樂堂六尺尺、本社に向て右、天王祠本社に向て右、稻荷社本社に向て左にあり、

別當正覺寺 本社に並べり、天台宗、同郡深大寺にあり、
別當正覺寺 本社に並べり、天台宗、同郡深大寺にあり、
別當正覺寺 本社に並べり、天台宗、同郡深大寺にあり、

寺院 金龍寺 禪宗曹洞派、同郡前澤村淨牧院の末山なり、安松山と號す、寺領十五石の御朱印を賜ふ、本堂八間

半に七間龕に向ふ、本尊釋迦木の坐像長一尺三寸許、開山玉室應珍慶長十八年正月廿三日寂、開基は並木主水安松法號を宅翁常久と云、正保四年二月十五日死せり、この主、鐘樓は當村の民なりといふ、いまその子孫を知らず、
鐘樓は安永中に鑄しものなり、

○上清戸村 上清戸村は、郡の北にあり、民戸三十戸、街道の左右に住す、村の四境、東の方は中清戸村に接し、西は野鹽村となれり、南は新座郡西堀村に界ひ、北は中里村に至る、東西へ凡十丁、南北へ六町許、こゝも平

夷の地なり、土性は野土黒土相交りて皆畑の村なり、村内一條の街道あり、坤の方は野鹽村より良の方中清戸村に達す、村をふるること凡そ十丁許なり、

高札場村の中央
にあり、
神社 稻荷社 除地、三畝、六畝四歩、
稻荷社 除地、一段八畝十八歩、

稻荷社 除地、八畝十五歩、以上
小祠にて村民の持、

○小山村 小山村は、郡の北にあり、江戸日本橋より行程凡七里餘、民家四十一軒、村の四境、東の方は門前村となり、西は下里村に接し、南は南澤村に堺ひ、北の方は新座郡西堀村につゞき、東西へ十二町許、南北へ六町許、すべて平夷の地なり、土性は野土にて水田少く陸田多し、村民半房・獨活・大根等を江戸へ出してひさくをもて生産の資とせり、村内一條の道あり、西の方下里村より東の方門前村に達す、村をふるること十二町許、當村古へは片山七騎の内の采邑たりしと云へど、誰と云ことをしらず、いつの頃よりか御料所となり、今大岡源右衛門が御代官所なり、檢地年代詳ならず、
高札場村の中央
にあり、

小名 新田村の北に 本宿村の南西の

山川 久留目川村の中央を流る、西の方下里村より来り、東村内を流ること十二町許、また西の方下里村より出る小流あり、當村にて此川へ合す、川幅凡六尺許、用水には此二流な

神社 子ノ神社除地、一町五段、村の中央にあり、社三尺四間、上屋二間四方南向、拜殿三間に二間、神體白幣、本地佛は地藏の立像なり、長五寸許、前に鳥居あり、社地、楓杉雜樹等繁茂せり、當村の鎮守なり、

寺院 大圓寺除地、九段九畝、村の中央にあり、天台宗にて入號す、本堂八間半に六間半南向、本尊彌陀木の坐像にて長一尺五寸許、開山詳ならず、

不動院 除地、一段八歩、村の西によりてあり、是も天台宗にて長一尺許、開山詳ならず、

藥師堂 除地、六畝七歩、村の中央にあり、堂二間半に四間、本尊は木の立像にて長一尺許、不動院の持、

觀音堂 除地、二百五十坪、村の中央より少しく南によりてあり、堂二間四方南向、觀音は木の坐像にて長一尺許、是も不動院の持なり、

○下里村 下里村は、郡の北にあり、江戸日本橋を隔る

辨天社 除地、二十五坪、本村にあり、小祠、東社、社地、廻りに池あり、村民持、

寺院 神宮寺 除地、二百坪、本村にあり、天台宗、同郡小山村五間、巽に向ふ、本尊藥師木の立像にて長一尺許なるを安す、開基詳ならず、本堂の右の方に椶の大なるあり、圍一丈許り、

稻荷祠 本堂に向て右

○前澤村 前澤村は、郡の北の方にあり、郷庄の唱をつたへず、或は片山の庄と云傳ふれど其詳なることをしらず、江戸日本橋より行程凡七里にあまれり、此村古は門前、神山の二村を通じて一村なりしにや、下の門前村淨牧院の條下に考をのす、民家百六十軒、四隣、東の方は南澤村にとなり、西は下里村に接し、南は北野・中新田に續き、北は上清戸村に及べり、東西へ十五町、南北へ凡五町、こゝも平夷の地なり、土性は野土にして皆畑なり、かつ村内一條の往來あり、東の方南澤村より西の方下里村に達す、道幅三間、村にかゝること十五町許、是を秩父道と云、古よりの領主をつたへず、御入國の後米津勘兵衛田政に賜り、今も子孫伊勢守正懿領する處なり、檢地の年代詳ならず、

高札場 小名宿に

こと凡七里、民戸五十二烟、四隣、東の方は小山村に墾ひ、西は柳窪村にとなり、南は前澤村新田に接し、北の方は南秋津村に及べり、東西へ凡二十町、南北へ十八町許にて平夷の地なり、土性は野土にて皆畑の地なり、水旱ともにさせる患なし、村内一條の道あり、南の方前澤村新田より北の方南秋津村に達す、道幅二間より五間に至る、村をふるること十八町許、古よりの領主をつたへず、御入國の後は御料所にて、正保の比は松平市左衛門が御代官所なりしことはものにみえたり、夫より後も御料所にて今は大岡源右衛門が支配所なり、檢地は延寶二年中川八郎左衛門命を奉じて改めたり、

高札場 小名本村

小名 新田村の南に 本村北寄にあり、北久保村の西北向山村の北に

山川 久留目川村の北によりて流る、西の方柳窪村より来り、東村内を流ること凡二十町許、

神社 永川社 社地六百九十坪、免畑五段七畝十八歩、小名本村二間東に向ふ、前に鳥居をたつ、例祭九月十五日、村内の鎮守、神宮寺の持、

山川 川村の中央八幡社地の傍より涌出し、東流して南澤村に流入、川幅は六尺ばかり、村の内をふること凡五町ばかり、

川村の北の方延命寺脇より涌出、東流し小山村に至る、これも川幅六尺ばかり、村内を流ること五町、

神社 八幡社 社地除地四百五十坪、除地畑七段二畝、村の西にあり、神體白馬に跨り、弓箭を持したる木像なり、長五寸許、尤近き世のものともみゆ、前に鳥居をたつ、例祭八月十五日、村内延命寺の持、當社は先年尾張殿の旅館ありし比、造營せられしと云ふ、

寺院 延命寺 境内除地七百五十坪、觀音免畑六段五畝、村の西にあり、天台山、入間郡古尾谷村灌頂院の末、楊柳山光明院と號す、本尊彌陀木の立像にて長三尺許、脇士も木の立像にて各長一尺五寸許、本堂七間半に六間東に向ふ、觀音堂 本堂に向て南の方にあり、堂は三間四方南向、觀音は木の坐像にて長一尺ばかりなり、

米津寺 境内二千坪、小名宿にあり、禪宗臨濟派、京都妙心寺本坐像長二尺許、開山は大德寛文九年七月十六日示寂、開基は當村の地頭米津出羽守田盛法監して、米津寺心田支秀大居士と云、天和四年正月廿五日、御影堂 本堂に向て左の方に没せり、行年は六十九歳なり、

東に向ふ、開基米津出羽守田盛及其家第三 鎮樓 九尺四方、世米津某の木像を安す、共に長三尺許、

にあり、鐘は近 樓門三間に二間南向、十六羅漢の像を安代の新鑄なり、各長一尺五寸ばかりの木像なり、

○柳窪村 柳窪村は、郡の北にあり、村名の因て起る所を知らず、江戸日本橋より行程七里にあまれり、民家三十八戸、四隣、東の方は柳窪村新田につゞき、西は入間郡大岱村にとり、南は大沼村新田に接し、北の方は下里村に界ふ、東西へ凡七町、南北へ二町許、平夷の地なり、土性は黒土なり、村内一條の往還あり、東の方柳窪新田より西の方大岱村に達す、村内をふるること凡七町、道幅二間より三間に至る、當村正保の比のものにはみえず、元祿に至りてははや一村となりしことにみえたり、其頃より御料所にして今大岡源右衛門支配せり、檢地の年代詳ならず、高札場村の中央

小名 皂莢久保村の西に 向村の東南

山川 久留目川 小名皂莢久保より湧出し、村の北の方を流れ下里村に至る、村内をふるること六町許、川幅凡六

寺院 長福寺 境内除地一段、村の中央にあり、眞言宗新義、新座郡片山村蓮光寺の末、大日山と號す、本堂四間半に三間、本尊大日本の坐像にて長一尺許なるを安す、開山は詳ならず

金山社 年貢地、九畝十五歩、水川社の並にあり、小祠、南向、前に鳥居をたつ、村内淨牧院の持なり、

寺院 淨牧院 境内二萬二千五百六十九坪、村の中央にあり、禪宗曹洞派、遠江國高尾山石雲院の末、神護山と號す、本堂十間に八間半、南向、本尊は釋迦長一尺許なる坐像なり、脇士文殊普賢是も木の坐像にて長八寸許、開山宋芝俗明應五年十月廿七日示寂、開基は當郡八王子の城主安親文安元年草創すと云、法號定光院機翁關公卒年及び俗稱を傳へず、當寺昔は前澤村にありしといへど、或は神山村ともいへど、正しき傳へなければ、今よりは知べからず、按ずるに天正十九年寺領三十石の地を前澤村にして、當寺へ賜ひしことは其比の御朱印あり、されば往古は前澤村の地廣して、當村及び神山村はかの前澤村より分郷せしものとみゆ、正保の頃のものには寺領廿石門前村、十石神山村とあれば、其分郷せしは慶長より正保の間なるべし、當寺は其分郷せし門前村の地に屬せしなるべし、今も前澤の淨牧院と土人の唱るは、往古は前澤の地にありしゆへ、其地名をもて呼習はせしものなるべし、尙門前村の條に辨せり、開山堂 三間半、本堂より廊下 衆寮 七間に四間半、本堂に向て左の方を經てこゝに至る、衆寮 本堂より廻廊つゞきなり、鐘樓 二間四方、本堂に向て右の方にあり、鐘は 門 本堂の正面にあり、鐘は 鐘文五年に鑄しよし、銘文はもらせり、白山秋葉相社 門を入て右にあり、辨天社 門に向て左の方にあり、中にも祠を置、東向、前に鳥居をたつ、廻りに池あり、古碑 本堂の後庭所にあり、永日とあり、古碑 仁三年乙未六月二十一日とあり

稻荷天神相社 境内にあり、小社にして上屋六尺四方、拜殿古松あり、圍り二丈許、例 祭三月、村内の鎮守也、

○門前村 門前村は、郡の北にあり、江戸日本橋より行程凡七里、民家二十軒、隣村神山村に飛地あり、その所に民戸三烟あり、四隣、東の方は落合村に界ひ、西は小山村につゞき、南は南澤村に接し、北の方は神山村に及び、東西凡三町、南北も又しかり、平夷の地にして土性は野土黒土、水陸の田相半せり、村内一條の道あり、東の方落合村より西の方小山村に至る、村をふるること凡三町ばかり、道幅三間ほど、當所は尾張殿の鷹場なり、古の領主をつたへず、御入國の後米津勘兵衛田政に賜はり、今に其子孫伊勢守政懿が領する所なり、檢地の年代詳ならず、高札場村の中央

山川 久留目川 西の方小山村より東流して落合川に至る、村内をふるること凡三町、川幅三間許、則此川を用水とす

神社 氷川社 年貢地、三段、村の北にあり、覆屋二間四方、村日、鎮守、村民の持、社 地松杉雜木繁茂す、

覺宗寺 境内年貢地、一段九畝、村の中央にあり、村内淨牧院の末、本堂三間半に六間南向、本尊藥師木の坐像にて長一尺許り、開山 稻荷社 本堂に向て左の方にあり、は詳ならず、

古蹟 殿屋舖 村の中央にあり、相傳ふ御入國の後米津勘兵衛土人今にかく唱ふるとぞ、先年此邊近村を知行せしもの七人あり、是を片山七騎と云しと、其人々は南澤村に神谷與五郎落合村に小野吉兵衛、栗原村に木村平助、片山村に羽田某、櫻井庄之助、小山村に一人其姓名を失ふ、當村米津勘兵衛等なり、又南澤村水川社の棟札に姓子峰屋半之丞、神谷與七郎、久世大和守とあり、此三名の内神谷與七郎は南澤村に土着せり、蜂屋久世の兩姓も此邊に居住すとみえたり、この七騎の名新座郡片山郷に傳ふる所と少しことなり、あはせ見べし、

○神山村 神山村は、郡の北にあり、民戸二十四戸は御料所にして、又村の中央に米津伊勢守領分の民三烟、南の方に前村淨牧院領の民三戸あり、四境、東の方は新座郡石神及び栗原等の村にとり、西は當郡小山村に接し、南は落合村につゞき、北は新座郡西堀村に界ふ、東西へ凡十町、南北へ七町許にして、平夷の地なり、土性は黒土野土相交り、水田少く陸田多し、水旱の患あり、村内東西する一路あり、西堀村より栗原・石神二村の間に至る、村内をふるること凡十町、道幅二間半より三間に及ぶ、此邊尾張殿の鷹場なり、當村古よりの領主をつたへず、

正保の比は近山與右衛門御代官所及び米津内藏助・蜂屋源右衛門・田中一郎右衛門等が采邑なり、又淨牧院領あり、檢地は延寶二年四月中川八郎左衛門・關口作左衛門等命を奉じて改めり、又元祿三年九月松平清三郎・八木仁兵衛檢地す、今は大岡源右衛門が御代官所の外、米津伊勢守政懿領分淨牧院の寺領入會なり、

高札場村の東にあり

小名 金山村の西に 鍛冶屋舖あり 向山東南に 前

田中央な たり川東の方 堂坂ノ上北の方に 御林上

東北の方にあり、古へ御林ありしが、今は新田となれり、

山川 久留目川 村の南の方を流る、西の方小山村より來り、東

かゝること凡十町、川幅二間、此水を用とす、

神社 氷川社 社地二段、無年貢、村の南にあり、小社にして上

村内の領守、

辨天社 除地百坪、村の西にあり、小祠、東向、前

寺院 寶泉寺 宗、入間郡古尾谷村灌頂院の門徒、峯龜山洞明院

と號す、本堂七間に四間南向、本尊彌陀木の立像にて長二尺許、開山開基詳ならず、

○田無村 田無村は、郡の北にあり、民戸百五十軒、四隣、東の方は新座郡保谷村にとり、西は野中新田につゞき、南は關前村に接し、北の方の南澤村に墾へり、東西凡三十町、南北も亦同じ、平夷の地なり、土性は黒土にて皆畑なり、故に田無村と稱すと云、されど此邊皆畑の村多し、然るを當村のみかく唱ふといふは外に故ありや、今より考ふべからず、村内一條の往還あり、東の方保谷村より西の方野中新田に達す、道幅八間より四間に至る、村内をふるること凡三十町、是甲州街道北裏の通りにて、郡中青梅村邊よりの江戸街道なり、前に出せる民家多くは此街道の左右にあり、江戸日本橋迄凡六里の行程なり、此邊も尾張殿の鷹場なり、古よりの領主を傳えず、正保の頃は松本市左衛門御代官所及び田中市郎右衛門・蜂屋源右衛門・坂部次兵衛等が采邑入會なりしが、いつの比よりか皆御料所となり、今は大岡源右衛門が御代官所なり、檢地の年代詳ならず、

高札場 小名宿にあり

小名 柳澤村の東新座郡保 宿村の中央 芝久保西の方

向臺 南の方にあり、谷北の方

神社 尉殿權現社 除地、五畝三步、小名宿にあり、小社にて間、神體久利迦羅不動木像にて長一尺二寸、前に鳥居をたつ、村内の領守、西光寺の持、當社古は今の地より十町許北の方にありしが、元祿の比此地へ移せしと、今に古宮として社地の迹その所にあり、

八幡社 除地、二反許、小名宿にあり、これも小社にして上屋

寺院 密藏院 除地、高三石五斗五升、小名宿にあり、眞言宗新

小 地藏堂 本堂に向て右の方にあり、堂二間四方、木の立

尺五寸許、開山詳ならず、 觀音堂 本堂の左にあり、二間に三

觀音寺 除地、高六石一斗四升七合、同じ邊にあり、是も同宗

○落合村 落合村は、郡の北にあり、片山郷新倉庄など

いへり、民家二十八軒、村名の由て起る所を尋るに、西の方前澤村より涌出る流二條あり、村内にて久留目川と合し一條となり、此三流落合を以てかく名付と云り、村の四境、東の方は新座郡栗原村にとり、南も同郡保谷村に接し、西は當郡南澤・門前の二村につゞき、北は神山村にさかふ、東西凡五町、南北も亦同じ、平坦の地なり、土性は野土にて水田とほしく陸田多し、水損の患あり、男女農業の外薪及大根等を江戸へいだしてわづかに生産を資く、村内一條の往還あり、西の方門前村より東は栗原村にいたる、道幅二間許、村をふるること凡五町、古よりの領主を傳へず、御入國の後小野吉兵衛に賜はりしと云、正保の比のものに小野久内知行とあり、今にその子孫伯耆守が采邑なり、この吉兵衛は片山七騎の内にてこゝに來住せし人なり、今もその屋舖迹あり、七騎の事門前村にいだせり、就て見るべし、檢地は享保十八年地頭より改めり、

小名 野際村の東に アラク中央をい

山川 久留目川 西の方神山・門前二村の間より流れ來り、村内

小野殿淵 村の東にて久留目川及び二流落合の所なり、先年
に屋鋪跡と傳ふる所あり、

神社 淺間社 社地一段五畝、年貢地、村の東にあり、上屋二間
に三間にて中に小祠を置、西向、村内の鎮守、例

祭三月十五日 稻荷社 天王社 右何れも小祠、本
日、村民持、

辨天社 除地、三十五坪、是も東にあり、小祠、
西向、廻りに池あり、村民の持なり、

寺院 關魔堂 年貢地、十間四方、東の方にあり、堂は三間半に
寺院 三間南向、關魔は木の坐像にて長二尺許なるを安
す、村民持、

○南澤村 南澤村は、郡の北にあり、神山郷と唱ふるよ
し、民家六十三軒、四境、東の方は落合村にとり、西
は前澤村に接し、南は田無村及び新座郡保谷村に界ひ、
北は小山村につゞけり、東西凡十八町、南北十七町許、平
夷の地なり、土性は黒土にして陸田多く水田は殊に少し、
村内一條の道あり、西の方前澤村より東の方落合村に達
す、道幅一間、村をふるること凡十八町、古よりの領主を
しらす、小田原北條關東分國の頃は、太田新六郎が知行
廿七貫五百文、江戸田無南澤と、其比の所領役帳に見え
たり、御入國の後神谷與七郎に賜れり、此與七郎は片山
七騎の内にて此所に住せり、則その屋鋪跡と傳ふる所村

の東の方にあり、今その子孫左内が知る所なり、檢地は
寛文四年地頭よりたゞせり、又當村西の方に武蔵野新田
開發の地あり、元文元年大岡越前守命を奉じて檢地せり
この新田は御料所にして、今は大岡源右衛門が御代官所
なり、民家一軒あり、皆當所より進退する所なり、
高札場 村の中央
小名 高柳 村の西、コブシ澤 東北の方、上西の方、中央
を、下西の方
を云、

山川 川 村の中央を流る、西の方前澤村より來、東の方落合
村に至、川幅二間許、村内をながる、こと十八町、
神社 稻荷社 見捨地、二十五坪、村の東にあり、小祠にして南
向、上屋九尺に二間、前に鳥居をたつ、當社もと
は地頭神谷與七郎屋鋪の鎮守なり
しといふ、今は村民の持となる、

太神宮 氷川稻荷合社 除地、二段五畝、西の方にあり、上屋
置、南向、社内に長き石あり、是を神體とす、前に鳥居をた
つ、村内の鎮守、例祭九月十五日、承應三年の棟札あり、裏
に寄進蜂屋半之丞、神谷與七郎、久世大和守をよび、武州
多摩郡南澤村田無村入間村下新井村總氏子中云々とあり、

寺院 多聞寺 除地、一町九段、村の西にあり、新義眞言宗、豐
嶋郡石神井村三寶寺の末山、寶塔山吉祥院と號
す、本堂八間に五間半、南向、本尊不動木の立像にて長二尺
八寸許、開山祐觀貞和五年六月十八日示寂、中興法流開山高

江戶道と云、古よりの領主をつたへず、御入國の後より
御料所にして、正保の頃は野村彦太夫が支配所なり、今
は小野田三郎右衛門が御代官所なり、檢地は延寶二年中
川八郎左衛門・關口作左衛門改めり、
高札場 村の中央
小名 原 村の南に、下ノ原 東にあ、西ノ原 西にあ、本村
を云、堂屋鋪 是も中、塚の腰 中央より西、札野 村の北
山川 玉川 上水 村の南を流る、西の方無禮村より來り、東の
町許

榮法印明應七年十二月廿二日寂、境内
古樹蒼鬱として古寺なること知べし、 毘沙門堂 本堂に左の方
にあり、三間四方、東向、毘沙門は木の立像にて長二尺五寸
ばかり、聖德太子の作にて靈像なりと云、山號、寺號等も此
尊像によりてなづけしものと見ゆ、古寺なることは疑ふべく
もあらざれと、寛文二年十二月八日祝融の災にかゝりて、舊
記等悉く烏有せし、 天神祠 本堂に向て左に、稻荷祠 前に
かば由來詳ならず、 古碑三基 本堂の後墓所にあり、一基は當寺開發高榮法印大和
二世亮草法印大和尚大永五年三月十六日、又一基は當寺第
三位權大僧都賢榮天文二十年辛亥八年時正日とあり、
觀音堂 十五間四方、無年貢地、村の西にあり、堂は二間に三
尺、村の持、 古碑一基 堂の脇にあり、四明禪門寬正
尺、村民の持、

○久ヶ山村 久ヶ山村は、郡の東にあり、江戸日本橋よ
り行程凡五里餘、民家六十四烟、四隣、東の方は上高井
戸村にとり、西は吉祥寺・無禮の二村につゞき、南は鳥
山村に接し、北は大宮前新田及び中高井戸・松菴の村々に
及べり、東西凡十二町餘、南北十町許、畑多く田少し、
村の中通り東西へ低、南北の方高く、この中通りの低き
所は神田上水路にて、土性は黒土なり、水旱の患あり、
村内一條の往還あり、西の方無禮村より東の方上高井戸
村に通ず、村にかゝること凡十二町、道幅三間許、是を

神田上水 村の中央を流る、西の方吉祥寺村より來り、東の方
此水を以て所々
の水田に沃く、
神社 稻荷社 除地、二段五畝十五歩、堂屋鋪にあり、小祠にて
居をたつ、石階鳥居の外に三級内に二十級あり、村
内の鎮守、例祭十一月にて日定らず、光明寺の持、
稲荷社 五畝十歩、年貢地、小名塚腰にあり、社一尺四寸許り、
り、圍一丈許、
り、村民の持、

神明社 除地、一町三段二畝二歩、小名札野の西にあり、小祠にて光明寺持

寺院 光明寺 除地、八段四畝十一歩、小名本村にあり、新義貞宗、本堂五間に六間南向、本尊正觀音木の立像にて長二尺許、開山宥慶法印寂年を傳へず、聖天社の左にあり、上屋拜殿つくりかけにて九間に三間、鳥居あり

新編武藏風土記稿卷之百廿一終

街道あり、竹下新田村より入、上荻窪村に達す、此邊近き頃田安・一橋兩家の御鷹場にあづけらる、江戸日本橋まで行程四里あまり、檢地の年月其人の姓名を傳へず、高札場村の中程青梅道

小名 谷頭 北の方にて、竹下 瀬戸原 これも北の方にて、三家 青梅道の北の 八町 是も青梅道の内にて、宿 前のつゞき 新町 西の方 寺分 菴村の界にて、松 渡戸 西の方にあり

水利 善福寺池 青梅道より南にありて村の西の方にあり、葎生じけり、此池より流れ出る一條の水あり、村内をふるこくと凡十五町餘にして、流末は上荻窪村にいたり、和田村難色村の間にて井ノ頭用水に合す、此水を引て所々の水田にそぐ、土人云ふ往古は萬善寺・福福寺とて二ヶ寺ありしが、いつの頃か廢絶して今はその跡さへも知れず、其中善福寺は當所向ひの小高き丘の上にあしにや、昔は此池に橋などありしとみゆ、池中に古き橋杭などありと云、此善福寺の廢せしは先年大に地震せしとき、池水溢れいで堂宇これが爲に破壊に及びしが、遂に再修に及ばず、其名空きたゞ池の稱のみ残りと思ふに此時寺をば何へか引移せしものならん、池の南の方に辨天の祠あり、一尺四方にて南に向ふ、本章は石の坐像にて長八寸許り、村民の持たり

新編武藏風土記稿卷之百廿三

多磨郡之三十五 野方領

○上井草村 上井草村は、郡の北寄にあり、郷庄の唱なし、村名の起り詳にせず、いかなる故にや、古へより遅野井村と唱ふと云、されど、公より地頭へ賜ひし御朱印に上井草村とあり、地頭よりも公へかく書あげしに、村方にては今に遅野井村と云、此邊より申野村のあたりまで廿ヶ村許は古き檢地ゆへ、村高よりは町歩廣しとぞ、當所の開けし初め詳ならず、御入國の後今川氏に賜ふ、正保の頃のものは今川形部知行とあり、今は丹後守といふ、村の廣さ東西十八町餘、南北十三町許、民家百十軒、東は下井草村にて、南は上荻窪・松菴・吉祥寺の三村に續き、西は豊島郡關村及び竹下新田に接し、北も又同郡下石神井村に及ぶ、水田は此邊にひらき陸田は村の中央民家のあるほとりにあり、土性は黒野土にて村内すべて平坦なる地なり、水旱共に患あり、村の南の方に青梅村への

用水 多磨川上水の分水なり、上保谷新田にて分水し、夫より用 水 豊嶋郡竹下新田をへて當村に入、青梅街道のほとりを流るゝこと凡十町餘、村内處々の水田にそぐ、末流は下井草村へ達す、神社 八幡社 青梅街道の南にあり、本社は五間四方、拜殿五間長七寸なるを安す、社領御朱印六石を附せらる、別當は勝鬼山金胎寺林光坊と云、本山派の修驗にて同郡府中宿門善坊の配下なり、鎮守年代詳ならず、當村及井草村の鎮守、例祭八月十五日、寺院 觀音寺 除地、千八百九十坪餘、村の東の方小名八町にあり、寶珠山本井院と號、禪宗曹洞派にて本郷村成願寺末、寺領御朱印十石を附せらる、地頭より六町歩を寄附す、其地は井草村にあり、開山を徹叟雄盛と云、寛永十二年九月十三日寂す、表門 客殿の正面、客殿 九間に七間南向、本開基は詳ならず、鐘樓 門を入て右の方にあり、二間四方、鐘のわを安す、鐘樓 門を入て左の方にあり、二間に一間半、近き頃の物な 觀音堂 門を入て左の方にあり、二間に一間半、東 閻魔堂 觀音堂の並にあり、三間半に三間、秋葉白山稻荷合社 本堂の西南方にあり、境内の鎮、本社一間半に七尺東向、拜殿二間に八尺、秋葉の神體は長七寸餘、白山は長四寸、稻荷は長三寸五分何れも木の立像なり、藥王院 地頭除七段、小名寺分にあり、玉光山と號す、前寺の

客殿七間に四間半南向、本尊は坐像の藥師にて長

八寸五分、開山
開基詳ならず、

福壽菴 除地、五百七十六坪、村の西界にあり、無量山と稱す、
福壽菴の廣さ五間四方南向、本尊彌陀の立像にて長二尺七
寸、脇土觀音勢至共に木の立像
にて長一尺八寸、觀泉寺の持、

○下井草村 下井草村は、郡の北寄にあり、當所も今川
丹後守が知行所なり、村のさま及び地形土性等は、前の
村に同じければこゝに略す、民家百七軒、東西十五町餘、
南北十三町、東は上下鷺ノ宮村に接し、西は上ノ村にて、
南は上荻窪・天沼の二村にとり、北は豊島郡田中谷原及
び下石神井等の村々に犬牙す、青梅村への街道村の西南
の方に少しくかゝれり、上井草村より入天沼村に達す、
又東北の界に所澤への道あり、豊島郡下石神井村より當
郡中野村へ達す、村にかゝること十五町許、江戸日本橋
より行程四里、檢地のこと先年村の記録焼失せしゆへ詳
ならず、

高札場 小名坊の木
にあり、

小名 柿ノ木 村の中程

沓掛 これも同じ邊にて、少 神戸

前のつゞき

八 成宮の界を云、

井草前 鷺ノ宮二村の方
によりて

あり、

水利 妙正寺池 妙正寺より二町許北の方にあり、廣さ二段許

なるを立つ南向、神體白幣、此池より流れ出る水あり、妙正
寺流と云、川の幅二間餘、村内を經事廿五町餘にして東の方
へ達せり、

用水 多磨川上水の枝流なり、上保谷新田、竹下新田、遅野井村
に灌ぐ、遅野井村より上荻窪村をへて村内にい
り、村をふるること十町餘にして妙正寺流に合す、

寺院 妙正寺 除地、二千坪、村の中央より少く南の方に寄てあ

寺末、寺領五石の御朱印を附せらる、客殿は南向にて八間四
方、本尊三寶釋迦、三寶は木の坐像にて長八寸、開山を日明と
云、正應二年示寂、鐘樓 本堂の右に在八尺四方、鐘の徑二尺
寸、開基詳ならず、鐘樓 五寸、高さ三尺五寸、近來鎮治せし
者な

荷祠 客殿より北の方にあり、小祠、神體は陀農尼天
十羅刹堂 妙正寺より三町程北の方小名神戸にあり、妙正寺御
向、本尊木の立
像にて長三寸、

地蔵堂 見捨地五畝小名井草前にあり、四間に三間の堂にて南
向、本尊木の立像にて長一尺七寸、遅野井村觀泉寺持、

○上荻窪村 上荻窪村は、郡の東北にあり、郷庄の唱を

失ふ、村名の起りを詳にせず、正保の頃のものには上下
の分ちなし【元祿郷帳】には上下二村を出せり、されば此
間に分れしことしらる、此邊より中野村のあたりまでは
古き村にて、古檢地ゆへ村高よりは町歩もひろしと云、
天正の頃までは江古田村より沼袋・田端・成宗の邊まで、
豊島郡の内に屬せしこと其頃の檢地帳にみゆ、是に據ば
當村は豊島・多磨の郡境にありしなるべし、天正十九年九
月廿四日柏木右近・小林大辨・服部清助・加藤三三郎・淺沼
但馬等うけたまはりて檢地す、此五人は伊賀の者なりし
や詳ならず、其後收公せられし地もあり、當所は御入國
の頃伊賀の者五十人の給地に賜り、又もとより御料の所
もあり、こゝは寛文の頃まで多くは廣野なりしを、所々
新墾の地ありて、同き四年七月廿七日野村彦太夫檢地し、
貢數を定む、正保の頃のものには植村五郎右衛門・村越清
二郎・小村長五郎知行、及び野村彦太夫御代官所野永三貫
四百三十三文とあり、此御料所は則前にいふ寛文の頃開
けし地なるべし、古は民家も漸く十二軒なりしが、寛文
の頃二十八軒となり、今は三十四軒に至れり、村の廣さ
東西十三町、南北十町餘、東は下荻窪村にて、西より北
は遅野井村に接し、南は松庵・中高井戸・大宮前新田に及
ぶ、地形平にして田は村の中程にあり、畑は其四方をか

こめり、民家畑のほとりに住居す、土性はすべて野土な
り、村の北堺ひに青梅村への街道あり、村内にかゝるこ
と八町許、北は遅野井村より西の方井草村に達す、江戸
日本橋まで行程四里にあまれり、御代官の遷替貞享四年
成瀬五左衛門、元祿十二年江川太郎左衛門、享保五年會
田伊右衛門、同六年松平九郎左衛門、同七年伊奈半左衛
門忠達、同十四年日野小左衛門、同十七年鈴木平十郎、元
文元年柴村藤左衛門、同五年伊奈半左衛門、寛政四年伊
奈友之助、文化十一より、小野田三郎右衛門が支理所な
り、

高札場 二ヶ所 一ヶ所は村の中程道のほとりにあり、御

小名 堂前 光明院の 柿木 村の東の方 東原 前の續 伊

勢前 神明社の 本村 中程に 三ツ塚 前の續 關根 方に

り、あ、 出山 上の並に

山川 水元は遅野井村善福寺池より出、村の中程を東へ流る
幅は三間或は五六間、此川に堰二ヶ所を設け用水に引用ゆ、堰
の在所一ヶ所は遅野井村界ひにあり、一ヶ所は村の中程にあ
り、又此水を引分て水車を設けり、村民郡藏が持たり、

神社 八幡社除地、二町三段三畝七歩、西の方野井村界ひに四間半東向、前に鳥居をたつ、雨邊に杉の並木あり、神體は馬上にして衣冠の木像なり、長七寸許、鎮座の年代詳ならず、例祭八月十五日、別當を松永山大泉院と云ふ、本山派の修驗にて、相州小田原玉龍坊の配下なり、
神明社 除地、二町九段五畝六歩、東の方下荻窪村の界ひにあ明院の持なり、
寺院 光明院 除地、一町八段一畝二十四歩、青梅街道の内にある、客殿五間半に六間東向なり、本尊千手觀音の坐像を安す、長三尺八寸、開山開基詳ならず、されど當寺世代の僧權大僧都辨教は、寛文六年三月十三日示寂せりと云へば、それより前の起立なること知へし、

○下荻窪村 下荻窪村は、上荻窪村のつゞきであり、江戸日本橋より行程三里半餘、村の廣さ東西五町許、南北も亦その程より少しく長し、東は田端村となり、南は大宮前新田に接し、北は天沼村をよび、西は上荻窪村なり、土性は野土民家四十二軒、北の方天沼村界ひに道あり、西の方上荻窪村より入東の方成宗村に達す、當所は江戸麴町山王の神領なり、何れの頃附せられしや詳ならず、檢地は寛文十二年會田七左衛門・江坂源兵衛・阿出川惣兵衛・田山權太夫等たゞせり、

小名 本村 東の方田端村 忍ヶ谷戸 南の方に山川 川 野井村善福寺池の流末なり、川の幅二間餘、上荻窪の方田端村に至る、此川村内にて兩派に分れ、又田端村さかひにて合して一流になれり、支流の一派は東の方を流れて處々かひ青梅街道の端を流るゝこと一町ばかりなり、
神社 五社權現社 除地、百十坪餘、村の西北の方にあり、本は白幣、木の鳥居をたつ、鎮座の年代詳ならず、上荻窪村光明院の持なり、
神明社 年貢地二十坪許、村の北の方にあり、小祠南向にて村民の持なり、
稻荷社 年貢地十五坪、川の北の方に田畔にあり、社は六尺寺院 中道寺 年貢地、境内四百坪餘、小名本村にあり、大光山に六間南向、本尊日蓮の本像長一尺二寸、開山を日蓮と云、元和元年八月十五日示寂、開基の人詳ならず、鐘樓本堂の南にあり、三間に二間、鐘の徑二尺六寸、高三尺一寸、寛保二年に鑄造せしものなり、
鬼子母神 本堂の西にあり、二間半に三間の堂にて南向なり、木の立像八寸なるを安す、傳教の作と云、
稻荷祠 鬼子母神の並にあり、一間半に二間の祠にて南向なり、神體なし、前に鳥居をたてり、
不動堂 除地、百六十八坪、村の東北の方にあり、不動と云文字を梵字もてえりし石標あり、今は堂を廢せり、

○天沼村 天沼村は、郡の東北にあり、郷庄の唱を傳へず、江戸麴町山王の神領なり、民家七十七軒、東西九町許、南北七町餘、青梅街道村の南を東の方へつらぬく、井草村より阿佐ヶ谷村に達す、村内にかゝること凡九町、又東の方阿佐ヶ谷村より北の方井草村に達する道あり、江戸四ツ谷への道なり、村にかゝること三町許、四境をいはゞ、東は阿佐ヶ谷村となり、西より北は井草村をめぐらし、南は青梅街道をかぎり、道をこえては下荻窪村なり、地形平にして土性は野土、古き檢地は詳ならず、寛永二年會田七左衛門・江坂源兵衛・阿出川惣兵衛・田山權太夫たゞせり、江戸日本橋まで三里半の行程なり、
小名 中谷戸 青梅街道の、寶光坊 中程にあり、土人云古へし、今に小名にのころをもて見れば、よほど盛なりし、修驗なりしときこゆれど、その詳なること傳へず、
村 北の方井草村の境を云、

水利 用水 多磨川上水の分水なり、青梅街道のほとりより當村内をふるごと十町ばかり、小名中谷戸に廣き一段許の池あり、池中菴葦生茂れり、是を用水とす、
神社 辨天社 小名中谷戸にある池のほとりにあり、小祠あり、村内蓮華院の持なり、
八幡社 除地、百五十坪、これも中谷戸にあり、此所の鎮守なり、本社は三尺四方にて覆屋二間に三間南向、例祭九月にて下の稻荷十二所權現と交る々々行へりと云ふ、
稻荷社 除地百五十坪、小名本村にあり、此所の鎮守なり、本社三尺四方、上屋二間に三間、
第六天社 除地、六十坪、是も本村にあり、社は破壊して、神木とす、右の三社は、いづれも蓮華寺の持なりと云、
十二所權現社 除地百五十坪、小名寶光坊にあり、本社は二尺四方、上屋二間に三間南向、阿佐ヶ谷村世尊院の持なり、
寺院 蓮華寺 除地、九畝二十一步、村の北寄にあり、天沼山と云、開山は眞長と云、示寂の年月詳ならず、
觀音堂 本堂の方のあり、二間に三間、如 辨天堂 門外にあり、石の祠を意輪觀音の像長二尺五寸、
地 舊家 百姓十左衛門 代々里正を勤、朝倉を氏とす、舊き記録此所に来り住せしよしを載、その名を三河守といふよし云傳ふれど、外に證とすべきことなし、家に傳ふる所古刀一腰あり、柄糸など古のまゝなりしとぞ、糸もきれぎれにて日貫は赤銅色繪、縁と鈔とは鉄の無地なり、鍛工の巧拙に知らず、古きものなること疑ひなし、

○成宗村 成宗村は、郡の東の方にあり、郷庄の唱なし、按に當村及び常久村なども是政村の類にて、人名を以て唱ふるなるべし、昔は此邊すべて高井戸宿に屬せしならん、【小田原家人所領役帳】に、大橋知行廿貫文無連高井堂とみえたり、村内小名矢倉と云所あり、此地をひらきし人の柵跡なりといふときは、もしくは大橋氏の名成宗と云しにや、同書に島津孫四郎知行廿一貫文、永福寺沼袋成宗とあり、かたがた古き村なることは疑ひなし、又土人の傳へに村民長十郎といへるもの、鼻祖此地を草創し己が名を村名とせしといへば、則成宗がことなるか、此家ゆへありて斷絶しければ其詳なることをしらす、正保の頃のものには岡部小二郎知行、野村彦太夫御代官所とみえたり、其後年月詳ならず、岡部氏の知行は上りすべて御料所となれり、村の四境、東は和尾村と田端村の飛地に接し、西は田端村にて、南は下高井戸宿に隣り、北は阿佐ヶ谷村なり、東西二町餘、南北十町許、民家八十軒、陸田多く水田少し、地形は中央ひくき所ゆへしばしば水損の患あり、村のなかばより少しく北の方に一條の道あり、青梅村への往還なり、西の方下萩窪村の界より入、東の方田端村に達す、村にかゝること四町餘、その中央にも道あり、砂川村五日市村等への道なり、西は大

宮前新田・田端村より入、東の方田端村飛地、夫より馬橋・高圓寺兩村の界にて前の青梅道へ合す、用水は遅野井村善福寺池の末流を引用ゆ、土性は野土、江戸日本橋まで行程三里餘、檢地は慶長十六年岡部小右衛門、寛文四年野村彦太夫、享保廿年松波筑後守うけたまはりてたゞせり、御代官の遷替は古き處詳ならず、元祿十一年より伊奈半左衛門、享保五年より會田伊右衛門、同六年より伊奈半左衛門、同十四年より岩手藤左衛門、同十七年より鈴木平十郎、元文二年より柴村藤右衛門、同五年より伊奈半左衛門、明和三年より伊奈備中守、同七年より伊奈三年より菅沼安十郎・三河口多仲・篠山十兵衛・大貫次右衛門・伊奈友之助、文化十年より小野田三郎右衛門が支配所なり、
高札場 小名尾崎
小名 白幡村の東の方にあり、和田村八幡の縁起に云、往古れば、源頼義公勅を蒙り追討せんとて進發し給ひ、此所に向ひ給ふとき、林中より奇雲たなびき、恰も白幡の如く見えけるにぞ、是八幡來降し給ふならんとて、一社を勧請し、遂に賊徒を追伏したまふ、かゝるゆへをもて此ほとりをすべて白幡と名付しといふ、さればもと和田村の内なりしが、今は當村に屬せり、此縁起天正十九年に記せしものといひ

へど、其後丙丁の災にかゝりて烏有せしを、臆説にまかせて書集めしよしなればうけかひがたき物なり、猶和田村八幡の條下を合せ、尾崎南の方にあり、これは前に云奇雲の見るべきなり、尾崎瑞兆ありしとき、彼幡の尾のさしたる所ゆへ名づけしといふ、矢倉西の方にあり、四方田圃これに附會の説に似たり、矢倉にて高き場所なり、傳云鎌倉時代より陣屋櫓のありしを、其後太田道灌の持となり、家臣某をして守らしめしが、道灌滅亡にいたりて廢したりと、或は云成宗が柵迹なりと、此事まことならんには、彼陣屋櫓のありし處へ成宗移りて籠居せしなるべし、されど其詳なることを傳へざればうけかひがたきことなり、此邊りに鎌倉街道の迹ありと云、今按るに戸田の邊、或は瀧ノ川松橋のほとり、及び難司ヶ谷法明寺の墓所の間にも古街道の迹ありなど云、されば古の往還は長尾村、江古田村などなへて、當村にかゝりしなるべし、但し此邊より長新田道といふあり、西五日市榎原街道なり、
水利 遅野井村善福寺池より出、西の方田端村より當村にち入、此流に設たる堰四ヶ所あり、一は西の方字權現下にあり、一は天神下にあり、餘二ヶ所は小名尾崎の内にあり、共に自普請所なり、
神社 牛頭天王社 除地、七畝、村の北の方字本村にあり、社二十間ばかりに鳥居をたつ、例祭定れる日なし、農間を以て聊神酒を供す、
稻荷社 除地、三畝、小名尾崎にあり、社は二間四方、前

白山社 除地六畝、東南の方小名白幡にあり、社は二間半に、熊野社 除地、五畝、小名尾崎にあり、社は二間に二間、寶昌寺 境内年貢地、千坪、村の中央より少しく西に寄て、本郷村成願寺末、客殿七間半に四間半東向、本尊は正觀音にて長一尺七寸五分の坐像なり、春日慶文の作と云、開山兼山宗翔大正九年六月十七日示寂、開基詳ならず、境内に古碑三基あり、二基は文字磨滅してよみがたし、一基は正和三年六月とあり、位牌堂 本堂より巽の方にあり、彌陀堂 除地、二畝、小名白幡にあり、堂は三間四方、
○田端村 田端村は、郡の東の方にあり、郷庄の唱を傳へず、村名の起詳ならず、此村昔岡部外記忠吉へ加増として賜はりしと云、寛永譜を見に岡部六彌太忠澄が後胤、岡部中務忠秀は松田尾張守につかへて小田原にあり、其時北條三郎謙信の養子となりて、越後國におもむき、謙信死去の後其甥喜平次と北條三郎合戦におよぶ、是によりて小田原より加勢をつかはす時、忠秀も其うちにありて、越後におもむき遂に討死すとあり、忠秀討死の後、其子忠吉次で此地を領せしにや、正保の頃のものに岡部小次郎知行とあり、されば御入國の後も尙此家の領地な

りしを、後他の地に引替られ、すべて御料所となりしなるべし、村の四境をいはば、東は和田・馬橋の二村となり、南は上下高井戸宿に接し、西は下荻窪村につゞき、北は天沼・阿佐ヶ谷の兩村に及ぶ、東西六町、南北十一町、土性は野土にて陸田多く水田少し、地形高低あり、水田はその低き所にあり、ゆへにしばしば水損の災をかうむる、又旱損の患もすくなからず、村内に青梅村への街道あり、西の方成宗村より入東の方馬橋村に達す、民家七十三軒、江戸日本橋より行程三里半、寛永十四年岡部小右衛門、寛文四年野村彦太夫、享保十七年寛播磨守等檢地す、御代官のうつり替り詳ならず、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 關口 東の方にあり、此地に古き寺あり、日性寺にて、日性寺と云寺ありしと

は傳へけれど、高野ヶ谷戸を北の方、大ヶ谷戸を西の方、

田端 南の方

山川 用水 野井村善福寺池の末流なり、下荻窪村より來り、村の中ほどを一町許りながれ、成宗村に達せり、神社 神明社 除地、四畝二十四歩、小名關口にあり、此所の鎮守なり、本社は二尺五寸に四尺、覆屋二間に三間

東向、前に鳥居をたつ、例祭は九月十九日、村内天桂寺のもちなり、

神明社 除地、一畝、是も關口にあり、わづかなる祠にて、覆屋あり、南向、前に鳥居をたつ、村民の持なり、

天満宮 除地、六畝、十八歩、小名田端にあり、此所の鎮守なり、本社三尺四方にて一間半に二間の上屋を設、前に鳥居をたつ、例祭九月廿五日、天桂寺の持なり、

子權現社 除地、三畝十歩、小名高野ヶ谷戸にあり、此所の鎮守なり、本社二尺五寸に四尺、上屋一間半に二間南向、前に鳥居をたつ、例祭九月十五日、是も天桂寺の持なり、

山神社 除地、四畝十五歩、小名大ヶ谷戸にあり、此所の鎮守なり、本社は二尺五寸に三尺、上屋七尺に九尺南向にて鳥居をたつ、例祭九月の内にて定日なし、村民の持なり、

稻荷社 除地、六畝、小名日性寺にあり、繼なる社神體は厨子に入、白狐に乗たる木像にて長五寸餘、覆屋は二間に二間二尺、鳥居あり、例祭九月の内にて定れる日なし、村内金福寺の持なり、

寺院 天桂寺 除地、九畝十三歩、小名關口にあり、月光山と號す、禪宗曹洞派にて郡中野方領本郷村成願寺末、寺傳に云開山は越前國永平寺時代の僧鉄叟と云、寛永十二年九月示寂、當寺は寛永の比までは境内も狭く庵室の如くなりしが、此地を岡部外記忠吉へ賜ひしにより、忠吉願をおこし新に境内の地を寄附し、開山鐵叟と力をあはせ大に堂宇を造立し、己が菩提所とす、此人元和三年正月九日卒せり、月叟道心と號す、今の堂宇は岡部小右衛門が寛文中建立せしなり、

鷺宮ノ村に及ぶ、青梅街道は村の南の方にあり、西は天沼村より入東の方馬橋村に達す、また中野村追分より豊島郡石神井村への道あり、天沼村より入馬橋・上沼袋二村の間に達す、檢地は寛永十二年會田七郎右衛門・江坂源兵衛・阿出川惣兵衛・田山權太夫等承りてたゞせり、

小名 向方 村の南の方、小山 東の村界ひなり、此所に古碑五基あり、三基は文字磨滅して見えず、二基は文保二年、元徳三年と記せり、原 北の方にあり、本村中央より少しく

水利 用水 保谷新田にて多磨川上水を引分、天沼村より當村に流入、處處の水田にそゞき、村内をながるゝこと四町許、流末は馬橋村に至る、

神社 神明社 除地、百五十坪、小名本村にあり、村内の鎮守なり、本社は二間に一間半、拜殿三間に二間南向、長さ二尺餘、間二尺許の丸き石を神體とす、前に鳥居を立、鎮座の年代詳ならず、

天満宮 除地九十坪、是も本村にあり、小祠南向、小き鳥居をたつ、

山王社 除地、二十五坪、是も亦本村にあり、小祠、雜木生ひ立り、

神明社 除地、百三十坪、小名小山にあり、是も小祠南向、平地にして雜木おひしげれり、

第六天社 除地、二十坪、是も小山にあり、祠は廢して社地許社共に村内世尊院の持なり、

許、流末は馬橋村に至る、

神社 神明社 除地、百五十坪、小名本村にあり、村内の鎮守なり、本社は二間に一間半、拜殿三間に二間南向、長さ二尺餘、間二尺許の丸き石を神體とす、前に鳥居を立、鎮座の年代詳ならず、

天満宮 除地九十坪、是も本村にあり、小祠南向、小き鳥居をたつ、

山王社 除地、二十五坪、是も亦本村にあり、小祠、雜木生ひ立り、

神明社 除地、百三十坪、小名小山にあり、是も小祠南向、平地にして雜木おひしげれり、

第六天社 除地、二十坪、是も小山にあり、祠は廢して社地許社共に村内世尊院の持なり、

許、流末は馬橋村に至る、

神社 神明社 除地、百五十坪、小名本村にあり、村内の鎮守なり、本社は二間に一間半、拜殿三間に二間南向、長さ二尺餘、間二尺許の丸き石を神體とす、前に鳥居を立、鎮座の年代詳ならず、

天満宮 除地九十坪、是も本村にあり、小祠南向、小き鳥居をたつ、

山王社 除地、二十五坪、是も亦本村にあり、小祠、雜木生ひ立り、

神明社 除地、百三十坪、小名小山にあり、是も小祠南向、平地にして雜木おひしげれり、

第六天社 除地、二十坪、是も小山にあり、祠は廢して社地許社共に村内世尊院の持なり、

許、流末は馬橋村に至る、

神社 神明社 除地、百五十坪、小名本村にあり、村内の鎮守なり、本社は二間に一間半、拜殿三間に二間南向、長さ二尺餘、間二尺許の丸き石を神體とす、前に鳥居を立、鎮座の年代詳ならず、

天満宮 除地九十坪、是も本村にあり、小祠南向、小き鳥居をたつ、

山王社 除地、二十五坪、是も亦本村にあり、小祠、雜木生ひ立り、

神明社 除地、百三十坪、小名小山にあり、是も小祠南向、平地にして雜木おひしげれり、

第六天社 除地、二十坪、是も小山にあり、祠は廢して社地許社共に村内世尊院の持なり、

許、流末は馬橋村に至る、

神社 神明社 除地、百五十坪、小名本村にあり、村内の鎮守なり、本社は二間に一間半、拜殿三間に二間南向、長さ二尺餘、間二尺許の丸き石を神體とす、前に鳥居を立、鎮座の年代詳ならず、

其かみは堂宇も頗る美を盡せしならん、今は修造のことも疎になりゆきて、堂塔破壊せり、廣きは九間に七間西向なり、本堂正觀音長二尺一寸なるを安す、開基忠吉が位牌を置、

全福寺 除地、三畝二十八歩、小名日性寺にあり、壽量山と號す、禪宗曹洞派にて本寺前にをなじ、本堂四間に三間南向、本堂は正觀音の坐像にて長一尺、厨子の内にあり、外に地藏を安せり、長二尺七寸、開山を宗鐵と云、天正十七年十月十九日示寂す、古き寺なれども寺記なければ詳なることを傳へず、

○阿佐ヶ谷村 阿佐ヶ谷村は、郡の東の方にあり、郷庄の唱を傳へず、江戸日本橋へは三里半の行程なり、村名の起りを詳にせず、【小田原北條家人所領役帳】に、太田新六郎知行八十四貫文中野内阿佐ヶ谷、同人知行十六貫二百九十文千東内阿佐ヶ谷分とあり、又中野村今の名主卯右衛門が家に、北條家より當村小代官百姓中へ下せし、天正四年及び十三年の文書あり、されば古き村なる事は疑ひなければ、其詳なることを傳へず、御入國の後御料所となり、その後年月詳ならず、江戸麴町山王の神領に附せらる、村内すべて平地にして土性は野土なり、陸田多く水田少し、民家九十四軒、村の廣さ東西七町、南北十一町、東は馬橋村となり、南は青梅街道に界ひ、又田端・成宗の二村にも續けり、西は天沼村に接し、北は下

寺院 世尊院 除地、四百五十坪、村の西に寄てあり、阿谷山正

末、客殿七間に六間南向、本尊不動は木の坐像にし、観音堂

て長三尺八寸なるを安す、開山開基は詳ならず、観音堂

本堂の右にあり、三間四方の堂な、閻魔堂間に三間、閻王は

木の坐像にて長三尺ばかり、

○馬橋村 馬橋村は、郡の東の方にあり、郷庄の唱なし、

江戸日本橋より行程三里半餘、民家五十六軒、村の廣さ

東西六町、南北十八町、東は高圓寺村となり、西は阿

佐ヶ谷村に及び、南は和田・田端の二村につゞき、北は上

沼袋村に接す、村内平地にして水田は中間にあり、天水

場なれば水損の患あり、青梅街道村の南の方を高圓寺村

より阿佐ヶ谷・田端の二村へつらぬく、村内にかゝること

凡六町、檢地は寛永十六年中川八郎右衛門・關口作左衛

門承てたゞせり、御代官伊奈半十郎預り奉り、夫よりしば

しばうつり替りて今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場村の東寄街道

小名 後原 北の方沼袋村 後見ヶ谷 東の方高圓

中ほどに 田向 前のつゞき 大塚根 南の方和田村 中道

あり、

村と云、已に明和年中伊奈備前守忠次が御代官の頃のも

のに、小澤村と書せしもの民家に傳へて今にありと云、

土人のいへるは、今の村名に唱へ始しいわれは、大猷院

殿しばしばこの村内高圓寺に御遊ありければ、世人高圓

寺へ御成ありなどいひしにより、いつとなく村名となり

て古名は遂にうせはてしなりと、今は漸く小名にのこれ

り、尙高圓寺の條下を合せみるべし、村の廣さ東西十一

丁許、南北二十二町餘に及び、東は中野村にて、西は馬

橋村となり、南は和田・堀ノ内の二村にさかひ、北は上

沼袋村及びその枝郷大橋にもさかへり、畑多く田少し、

青梅街道村の中央をつらぬく、此道の中程に一株の大榎

あり、今は枯木にて其株のみのこれり、故に此所を株榎

と云、民家百八軒、土性はすべて野土なり、天水場なれ

ば早損の患あり、當所は御入國以來御料所にして、寛永

十六年檢地あり、其姓名を失ふ、其後延寶二年中川八郎

左衛門・關口作左衛門たゞせり、御代官は寛永十一年よ

り伊奈半十郎支配にて、今は小野田三郎右衛門が預り奉

る所なり、その遷替は中野村と同じければこゝに略す、

高札場 青梅街道の内、小

小名 本村 街道の左右民家並たる所なりともいひ、又高圓寺

のありほとりたりともいふ、今按に小澤村と稱せ

新編武蔵風土記稿卷之百二十三 多磨郡之三十五

三〇三

西の方に 西ノ久保 文字の如く西

あり、用水 西の方阿佐ヶ谷村より來り、村内をふるること凡百八

十間許、東の方高圓寺村へ達す、末流は中野村にて

神田上水にを

神社 稻荷社 除地、一畝十二歩、小名西ノ久保にあり、村の鎮

方に向、前に鳥居をたつ、

鎮座の年代は詳ならず、

御嶽社 除地、四畝二十五歩、小名後原にあり、小祠

にて上屋もわづかに六尺四方、鳥居をたつ、

天満宮 除地、四畝二十四歩、前の並にあり、小祠平地にして

雑木生茂れり、例祭九月二十五日、右の三社いづれも

村内福泉寺

寺院 清見寺にて年貢地三段、青梅街道の南側にあり、禪宗曹洞派

に六間、本尊不動を安す、木の立像にて長二尺二寸、開山を

秀順と云、寛永十四年正月十五日示寂、開基は詳ならず、

○高圓寺村 高圓寺村は、郡の東北にあり、郷庄の唱を

傳へず、江戸日本橋より三里の行程なり、當村古は小澤

し時よりいへば、民家のある所然るべきに似たれど、

今の村名によれば高圓寺のある方を本村とも云理也、

北の方馬橋・上沼 御殿前 高圓寺前 小澤 南の方に

袋村の境を云、

今にもいふ如く古へは當村小澤村と唱へしが、その後、

今の名にあらたまり、僅に此所の小名にのこれり、

南小 澤 前のつゞきにて少 金ヶ澤 東の方中野村の

にて少く南 向山谷 西の方馬橋村

神社 神明社 除地六畝十歩、小名小澤にありて村の鎮守なり、

三間東向、神體白幣、木の鳥居をたつ、

例祭九月十五日、村内長仙寺の持、

氷川社 除地四畝三畝十歩、外に供免一段五畝、小名原にあり

木の鳥居をたつ、

村内高圓寺の持、

稻荷社 除地、三畝、村の東の方田の畔にあり、田中稻荷と稱

持、

寺院 高圓寺 除地、一町八段六畝十歩、村の中央より西により

郷村成願寺末、當寺昔は堂宇もいと廣くして、間口廿一間あ

りしと云、今はをとろへて客殿七間に四間なり、南向、本尊

す、開山より六世にあたり、この無倫大猷院殿御意に叶ひ、しばしば伺候せり、ある御遊のとき、尊旨ありて願あらば申すべしとのたまひしに、桑門の身外に望なし、性來茶を好みはべれば茶を賜ふべきよし、望申せしにより、宇治より茶の木を召れて、此境内へうえさせたまへり、此僧高德の人にて本山より中興の稱をゆるされしと云、其後寛保年中祝融の災にかゝり、堂宇ごとく烏有せしを、次住の僧近郷を勧進して、寶曆十三年再興の業を企て、明和二年に至て成就せり、今の客殿は其時の造立なり、境内今に茶の木、御殿跡の背多し、是事寺の古く記録せしものに見えたり、

後により、高さ六尺許に廣さは三間四方なり、大猷院殿しばしば御遊ありし時、御茶屋のありし迹なりと云、又本堂の庭にもちの木一株あり、御手づから植させたまふ所なりと、幹は枯てうるになりたれど、尙皮のみ残りてわづかに枝葉を生ぜり、高さ、御嶽祠、東向の隅にあり、境内の鎮守なり、一丈許り、

長仙寺 除地、三段八畝十歩、高圓寺より二三町も西の方にあり、日王山阿遮院と號す、新義眞言宗にて、郡中中野村寶仙寺末、本堂は寛政八年祝融の災に罹りて、今は三間四方の假屋なり、本尊不動にて長一尺八寸の立像を安す、開山詳ならず、住僧歴代の中に永正と云あり、碑碣最も古く見れば、是開山なるか、開基は村民武兵衛といふ者の先祖なるよし、其年歴法蓋を傳へず、位牌の中正保五年など云あり、これより以前開けし寺なることは勿論なり、

六地藏碑 小名原の内道の側にあり、長三尺許にて、寛文四年四月吉祥日とありて、施主の姓名數十人を鐫れり、

古きものにはあらざれども、其さま古く作りたる者なり、

○新井村 新井村は、郡の良の方にあり、江戸日本橋より行程三里許、村の廣さ南北七町餘、東西十二町餘、東は上高田村にとり、南は中野村に續き、北は片山村にて、西は下沼袋村なり、土性黒野土、陸田多く水田少し、民家五十軒あり、上高田村より當村へ入る所に地藏の碑及び秩父西國順禮の供養塔あり、これ村の境にて此道豊島郡石神井村より江戸四ツ谷へ通ふ所なり、村にかゝること八町許、南の方中野村に達す、又一條の道あり、下沼袋村より當村に入、是も東の方中野村に達す、村にかゝること五丁許、檢地は天保四年伊奈半十郎承てたゞせり、當所は御入國よりこのかた細田嘉右衛門知行所にして、御料所も少く入會にあり、こゝは小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場 南の方中野村にあり、

小名 桑原 村の西の方、丸山 東の方、原 南の方にあり、

山川 川 無名の川なり、水元は井草村妙正寺池より出、西の方山川 沼袋村と當村との堺を流るゝこと四町許、すは片山村に至る、川の幅二間許、此川を沼袋村にて分派し、所々の水田にそゝぐ、村内をふるること五町餘にして、是も片山村に

いたる、

神社 天満宮 除地、二段二畝十六歩、村の中ほどにあり、本社鳥居をたつ、松の並木ありて物ふりたる社地也、

稻荷社 除地、五畝、東の方、小祠南向、

秋葉社 除地、五畝、南の方、小祠南向、

諏訪社 除地、一畝、村の中ほどにあり、これも小祠にて南向、右の四社例祭九月十五日、合て祭れり、共に村内梅照院の持

寺院 梅照院 除地、九畝六歩、外に二段五畝、當村と上高田村との接地にあり、松高山と號す、新義眞言宗にて、當郡中野村寶仙寺末、客殿六間四方南向、本尊藥師坐像の石佛にて、長一寸八分、厨子に入、開山を快儀と云、正保三年四月五日示寂す、又云天正年中行春と云僧開基せしと、其後第六世朝曇を中興とす、此僧の頃より本尊の靈驗世にあらばる、子育藥師と稱して遠近こぞつて歩を運ぶ者多し、就中近き比江戸日本橋邊の商賈願をかけしに、速に靈效を蒙ふりしかば、湯御斜ならず、その後同志參詣の者の便りせんとて、豊嶋郡下高田村馬場のほとりより、道の辻々に碑標をたて、方角を示す、これより次第に參詣の者多くなりて、門柱今は新井の薬師とて其名隠れなきことにぞなりける、

九尺、南向、梅照院の額をかゝぐ、

○上沼袋村 上沼袋村は、郡の東北の方にあり、郷庄の唱を傳へず、當村開け初めし年代古きことなれば詳ならず、文明八年四月十三日太田道灌江戸より打て出、豊島平右衛門が平塚の城を取巻、城外を放火し、夫より江古田・沼袋に馳向ひ合戦せしこと【鎌倉大草紙】に見ゆ、されば文明の頃より已に此地名あり、江古田村の内古戦場の條下に委く辨したればこゝに略す、村の廣さ東西十五町、南北九町、東は新井村に隣り、西は大場村につゞき、南は新橋村におよび、北は下鷺ノ宮村に接す、江戸日本橋より行程三里餘、土性は野土にして陸田多く水田少し、民家は六十軒あり、正保の頃のものには野村彦太夫御代官所とあり、夫よりしばしば遷替ありて、今は小野田三郎右衛門が支配所及び遠藤備中守知行所なり、檢地は延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門等承りてたゞせり、

高札場 小名原にあり、

小名 内匠 東の方、原 良の方にあり、

水利 用水 西の方下鷺ノ宮村より來り、村内をふるること三十町餘にして、流末は東北の方に片山村にいたる、

寺院 清谷寺 除地、百五十坪、東北の方にあり、珠光山地藏院間に五間南向、本尊は地藏の木像長一尺三寸、厨子に入、作詳ならず、過去帳に載る所は當寺古へは、地藏堂屋敷なりし

を、年代詳ならず惠深と云僧一寺を建立し、元よりある所の地蔵を本尊とす、ゆへに此僧を中興開山とすと見えたり、往古地蔵堂を創立せし僧は詳ならず、又云其比は氷川八幡第六天を遷退すと、氷川は今下の村に屬す、第六天はいづれなりや今より、藥師堂、客殿の西の方にあり、三間四方南向、禪定寺、除地、百四十坪、村の東北の方小名内匠にあり、瑠璃殿七間に五間、西向にて本尊不動木の立像にて長一尺五寸、開山詳ならず、藥師堂、客殿の東の方に三間半、木の立像長三尺九寸なるを安す、運慶の作と云、

○枝郷大場村 大場村は、古へ沼袋村の内にて正保の頃も猶村名をあらはさず、元祿の頃のものに始て、上沼袋村枝郷大場村とのせたり、されど大場の唱は古へよりのことにして、〔北條家人所領役帳〕にも中野内大場と見えれば、其頃は近村中野村の中に屬せしにや、其地は本村の西の方にて、東は本村下沼袋及び其枝郷新橋にとり、南は高圓寺村に接し、西は馬橋・阿佐ヶ谷・上鷺ノ宮三村に界、北は下鷺ノ宮村に及び、東西十一町にあまり、南北十町ばかり、地形平行にして土性野土にして陸田多く水田少し、民戸三十六軒處處に散在せり、村の南に一條の往還あり、東の方新橋村より入り、村内十一町許をへて西の方馬橋村へ達す、當村の領主古のことは詳ならず、

すべて野村彦太夫御代官所とあり、今は小野田三郎右衛門が御預り所及び遠藤備中守が知行入會なり、延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門檢地す、其後のことは詳ならず、
高札場村の南の方

小名 三谷村の中、村の東、大下前を云、

山川 無名の川なり、水元は井草村妙正寺池より出、北の方新井村界を流る、こと十二町許にして、すえは片山村に達す、川幅二間、これを村内所々の水田に沃き、用水の助となせり、

神社 氷川社、除地、九段、小名大下前にあり、村の鎮守なり、神座の年代詳ならず、上沼袋村清谷寺の持たり、

寺院 實相院、除地、四百五十坪、村の東北の方字木村にあり、如意山世尊寺と號す、新義眞言宗にて中野村寶仙寺の末、客殿南向にて廣さは七間に五間、本尊十一面觀音木の坐像にて長六寸五分、開山開基詳ならず、地蔵堂、本堂の西の方にあり、三間に三間半、地蔵は長二尺八寸五分、

○枝郷新橋村 新橋村は、古へ沼袋村の内にして正保の頃も猶一村に立す、元祿のころに至り枝郷のことをしるせり、その地は本村の南の方に東は新井村に隣り、南は中野村に接し、西は大場村にて、北は則木村なり、東

す、小田原北條家分國の比は、太田新六郎・寄子衆士・志田源七郎に一貫文の所務を當所におひて配當せしこと役帳に見えたり、御打入の後は御料所にして御代官の遷替ありて、今小野田三郎右衛門が御預り所及び遠藤備中守細田嘉右衛門が知行所入會へり、江戸日本橋までの行程及び檢地等のことはすべて本村に同じと云、

高札場村の東の方

山川 無名の沼川にて幅二間許、井草村妙正寺池の末流なり、村の北を流る、西の方上鷺ノ宮村より流れ入、十町許をへて東の方本村へ沃き、夫より村内なる處々の水へそゞり、

神社 八幡社、除地、四段、村の中程にあり、小社にて九尺四方、面觀音の畫像を掲ぐ、拜殿をさること三十間許にして鳥居をたつ、兩側に松杉の並木あり、上沼袋村清谷寺の持なり、稻荷社の社にして南向、村の持、

○下沼袋村 下沼袋村は、上沼袋村の東の方にあり、江戸日本橋より三里の行程なり、村の廣さ東西十町、南北八町、東西より北に至るまで上沼袋村をめぐらし、南は中野村に接す、村内南北によりて上沼袋より中野村へ達する道あり、村内にかゝること凡十町、土性は野土にして陸田多く水田は少し、民家六十軒、正保の頃のものには

西凡五町ばかり、南北も凡三町程、村内すべて平夷にして土性は野土、畑多く水田少し、民戸十九軒散在せり、御入國の後御料所にして、今は小野田三郎右衛門御預り所と遠藤和泉守が知行入會なり、此外すべてのこと本村に同じ、

小名 三谷村の乾の、方を云、

神社 稻荷社、除地、二十四坪、村の北にあり、本社は小祠にして拜殿九尺に二間南向、前に鳥居を立、村の持、
○上鷺ノ宮村 上鷺ノ宮村は、郡の東北にあり、郷庄の唱なし、村名の起りを尋るに村内八幡の社あり、古へは木立生茂りてあまたの鷺やどりけるゆへ、土の人鷺森又鷺ノ宮などいひしより、いつとなく村名となりたるよし、村の廣さ東西十五町、南北八町、東は江古田村にとり、又東より北に至りては豊島郡中村に入會、この所より西の方は同郡田中・谷原の二村及び當郡井草村につゞき、又西より南は井草村と天沼村とに犬牙す、土性は野土にて平かなる村なり、江戸日本橋より行程三里餘、民家八十軒處々に散在す、村の東の方に川越道あり、井草村より豊島郡下石神井村をへて所澤・引又へ通ふ道なり、是古き街道なりと云、當所は御入國の後、年月詳ならず、今川刑部に賜ひ、今その子孫丹後守が采地なり、

高札場小名類原にあり、

小名 籠原中程にあり

山川 川 沼川にて幅二間許、水元は井草村妙正寺の池にてその末流なり、村内處々の水田にそぐ、村の西の方天沼村界ひを流れ、東の方上沼袋村に至る、

水利 用水 多磨川上水を竹下新田にて分水し、天沼村をへて村内に入、處々の水田にそぐ、すえは前の川に合せ、

神社 八幡社除地、六十坪餘、南の方下鷺ノ宮村境にあり、上、本社四尺に一間南向、拜殿三間半に二間、神體は木の立像にて衣冠を著し、馬上に跨りたる形なり、長一尺五寸、外に本地十一面觀音木の立像長二尺五寸なるを安す、前に石にて作れる鳥居をたつ、古は大木數多ありて多くの鷺やどりしゆへ、土人鷺ノ森或は鷺ノ宮などいへり、されば古社なるべけれど、社傳を失ひたれば其詳なることをしらず、別當は福藏院なり、

神明社除地、二十四坪、東の方にあり、小祠、福藏院持

寺院 福藏院除地、二百四十坪、白鷺山正幡寺と號す、前の八幡の別當なり、則其御朱印地の内にあり、新義眞言宗にて當郡中野村寶仙寺の末、開山を賴珍と云、大永元年五月示寂、第九世を鏡薫と云、慶安二年八月廿四日寂せり

て北は上ノ村なり、陸田多く水田少し、當村にも古街道あり、今は川越街道にて東の方下沼袋村より西の方井草村に達す、民家六十五軒、土性は野土なり、當所は御入國以來御料所にして、檢地は延寶一年中川八郎右衛門・關口作左衛門等うけたまはりてたゞせり、古き檢地は先年里正が家焼失せし時、記録鳥有せしゆへ詳ならず、高札場小名本村前にあり、

小名 田中前當村飛地の小名なり、村より北の方二十町餘をへだて、あり、西は上鷺ノ宮村にて、北は豊嶋郡谷原村、木郡の中野村につゞけり、本村前妙正寺よりいづる方往還の、大場道南の方にあり

山川 水元は井草村妙正寺池より出、村をふること上下鷺ノ宮をすべて八町ばかり流れ、流末は天沼村に至る、

神社 稻荷社除地、二段三畝三歩、村の北寄にあり、社は三尺四方南向、神體陀幾尼天木の立像にて長八寸許、村内仙藏院の持なり

寺院 仙藏院除地、一段八畝十八歩、村の北の方にあり、瑠璃光山淨光寺と號す、新義眞言宗にて中野村寶仙寺の末、客殿五間半に四間南向、本尊不動木の立像にて長二尺、開山開基詳ならず

此僧のとき八幡の御朱印を賜ひしよし、かゝる功あるにより中興とす、されば當寺の開基は文龜・永正の頃なるべし、寶曆十二年十二月丙丁の災にかゝりて、堂宇殘らず焼失せしかば詳なることを傳へず、今の客殿は其後造りしものなり、其廣さ八間に六間半南向、本尊不動の坐像長二尺、二童子も長二尺許、運慶の作と云、又は智證大師の作とも云傳ふ、鐘樓 本堂の右にあり、九尺四方、鐘のわたり二尺七寸、地 福院除地、五畝、外に田畑五段九畝七歩、村の中程にあり、覺王山長福寺と號す、新義眞言宗にて中野村寶仙寺の末、客殿五間に四間半南向、本尊不動の立像長二尺なるを安す、地頭今川氏寄附なりと云、開山開基詳ならず、本堂に向ひ右の方にすこし隔て、高野山引導地蔵といへるあり、石像なり、昔はあづかりの者もありしが、今は指庵する者なきゆへ、此寺の持となれり、古碑一基あり、八幡祠堂の右の方にあり、享徳三年八月廿五日とえりてあり、淡島祠前の並にあり、小祠、二間四方、稻荷祠是も同所にあり、淡島祠、前の並にあり、本尊正觀音、辻堂除地、二十一歩、二間四方の堂なり、本尊正觀音の立像長三寸許、村の西にあり、村民の持なり

○下鷺ノ宮村 下鷺ノ宮村は、上鷺ノ宮村の南寄にあり、村名の起りは上の村に辨せり、江戸日本橋よりの行程三里餘、村の廣さ東西十二町許、南北は僅に五町、東は下沼袋村となり、西は井草村につゞき、南は上沼袋村に

新編武藏風土記稿卷之百廿三終

新編武藏風土記稿卷之百廿四

多磨郡之三十六 野方領

○江古田村 江古田村は、東の方豊島郡の界にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程三里、村名の起りを詳にせず、【鎌倉大帥紙】に文明八年四月太田道灌・上杉刑部少輔・千葉自胤等、江古田原沼袋と云所に馳向ふとみゆ、さあれば古き地名なることしるべし、猶下に録する所古戦場の條下を合せみるべし、又【小田原北條家人所領役帳】に、太田新六郎知行當所五貫文寄子恒岡越後守配當の分と見えたり、この越後守は永祿九年上總國三船臺の合戦に、太田源五郎氏資と共に討死しけるに、實子なければかれが弟の僧泰翁禪師と號して、其頃埼玉郡平林寺に往職し在けるが、家名斷絶すべければ、沙門の事なれど越後守が一跡相續のこと下知に任すべきよし申つかはしける文書を藏せしが、彼寺寛文年中新座郡野火留村に轉移して今も藏せりと云、村の廣さ東西十五町、南北はわづ

かに其半に至れり、南は沼袋村となり、東より北へは豊島郡葛ヶ谷・長崎・中荒井の三村に接し、西は上鷺ノ宮及び豊島郡中につゞけり、村内平にして水田は村の中央にあり、民家百十軒、東北の方に住す、土性は野土にて眞土も交はれり、村の中ほどに一條の道あり、西の方上鷺ノ宮村より東の方豊島郡葛ヶ谷村へ達す、是往古の街道の名残りといふ、其幅は二間餘あり、今石神井村より江戸へ通ふ道是なり、村にかゝること二十二町許、當村檢地は天正十九年九月伊藤小右衛門・沼上伊豫・封四郎右衛門・池上作藏等糺して、伊賀の者に賜ふと云、此頃は民家も漸く十軒許ありしとぞ、正保の頃のものは野村彦太夫爲重及び植村五郎左衛門・村越清二郎・小林長五郎知行とあり、寛文四辰年の檢地は則野村彦太夫がうけたまはりにて、又元祿九子年細井九左衛門たゞせり、其後御代官しばしば遷代ありて、今は小野田三郎右衛門が支配所と伊賀の者の給地と入會てあり、

高札場三ヶ所一は小名丸山、一は東の

小名 丸山村の西の方 木村東の方 大原北の方 本田屋敷村の中程 柏崎屋敷南の方 小川屋敷北の方 大籠

原西の方 小籠原前につゝ

水利 仙川用水 多磨川上水の分水なり、新座郡上保谷村より入、同郡竹下新田を経て、此ほとりに至りては仙川用水と云、豊島郡中荒井村より引入、石神井村三寶寺の池水落合上鷺ノ宮村の北の方よりながれ來り村内へ入、處々水田にそゞぎ、流末は豊島郡葛ヶ谷村へいたる、村にかゝること八町許、

神社 氷川社 除地、三段七畝、西の方にあり、村の鎮守なり、社は五尺四方、上屋三間に二間南向にて、前に石の鳥居をたつ、松杉の森あり、鎮座の年代詳ならず、例祭は九月二十九日、

金峰社 除地、八畝、東の方往還の側
神明社 除地、三段、小名籠原にあり、社は三尺に四尺、東向なり、

第六天社 除地、四畝、本村にあり、社は三尺四

寺院 東福寺 除地、五段、村の南の方上鷺ノ宮村界にあり、金山世尊院と號す、新義眞言宗にて中野村寶仙寺の末、此寺元は村内御嶽山の邊にありしを、年月詳ならず此處へ移したりと云、本堂は八間半に七間、本尊不動の立像長一尺二寸、開山詳ならず、法流の祖を法運と云、享保七年十一月五日示寂、開基は村民次郎右衛門が先祖にて、天正年中の起立といへど其詳 鐘樓本堂の西にあり、鐘は寶蓮華寺 年貢地、境内三畝、東の方豊島郡葛ヶ谷村界にあり、日光山と號す、日蓮宗にて池上本門寺末なり、當寺も

と橋郡星川村にありしを、七十年ほど以前此地に移せりと、開山を日山と云、示寂の年月詳ならずと、第十一世日道は貞享二年七月十二日寂すといへば古き寺なるべし、中興を日匡と號す、寛保元年十二月某日寂す、開山より第十九世にありたり、過去帳を閲るにその裏に當寺開基日山檀越大龍院起立願主深野氏とあり、また客殿の願主淨心俗稱義右衛門と見えたり、思ふに淨心信仰のあまり堂宇建立の願を立しが、かゝ檀家も乏しくは後破壊に及ばんとき、繕治のことおぼつかなきことにおもひ此地へ引移、堂宇を延立せしかば、村の舊家深野伊右衛門若千の地を寄附せしなるべし、此伊右衛門は當村名主孫右衛門が本家なり、又入間郡川越町朝田山行傳寺は永和年中の草創にして、開山日山は池上本門寺第四世の僧と云、則當寺開山と同人なるか、深野氏のこと後の舊家の條に出せり、合せみるべし、客殿は三間に三間半南向にて、本堂日蓮の坐像は長二尺八寸なるを安置せり、

舊跡 古戦場【鎌倉大草紙】に云、文明八年四月十三日太田道灌、城外を放火して歸りける所に、豊嶋が兄勘解由左衛門を頼ける間、石神井・練馬の兩城より打て出攻來りければ、太田道灌・上杉刑部少輔・千葉自胤以下江古田原沼袋と云所に馳向ひ、合戦して敵豊嶋平左衛門を初として、板橋・赤塚以下百五十人打死すと云々、又【鎌倉九代後記】等にも此ことをのす、思ふに平左衛門を初めあまたの者當所にて討死せしなれば、古は人家も稀にして渺々たる原野なるべし、されば古戦の跡と云所傳はるべき者なるゆへ、土人に尋るに其所を辨せず、

○片山村 片山村は、郡の東界にあり、江戸日本橋より

行程三里餘、村の廣さ東西五丁、南北四丁許、南は上高田村に接し、北は江古田村となり、西は下沼袋村に及び、東は豊島郡葛ヶ谷村なり、民家は僅かに十六軒、北より東の方に居住す、土性は野土高低ある村なり、當所は御入國の後年代詳ならず、細田嘉右衛門に賜はり、今に尙その子孫嘉右衛門が知行所なり、正保四年八月伊奈半十郎檢地す、

高札場村の北の方

小名 宮下村の南の方、北原文字のごとく北

山川 川村の北境を流る、こと四町餘、水元は井草村妙正寺より出、下沼袋村より村内に入、流末は上高田村に至る、用水には此水へ堰をかけて引分、所々の水田にそ、

とき、末は上高田村へ達す、村にかゝること三町許、

神社 天満宮北の方にあり、村の鎮守なり、本社は一間四方南向、拜殿二間四方、前に鳥居をたつ、

稻荷社 除地、前の社を合せて百五十坪、前の社より少しく東へ村東光寺持、

○上高田村 上高田村は、郡の東豊島郡の界にあり、江戸日本橋より行程三里餘、村内平地にして東西十町南北十三町、西は新井村となり、南は中野村へつゞき、東は豊島郡上落合村に接し、北は同郡葛ヶ谷村に及び、土性

宗にて中野村寶仙寺末、客殿七間四方南向、本尊藥師の立像長一尺五寸なるを安す、開山開基は詳ならず

大日堂 年貢地、五十坪、南の方にあり、三間四方南向、坐像長三尺一寸、厨子の内にあり、村内大乘院の持、

大乘院 大日堂の側にあり、當山派の修験にて普覺山と號す、江戸靈巖嶋福本院配下大日を本尊とす、

○中野村 中野村は、郡の東にあり、郷庄の唱をうしなふ、江戸日本橋より行程二里半、村名の起詳ならざれど、此邊すべて武藏野なればその中の村といふ意なるか、已に古くは上野・中野・下野共にありしが其後上下の名は失ひて中野のみ残りしなりと云、又土人の傳へに云堯惠【北國紀行】に文明十九年水無月廿八日、武藏野の内中野といふ處に平重俊といへるが催しによりて、渺々たる朝露を分入て瞻望するに、何れこの草葉の末々も只白雲のみ掛れるをかきりと思ひて、又中やとりの里へ歸り侍りて、

露はらふ道は袖よりむら消の草葉にかへる武藏野の原とあり、【小田原家人所領役帳】に七貫文島津又次郎中野内正歡寺とあり、又太田新六郎知行八十四貫文、中野内阿佐ヶ谷・土志田源七郎一貫文中野内大場などみえたり、これをもて見れば阿佐ヶ谷・大場など何れも古くは當村の内に屬せしか、又は此邊の村にて當村はことに廣かりしかは、すべて中野といひ習はせしより、いつとなく中

は野土、民家六十軒、村の南寄の方に道あり、西の方新井村より南の方中野村に達す、村にかゝること十町ばかり、是江戸へかよふ道なり、當所は御入國の後、年月詳ならず細田嘉右衛門に賜はり、今にその知行所なり、檢地は正保四年八月伊奈半十郎忠治うけたまはりてたゞせり、高札場村の中程

小名 北原中程より西北 上ノ山東北の方

山川 沼川にて水元は井草村妙正寺地より出、西南の方新井村の境より村内に入、凡十町ほど流れ、末流は東の方

豊嶋郡上落合村に至る、その末は井頭上水に落入、又北の方片山村より入村界に掛り、末流は下落合村に至る、又此水を村内へ引入用水とし、下流は上落合村に至る、村内にかゝること三町餘なり、何れも水源は妙正寺池より出ると云ふ、

神社 氷川社 除地、百五十坪、東の方にあり、村の鎮守なり、本社は一間四方、拜殿二間四方、東向にて前に鳥居を建つ、

天満宮 除地、四畝、東光寺の北の方にあり、社

八幡社 除地、二畝二十歩、東北の方にあり、一間四方の社に

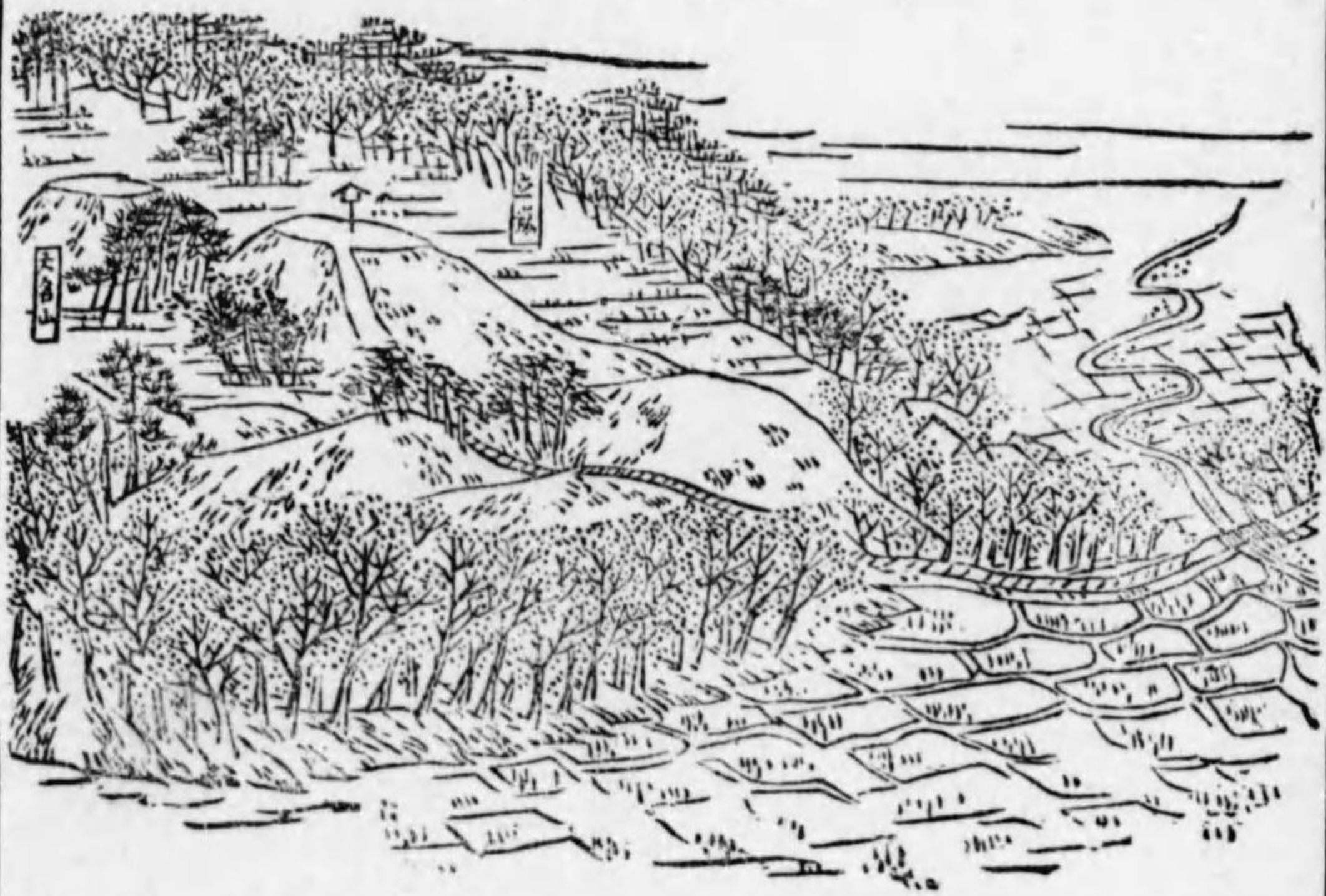
の三社何れも村

内東光寺持、

寺院 東光寺 境内除地、八畝廿六歩、外に六段五畝、小名山の上にある、日照山阿彌陀院と號す、新義眞言

野の文字を負せて稱することになりゆきしにや、既に卯右衛門が所藏の文書に中野郷五ヶ村とみえたり、村の廣さは東西十六町、南北二十丁餘、東は神田上水をかきり、川の向は豊島郡柏木村なり、西は當郡高圓寺村となり、南は本郷村・同新田・和田村等に接し、北は新井上・高田の二村に及び、豊島郡上落合村にもつゞけり、村内平にして土性は野土なり、用水には神田上水を用ゆ、是は田方十一町の所にかぎれり、残り二十丁餘は所々の清水を用ゆ、旱損の時は上水も減し、自ら所々の清水濁るゝゆへ患少なからず、民家三百四十五軒、當所は御入國の後より御料所にして、檢地は寛永十六年其後延寶二年中川八郎左衛門・關口作右衛門うけたまはりて糺せり、又享保十七年寛播磨守正舖承りて新墾の所をたゞせり御代官の遷代は寛永十一年より同十九年まで伊奈半十郎、同二十年より正保四年まで守屋左大夫、慶安元年より萬治元年まで野村彦太夫爲重、寛文元年彦太夫名を藤右衛門と改め、天和二年まで支配し、同三年より貞享三年まで國領半兵衛、同四年より元祿元年まで西山六郎兵衛、同二年より同十三年まで細井九右衛門、同十四年より寶永二年まで今井九右衛門、同三年より正徳五年まで雨宮勘兵衛、夫より替る替る支配し、文化十年より小野田三

中野村桃園圖



郎右衛門支配す、

高札場小名宿

小名 淀橋村の東の方往還此 西町西の方高岡寺 橋場の

つゞきに 鍋屋横丁への道なり 上宿東の方に 中

宿中程を 打越西北の方 原東北の方 下宿淀橋の西

原野 桃園 此地もと百姓郷右衛門が持たり、常靈院殿の御代

永六年にいたり此小屋廢せられて、地所はもとのごとく郷右衛門へ歸したまはり、其後享保年中有徳院殿しげしげ此邊に御遊獵ありしゆへ、同き二十年土岐美濃守命を蒙り、地所をえらみて御立場となし、其ほとりなる畑の畔へ紅桃五十株植付させられ、同年又白桃をうえそへ、元文元年郷右衛門所持の畑一畝廿歩の場所を召上られ、御立場を築立あまたの松を植、その麓より道をひらきしかば此道の年貢をもゆるされ、又御成のときことに郷右衛門に銀一枚をたまはる、同三年又此ほとり、六萬七千四百坪の所へ緋桃百五十株を植しゆへ、春ことに桃花咲亂れて紅白枝を交へ、艶景目を奪ふばかりなり、よりて寛保三年御立場の後へ山丘をきづき、立駒命をもて諸大名この所に逍遙し、看花をなすべき地を開かせらるにによりて、今に其所を字して大名山と云、そのかみ暮春の比桃花盛りなる時は、貴賤遊行の者少なからず、大に賑ふことになりゆきたれば、村民等の爲には却て農業の妨となれり、ゆへもてある御遊のとき御小姓松下專助命を傳て、十一軒の茶

屋を立てることをゆるさる、これよりして土人こゝに出で茶葉子をひさぎ、遊客ないこはしめ少しく生産を助く、安永の初比までは桃花もいまだ盛りなりしゆへ、土地賑やかなりしが同き六年鶴の御場となりしゆへ、此邊四十九町七段ほどの所諸雑木をきり除せらる、然るに當所は元より野土にて膏腴ならざるゆへ、培養の力をからざれば樹木生茂せず、そのかみ植し木と、も次第に減じて、今はたへになれりとぞ、又その御立場のほとりの小流に石神井橋といふあり、長二間幅二間、先年御成の時しばしば渡御ありしゆへ、公より修理を命ぜらるゆへに、わづかなる橋なれどもこゝにのす、

橋梁 淀橋東の方村界にて神田上水に

水利 神田上水 水元は吉祥寺井ノ頭池より出、又遊野井村善合、本郷村をへて村の東境を流れ、上落合村に注ぐ、此水末は江戸關口に達す、毎年三月より八月まで願主を立、本郷村地内にて堰を設、所の水田に引用ゆ

神社 氷川社 除地、一町二段八歩、村の中央よりは東南の方観音の立像長一尺七寸五分なるを安す、前立に素戔鳴尊、稻田姫・大己貴命の木像三體を安す、各長一尺七寸二分、拜殿三間半に三間、鳥居二基あり、一基は木にて、一基は石なり、左右に松檜並びたり、鎮座の年代詳ならず、正五九月廿七日神酒を供す、村内寶仙寺の持

天神社 除地、一段六畝廿歩、村の北境にあり、社は天四尺五寸に六尺、鳥居あり、村民持なり、

寺院

寶仙寺 境内一萬五千五十二坪、往還の内小名宿下町宗、無本寺にて天正十九年御朱印十五石を賜ひ、慶安元年八月十七日八石六斗餘を増して、都合二十三石六斗餘の寺領となれり、傳へ云昔堀河院の御宇寛治年中鎮守府將軍源義家奥州の夷賊を征伐し、御利運ありしかば凱陣の後、當寺を建立し給ふと云、されど往古の事なれば其詳なる事をしらず、當寺昔は、和田村八幡の別當なりしが、社地への路程へだ、りて不便なれば、末寺にその職をゆづれりと云、されば八幡鎮座の時、當寺を起立して別當に附られしにや、中興開山を聖永といふ、永享三年二月廿四日示寂す、末寺三十二ヶ寺、門徒二十六ヶ寺を統べ司どれり、

武州多磨郡中野明王山聖無動院寶仙寺緣起

當寺者、陸奥守源朝臣義家卿創建、本尊明王、乃公之護持尊、而良辨僧正親刻靈像也、謹釋其緣由、後冷泉帝永承六年、東奥貞任叛、源公賴義以鎮守府將軍奉 詔代之、軍屯于武野阿左谷、有雲岐而爲八、靈變于營上、象如白幡、將軍喜曰、是八幡之所護、吾師必利、乃跪地又手誓曰、余賴神助得誅賊徒、當就茲地、營構神祠、而福邦家、師既東矣、奥之地食足兵強、將軍運策、經九年之久、貞任授首、弟宗任降、於是奥盡平矣、實康平五年也、語載在史典、公明年春歸于京師、道出阿左谷、乃治前瑞之地、建祠奉祀、廟宇宏麗、土人稱曰大宮八幡、爾後方

白河帝之時、賴義嫡子義家、又任鎮守府將軍、將之任、自謂東家夷豺狼、振古稱難治、吾先君之能用武也、尙且突年所而見其効、況於予不肖乎、苟非賴神佛之冥助、安得配前烈哉、迺登醍醐山、屈請一大德舊記失名附平生護持之不動明王、逆旅軍中恒修密軌、像則良辨僧正手刻者也、軍復至武之阿左谷、乃從先蹤謁于神廟、而后赴東奧、奧民服其德政、雖任已滿、請以退之、寬治三年不圖清原家衡據仙北金澤柵、不從朝命、朝廷又命義家討之、僅三年而獻捷、雖策略所長、亦二靈神之冥助也哉、凱歸之次、過常之鹿島祭之、此神有靈東夷之誓也且手探封內苗松數根來、栽培八幡宮境內、再修宮殿華表牆垣、金碧交輝、亦爲 皇祚天長、武運地久、請寄神田若干頃、從容語醍醐大德曰、舉凱若神速、皆神之力量也、然師注丹衷凝懇念、從我軍伍之間、其勞亦大哉、何以能酬答、吾將建一寺安明王尊、傍造坊舍、置衆僧、以奉事神佛令師管之、於意云何、師云善哉、是舉也、貧道所欲請也、謹按不動梵云阿左、此地號阿左谷、豈非明王應化勝區哉、公請促之如其惣管、則有他俊賢在、吾不敢當、公是其言、招集工匠、運轉土石、結構不日而成、爾時偉服之神、忽然現前自稱、吾此地主稻荷神、手與將軍

一顆珠、告曰、此珠希世之珍、寶中之仙也、以是爲鎮、則武運延長、法燈永明、言訖化白狐去、公及諸將校之親見者、無不歎異也、其珠傳而到今、山稱明王寺名寶仙、蓋本于此云、
建治弘安間有願行上人者勅諭宗燈律師關左遊化之次、掛錫當寺、一謁靈像、大驚曰、此像靈貌不常、若有廟役牧豎、謬而褻瀆之、必蒙冥譴、非其所宜、則命寺主嚴加鎖鑰爾來每至三十三年令軍帳諸人瞻禮云、別刻一像、立龕前、以充平素瞻禮、像亦有靈應傳云、
弘安帝會召上人受戒、而不起 御座、師奏、吾聞人能弘教、尊其教、而不敬其人可乎、
帝不悅、師即退而默座、即現不動明王形、威容赫然、不可仰觀、
帝大畏、懺悔謝罪、下座受戒也、行公威靈大率此類、他載在行狀、故稱師不動之分身、宜哉、手刻之像感應揭焉、相州大山寺明王像、亦上人自造模範云、
應永中山主曰聖永、稟法妙樂寺落合村寺跡今猶存行海、海者願行高弟、錄倉大樂寺開基公珍四世之法孫也、應永丁未歲十一月十八日鬼宿未暎從海受灌頂、一派秘訣無餘蕙、永一日相攸於下阿左谷、今號中野而謀遷寺基、以告

官、宮許之、遂永享元年移寺於今地、別建大宮寺、舉八幡神祠、仍大宮寺于今隸于吾寺、上阿左谷田圃殿堂之名、可又造八幡稻荷二祠、以爲山鎮、長挑願行之法燈、遐邇歸德、宗風大振、爾來至祐二十六世、脉譜昭然、法燈續明者、實永師之力、寺以聖永爲中興者是由也、

此一軸は尾州光友卿の二男、從四位下左近衛少將攝津守の撰并書せしものにて、卷末の裏に源義行朝臣と書して花押を居り、本堂寶形作りにて、十間に九間南向、御座所二間に二り、間半、御成の時御膳所なり、本尊は不動の坐像にて、長一尺七寸五分、良辨の作、外に四大明王の四軀を安す、木の立像にて長二尺三寸五分、願行の作と云、古位牌一基あり、牌面に云將軍賴義公信・信海 御成門 本堂より西南の方將軍義家公信了と彫りてあり、柱間六尺五寸、高さ七尺、東向、仁王門 仁王の木像長六尺なり、中門 仁王門を入て二十一 鐘樓 本堂の東南の方にあり、九尺四方、鐘間餘に建り、のわたり二尺七寸、高さ五尺、牧野備後守の寄附なり、其銘左の如し、

夫鐘響者、如來聲教法器最上也、故佛闍有、則不可無几鐘矣、于茲武州多磨郡中野郷、明王山無動院寶仙寺者、眞言瑜伽道場、東關無雙舊地也、故雖尊容溢堂、禪客滿座、捷非闕矣、末成矣、佛場樞要、當

院雖累代嘆之予亦悲請之、無陶鑄鑄銅之力、幸有武井氏重三郎尉慈母、祈牧野氏源朝臣成貞公家室、家室深誓於當家安全、益願於家門繁榮、則新鑄冶二尺七寸鴻鐘、庶幾因此功、檀女至願頓滿焉、

銘曰

偉矣神鐘響、一撞動大千、朝驚三界夢、夕等四生偏、範圍爲形也、
人心從物表、懇禱此因緣、檀女捨財淨、子孫長得全、

貞亨四丁卯年十二月廿八日

明王山第二十三世法印 俊與記

助緣列衆 正藏院住法印俊義

洞家碩師官峯

武井氏老母清光院尼公

治工田中丹波守

藤原重行作

彌陀堂 本堂の西の方にあり、四間に三間東、什物 四尊合體像一軀 弘法大師の作と云、昔堀河院の御宇、永長元年二月廿六日源義家録倉鶴ヶ岡へ參籠の時、靈驗ありし愛染不動・辨天・毘沙門の四神合體の像木の坐體にて長三寸八分なりと云、則自らその緣起を記し給ふと、されど其書

體後人の偽作せしことは論なしと云へども、其儘をこゝに出せり、

空海尊師、承和元年六月廿六日夜、愛染法修行給、其夜靈夢日輪拜見、在於光中愛染明王・不動・辨財天・毘沙門天、顯四面一尊形、其拜顔如見空海、直作之然而備檀上愛染法修給、四面放光如日輪耀云云、自然空海常此愛染修法之爲本尊、定利益新靈驗不思議尊容也、其是相承畢、

承和元年九月一日

眞雅敬白

這四面具相之愛染明王者、從空海大師眞雅相承之尊像也、其後予相傳之而令安置右如傳記、此愛染明王爲祈願本尊一切事滿足、天子之蒙祈願勅於是尊前爲祈念御願無不成就、衆人愛敬守護給、功德悉密法內有之故略、

延喜五年三月廿六日

醍醐寺 聖寶敬白

抑四面合體之愛染明王者、從弘法大師眞雅聖尊迄相傳明王也、于時永長元年二月二十六日夜、鎌倉鶴岡八幡夢中來現、告云、社內四面一尊有愛染明王影現順禮之而可爲安置蒙告、則任夢想、八幡宮江社參、如告四面一尊之愛染右傳來記相添有之、不思議爲思、向神前拜、自社內聲有云、此明王汝守護之本尊也、

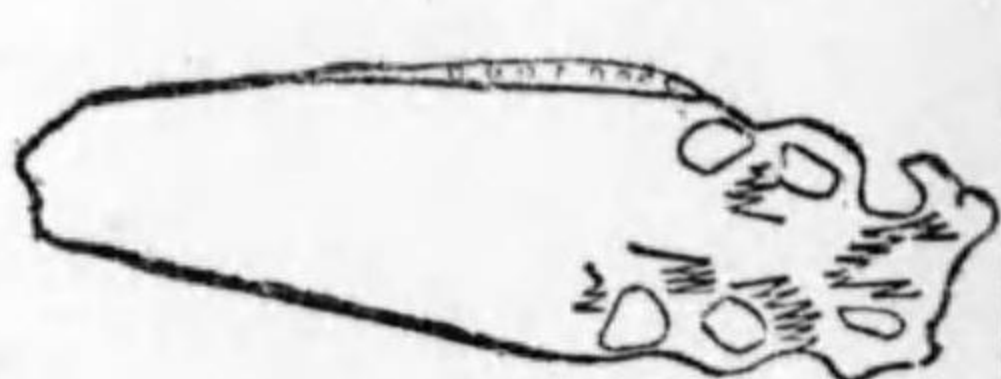
四面一尊成事於武家、四方敵防爲守護此形相顯也、可信神託有、則歡喜頂戴而我家歸內檀安置、有家中照猶日光、定信心徹肝、有時敵起陣所、趣此尊戰場先立四面放光、矢敵中射給群類大風如木葉散、敵四方退散、得正理偏此愛染明王威神力也、可謂世希有靈尊是也、

永長元年二月二十六日

義家敬白

龍頭骨 長さ九寸許、幅四寸餘、眼の跡とおぼしき穴、二つあり、もしや腮の形にてもあるか定かならず、傳へ云寛永年中吉祥寺村井ノ頭の池邊にて、童子草を刈り居たりし所へ小蛇來りて、童の足をかまんとせしゆへ、童子鎌をもてその首を切おとせり、時に山野震動して、俄に雨を下し、その蛇すさまじき形となりて、草中をほひめぐれり、童子恐れてにげかへりけるに、忽ち池水潤て一酌の水もなかりければ、村民の嘆き斜ならず、これによりて當寺の住僧秀雄池上に至り、眞言秘密の法を行ひしに、元の如く池水涌出せしとぞ、名主伊右衛門が先祖某なるもの、此龍頭をとりて伊奈半十郎へ訴へ、かたがたのよし申せしかば、秀雄が法力を感ぜられ、永く什物として、後代に示すべきよしにて下し賜ふと云、此事妄誕に似たれども、土人の 寶珠一顆 當寺造立のとき納傳へに任せ記しをきぬ、

圖るた見に平を表

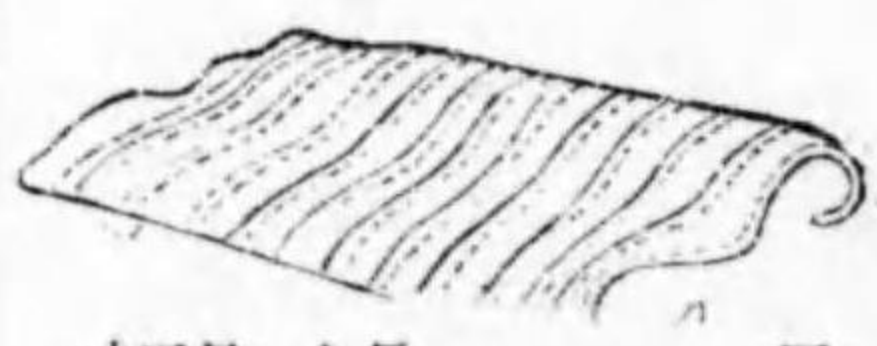


此穴貫けり

圖るた見りよ横



鼻皮圖 幅七寸

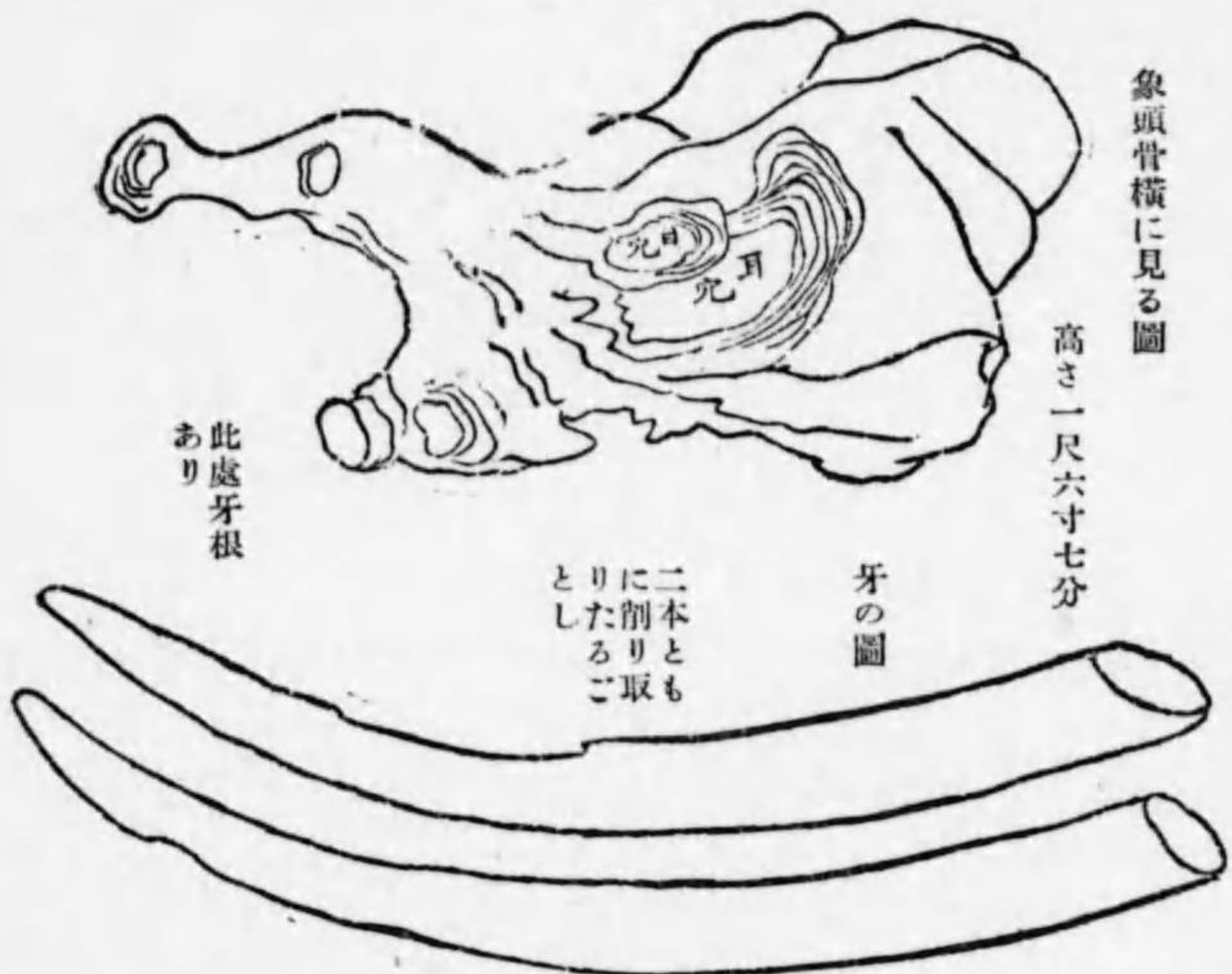


厚き五分 寸九幅 寸五尺一さ長



裏か返して見る 此處左白し

象頭骨横に見る圖



高さ一尺六寸七分

分二尺一り反分五寸六尺四さ長

本堂は近き比雷火にて焼失せしゆへ、今は假堂なり、本堂正觀音木の坐像にて長一尺四寸、開山詳ならず、開基は天文十三年といへば、古き寺なれども其詳なること傳へず、

西光寺 除地、四畝六十四歩、西の方往還の内高圓寺村界にあ間南向、本堂は不動の坐像にて長一尺三寸餘、開山開基詳ならず、天満祠にあり、九尺四方、神體は銅の立像にて長一寸八分、鳥居あり、

安心菴 除地、五畝十九歩、村の中央より少しく西南によりてが、其後庵地に附せられ除地となれりと云、

屋敷 中山主馬抱屋鋪 東北の方にあり、寛永十二年十二月より百五十坪なり、

野一色外記抱屋敷 東南の方本郷村入會の所あり、正徳六年五月より抱へし所なり、坪數千七百七十八坪、本郷村の條にも出す、

舊家 名主卯右衛門 堀江氏なり、先祖は小田原北條家に仕への後、此地に來り住せしと云、されど舊記等も失ひたればその來歴をしらず、北條家よりの文書二通、及び豊臣家よりの禁制書一通、都合三通を所持すれば舊家なることは疑ひなし、

月廿八日ニ限而小田原へ届、吉田西深ニ而渡之御衆ニ被下間、日限至于相違者可爲曲事者也、仍如件、甲申三月二十一日

江戸中城塀之事

四間

阿佐ヶ谷

右江戸城塀四間、當郷請取ニ自今以後定置者也、依之掟條々、

一大風吹散時者、島津主水・小野兵庫助・太田四郎兵衛三人、觸次第三日中修復可致之事、

請取之塀破損をは、何時も彼三人如申付可致之、扱又一年之内何ヶ度致候共、奉行之取證文御尋之砌、明鏡ニ可申上事、

若奉行入横合非分申付儀有之ハ、小田原へ來可捧目安事、

以上

右來四月晦日を切而、塀嚴密ニ可致之者也、仍如件、

追而塀之致様は、三人之奉行得作意、奉行如申手際をよく可致之者也、

天正四年丙子三月晦日

小代官 阿佐ヶ谷

百姓中

正木口別麥、當郷毎年出之員數之内、八俵爲初納四

武藏國多磨郡 中野郷五ヶ村

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、

一 放火事、

一對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴料者也、

豊臣秀吉朱印あり 天正十八年卯月日

喪善 百姓千松 百姓佐五右衛門が弟なり、性篤實にして父母

ること、近隣其孝悌を賞しあへり、然るに先年母にわかれて後、いく程なく又父を喪ひしかば、かの菩提のため出家のこを望しかど、兄これを許さざりければ、其意に従ひ又佐五右衛門によく仕へたり、かれ元より貧窮なれば止むことを得ず、幼年の子二人を残しをき妻をばある武家へ奉公なさしむ、兄は農務にいとまなければ、千松父母に代りて朝夕の撫育、衣服のことまでも懇に扶助し、聊いとふ色を出さず、殊に兄を助けて耕作にも力を盡しければ、寛政十二年正月十八

日、御代官伊奈友之助役所へよび出し、平生の所業を糺しみるに、疑ふべくもあらざれば、奇特なりとて金五百匹をあたえしといふ、今になを佐五右衛門が家に居す、

○本郷村 本郷村は、郡の東豊島郡の界にあり、郷庄の唱を失ふ、當村の開闢詳ならざれども、村内に成願寺あるをもてみれば、古き村なることは疑ひなし、或は又中野村より分郷せしといへど、これも詳なることを傳へず、されど其村の名主卯右衛門が所持の文書に、中野郷五ヶ村などあれば、其村々の名は失ひたれどももあるべきにや、村の廣さは東西十八町、南北七町餘、江戸日本橋より行程二里半、西は當村の新田及び雑色・和田の二村に接し、北は中野村につゞき、南は豊島郡幡ヶ谷村、東も同郡同村并に角管村に及び、地形は平にして水田は中央にあり、畑地はそのめぐりにつらなれり、土性はすべて野土、檢地は天正年中たゞせしよし傳ふれば、江古田村など、同く伊藤小右衛門・沼上伊豫・封四郎右衛門・池上作造等うけたまはりて檢地せしなるべし、御入國よりこのかた私領のよし、今も尙鉄炮玉藥同心の給地なり、

高札場 小名尙臺と云、

小名 根河原村の申程 道元前のつゞき 薬師堂村 西の方 雑色村

の境を 向臺 南の方に云、

山川 川 吉祥寺村并ノ頭池及び野井村善福寺池の二流、和東の方豊嶋郡幡ヶ谷・角管兩村の界に至る、此水に堰を設て引分所々の水田に沃く、村内にかゝること凡十町、角管村の界にて上水に合す、

神社 氷川社 除地、八百二十坪、村の北の方にあり、村の鎮守間、鳥居をたつ、例祭九月十五日、福壽院持、

寺院 成願寺 除地、五百六十坪、村の東の方にあり、多寶山との末、御朱印五石を附せらる、開基は正蓮居士俗稱鈴木九郎と云、世に中野長者と稱するは此人の事なり、傳へ云長者黄金朱漆などを此所に埋しことありとぞ、その事の實否はしらず、近年境内に於て一の壺をほり出せり、その中を見るに皆漆にてありけるよし、是はかの長者が埋しものか、此餘古き器物をほり出せし事まゝありしと、或は云當郡金子村總州小金原など、昔かれが黄金を埋し所なればこの名ありと、是全く附會なるべし、寺傳を見るに九郎が先祖は紀州熊野の神官なりと云、應永の比九郎當所に來住し、馬をひさぐことを事とす、或時馬代として得る所の錢、皆大觀の文字ある古錢にてありければ、九郎奇異の思をなし、己が常に信ずる所の淺草觀音へ納めけるに、夫よりして家富達に巨萬をかき、是大悲の賞恩なるべしとて先祖の出る所なれば、紀州熊野を寫して一社を創建せり、則角管村十二所權現是なりと、按に

角管村と當村とは接地にて、古へは茫々たる原野なれば、その境さだかならず、此邊すべて中野といひしなるべき、前にもいふごとく、中野村卯右衛門が所藏の文書に、中野郷五ヶ村とあり、又權現の緣起を見るにうけかひがたきことのみなれど、古くより傳へしことなれば皆く愛にのす、其緣起に抑長者蓄る所の金銀日にまし月にそへて、いよいよ累積しければ、人の望をかけることを恐れ、何くへかおさまめ隠んと思ひ、僕をしてひそかにかの金を負しめ、ある原野の人なき所へ持運びて埋しむること數度なり、かくては此僕人に語りなんことを恐れ、その歸るさに橋下に於て殺しけり、よりて其橋を名て委不見橋ともいひ、又おもかげ橋ともいへり、その意は奴僕物を負て橋をわたりけれども、歸るおもかげは見えざるといふ意にて、かく名附しとぞ、然るに正保年中大猷院殿御遊獵のとき、當時の境内を上覽あらんとて此橋を渡御ありしとき、土人に橋名を御尋有けるゆへ、かの長者がこと台聽に達しければ、いかにもいまはしき名なりとて、釣名ありて今のごとく淀橋と改させ玉へりと云、長者が壯年の時一人の女あり、容姿才質人にすぐれしゆへ、殊に鍾愛せしが長者人を殺せし報應にや、ある曉俄に全身鱗を生じ、蛇形となりて庭上にはひめぐれり、時に雲おこり雨ふり雷鳴震動しけるにぞ、長者大に恐れ、此ほとりの僧侶をまねきて祈らしめしに、更にその驗なかりけり、時に相摸國足柄上郡關本村最乗寺の春屋禪師は高德の聞えありければ、これを招きて法力を乞けるに、禪師うけかひて池のほとりにいたり、丹誠を抽て祈念しければ忽天晴雨止けり、長者大にその秘法を感じ、己が隠惡逃れがたきを嘆じ、これより信者となり、則己が宅地をすて、精舎となり、受戒して正蓮と號し、娘が法名正觀の文字を以て寺號とし、諸堂及び三層の塔をぞ建立せりと云、それよ

り遙に星霜を歴ていつしか鳥有せし、今その跡を字して塔屋敷と云、當寺の本尊釋迦佛は元此塔に安する所の聖徳太子の作なりと云、此より長者いよいよ行ひすまして、永享十二年享年六十九歳終をこゝに取れり、今按に【小田原家人所領役帳】に中野内正觀寺とあるは、恐くは此寺の事なるべし、長者が娘は正觀なれど、觀と歎と同音にして字形も似たれば、長役帳の誤寫なるにや、その後又成願と改めしも、正觀と成願と音も近く其上願成就の義にとりて、いつの比よりかかく文字をかきかへしものなるべし、其後文明八年に至りて、川兼董席して傳燈をかゝぐ、開山より第四世にあたり、天文五年六月六日 表門二間に 本堂 十間に七間南向、本尊釋迦示寂せり、 本堂 木の坐像にて長一尺五寸、 聖徳太子の作、 位牌堂 門を入て左の方にあり、 衆寮 位牌堂脇土文殊普賢、 位牌堂 門を入て右の方にあり、 鐘の徑二あり、 鐘樓 門を入て右の方にあり、二間四方、鐘の徑二あり、 觀音堂 本堂の右の方にあり、三間に二間、 閻魔堂なり、 觀音堂 北向、觀音は銅にて長二尺八寸、 閻魔堂左の方にあり、二間に二間半、 金毘羅社 東北の方にあり、木の坐像二尺五寸なるを安す、 二寸、

福壽院 除地、百二十坪、村の北寄にあり、南光山と號す、新義尊藥師の坐像長一尺五寸、此本尊は靈佛にて寄附の田畑あり、何人の寄附せしにや、其姓名を失へり、堂の背後に堂山といふ所あり、此藥師に附せし山なりと云、その傍に藥師堂村とて民家十二三軒あり、こゝの田畑も此藥師によせしものなり

と云へり、開山詳ならず、法流開祖は寛宥と云、享保十一年六月初日示寂、屋敷 野一色外記屋敷百九十五坪にて中野村の地を合すれば凡五千四百七十三坪、かの村と同く正保六年五月より抱し所なり、

○本郷新田 本郷新田は、本村の南の方にあり、いつの頃一村の名となりしや、その年月詳ならず、江戸日本橋より二里半の行程なり、南西は雑色村にとり、西より北は本村にて、東南は豊島郡幡ヶ谷村に接す、家數九軒、村の廣さ東西二丁許、南北一丁餘、飛地三ヶ所あり、一ヶ所は西北の方にあり、一ヶ所は東の方、又一ヶ所は東南の方にあり、元祿三年細井九左衛門檢地す、今は御代官小野田三郎右衛門が支配なり、

○堀之内村 堀之内村は、郡の東の方にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程三里ばかり、村内高低ありて田畑は西より東の方にあり、土性は黒土、民家五十五軒處々に散住す、東は和田村につゞき、南は和泉村に接し、北は高圓寺村及び、西も亦和田村なり、村内一條の道あり、中野村鍋屋横町より和田村八幡社の前へ達す、村内にかゝること十一町許、此道に大松一株道の北側にあり、圍二ひろばかり、土入の傳へに往古鎌倉

より奥州への街道にて、承保二年五月鎮守府將軍源義家奥州夷賊を征討し給ふとき、暫く代々木村に留り給ひしかば、此松に馬をつなぎ鞍をかけさせられたりと、故を以て鞍掛松と名付くといへり、尤うけかひがたき説なり、ことに義家の奥州征伐は寛治五年のことなり、時代もたがひぬれば、妄誕の説なることしるべし、此邊阿佐ヶ谷・天沼・下萩窪及び當村すべて江戸麴町山王社領なり、何れの比附せられしや詳ならず、檢地は寛永十二年會田七左衛門・江坂源兵衛・阿出川惣兵衛・田山權太夫等奉りてたゞせりと云ふ、

小名 原 東の方和田村 小屋ノ臺 西の方和田村の境にあり九日鎌倉右大將軍陣立ありし時、先陣島山次郎重忠此所に宿陣せりと、ゆへに此の唱ありと云、昔は和田村に屬し、今當村に 清水村の境を云、中道 中程に 本村 南の方にあり、

山川 水元は遅野井村善福寺池より出、隣村和田村の内松の末は又和田村に至る、此川に堰三ヶ所あり、一ヶ所は村の南の方を流る、長さ二十町許、流末は是も和田村に至、又一ヶ所は中道にあり、又一ヶ所は小名本村にあり、この二流は村内にて本流に落合、此三流を所々の水田に沃げり、神社 熊野社 除地、四百五十坪、外に鎮守免一町九段、小名本村にあり、社は四尺に三尺南向、拜殿二間に三間、

神體は木の坐像にて天照大神・八幡春日の三社を安す、各長三寸、前に石の鳥居を立、松杉數株生茂れり、村民の持なり第六天稻荷社 除地、八十坪許り、是も本村の内にあり、二社の鳥居あり、こゝも松杉の春生ひしげれり、村民持なり、

寺院 妙法寺 除地、四百五十坪餘、抱添地四千二百三十八坪、境内都府四千六百八十八坪餘、日蓮宗甲斐國身

延山久遠寺末開山妙仙院日圓元和七年十一月十日示寂す、此僧の名を取て日圓山と號せり、當寺往古は眞言宗なりしが、元和の初今の宗旨に改めりと、明和六年丙丁の災に罹りて舊記を失ひ、詳なることを傳へずと云、本尊三寶諸尊四天王を安す、その中に持國・毘沙門の二天は運慶の作なりと云、木の立像長七寸、又祖師日蓮の木像あり、本堂は表門の正面にあつて十四間に十三間南向へり、其餘庫 位牌堂あり、三間に一、祖師堂 十一間に十八間五葺、向拜五間に三間銅瓦葺歳の肖像を、高足の弟子日朗靈木をもて彫刻せしものにて、除尼祖師と稱す、坐像にて長二尺九寸、厨子に入れり、もと

延山之記 一幅 同筆な 法華經序品方 一卷 尊圓法親王ふ、 同分別功德品 一卷 光明皇后の御筆なりと云、 法華經化城喻品 一卷 菅家の筆な 同從地涌出品 一卷 小野道風の筆 大黒

天一 軀 傳教大師の作と云、白に乗 同一 軀 自然石なり、立れる木の坐像にて長七寸、 同 一 軀 體にて長七寸、 摩利支天 一 軀 定朝の作なりと云、 猪に乗 朝師堂にあり、後三間四方、身延山久遠寺十一世の 額堂 二間に十八間、樓門僧日朝の木像長五寸なるを安す、 額堂 二間に十八間、樓門

のわたり二尺五寸、長五尺三寸、享保十年に鑄しものなり、 稻荷祠 書院の庭にあり、境内尺五寸の祠、神體は 樓門 二間半に七間南向なり、祖師堂を長五寸の木像なり、 樓門 距ること二十町許にあり、此餘同門など號する門あり、 惣門 七間餘にたてり、

○雑色村 雑色村は、郡の東方豊島郡の界にあり、郷庄の唱を失ふ、開闢の年代は詳ならずと云、村民武助が家に、天正十九年辛卯九月五日と書せる水帳あり、武州多東郡大宮之内雑色村とあり、是御入國の前開けしことしる、今は武助が家も退轉して古のこと尋るによしなし、寛永十一年より伊奈半十郎が支配する所なり、正保の頃

は野村彦太夫御代官所及び佐々木與右衛門・新見市左衛門知行なりしことはものに見えたり、後いつの頃か新見某が知行は收公せられ、御料の方は御代官もしばしば遷替し、今は御代官小野田三郎右衛門支配所となり、この外に佐々木與右衛門が知行交れり、村の廣さ東西十一町、南北九町、東より北へは本郷村をめぐらし、西は和田村にとなり、南は豊島郡幡ヶ谷村に及ぶ、村内平地にして少しく高き所もあり、土性はすべて野土なり、江戸日本橋より行程二里半餘、檢地は寛永十六年、其後延寶二年中川八部右衛門・關口作左衛門たゞせり、

高札場 御料の方は村の中程小名本村にあり、私領の方は東の方小名川嶋にあり、

小名 川島村の東北の、原前のつ、打越西の方、駒ヶ崎

和田村の、矢島南の方、大和田前のつ、向臺東南の方

境を云、北の方に、新山東の方

水利 井ノ頭上水 水元は吉祥寺村の内井ノ頭池より出、西の方和田村より當村にあり、村の西北を流る、こと十四五町にして、末は本郷村へ至る、又善福寺池より流出る一餘の水あり、和田村さかひにておち合、此水を和泉村境にて引分、村内所々の水田に沃く、

村豊島郡幡ヶ谷村なり、北は堀ノ内村妙法寺道を界として、良の方は中野村に少しくつゞけり、かく入會し村なれば、里數も計がたけれどその大抵をいはゞ東西十三町、南北十八町、甲州街道村の南の端をつらぬく、東豊島郡幡ヶ谷村より西當郡和泉村に達す、民家百二十軒、當所は御入國の後正保の頃は内田勘右衛門が知行なりし由、それより後今も内田主計が知る所なる、檢地の年月は先年名主の家火災にかゝりて、古き記録をも失ひたれば詳ならず、

高札場 村の北の方

小名 峰 中程に、谷中東の方、峰村方も東の方南東南より、大宮西の方に八幡、松ノ木前のつゞきにて、萩

久保南の方、本村原北の方に

水利 井ノ頭上水 村の西の方を流る、和泉村より來り難色村

り、是は堀ノ内村より、入難色村に達せり、

神社 八幡社 除地、六萬坪、小名大宮にあり、社領御朱印三十

近社領の内十五石づ、配當せり、各當社の惣門より二町程を隔てをれり、縁起に云、當社は人王七十代後冷泉院の御宇天

神社 多田權現稻荷合社 除地、二千三百三十二坪、外に稻荷り八九尺許高き所にあり、石階十五級を設く、わづかなる社にて二間に三間の拜殿あり、南向、前に木の鳥居をたつ、鎮座の年代詳ならず、例祭九月廿六日、

水川神明合社 除地、六段六畝八歩、東北の方小名川嶋にあ

二間に三間東向、木の鳥居を建、例祭九月廿八日、前に

ある所の多田權現と隔年に祭る、村内正藏院の持なり、

寺院 寶福寺 除地、千八坪、村の中程にあり、如意山と號す、

開南向、本尊聖徳太子の立像長二尺、觀音堂にあり、三間

八寸なるあり、開山開基詳ならず、

四方如意輪の坐像長一尺五寸を安す、

正藏院 除地、一段二十歩、小名川嶋の内にあり、圓通山海章

より未だ再造に及ばず、本尊正觀音の坐像一尺五寸なるを安す、開山開基詳ならず、

○和田村 和田村は、那の東豊島郡の界にあり、郷庄の

唱を失ふ、開墾の年代は詳ならざれども、村内八幡の古

社あるを以て見るときは古き村なることは疑なし、村名

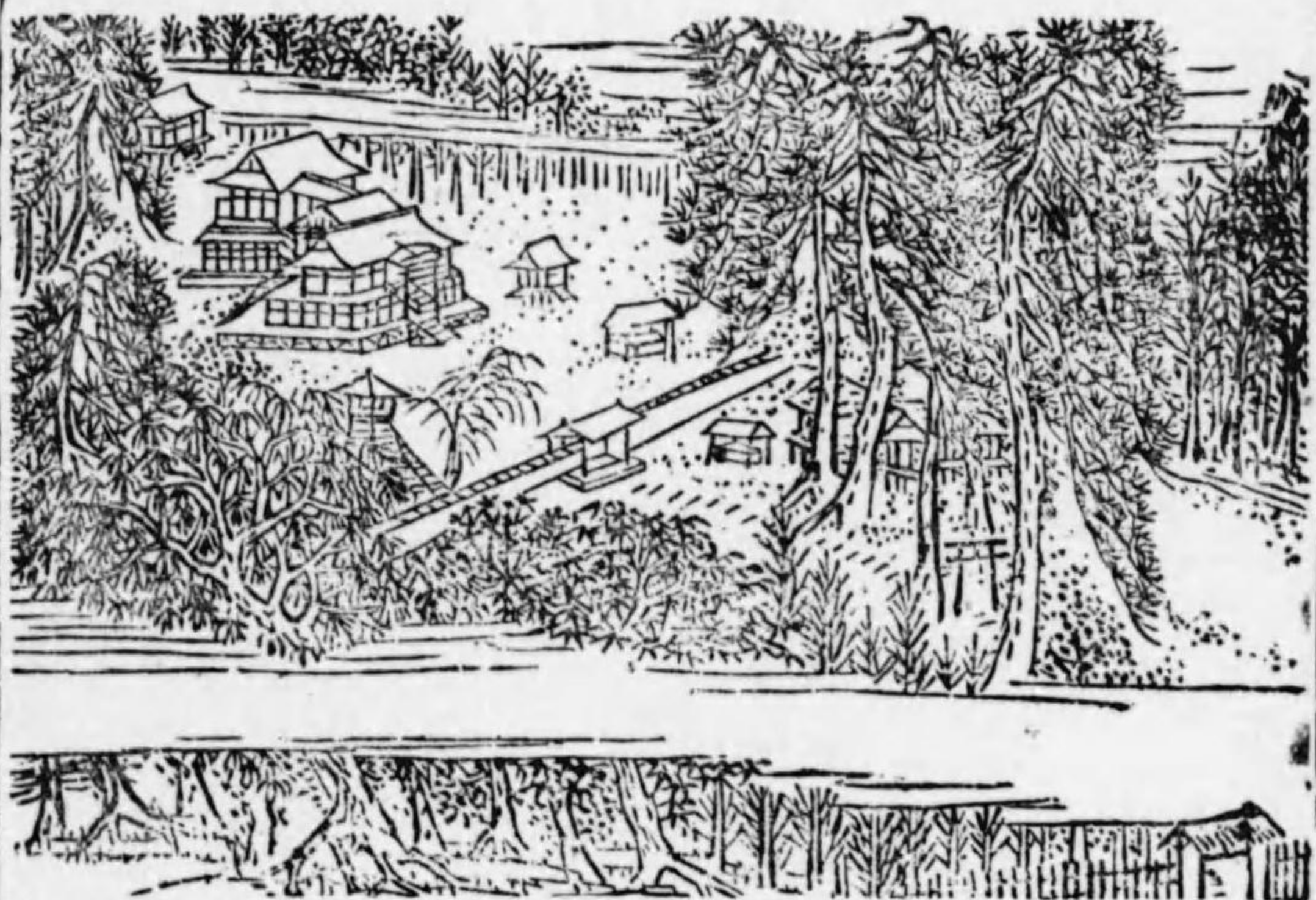
の起りをしらす、江戸日本橋より行程三里許、東は難色

村・本郷村に界ひ、西は成宗村につゞき、南は和泉村な

り、南より東は甲州街道小名萩窪道、向ふは荏原郡代田

喜年中奥州の夷賊蜂起せし時、鎮守府將軍源賴義勅を蒙り、奥州に向ひ給はんとて當所を過ぎ給ふ時、空中に奇雲たなびき、さながら白幡の如くなりければ、將軍奇異の思をなし、是字佐八幡の影向せるならんとて、則當社を勸請し給ふ、因て降幡山妙雲院と號せり、その後堀川院の御宇奥州の武衛近國をなやまし、王命にそむきければ、寛治元年源義家追討の勅を承はり、かの地に向ひ給ふ時、天喜の例に倣て幣帛及びくさぐさの寶物を納め給ふ、又遙の星霜をへて文治五年鎌倉右大将泰衡追討の勅をうけ、奥州に打向はんとて此所を過ぎし時、山中より白鳩二羽飛去りしかば、是八幡擁護の奇瑞ならんとて、いさみて進發し、日ならずして凶賊を平げ、開原景時をして當社に幣帛を奉せしむ、しかるに天文年中長尾景虎の亂によりて、兵火の爲めに社殿ごとく焼失し、什物等すべて烏有となり、一物をものこさず、天正年中にいたり東照宮より神領を附せらるると見えたり、此縁起天正十九年極月別當某記せしものなりといへど、其後焼失せしを後人つゞりなせしものにて、殊に武衛追討の勅を蒙り、奥州に赴き征伐せしは寛治五年のことにして、年代等も定かならざれば全文をばらせり、此等のこと上りし世のことなれば其詳なるをしらす、神主の傳に文治五年七月十九日鎌倉右大将出陣の時、當社へ祈念あり、先陣島山次郎重忠此所に陣をとり、其餘三浦平太義村・葛西三郎清重・工藤小次郎行光・同三郎祐光・狩野五郎親光・藤澤次郎清近等暫く在陣し、遂に賊徒を平げ陣陣せり、此日九月十九日のことなれば、嘉例なりとて祭禮は此日に定めたりと云、【東鑑】を閲るに十月廿四日右大将鎌倉御歸着とあれば、此頃の事を云にや、されどことに附會にいでたりと見ゆれば信じがたし、或は云鎌倉八幡の祭は八月十五日ゆへ、當社を九月十五日に定めたりしが、先年玉川水

大宮八幡社地圖



溢の時渡船なしがたく、其日をのべて九月十九日、惣門邊に祭式を行ひしにより、遂に此日となれりとぞ、惣門邊にあり、此道は古への鳥居惣門を入て正面にあり、中門惣門あり、一丈に五尺、本社二間に一間、高欄付神體三軀、木を入て百五十間許に、厨子三重にして其内に安す、外厨子高二尺、中は高さ一尺五寸、内は高さ一尺餘、前立一軀木の立像にして衣冠せし形なり、春日の作と云、本地彌陀の立像を安す、長一尺、脇士觀音勢至、是も木の立像にて各七寸許、弘法の作と云、傳へ云此三軀は應神天皇・仁徳天皇・武内、拜殿六間に二間半、向拜宿禰なり、これを甲羅明神と云ふ、拜殿あり、二間に一間、護摩所前につゞきにあ、鐘樓中門を入て左の方にあり、九尺年六月十五、神樂堂あり、二間に三間、東照宮社御社にあり、末社、山神社、天満社、太神宮、若宮社、稻荷社、三島社、右の六社何れも本社、別當大宮寺、降幡山妙雲院と號せり、新義眞言宗にて中野村に所なりと、又東の方へ四町許にも一株の古松あり、是は一の鳥居のありし所なりと、こゝは今堀之内村に屬す、八幡の進退元寶仙寺の預る所なりしが、社地隔りて不便なれば永享元年當寺を起立してうつれりと云、客殿八間に七間、開山を聖永と云、寂年詳ならず、中興開基を龍山と云、元祿元年六

月七日示寂、本尊は不動の立像にて長五尺、良辨の作と云、脇士共に立像にて長三尺五寸、永享年中の開基なれば古き記録もありしが、前にもいふごとく長尾景虎の亂により、兵火にかゝり烏有せりとて、今は開山の名さへ傳へず、古碑一基大門の通り北側堤の上にある、文字磨滅してみへず、刀痕の痕あり、傳へ云先年の碑夜中恠異をなして、しばしば人を懼せしにより、或旅人變化のものなりとて、誤て刀をぬき切かけし其迹なりと云、信じがたきことなり、何人の造立せしや、其年歴を傳へず、古きものなることはうたがひなし、長さ二尺八寸許にして臺石あり、五輪の形に似たるものなり、

寺院 東圓寺 除地千五百五十坪、村の北の方にあり、醫王山と云、開基は村長一尺なるを安す、開山を秀海と云、示寂の年月詳ならず、開基は村民半六と云ものなる由云傳れど、其年、石地藏六軀 本堂の東南の方にあり、共に長六尺、觀音堂 觀音の像は長六寸三分、厨子の中にあり、眞峰菴方、本尊不動の坐像長一尺九寸、開山を即山と云、延享四年十一月十一日寂す、開基は前におなじく村民半六なりと云、念佛堂 年貢地、五間に六間程、小名方南にあり、二間四方、七寸、外に地藏の像あり、銅佛にて長三寸二分、此堂は正保元年一安といへる僧開基せりと、天和二年七月十五日示寂、荏原郡中目黒村祐天寺の持なり、

塚 十三塚 東圓寺の北の方にあり、則此寺の持なり、其中西に尺餘、來由を詳にせず、又馬橋村界に一塚あり、高さ二丈許、數八間、是來歴を傳へず、

新編武藏風土記稿卷之百廿四終

新編武藏風土記稿卷之百廿五

多磨郡之三十七 野方領

○和泉村 和泉村は、郡の東よりあり、江戸日本橋へは行程三里にあまれり、村の四境、東より北へかゝりては和泉村に隣り、西は永福寺村下高井戸宿に接し、南は荏原郡代田・赤堤・松原の三村に及び、廣狹は東西へ十三町程、南北七町に過ず、民家八十軒、村内高低ありて土性は野土なり、陸田多して水田少し、村内一條の街道あり、これを甲州往還と云、和泉村より入下高井戸宿へ通ず、村内を經ること十三町許、檢地は寛文四年野村彦太夫うけたまはりて糺し、其後享保二十年松波筑後守正春新田を檢地す、今内田主計が采地と御料所入會なり、高札場村の申程

小名 萩久保 甲州街道より和谷戸村の巽の北原良の方田村界を云、道齋乾の中に羽根木同じ邊に上中山谷村の申程を

野原 永福寺界 一本松 西の方高井戸宿界をいふ

水利 多磨川上水 下高井戸宿より入、村内十四町程を流す、荏原郡代田村に通ず、堀幅三間許、

井ノ頭上水 永福寺村界より入、和泉村へ通ず、是も村内を流す、こと十八町許、堀幅三間、用水には此上水を引分て水田に沃けり

神社 熊野社 除地、三百坪、村の北の方にあり、上屋二間、四間に木の鳥居を立、例祭は年々九月廿九日、村内龍光寺持、以下二祠も同寺の持

與喜野天神社 除地、一町、村の南の方にあり、拜殿一間にを立、例祭二月廿九日、

貴船社 除地、一段、村の北の方にあり、小祠を東向に立つ第六天社 除地、廿五坪、村の西にあり、村内日照寺の持

寺院 龍光寺 除地、一萬坪、村の北の方にあり、新義眞言宗、郡中野村實仙寺の末、泉湧山醫王院と稱す、客殿八間に六間半異向なり、本尊薬師 鐘樓九尺四方の木の坐像にて長四尺、開山開基を傳ず、鐘樓なり、鐘の大き徑二尺三寸、寛阿彌陀堂 客殿より南の方にあり、四保二年の銘刻せり、間に三間東向、彌陀は木の立像にて長 辨天 祠境内の入口にあり、四尺許、二間に一間半なり、

日照寺 除地、一町、村の西にあり、新義眞言宗、郡中野村實仙寺末、慈冠山淨光と稱す、客殿六間に四間南向長二尺許り、開山開基詳ならず

閻魔堂 除地、一町、村の西にあり、堂は二間に二間半、閻魔は木の坐像長五尺、十王も同く坐像にて各二尺許、龍光寺の持

薬師堂 除地、二十坪、村の申程にあり、薬師は木の立像長五尺許、日照寺持、地蔵堂 除地、二十五坪、村の西の方にあり、堂は日照寺除地の内なり

観音堂 年貢地、村の坤の方にあり、堂は三間に二間、正観音にて木の立像長一尺、行基の作と云、村民の持なり、久法院 除地、千二百坪、村の東の方にあり、當山修驗江戸青倉廩 山鳳閣寺配下、本尊不動木の立像長一尺五寸許り、

倉廩 御焔硝藏五棟 村の西南の方にあり、御鐵炮玉薬方同御藏地はもと御林なりしが、伐拂になり其跡へ御藏を建られしなり、御藏地二町二段九畝五歩

○永福寺村 永福寺村は、郡の東寄にあり、兼房庄に屬せり、當村は天正十八年小田原の家人安藤式部と云もの、主従七人相州大住郡より來り、永福寺を再興し土地をも開墾せしと云ふ、されど證とすべきものなく、唯土人の口碑に傳ふるのみ、江戸日本橋へは行程三里半に餘れり、村の四境、東より北へかゝりては和泉村に隣り、

西南の方は下高井戸宿につゞけり、凡東西へは八町、南北は九町にすぎず、民家すべて四十二軒、當村陸田多して水田は東南の方へより僅に耕す、土性は黒野土なれば自ら實のりあしと云、檢地は寛永十六年伊奈半十郎忠治寛文四年野村彦太夫等うけたまはりて糺し、其後元文元年大岡越前守忠相承り、新田を檢地す、當村舊領は傳へされど、小田原北條家人所領役帳に島津孫四郎廿一貫文永福寺と記したれば、古くより永福寺ありし事知べし、其後正保の頃は石橋五左衛門・内田勘兵衛系邑の外に永錢若干文は御代官野村彦太夫爲重へ納む、石橋五左衛門の方はいつの頃か上りて、今は内田勘兵衛の子孫主計の知行の外、御料の方は小野田三郎右衛門預り奉りぬ、

高札場 二ヶ所御料私領共に、村の東よりあり、水利 井ノ頭上水 西の方下高井戸宿より入、村内を流る、此流を分水し、間に沃く、

神社 天神社 除地、四十坪、村の北の方にあり、村内修驗儀寶院持、寺院 永福寺 除地、一段三畝二十六歩、村の東はづれにあり、山と號す、客殿七間に六間南向なり、開山秀天慶實遷化の年月を失せり、本尊十一面觀音木の坐像長七寸許、其作を傳へ

ず、脇土不動毘沙門木の立像にして、各、鐘樓門を入て右に長三寸許を安置す、門客殿の正面にあり、鐘樓あり、堂は八尺四方鐘の徑二尺五寸、寛、稻荷社、上屋二間に一間半、内に延四年の銘文を刻せり、小祠を置、拜殿三間に二間、社前に鳥居を立、村内の鎮守なり、

牛頭天王祠、境内乾の方、辨天祠、表門の前にあり、辨天は儀寶院中央に庚申塚あり、除地、三十坪許、則當院の持

り、

○上高井戸宿、上高井戸宿は、郡の東寄にあり、下高井戸宿の西に隣れり、東の方は荏原郡上北澤村及び下高井戸宿にも少く交はれり、南は八幡山村に接し、西は烏山、久ヶ山の兩村にて北は大宮前新田につづけり、村の廣さ東西へは十八町餘、南北十四町半に過す、民家二百軒、北の方に散住す、當村平地にして北の方へ廣く、陸田多くて水田少し、土性は野土なり、江戸日本橋まで行程四里、村名の起りは傳へされど【回國雜記】にほりかねの井見にまかりてよめる、今は高井戸といふ、おもかけそかたるに残るむさしのやほりかねの井に水はなれと、

昔たれ心つくしの名をとめて水なき野邊をほりかねの

井ぞ、やせの里はやがてこのつゝきにて侍りと云云、按ずるに高井戸のほとりに堀かねの井あることをきかず、又やせといへる地名も近き邊にあらざれば、まさしく此高井戸を云へることとおもはれねども、同じ名にしあれば因みにこゝに出せり、【北條分限帳】に大橋廿貫文無連高井堂とあり、無連は今云無禮村にして高井堂は當村のことなるべし、されど今のごとく上中下と分れしは、これより後の事成べければ、こゝに高井堂といへるは上中下の内いづれの所をさせしにや、今よりは考へからず、

御入國の後正保年中は野村彦太夫將重御代官所にて、元祿の頃は此地を宿といはで町とよびし事もあり、元より御料所にして、御代官もしだいに代りて、今は小野田三郎右衛門信利支配所となれり、檢地は延寶・享保の兩度下高井戸宿とおなじく糺せり、上下高井戸宿は甲州道中の宿驛にして、毎月上の十五日は下高井戸宿に繼立るなり、其行程内藤新宿へ二里、上石原宿へ二里十三町、下石原宿へ二里九町、上布田宿へ二里四町なり、下の十五日は上高井戸宿にて繼立るなり、其行程は内藤新宿へ二里十三町、上布田宿へ一里二十町、下布田宿へ一里二十三町、國領宿へ一里十九町繼立るなり、高札場村の南より

小名 正用村の北の方を云、民家も五十軒許あり、鍛冶屋舗あり、自ら一村のさまをなせり、

西より、兒谷戸、西の方街道の打越西北の方、山中村あり、

中程を、東原南の方、築田村の中程、池袋北邊に廻り九尺許の古井と

見ゆる所あり、土人の傳へに昔はかゝるさまにもあらで、廣かりし池にてありしや、其故はこゝに蛇の住みしを村民のあつまりてうち殺し、頭をば中野寶仙寺へ收めしなど云へり、されど郡内吉祥寺村井ノ頭の池にもかゝる説ありて、しかも其蛇骨は寶仙寺にをさめしとて、今その寺の什物となせり、さればこの池の傳へは取るべからざるか、正しきことをし

水利 多磨川上水、北の方久ヶ山村より入、下高井戸宿へ達す、村内を流る、こと廿一町許、堀幅三間、

井ノ頭上水、西北の方久ヶ山村より入、下高井戸宿へ達す、水路堀幅多磨川上水と同じ、

神社 第六天社、除地、一段二畝廿二歩、村の北の方にあり、上居を立、醫王寺の持、以、稻荷祠、二ヶ所本社の下二祠も同寺の持なり、

神明社、除地、一段四畝十二歩、村の東南の方にあり、南向なり、小祠、

淺間社、除地、二段七畝二十八、村の西よりあり、

寺院 長泉寺、除地、四段三畝十一歩、村の西南の方街道の傍にあり、禪宗曹洞派、和泉村龍泉寺末、萬年山と稱

す、客殿九間半に六間半東向なり、本尊大日長一尺許を安す、其作をしらす、開山關室關牛、明曆三年七月二日示寂す、

觀音堂、客殿に向て右にあり、北向にて、衆寮あり、五間半に四間北

醫王寺、除地、一段、村の南よりにて街道の北側にあり、新義

觀音堂、客殿に向て右にあり、北向にて、衆寮あり、五間半に四間北

松林寺、除地、二段二畝二十九歩、小名正用にあり、禪宗曹洞

不動堂、年貢地、街道の南側にあり、三間四方の堂なり、八王子

賽善、百姓庄右衛門、村の年寄を勤む、此者平日心掛宜敷村入計、其上天明之度凶作之節及饑饉者共へ、其村内並他村の者迄も金銀穀物等相施し、其外年來品々奇特の取計有之に付、御褒美其身一代苗字御免銀十枚被下旨、土井大炊頭より中川飛騨守を以て御代官伊奈友之助へ仰渡され、有がたき冥加の至り永く忘却せし其身一代内藤と苗字名乗べしと、文化元年七月友之助より是を達せりと云、庄右衛門行狀の記、庄右衛門は當村舊家の百姓にて其分家も七八軒あり、代々篤實にして田祿は八十餘石を所持し富めりと雖も、驕奢の心聊もなく、

農家の古風を失はざる事は家作大ひなれど、門戸支離體の造作せず、家内燥を用ゐず糞子に糞を敷といへど、貴賤となく人來れば相應のもてなしせざるはなし、是に給仕せしむるに妻子を以てす、質物を預れど其利息他の半を以てし、典物年月の限をなさず、召仕ふ男女にも憐あつて給金定の外にも心をつけぬれば、三年或は五年の重年せざるはなし、常に陰徳を行ふ志有は、村内は勿論隣里に長病又は窮道の者あれば、夜に乗て潜に訪ひて我志を通ず、されど其行ひ人に漏すことを禁じて、後二季にいたり其恵みをなすの類數多あり、又天明凶作の度にも村内近里へ貸出し置たる金五百兩餘、悉く本主に折券を返しこれを奉納とす、其御代官伊奈半左衛門に命ぜられ、米穀御買上ありしに庄右衛門にも米出仰付けられ、四百俵を差上しに、時の高價を以て金子賜はらんとありしに、上に奉り高利を食ふこと本意ならずとて固辭し、低價を以て頂戴し、其金子は村内近里のものにわかちて盡つかはしむと、又村内神田上水に架したる板橋、古より村入用にて普請しける處、貧窮の百姓これが費をいとひ、庄右衛門一己にて石橋に造り替たり、此餘瑣細の事跡は擧るにいとまなしとぞ、百姓小助 甚五兵衛と云百姓の弟にて、常々母并兄への孝養意せしこと奇特なりとて、文化三年五月伊奈友之助より御褒美銀五枚是を與ふと云、

○下高井戸宿 下高井戸宿は、郡の東寄にあり、江戸日本橋へは行程四里、村の廣狭は東西へ十八丁餘、南北十四町にすぎず、四隣、東は常郡和泉村荏原郡松原村に接し、南より西に至りては荏原郡上北澤村及び常郡上高井

戸宿にも交れり、北は永福寺・成宗の二村につゞけり、民家百三十二軒、すべて土性は黒野土、陸田多して水田少し、檢地は延寶二年中川八郎左衛門・關口作左衛門等にて、後また享保十八年寛播磨守糺せり、正保の頃は野村彦太夫御代官にて其後還替あり、今は小野田三郎右衛門支配す、
高札場村の南よりにて、街
小名 向原 東北の界 鎌倉橋 西寄な 始之宮 東寄な
水利 井ノ頭上水 西の方上高井戸宿より入、東の方永福寺村に達す、水路村内にかゝること五町ばかり、
多磨川上水 西の方上高井戸宿より入、東の方和泉村に達す、村内を過ること五町許、
神社 八幡社 除地、三段三畝十九歩、村の北の方にあり、僅に造り替たり、此餘瑣細の事跡は擧るにいとまなしとぞ、
稻荷社 除地、七畝六歩、これも北の方へよ
寺院 宗源寺 除地、二段七畝九歩、村の南の方往還の北傍にあす、客殿六間に七間南向なり、本尊三寶を安す、開山日善慶長十三年六月二十三日寂す、梵天王堂 除地、一町五段六畝十二歩、同じ邊にあり、日蓮宗、覺藏寺 武州池上本門寺末、清月山と稱す、客殿六間に五間南

向なり、本尊三寶及祖師の像を安す、開山は寺傳を失ひたれば、其名を今より詳にせず、七面堂 客殿にあり、二間に一間半、

永泉寺 除地、一町六段一畝十四歩、村の東の方街道の北側にあり、禪宗曹洞派、郡中永福寺村永福寺の末、薬王山と稱す、客殿七間に五間、本尊釋迦長二尺五寸なるを安置す、開山開基を詳にせず、薬師堂 二間に一間、堂を東向に立、薬師は長一尺五寸許、

不動堂 除地、六段三畝二十四歩、同じ邊にあり、この堂を守るもの本覺院と云、府中門前房の配下にて本山修驗なり、堂は二間に三間南向なり、

舊跡 大教寺跡 村の東北の方にあり、いつの頃か荏原郡馬引澤歩、今は百姓源藏預りとなれり、尙馬引澤村此寺の條を見るべし、

○大宮前新田 大宮前新田は、郡の東北にあり、江戸日本橋へは行程五里、當村の開発を詳にせず、又正保の頃までも此新田を記さず、豊島郡關村の土民八郎左衛門と云もの開きしと云時は、萬治年中のことなるべし、檢地は寛文十二年五月野村彦太夫なり、開發以來御料所にして、今は小野田三郎右衛門支配す、村の四隣、東は上高井戸宿に接し、西は中高井戸村に及び、南は久ヶ山村に

て上高井戸宿もかゝれり、北は上下萩久保村につゞけり、村の廣さは東西へ十八町、南北五町許、民家八十軒、土性は野土にして宜しからず、村内一條の街道あり、上高井戸宿より入、中高井戸村に通ず、村内にかゝること凡十八町、道幅八間許り、
高札場村の西小名本

小名 野田 村の東の方 本村方より西の

神社 春日社 除地、二段五畝六歩、小名本村にあり、神體は木像各長五寸許、覆屋一間半四方、内に小祠を置、拜殿四間に二間南向なり、社前に鳥居を立、石燈籠兩基を置、當村の鎮守にして、例祭は十月廿二日に修す、慈宏寺持、

寺院 慈宏寺 除地、七百五十六坪、小名本村にあり、日蓮宗、新座郡小樽村妙福寺末、井口山と號す、客殿七間に五間南向なり、本尊三寶を安す、開山慈宏日賢は本の第十六世にして、寛文十三年四月廿三日寂せり、

○吉祥寺村 吉祥寺村は、郡の東北にあり、當村開發は萬治二年のことにして、其頃までは此邊をたゞ札野と稱せしよし、開發のとき村民十郎左衛門と云ふが、江戸駒込吉祥寺に住せし浪士佐藤定右衛門・宮崎甚右衛門など相議し、此地へ來りて田畑を起し、皆此所の農民となり、

吉祥寺村之井頭地



村落をなせしにより、元祿の頃は吉祥寺新田と呼しを、今は吉祥寺村と云へり、江戸日本橋へは行程五里に餘れり、村の東は久ヶ山・松菴・暹野井の三村に接し、西は西久保村に隣り、南は下連雀、無禮の兩村に及び、北は豊島郡關村・石神井村に續けり、村の廣狭は東西へ二十町餘、南北へ十四町程、民家百八十五軒、土性は野土にして宜しからず、皆畑の村なり、檢地は寛文四年野村彦太夫、元祿十六年清野與右衛門・江川太郎左衛門檢地なり、開發以來御料所にて今は小野田三郎右衛門支配す、御林一ヶ所西南の方にあり、すべて十一町四段五畝許り、

高札揚村の中程

小名 野田村の西に 八町を云、四軒寺町の中程

本宿中央にして少く 堀端同く北の方

水利 多磨川上水町許にして、北の方豊嶋郡石神井村に達す、

井ノ頭上水流て、久ヶ山村に達す、村の南を過ること十五町餘、幅六尺許、此上水堀割の年代村内にては詳にせず、

井ノ頭池 すべて二萬坪許の池なりと云、一面に葦生茂れり、井ノ頭池往古は此池を神箭の水と呼しを、大猷院殿この邊御

遊覽のりから當所に渡りせたまひて、此池は江戸のほとりの井の頭なりと上意ありしにより、今に名とせりと云、此池の内に辨財天・聖天の兩社ありて、井ノ頭を冠りとのぶれど、其社地は無禮村の地に入れり、

神社 八幡社 安養寺の並びその寺除地の内にあり、覆屋四間四へ造り添えり、神體は木の坐像長一尺五寸許、社前に鳥居を立、例祭は年々八月十五日、村の總鎮守、

辨財天社 除地、一町、井ノ頭の池の内にあり、縁世に云、當社し所にて、其後正慶二年新田義貞鎌倉方と對陣の時も、祈誓ありてついに北條高時を亡せしとぞ、本社六尺四方、拜殿四間に二間、南に向ふ、神體は立像にて長七尺許、石橋二ヶ所あり、一は本社の正面にあり、長三間、幅六尺、一は本社の西の方にあり、長六尺、幅三尺許、社前に鳥居をたつ、又傍に大黒天の石像を置り、當社は無禮大盛寺持なり、 聖天社 本社の西の方にあり、

寺院 安養寺 除地、一町一段五畝、小名四軒寺町にあり、眞言宗、豐嶋郡谷原村長命寺末、岸養山吉祥院と稱す、客殿九間に七間南向、本尊不動木の立像長二尺、開山賢乘寛文八年の示寂とのみ傳へて月日は失なへり、 閻魔堂 客殿に向て左の方に 辨天稻荷台社 共に客殿に向ひあり、二間四方南向、 鐘樓 客殿に向ひ右の方にあり、九尺四

月窓寺 除地、八段三畝十歩、小名四軒寺町にあり、禪宗曹洞派、江戸牛込寶泉寺末、雲洞山天曉院と稱す、客殿十

間半に五間半東向、本尊釋迦木の坐像長八寸許、左右に文珠普賢を安す、各長五寸許、開山は本山の五世洞巖寛文三年四月五日 觀音堂 各殿に向て左の方にあり、三間に二間北向

稻荷龍天山相殿 客殿の正面にあり、上屋六尺四方、内に光專寺 除地、四段一畝廿歩、小名四軒寺町にあり、淨土宗、京都知恩院末、月秀山と號し、井頭院と稱す、客殿六間に五間東向なり、本尊阿彌陀木の立像長二尺許、開山觀譽寛文二年月日しれず示寂せり、 淡島祠 客殿内にあり、一間

蓮乘寺 除地、四段一畝廿歩、小名四軒寺町にあり、日蓮宗、新座郡小樽村妙福寺末、佛種山得乘院と號す、客殿七間に五間北向、本尊三寶を安す、開山は本山十五世日圓寛文二年七月寂す、開基は當村の里正十郎左衛門が先祖なり、法號を得乘院日種と云ふ、因て其ま、院號 三十番堂 客殿にとせり、延寶五年六月十五日示寂せり、

○松菴村 松菴村は、郡の東北にあり、開發の年代は傳へざれど萬治年中のことなるにや、松菴と云醫師新に開きしにより、村の名とせり、江戸日本橋を距ること五里餘、村の四境、東は中高井戸村に隣り、西は吉祥寺村に接し、南は久ヶ山村に及び、北は暹野井村に續けり、東西へは凡四町、南北も四町に過ず、民家十三軒、土性野

土にして、五穀生殖悪く皆畑の地なり、當村開墾より以來御料所にして、今は小野田三郎右衛門支配す、村内に街道あり、東は中高井戸村より入、西の方吉祥寺村に通す、村内にかゝること四町許、道幅八間ばかりなり、

高札場 村の中程あり、

寺院 圓光寺 年貢地、二段、村の東よりあり、天台宗、江戸八町堀湊町普門院末、天照山と稱す、客殿四間半に四間南向、本尊觀音木の立像長一尺四寸許、開山開基は寺傳を失せりと云、稻荷祠 上屋二間に二寸許、開山開基は寺傳を失せりと云、祠を置、社前に鳥居を立、村内の鎮守にして、例祭は其日を定めず、

○中高井戸村 中高井戸村は、郡の東北にあり、當村も新田の内にて多磨川上水掘割の時、高井戸村へかゝりて掘通しければ、代地として新田を開き賜りしにより、彼地の農民こゝへ移り住ける故、新に中高井戸村と名付たりと云、其年代をいまだ詳にせず、江戸日本橋へは行程五里、東は大宮前新田に隣り、西は松庵村に界ひ、南は久ヶ山村に及び、北は遅野井村に續けり、東西へは二町許、南北五町に餘れり、民家七軒ありて、土性野土なれば宜しからず、皆畑の地なり、當村開墾以來御料所にして、今は小野田三郎右衛門支配す、村内一條の街道かゝれり、東の方大宮前新田より入、西の方松庵村に通す、村内を

經ること二町許、道幅八間に及べり、高札場 村の中程あり、

神社 稻荷社 年貢地、九坪許、村の西よりあり、僅なる祠を東向に立、社前に鳥居あり、當村の鎮守にして村民の持なり、

○上連雀村 上連雀村は、郡の東北によれり、開發の年代は傳へざれども下連雀村より後に開けし村なるべし、近き頃豊島郡關村の農民權三郎と云もの開發せしと云り、今も其子孫權三郎とて名主の役を勤む、此地連雀に續し處なれば其頃は連雀前新田村と唱へしが、何の頃よりか上連雀村と改めたりと云、疑らくは享保年中武藏野新田開墾の時より改めしなるべし、【元祿郷帳】にはいまだ連雀新田と記せり、江戸日本橋まで凡六里の行程なり、民戸九十九軒、多くは江戸往還の左右に連雀せり、四隣、東の方は下連雀村に接し、西は境村井口新田に續き、南は野崎村に界ひ、北の方は多磨川上水を限り、西久保・關前の二村に及び、東西へ凡七町、南北へ二十町許、平夷の地なり、土性は野土のみにて皆畑の村なり、かつ村内一條の往還あり、西の方井口新田より東の方下連雀村に至る、村内を經ること凡七町、道幅七間許、是江戸への往來

にして土人連雀通りと云、又當村の東により少の飛地あり四隣、東は無禮村に界ひ、西北は下連雀村に續き、南は野川に隣れり、人家六戸は前に出せる家別の内なり、開墾以來御料所にして、今は御代官小野田三郎右衛門支配なり、檢地は寛文十二年野村彦太夫が改る處なり、

高札場 小名宿にあり、

小名 宿 中ほど、南郷 南の方、南中郷 是も南の方なり、堀端 同く北より、狐窪 飛地の内なり、

水利 多磨川上水村の北さかひを流、西の方境村より北の界經ること六町餘、幅三間餘なり、

品川用水 村の北よりを流る、西の方境村より入、村内を經る

神社 太神宮 除地、一段二畝廿歩、小名宿にあり、祠二尺四方、殿二間に三間半東向、神體は東帶の立像にて長一尺餘、例祭九月廿一日、村内井口院の持なり、

寺院 井口院 除地、二段五畝、太神宮の東に續けり、新義真言と號す、本堂七間半に六間北向、本尊藥師木の立像長二尺餘、慈覺大師の作と云、寛文十二年の起立にして開山の僧を清長と云、閻魔堂門の傍にあり、二

○下連雀村 下連雀村は、郡の東北によれり、村名の起る處を尋るに明曆三年正月江戸回祿の時、神田連雀町も共に火にあひしかば、其處は上げ地となりし故住する處の町人へ替地として、武藏野御札茅場千町野に於て宮地一町餘、寺地四町餘、名主へ七町餘、其外二十四人に四町餘より五町餘づ、賜はれり、夫より萬治二年に土著して、同五年より貢税を定めらる、其頃は連雀新田と唱へしが、後武藏野開發の時より下連雀村と稱するとぞ、江戸日本橋まで凡六里の行程なり、民家八十七軒、多は江戸往還の左右に連雀す、四隣東の方は上連雀村の飛地及無禮村に隣り、西は上連雀村に續き、南は野川・野崎の二村に接し、北は吉祥寺村に界ひす、東西へ凡六町、南北へ十四町、平地にして野土皆畑の村なり、かつ村内一條の往還あり、東の方上連雀村の飛地より西は上連雀村に達す、道幅七間、村内を經ること六町許、これを連雀通りと云、則江戸への往來の道なり、又南の方野崎・野川の界を通ずる道あり、村を經ること前條に同じ、古より支配せし人を傳へず、延寶八年より野村彦太夫御代官所なり、天和二年より國領半兵衛かはり、同三年より成瀬五左衛門、元祿四年より西山八兵衛、同五年より古郡文右衛門、同七年より竹村惣左衛門、同十三年より古川武兵衛、同十

四年より江川太郎左衛門、寶永年中江川左兵衛、正徳の頃江川太郎左衛門、同四年より樋口又市郎、同五年より森山勘四郎、享保四年より會田伊右衛門、同六年より松平九郎左衛門・岩手藤左衛門、同十一年より上坂安左衛門、元文三年より伊奈半左衛門預り奉り、夫よりも遷替ありて今は小野田三郎右衛門が支配せり、檢地は寛文四年野村彦太夫命を奉じて改めり、

高札場 村の中程

水利 多磨川上水 北の界を流、西の方境村より來り、東の方無禮村に入、幅三間餘村をふるこ十町許、

品川上水 西北の方より入、巽の方に流、野川村に入幅六尺許、

神社 八幡社 除地、三段三畝十歩、村の西にあり、小社にて拜殿土屋造かけ、三間に三間半南向、神體馬上東帶の木像長一尺許、前に鳥居を立、例祭八月十五日、禪林寺の持なり、

寺院 禪林寺 除地、三段三畝十歩、村の西往還の北側にあり、山松仙院と稱す、當寺は此村開渡の頃、松ノ坊と云庵ありしに、後賢洲と云僧中興せし由云傳へたれど、詳なることを知らず、本堂四間に五間南向にて、本尊釋迦木の坐像長八寸許り、開山梅嶺雪老享保二年六月二日示寂す、鐘樓二間に三間半、鐘經二尺二寸天明六年に鑄し鐘なり、

井ノ頭上水 吉祥寺村と當村の界を流る、こを立つ、當村の鎮守にして眞福寺の持なり、
神社 三十番神社 除地、七畝、小名宿にあり、社二間に三間、番神はいづれも小像なり、石の鳥居を立つ、當村の鎮守にして眞福寺の持なり、
稻荷社 除地、二段五畝、小名宿にあり、上屋二間に三間、内に小祠を置く、大盛寺の持、
神明社 除地、三畝、村の中ほどにあり、上屋僅に一間四方許、昔當所へ成せられし時の御殿、ならびに御道具をた、みて此地に埋め、其上に此祠を勧請すと云傳へり、村民の持なり、
寺院 大盛寺 境内除地二段五畝六歩、小名山家にあり、天台宗、深大寺村深大寺末、川靜山と號す、客殿七間半に五間半、本尊藥師木の立像、長一尺五寸許なるを安す、開山辨泉寂年を傳へず、當寺に櫻の老木一株あり、太田道灌名おしみの櫻と云傳へり、觀音堂 客殿に向て左の方にあり、正觀其故を詳にせず、
眞福寺 境内除地二段、小名宿にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺の末、高榮山と稱す、客殿八間に五間南向、本尊は三寶を安置す、開山日榮は慶長六年十一月六日寂せり、七面堂 客殿に向て右の方にあり、西に向ふ、岩上に立し木像にて長一尺三寸許り、

○西久保村 西久保村は、郡の東北にあり、此村は古くより開けし村にあらず、高治の頃開發せしならんと、土人の口碑に傳へり、村名の起は里正の先祖紋右衛門と云

○無禮村 無禮村は、郡の東北によれり、江戸日本橋へは行程五里に餘れり、四隣、東の方は上高井戸宿・久ヶ山村に接し、西は下連雀村に及び、南は野川村にて、北は吉祥寺村につゞけり、村の廣狭は凡東西へ二十町、南北十五町なり、開發の年代は傳へざれど新座郡小樽村より高橋圖書と云もの來り發しとも云り、【小田原北條分限帳】に大橋九貫文無連高井堂とあり、無連は當村のことなり、其頃はかく書しなり、寛永十年當國埼玉郡忍の御城番を廢せられて、松平伊豆守信綱に賜はれり、かの御城番酒井紀伊守忠吉・杉浦内藏允正友の手にありし組同心等江戸に移りし頃、當村に於ても其給地を賜れり、正保の頃に至て野錢を御代官野村彦太夫將重へ納めしよし、其頃の物にしるせり、民家百五十軒、畑多して田少し、村内一條の街道あり、西の方下連雀村より入、東の方久ヶ山村に達す、村内を經ること凡二十町、道幅五間、高札場 村の中程

高札場 村の中程

小名 宿村の中程、下山家村の東の、山家 西南の間

水利 多磨川上水 西の方吉祥寺・下連雀の兩村界より入、當村山村に

ふ者、江戸西の久保より來りて開闢せし故にかく號するとぞ、江戸日本橋より凡六里の行程なり、民戸五十烟、四隣、東の方は吉祥寺村に堺ひ、西は關前村に隣り、南は連雀村に限り、多磨川上水を界とす、北の方は豊島郡關村に接す、東西へ凡六町、南北へ二十町許、平夷の地なり、土性は野土にて皆畑の地なり、村内一條の往還あり、東の方吉祥寺村より西の方關前村に達す、村内を經ること凡六町、道幅八間ばかり、これを江戸道と云へり、昔より御料所にて今小野田三郎右衛門が御代官所なりと云ふ、檢地は寛文二年野村彦太夫改定せりと云ふ、

高札場 小名下に

小名 上村の西、下村の東

水利 多磨川上水 村の南を經ること凡六町ばかり

多磨川上水分流 西の方關前村より來り、東の方吉祥寺村に達す、村内を經ること凡六町ばかり

神社 稻荷社 村の西より源正寺とならびてあり、小祠、上屋六間に三間、拜殿三間に二間南向にあり、神體は白幣にて本地佛の觀音を置、木の立像にて長一尺許、前に鳥居をたつ、村内の鎮守、例祭二月初九日とさだむ源正寺の持なり、
寺院 源正寺 稻荷社の並にあり、淨土新宗、江戸築地水泉寺の末山なり、稻荷山と號す、本堂六間に五間南向

ふ、本尊彌陀木の立像にて長三尺許、開山了源示寂の年月詳ならず、前に出せる稻荷社當寺並にて、社地寺地合せて五段除地なり

○關前村 關前村は、郡の東北にあり、村の名義は當村より東北にあたりて關村と云あり、其所の農民出て開發せり、故に其まゝかく名づけしと云、開發の年代を詳にせざれども是も萬治の頃の開發なるべしと里人いへり、元祿の頃は關前新田と唱へしが、享保年中武藏野新田開けて元文元年大岡越前守忠相檢せり、よりにて本村は新の文字を除きたり村と唱ふ、享保中の新開の地を新田となづけしならん、其新田は當村より進退する所なり、江戸日本橋まで凡六里の行程なり、民家六十五戸、村の四隣東の方は西ノ久保村に隣り、西の方は上保谷村新田につゞき、南の方は堺村に接し、北の方は新座郡保谷村に界ふ、東西凡八町、南北二十四町許、平夷の地なり、土性は野土にて皆畑の地なり、村内に江戸道と唱ふる一路あり、西の方谷保新田より東の方西ノ久保村にいたる、道幅八間より三間にいたる、村内にかゝること凡八町許、開發の頃より御料所にて今は大岡源右衛門が御代官所なり、

高札場 村の西の方にあり

成瀬五左衛門が御代官所なり、元祿三年の比は細井九右衛門、延寶六年野村彦太夫・中川八郎左衛門等が支配し、今は小野田三郎右衛門が御代官所なり、檢地は延寶六年三月野村彦太夫改めり、

高札場 小名本村にあり

小名 水はき 北の方、西原 西の方、山谷 良の方に、臺南の方、本村 東の方、

水利 多磨川上水 村の北界をながる、西の方堀野新田より東八間、此内小名水はきと云處に塚樋をかまへ、村民の呑水に用ゆ、この故に冥加永を出す、

品川用水 前の上水を、小名水はきと云所より引入、樋をかまへ上水に並て、流末は上連雀村に在る、

神社 杵築大社 年貢地、三段、小名本村にあり、小祠、拜殿二間、三間東に向へり、出雲大社は同國杵築といへる地に鎮座せり、されば土人信仰の餘り、此所に勧請せしなるべし、其年月等は詳ならず、村内鎮守、例祭九月廿一日、新座郡保谷村寶光院の持たり

天王社 年貢地、四坪、小名水はきにあり、小祠、村民の持たり、

寺院 觀音院 年貢地、凡三段、小名西原にあり、禪宗曹洞派、江戸四ッ谷鮫ヶ橋立國寺の末たり、本堂回祿にか

小名 上村の西に、下東を、北裏北な、南裏南の方を、水利 多磨川上水分流 西の方上保谷新田より東流して、西ノ

神社 八幡社 除地、一段八畝、小名下にあり、社三尺四方、上たつ、村内の鎮守例祭なり、し、村内延命寺の持たり、

寺院 延命寺 境内見捨地、九百坪、是も小名下にあり、新義眞す、本堂七間半に五間南に向、本尊虚空藏、八幡山と號木の坐像長二尺なるを安す、開山知れず、寮三間四方、本方にあり、弘法大師の像を安す、木の坐像長三尺、

○境村 境村は、郡の東北にあり、元は府中領なるよし、今は野方領と唱ふ、江日本橋まで六里の行程なり、民戸九十三軒、四隣、東の方は上連雀村に界ひ、西は境新田に隣り、南は井口新田、北の方は多磨川上水を界とし、保谷新田・關前新田に限れり、東西へ十二町ばかり、南北もまたしかり、土性は野土にて皆畑の村なり、相傳ふ此村は新座郡保谷村の農民下田を氏とせる三右衛門と云もの開闢せし由、かれは天和二年に没せしといへば、開發の年代もをして考べし、元より御料所にして貞享二年の頃は

ありて、今は本尊もなく、四間に六間の假屋を營み置、開山開基詳ならず、觀音堂 東の方にあり木の立像長一尺許なる正觀音を安す、

新編武藏風土記稿卷之百廿六

多磨郡之三十八 世田ヶ谷領

世田ヶ谷領は、郡の東にあり、この領名は荏原郡にもあり、則この郡の内に屬する處四方の凡そをいはゞ、東の方は荏原郡世田ヶ谷領に續き、南は橋樹郡の内稻毛領に接し、西は郡中府中領に及び北は野方領に境へり、大抵東西三里許、南北一里半餘の地にて村數二十九ヶ村、この領名はいづれの頃より起りしや定かならざれど、吉良家の譜に因るに鎌倉公方持氏の時、吉良治部大輔治家世田ヶ谷郷を賜はりしより、子孫世々この地に住せしよしをのせたり、されば應永の頃は勿論この名ありしことしるべし、猶詳なることは荏原郡世田ヶ谷領の條に辨せり、

○野川村 野川村は郡の東にあり、江戸日本橋より行程五里、東は北野村に限り、西は野崎村、南は上仙川村、北は上下連雀及び無禮の三村に及び、其内上連雀は本村にはあらで其村の飛地なり、東西凡十町、南北へは纒

に三四町許なれど、上仙川村に犬牙したれば町歩も定かにはいひがたし、西より東へわたりては一條の路を開けり、野崎村より入り北野・無禮兩村の間に通ぜり、これ府中の裏道にて江戸往還なり、村内にかゝること十町、道幅五間許、民戸六十烟はその往來の傍に連住せり、このあたりは水田はなく陸田のみ、土性野土にて粗薄なれば、陸田の廻りに桃樹を植て風除とせり、農民耕作のいとまには木を伐り薪となして江戸へおくれり、林藪芝地菅野の類所々に散在せり、この村往古は上仙川村の地にして、慶長十九年柴田三左衛門勝重へ賜りしが、當村は其内の秣野なりしを、寛永年中時の地頭柴田某より開發せり、其頃は仙川新田と唱へ、元祿の初までもしかいひしに、かの柴田某が知行は元祿十一年上地となり、其後御料所にして御代官もしばしばかはり、今は小野田三郎右衛門支配所となれり、檢地は柴田某采地とせし頃、寛文十一年伊奈半左衛門、後元祿八年織田越前守紮せりと云、

高札場 江戸街道の南側あり、
 小名 宿組 江戸道 本村組南を云、
 水利 品川用水 江戸街道の東を流る、北より入東に通ず、幅六尺許、水田はなく陸地のみ地なれば、是

には用とならず、上仙川村の用水となれり、

神社 天神社 除地、六畝十二歩、村の東にあり、この領守く、東向、前に鳥居あり、神體は木の坐像東帯長六寸許にていと古物なり、當社鎮座の始を傳へず、元は上仙川村内にありしを、寛永十六年この處へ移せしと云、

寺院 威徳院 除地、一段六畝二十四歩、天神の社の北並びに寺の末、開山は本山二世實岩天老萬治二年十一月廿八日寂す、開基威徳院延寶四年四月十三日卒せり、この法號をもて寺號となせしものなるべし、この人は柴田三左衛門の弟なるよしと云、俗稱は傳へず、

常徳庵 除地、三畝六歩、村の西北にあり、堂五間半に二間半、本尊日蓮木の坐像一尺五寸、葛飾郡小梅村常泉寺の持なり、もとより庵なれば山號寺號もなし、是妙庵もおなじ、

是妙庵 除地、三畝十八歩、本村にあり、郡内無禮村眞福寺の持、堂二間半に五間南向、本尊釋迦木の坐像八寸許、境内古碑五六基あり、上仙川嶋屋布より出しよし、文字をよみ得たるもの二基、一基は應仁二年三月十四日了覺禪門、一は延徳二年九月廿一日道參禪門とあり、もとより何人の碑と云ことはしらず、此外文明九年六月十三日など云へるも見へたり、

○野崎村 野崎村は、郡の東にあり、郷庄の唱を傳へず、江戸日本橋より行程六里、東は野川村、西は大澤村及びその村の新田に境ひ、南は深大寺村に接し、北は上下連

雀村・大澤新田等によれり、東西十六町、南北八町許、地形平かにこの邊も土性は野土にて粗薄なれば、陸田の廻りに松栢の類を植て風の防をなせり、もとより水田はなし、村の北境を東西に貫き一條の街道あり、府中裏道にて江戸往來なり、民戸十七軒、この往來の南側に連住せり、耕耨のほか營にはかひこをなし、或は木を伐り薪となして江戸へをくるをもて、家産の資となせり、この村は元深大寺村に屬せし地とのみ傳へて、いつの頃開發せしと云ことはしらず、正保の頃までこの村名をきかざれば、其後一村となりしものなりや、檢地は元祿八年織田越前守が定めなり、御代官はしばしば遷替ありて、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場 村の東の方あり、
 神社 八幡社 除地、一段二畝、村の東よりあり、わづかなに除地二畝九歩あり、二間半に三間の寮を建つ、その廻りは村民の墓所なり、

○大澤村 大澤村は郡の東にあり、菅刈庄に係り郷名は唱えず、江戸日本橋より行程六里餘東は野崎・深大寺の二村に接し南は上下石原・上布田の三村、西も石原村により北は下小金井村なり、東西三十町南北廿町、地形平かなれども西南の方は低し、土性野土にて水田は少く陸田の

方は多し、村の北により一條の往來あり、甲州裏道なり、幅五六間もしくは三四間に及びり江戸への往來なり、民戸九十五軒所々に散在せり其中二十軒餘は往來の間に並べり、こゝも農作の暇には木を伐り薪となして江戸へおくれり、土人の説にこの村元は荏原郡に屬せしと云のみにて、開發の年歴等は口碑にもこらざれと、正保の頃ははやこの郡にかゝりしことはものに見えたれば、これより前おこりし村なることは論なし、元祿八年織田越前守命を奉じて檢地せしことあり、御代官の遷替はあまたゞびなるべし、今は小野田三郎右衛門の支配所なり、

高札場小名相會にあり

小名 相會西の方 羽澤東の方 羽澤臺羽澤の東よりな 羽澤こゝも羽澤

の内なれど、南の方低ければわきて臺と唱へり、こゝに高き一丈許の塚あり、富士塚と云、名義は傳へず、今も婦女子の上ることを許さざるは、富士のゆへなるか、この處は昔甲府殿の御立場となりしなど云ことを傳へり、とにかくはかなし、うとう坂南にあ

山川 野川 村の西南を流る、村内をふるること二十町餘、下小水車あり、則この水を使きてなせるなりと云

黒土に野土交れり、水田は絶てなく陸田は七分、野林は三分に居れり、この村も元は荏原郡に屬せしや、郡内上石原村百姓仁左衛門が家に傳へたる寛文中の水帳に、武州荏原郡上飛田給村と記し、又元祿十四年荏原郡より多磨郡となるなど云へる記録をも藏せり、されど正保の頃の圖には正しくこの郡に係て記したれば、かの水帳には舊く正保より前唱えしまゝを記したるにや、元祿十四年に多磨郡となりしと云へる記録の残れるは其故解しがたし、さはあれとにかく元は荏原郡に屬せし村なるべし、御入國以來御料所にて元祿十四年織田越前守信久檢地せり、今は御代官小野田三郎右衛門信利の支配所なり、

高札場村の東より上石 原宿境にあり

神社 稻荷社見捨地十二歩、村の北より林野の中に有、織の祠にて南向村の鎮守なり、押立村大樂院の持たり
○下飛田給村 下飛田給村は、郡の東にあり、正保の頃は飛田村とのみししたれば、この後上下二村にわかれしものなるべし、下石原宿より持添の地にて民戸なし、御料私領入會にて下石原宿と入交り分別しがたし、四方の境界東は深大寺村に境ひ、南は下石原宿に接し、北は大澤村により、西は上飛田給村に續けり、東西凡六町、南北へは十町半餘、土性黒土野土交れり、元祿八年織田

神社 八幡社除地、一町二段十七歩、小名羽澤にあり、二間に三間の覆屋を作り、中に幾なる祠を置り、南向、元和二年の勸請なるよし、本地は彌陀、別當長久寺社の東の木像長一尺、例祭は八月十五日、小名羽澤臺にあり、應神山本智院と號す、新義眞言宗、開山祐長法印慶長三年の起立にて、其頃は甲州市川金剛院の末なりしに、正徳元年より京都醍醐釋迦院の末となり、今も然り、本堂五間半に八間南向、本尊大日本の坐像二尺許なるをおけり、寺院 龍源寺除地、二段餘、小名相會にあり、大澤山と號す、禪宗曹洞派、番場宿高安寺の末、開山家山東傳、承應元年十二月十六日寂せり、本堂四間、四方南向、本尊釋迦木の坐像長六寸

○上飛田給村 上飛田給村は、郡の東にあり、村名の義を尋るに【續日本後紀】に天長十年五月、多磨、入間兩郡の境に悲田所を置れしと見ゆ、そのもよりなれば悲田所の給地にて、もとは悲田給と記したるを、悲と飛と同音の字なれば、いつの頃か飛田とかきかえ、それをばとひ田と唱えしなるべしと云こと村民の口碑にあり、按に彼悲田所を置れしは郡内秋津村の邊にて、こゝは其給の村ならんと云こと其村の條に見えたり、猶詳なることは秋津村並せ見るべし、この村郷庄の唱を傳へず、江戸日本橋より行程七里にあまれり、民戸三十軒、車は下石原宿に境ひ、南は押立村に接し、西は車返村に及び、北は大澤村なり、東西三町餘、南北へは二町に足らず、土性は

越前守檢地せしことあり、寶永の頃松平美濃守吉保當所を預り奉りて鷹部屋を建置けるよし、その地いつの頃か上ヶ地となり、新田に開かれ享保十八年一町四段餘、翌十九年二町三段四畝餘の反高場となれり、檢地は箕播磨守正舖奉りて糺せしと云、今は小野田三郎右衛門支配所なり、村内に往還の小路二條あり、一は下石原宿の南にあり、西上石原宿より東の方小島分村へ達す、村内に、ること六町餘、これを品川道と呼べり、一は同じ宿の北の方にあり、西は上飛田給村より東の方小島分村へ達す、村にかゝること七町半餘、これを中道と云、道幅いづれも四尺許、村の北に反別三町あまりの山林あり、

神社 八幡社除地、四段三畝六歩、村の東字裏道にあり、本社體は白幣なり社前に木の鳥居をたてり下石原宿の鎮守にして例祭年々九月朔日、社地には杉松生茂れり鎮座の年代を傳へず、下石原宿常演寺持、末社 神明社 小祠にて覆屋あり東に向ふ神體は白幣にて本社の西の方にあり
稻荷社除地、一段九畝、同じ邊にて西寄にあり、小祠にて東に向ふ、神體白幣なり、同寺の持、
稻荷社除地、八歩、上飛田給村境にあり、小祠にて南に向ふ、神體白幣、下石原宿の百姓の持なり、
稻荷社除地、二十九歩、村の南品川道の傍にあり、これに僅なる祠にて神體白幣、百姓持、
塚 塚二ヶ所、一は村の北字御鷹小屋跡の地にあり、高さ一丈五尺、周廻八間餘、一は村の南にあり、字行心塚高

三尺許、廻り三間許、來由を詳にせず、

○押立村附持添新田 押立村は、郡の東にあり、古は押田村共唱へしよし、何の頃か多磨川洪水して、村内の水田を押切し故と土人傳へり、語路のさまの似たるをもて今の如く唱へしを、何レが村名となりしにや、今より定かには考べからず、江戸日本橋より行程七里、世田ヶ谷領に屬せり、村の四境、東は上石原宿に隣り、西は常久村に限り、南は長沼・矢野口の二村に接し、北は上石原・染谷の二村に及べり、東西凡八町餘、南北へは十四五町、民戸九十四軒、土地平かにして土性は砂眞土なり、水田は是政村の用水をもてたすけとせり、此村開墾の始及び御入國より前のことは傳へず、御入國の後より元祿の前は、高林彌市郎知行なりしよし、檢地は延寶七年彌市郎改めしなり、元祿十一年御料所となり、高坂安左衛門・伊奈半左衛門等支配せしことありしに、夫より引續き御料所にて今は小野田三郎右衛門支配所となれり、此外武藏野の内に新田あり、この境界東は上飛田給・上石原の二村にて、西は下染谷村及び車返村に接し、南も車返・上飛田給村に續き、北は上石原宿及び武藏野新田なり、この新田の東は梶野新田、西は下小金井、南は梶野新田、北は

下染谷新田なり、この處の檢地は元文元年大岡越前守たせり、又川向新田と云あり、享保十八年寛播磨守、延享五年神尾若狹守等が檢地せしことあり、
高札場 小名本村

小名 本村 中程に 宮ノ前 多磨川の 向島 多磨川の 原島

北の方一里を隔てり、こ

山川 多磨川 東西に流る、村内をふるること九町、この川萬治の頃までは二條に流れしゆへ、新多磨川・古多磨川

の名ありし由、今は一條と

橋梁 土橋は橋を廢し、舟を用ひてわたせり、このほかに石橋

三ヶ所あれど、五間にもみたざるものなれば、悉くは記さざるなり、

神社 神明社 除地、長五十六間、幅三間、小名向嶋にあり、

稻荷社 宇原新田にあり、本山

稻荷社 除地、五間に十間許、小名本村にあり、拜殿二間に二

十九日、別

當玉泉院、

寺院 龍光寺 境内除地、七百五十坪餘小名本村にあり、天台宗、

本尊阿彌陀木の坐像を安す、外に立像の薬師一軀あり、この薬師元は別に川のほとりに堂ありてそこに置しに、川かけにな

りし故この處へ移せるよし、この寺今は住僧もなければ、開山開基の年月等をもきくによしなけれども、寛永中の銘にて加藤長右衛門の字をえりたる鰐口あり、この鰐口もとよりこゝにありしならんには、この以前の寺院なることしるべし、

舊家 百姓平藏 氏を川崎と云、先祖を川崎隼人といへり、北

今の平藏の祖父は川崎平右衛門とて、武藏野新田開墾をなし、その功によりて召出され、後御代官となれり、かの平右衛門が所持のよし、二間柄の眞鍮二本及び長刀一振を今も家に藏せり、この宅地に高さ一丈程の塚あり、龜井塚と號す、名義及び事跡は傳へず、上に文明十七乙巳年七月二十八日妙徳禪尼とえりたる古碑一基あり、平藏先祖の内なりや詳ならず、

養善 百姓長五郎 此村の百姓にて向新田に居れり、今の長五

へければ、寛保元年正月賞ありて銀子二十枚を賜はり、其後向新田の内空閑の地及び開墾の料を賜はり、開墾して田二十

分水田は三分、野川の流をもて田間の用水となせり、この村元祿八年織田越前守が檢地せしことあり、寛永十六年伊賀の者の給地となれり、この外に御料所も交りたれど、正保の頃は未だかの給地のみなることはものに見えたれば、御料所の交りしは正保後のことなるべし、それより引續き御代官も遷替して、今は小野田三郎右衛門支配所と伊賀の者の給地交れり、

高札場 村の中程

小名 箕輪田 西の方に

神社 八幡社 除地四畝、小名箕輪田にあり村の鎮守なり、纒な

稻荷社 年貢地、十間に八間、村の東にあり、わづかなる社に

に松杉の類たて

○北野村 北野村は、郡の東にあり、江戸日本橋より行程五里、東は給田・烏山の二村に境ひ、西は野川・上仙川

の二村、南は下仙川村、北は牟禮村なり、東西凡五町、南北九町許、其間一條の往來あり、甲州街道なり、民戸七十二軒、このあたり一圓に平地にて野林あり、土性は黒土に野土交れり、この村元は下仙川村に屬せし地なりしに、寛文の末かの仙川村の民聚りて開けるよし、其頃は原仙

川村と唱へ、すなはち仙川村の持なり、其後元祿八年織田越前守の檢地せしより、別に一村とはなれり、もとよりこゝは下仙川村の北にあたり、且原野打續きたる處なれば、たゞちに村をば北野とは名付たり、かく舊きよりの村にもあらざれば、こゝには神祠佛宇もなく、下仙川村内八幡社を鎮守とし、同村内昌翁寺をもて菩提所となせり、こゝも小野田三郎右衛門の支配所なり、高札場村の中程里正宅地の前あり、

小名 長窪耕地村の中程 野端南より 水無北の方

○給田村 給田村は、郡の東にあり、江戸日本橋より行程凡五里、東は烏山村に境ひ、南は上祖師ヶ谷村に接し、西は下仙川村により、北は北野村なり、東西八町、南北十町にあまれり、村内一條の往來あり、下仙川村より入、烏山村に通せり、甲州街道なり、民家四十六戸、街道の左右に連住せり、土性黒土、田少く畑多し、陸田は南北の方に開き、水田は西方にあり、上仙川村より來れる水を以て用水となせり、堀幅六尺許、これは村内凡十町をへて上祖師ヶ谷村に通せり、この村も開發の年代は傳へず、元祿八年御料の方は織田越前守が檢地せしことあり、いつの頃よりか御料私領入會となり、今御代官小野

田三郎右衛門支配所と、私領は三浦半之助・三浦五郎左衛門二人の知行交れり、高札場小名本村あり、

小名 本村南寄を 西谷戸西寄な 道北北の方 道東の方を

神社 天照大神除地、四畝二十四歩、村の中程にあり、纒なる神祠なり、何の頃よりの鎮座と云ことを傳へず、過り澤村東覺の持なり、
寺院 觀音堂年貢地、字堂前にあり、二間半四方北向、千手觀音にて長二尺許、村持

○烏山村 烏山村は、郡の東南端にあり、行程江戸日本橋より四里にあまれり、東は上高井戸・八幡山の二村に接し、西は給田・北野の二村、南は粕谷・上祖師ヶ谷の兩村、北は無禮村及び久ヶ山村等に境へり、東西十二町、南北二十二町餘、一條の往來を通せり、村内に係ること十二町許、道幅五間許、甲州街道なり、土性黒土水田は纒かに一分陸田は九分にして、西南北に多く開き水田は南北にあり、民戸百八十五軒、居村の處は平地にて民戸は往來の左右其外にも散住せり、こゝも御料の方は元祿八年織田越前守が檢地せしことあり、同十一年同人再び檢地せり、御料私領入會となりし年歴は傳へず、御料は小

野田三郎右衛門にて、私領は窪田忠兵衛・志村内藏助・松下河内守の知行交れり、

高札場字下宿里正宅地の前、北向建り、

小名 水無シあり、北原乾の方 松葉亥の方 千駄山

北方を 南原南な 泉澤寺午未の方を云、往古泉澤寺と云、此所此所にあり、故にかゝるにあり、

小名あり、天文年中橋樹郡小田中村へ移りしなり、又土人の説にこの村元は多磨郡烏山村、荏原郡泉澤寺村とて二村なりしに、今の如く一圓烏山村となりし由を云、この故をもてこの小名のこれるか、さだかなることをつたへず、

南水無シ南の方にあり、

水利 烏山用水上高井戸村地内より分水して是に至れり、是水田間の用水となれり、この流の間字下宿に水

車一ヶ所あり、里正の庄藏が持なりと云、

神社 白山社除地、三畝二十八歩、小名泉澤寺の並にあり、村の鎮守なり、本社六尺四方南向、拜殿二間に三

間、葦葺神體白幣を立つ、社の廻りに松杉の類村立り、鎮座の初を詳にせず、上高井戸宿醫王寺の持なり、

寺院 薬師堂除地、五畝六歩、甲州街道より南小名泉澤寺にあ五寸、もとより纒なる堂なれば、いつの頃の草創なりと云ことも傳へず、村持、

○上祖師ヶ谷村 上祖師ヶ谷村は、郡の東南にあり、祖

師を祖子と記せしこともあり、猶村名の義は下祖師ヶ谷村小名の條に辨せり、江戸日本橋よりは五里の行程なり、郷庄の唱を詳にせず、村内に十町餘かゝれる一條の街道あり、甲州の裏道と云、地形下祖師ヶ谷村と交り、ことに其村の飛地もこゝにあれば、境界も定かには分ちがたし、東は廻り澤・粕谷の二村に境ひ、西は入間・北野の二村に接し、南は下祖師ヶ谷村に及び、北は烏山・給田の二村に隣り、東西凡九町、南北へ十町許、村内平かに民戸六十七軒所々に散住せり、土性は黒野土、水田は二分、陸田は八分にて東西に開き、水田はわづかに南北の方に見えたり、この外野林等あり、用水は上仙川村より來れる流をもて田間に沃げり、この村も開闢の始を詳にせず、古へは上下一村にてありしが、いつの頃か二村にわかれしと云、正保年中の地圖には一村にして、元祿年中の地圖に二村に分ちのせられたれば、この間にわかれしこと知らる、正保の頃は御代官伊奈半十郎の支配所および松風權右衛門の知行所なりと、其ころのものに見えたり、元祿八年織田越前守檢地せしこともあり、同十一年伊奈半左衛門が支配となり、それより引つゞき今も御料所にて、小野田三郎右衛門支配所となれり、高札場小名丸山あり、

小名 丸山 西方入間村 橋場 村の中程 原耕地を云、
本伊勢地 西も同じ 喜多見境 南寄に 入間境 西寄に
西境 西の 北耕地 あり

水利 用水 給田村より入、下祖師ヶ谷村に沃

神社 神明宮 除地、一段八畝十歩、村の中程にあり、この鎮
守なり、本社一間四方南向、前に十五級の石階あ
り、いつの比より祭れると云こと
は傳へず、村内安穩寺の持なり、

稻荷社 除地、一畝、安穩寺の續きにあり、本社一間四方東
向、鎮座の初を傳へず、こゝも安穩寺の持なりと云、

寺院 安穩寺 除地、四段五畝八歩、東寄にあり、辛榮山行王
末、開山開基の年歴を傳へず、客殿八間に七

間半、本尊不動木の坐像長二尺二寸を置り、 稻荷祠 境内
守なり、纒なる社にて 閻魔堂 門を入て右にあり、四間に二
神體は白幣を立つ 閻魔堂 間半長二尺五寸許なる閻魔
す、安

○下祖師ヶ谷村 下祖師ヶ谷村は、郡の東により甲州街
道の南にあたり、江戸日本橋より五里の行程なり、上
祖師ヶ谷村の地と犬牙したれば、こゝも定かには境界を
わけがたし、其凡そを云はゞ東は船橋・大蔵の二村に接
し、西は喜多見・入間の二村に及び、南は宇奈根村に境

ひ、北は上祖師ヶ谷村につゞき、廻り澤村にも及び、東
西十町餘、南北九町にあまれり、一條の往來あり、道幅
二間、村内にかゝること十町許、この邊土性黒野土なり
地形は高低打交りたり、低き處に水田をなし高き處には
陸田を作れり、水田は二分陸田は八分に居れり、この外
雜木村立る野林あり、民戸八十二烟は平地の處に散住せ
り、檢地及び地頭等のことは上祖師ヶ谷村に同ければこ
ゝに略せり、當村も檢地ありし後は御料所にて、小野田
三郎右衛門信利の支配所なり、

高札場 小名前耕地

小名 根ヶ原 居村の 橋向西方な 大平 西より 入間境

西方を 池ノ上 中程な 横根境 東方を 廻り澤境 北よ
り、宿山 同方 地福寺 村の中程を云へり、鎌倉の時代
あり、其頃祖師堂ありしゆへ、祖師ヶ谷と村名をばよべる
よし、此ことまきしき證もなけれ共、現に地福寺の小名た
るをもて見れば、この傳へもすてがたし、た 前耕地 村
よし鎌倉の地といふは誤り傳ふるなるべし、 中、 上ノ原 是も同 中ノ道 上 水久保 上に同 大蔵
界 南方 第六天 是も同 西ノ割 西方 本山 同邊

中ノ割 村の中程 中里 同邊 久保山 同邊 池淵 村の中

水利 仙川用水 上祖師ヶ谷村より入り、村内二十町許をへて
に水車あり、村民の持、

池 小名池淵にあり、廣き一段許、
この水なも田間の用水とす、

神社 熊野社 除地、一段、村の中程少し高き地にあり、鎮座
の初を傳へず、社の廻りには松杉の類生ひ茂れ
り、上屋九尺四方、中にわづかなる社を置、神體白幣
を立、拜殿二間に二間半、前に二十級の石階あり、

神明八幡合社 熊野社の地内につゞけり、本社はわづかに二
尺四方南向、九尺四方の覆屋を構へり、神體
各白幣
を立、

稻荷社 これも熊野社のつゞきにあり、社の大さは大抵前と同
の安穩寺の
持なり、

寺院 觀音堂 除地、六畝二歩、宇丸山にあり、堂の傍に古松
三株あり、承應三年の起立なり、堂四間四方南
向、觀音は十一面木の
立像にて二尺一寸許、

○廻り澤村 廻り澤村は、郡の東にあり、江戸日本橋よ
り行程四里、民戸五十六烟、この邊平地にて民戸は所々
に散住せり、開闢の年歴詳ならず、按るに橋樹郡上小田

中村泉澤寺に藏する弘治・永祿の文書に、泉澤寺領施澤村
とのせたるは文字はたがひぬれど、すなはち當村のこと
なるにや、さあるときは古く開けし村なるべし、猶上小
田中村の條に辨したれば併せみるべし、村の四境、東は船
橋村、西は上祖師ヶ谷村、南は下祖師ヶ谷村、北は粕谷
村に境へり、村の廣さ東西凡七町、南北十町許、土性は
野土にて陸田は九分水田は纒に其一分に居れり、この村
正保の頃は松風十左衛門・同權右衛門等の知行なりしこ
とは其頃の記録に見えたり、いつの頃よりか御料所とな
り、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場 村の中程里正の
宅地續にあり、

小名 東久保 村の 野久保 西方な

水利 品川用水 村の中程を流る、烏山村より入り、船橋村に
幅三尺許の流あり、これも田間の用水となれり、烏山
村より入、船橋村へ至る、村内をふること二町餘、

寺院 東覺院 除地、五段五畝歩、村の東寄にあり、青林山と
號す、新義眞言宗、當郡筑前小杉村西明寺末、
客殿南向にて七間に九間、本尊藥師木の
立像長二尺五寸許、開山開基詳ならず、

○粕谷村 粕谷村は、郡の東よりあり、江戸日本橋よ
り行程四里餘、村の接界、東は八幡山村に隣り、西は上祖

師ヶ谷村により、南は廻り澤村、北は烏山村に及べり、東西凡五町、南北へ縦に四町許、こゝもすべて平地にて土性は田畑共に黒野土なり、陸田は多く水田は少く、民戸三十軒、この村もいつの頃開闢せしや、御入國より引續き御料所にて、元祿八年織田越前守檢地し、貢税のこゝとを定めたり、同十一年伊奈半左衛門支配所となり、それより引續き今は小野田三郎右衛門の支配所なり、

高札場村の東にあり

小名 水無村の中程より西を云、地藏堂前南の方、稻荷脇村の東にあり

山崎北寄な、前山中程より南を云、塚南寄な

水利 品川用水村内の用水とす、北は烏山村堀より入、村内二町餘を流、廻り澤村に沃けり、堀幅四尺、

山川 林一ヶ所村の東にあり、東西百二十間、南北九十間、御林山なり

神社 八幡社除地、八畝、村の中程にあり、茅葺の上屋を設け、内におつかなる社を置く、鎮座の初を傳へず、廻り澤村東覺院持

東覺院持

○八幡山村ハチマン 八幡山村は、郡の東にあり、村内山林の間に八幡の社地あるゆへに、この名起りしといへど、村内八幡社のあるはこのみにあらず、ことさらに村名のおこ

りとなりしと云は覺東なし、ことに古き社にてもあるにや、江戸日本橋よりの行程四里、村内平地にて陸田のみあり水田はなし、土性一回に黒野土なり、四方境界、東は荏原郡上北澤村に境ひ、南は郡内船橋村に接し、西は粕谷村に交り、北は上高井戸宿なり、東西へ二町許、南北五町、いつの頃より開發せしや傳へず、寛永十年伊井掃部頭直孝に賜り、萬治四年三月掃部頭が家人檢地せしより、今其子掃部頭直亮が領分なり、

高札場村の南寄にあり

山川 林一ヶ所東西六町餘、南北三町餘、領主の林なり

神社 八幡社社地、二段一畝、村民の居やしきより四町を隔て、山林の内におつ、本社四尺四方南向、上屋は二間半四方、前に木の鳥居を立つ、當社も鎮座の始を傳へず、神體白幣を建つ、郡内廻り澤村東覺院の持なり

新編武藏風土記稿卷之百廿六終

新編武藏風土記稿自卷之百八至卷之百二十六 要目

卷之百八	三
多磨郡之二十小宮領	三
上草花村	三
平井川	三
江里澤	三
小宮明神社	三
八幡社	三
大行寺	三
法泉寺	三
陽向寺	三
長泉寺	三
藥師堂	三
下草花村	三
折立	三
多磨川	三
平井川	三
森山明神社	三
慈勝寺	三
觀音堂	三
花藏院	三
福壽菴	三
川崎村	三
多磨川	三
神明社	三
宗禪寺	三
藥師堂	三
福生村	三
多磨川	三
多磨川上水	三
天神社	三
神明社	三
兩體權現社	三
關上明神社	三
陵明神社	三
清岩院	三
長徳寺	三
寶藏院	三
觀音堂	三
菅生村	三
長手山	三
柳澤山	三
大澤山	三
平井川	三
鯉小川	三
橋	三
用水	三
まんじ峠	三
山神社	三
若宮八幡社	三
日天社	三
藏守院	三
大日堂	三
泉藏院	三
福泉寺	三

寶藏寺	七
觀音堂	七
瀬戸岡村	七
平井川	七
神明社	七
珠龍院	八
牛沼村	八
供養塚山	八
矢崎山	八
朽淵山	八
小田山	八
松林山	八
秋川	八
鮎	八
日吉山王社	八
日光大権現社	八
第六天社	八
徳重院	八
神明社	八
坂本氏	八
油平村	九
八幡社	九

富士淺間社	九
福泉寺	九
百姓八左衛門	九
上代織村	九
秋川	一〇
秋川	一〇
用水	一〇
神明社	一〇
風神社	一〇
山神社	一〇
金松院	一〇
眞城寺	一〇
藥師堂	一〇
東海寺	一〇
彌陀堂	一〇
不動堂	一一
愛宕社	一一
淵上村	一一
藥師上	一一
秋川	一一
秋留原	一一
林場	一一

渡津秋川	一一
用水	一一
田雲明神社	一一
觀音寺	一二
藥師堂	一二
地藏堂	一二
網代村	一二
城山	一二
湯場権現社	一二
辨財天社	一二
妙臺寺	一三
禪昌寺	一三
百姓五兵衛	一三
山田村	一四
秋川	一四
天滿天神社	一四
瑞雲寺	一五
觀音堂	一六
能滿寺	一六
藥師堂	一六
常照寺	一六
百姓五郎左衛門	一六

百姓藤左衛門	一六
引田村	一七
一ノ澤	一七
二ノ澤	一七
三ノ澤	一七
秋川	一七
橋	一七
大宮明神社	一七
日吉山王社	一八
愛宕社	一八
神明社	一八
眞照寺	一八
藥師堂	一九
寶泉寺	二〇
日照山	二〇
鍛工菅次	二〇
卷之百九	二二
多磨郡之二十一小宮領	二二
平村	二二
堀之内	二三
宿	二三

山	二三
平井川	二三
足毛田澤	二三
谷戸澤	二三
中ノ澤	二三
寶光寺澤	二三
女淵	二三
鹽田淵	二三
野口坂	二三
温泉	二三
橋	二三
八幡社	二三
熊野社	二三
大宮明神社	二三
愛宕社	二三
稻荷愛宕相社	三四
春日社	三四
稻荷社	三六
淺間社	三六
山祇社	三六
天滿宮	三六
山神社	三六

寶光寺	三六
湯権現社	三七
西光寺	三七
阿彌陀堂	三七
大智寺	三七
日輪寺	三七
金藏寺	三七
宗鏡寺	三七
寶樹寺	三七
常福寺	三八
地藏堂	三八
東光寺	三八
藥師堂	三八
桂岩寺	三八
雨宮明神社	三八
東光院	三八
祥雲寺	三八
保泉院	三八
不動堂	三八
地藏堂	三八
十王堂	三八
阿彌陀堂	三八

阿彌陀堂	三九
圓慶堂	三九
念佛堂	三九
不動石	三九
阿彌陀古碑	三九
古碑	三九
館跡	三九
田中半兵衛	三九
伊奈村	三二
上宿	三二
新宿	三二
松岩寺前	三二
竹山	三二
上ノ山	三二
秋留野	三二
秋川	三二
用水	三二
岩走神社	三二
日吉山王社	三二
竹山權現社	三二
神明社	三二
明光寺	三二

松岩寺	三二
八幡社	三二
尊門寺	三二
成就院	三二
開慶堂	三二
龍性寺	三二
千日堂	三二
藥師堂	三二
地藏堂	三二
鍛冶屋平	三二
百姓八郎兵衛	三二
高尾村	三三
大平山	三三
秋川	三三
沼澤川	三三
谷川	三三
大光寺	三三
法光院	三三
軍荼利明王祠	三三
彌陀堂	三三
地藏堂	三三
不動堂	三三

留原村	三三
秋川	三三
清水	三三
天王社	三三
第六天社	三三
稻荷社	三三
地藏院	三三
藥師堂	三三
地藏堂	三三
觀音像	三三
館屋村	三四
追原	三四
秋川	三四
深澤川	三四
板橋	三四
八幡社	三四
稻荷社	三四
正光寺	三四
熊野社	三四
百姓源右衛門	三四
調馬場跡	三四
深澤村	三六

白石山	三六
赤岩	三六
ひうち岩	三六
深澤川	三七
木井坊淵	三七
地藏堂淵	三七
瀧	三七
稻荷社	三七
熊野社	三七
白髮社	三七
山神社	三七
眞光院	三七
白井堂跡	三七
三内村	三七
秋留山	三六
清泉	三六
碓場	三六
三宮三内明神社	三六
金毘羅社	三六
文珠堂	三六
稻荷社	三六
愛宕社	三六

諏訪社	三六
八幡社	三六
熊野社	三六
福壽院	三六
八幡社	三六
多福院	三六
藥師堂	三六
阿彌陀堂	三六
百姓準人	三六
横澤村	三九
秋川	三九
清水	三九
愛宕社	三九
大悲願寺	三九
觀音堂	三九
卷之百十上	四一
多磨郡之三十二之上小宮領	四一
大久野村	四一
新井	四一
肝要	四一
菅窪	四一

坂本	四一
南大久野川	四一
北大久野川	四一
幸神澤川	四一
不動澤川	四一
細尾澤川	四一
谷光澤川	四一
將門澤川	四一
肝要入澤川	四一
道灌澤川	四一
松尾澤入川	四一
榎窪澤川	四一
三ツ澤入川	四一
瀧本川	四一
燒岩川	四一
大谷澤川	四一
小ノ澤川	四一
白倉谷川	四一
坂本澤川	四一
山中澤川	四一
谷後山澤川	四一
玉ノ内川	四一

白岩ノ瀧	四四
燒ヶ岩ノ瀧	四四
瀧	四四
梅ヶ谷峠	四四
二ツ塚峠	四四
白倉峠	四四
越地坂	四四
將門坂	四四
大名坂	四四
勝雄山	四四
斑峰	四五
稻ぶら石	四五
鈴ヶ石	四五
玉石鑢子石	四五
白山社	四五
幸神明神社	四五
勝雄權現社	四五
山祇社	四五
日月天社	四六
壹牛王權現社	四六
松尾權現社	四六
熊野社	四六
天神社	四六
神明社	四六
神明社	四七
山祇社	四七
月星石	四八
淺間社	四八
松尾權現社	四八
諏訪明神社	四八
三島明神社	四八
榛名權現社	四八
熊野權現社	四八
愛宕社	四八
山王權現社	四八
不動社	四八
天王寺	四八
妙樂寺	四九
寶鏡寺	四九
岩井院	四九
慶福寺	四九
松澤寺	四九
慶德寺	四九
保壽院	四九
西德寺	五〇
鏡石	五〇
獅子岩	五〇
腰掛寺	五〇
二双竹	五〇
長井寺	五〇
清涼寺	五〇
長泉庵	五〇
光珠庵	五〇
玄珠庵	五〇
西福寺	五一
彌陀堂	五一
光明院	五一
藥師堂	五一
多聞院	五一
多福院	五一
玄珠庵	五一
地藏堂	五一
廣德庵	五一
藥師堂	五一
多門堂	五一
大日堂	五一

藥師堂	五二
北不動堂	五二
館蹟	五二
屋敷蹟	五二
新井屋敷蹟	五二
佐久間宗兵衛	五二
百姓彌兵衛	五三
百姓五郎右衛門	五四
入野村	五四
樽川	五五
八幡社	五五
荒神社	五五
山神社	五五
第六天社	五五
德藏寺	五五
深澤庵	五五
藥師堂	五五
大日堂	五五
阿彌陀堂	五五
五口市村	五五
上市場	五六
秋川	五六
溪川	五六
稻躰石	五六
阿伎瑠神社	五七
熊野社	五七
荒神社	五七
金尾羅社	五七
籠堂	五七
開光院	五七
地藏堂	五七
玉林寺	五七
大日堂	五七
阿彌陀堂	五七
楞嚴寺	五八
藥師堂	五八
玉泉寺	五八
不動院	五八
阿彌陀堂	五八
覺法院	五八
太子堂	五八
百姓勘平	五八
卷之百十下	五九
多磨郡之廿二之下小宮領	五九
小和田村	五九
小庄山	五九
夜乘山	五九
上ノ谷山	五九
舟ノ谷山	五九
男ノ入山	五九
鬼神山	五九
平藏ヶ窪山	五九
秋川	五九
御嶽社	五九
權現社	五九
廣德寺	五九
龍角權現祠	六〇
地藏堂	六〇
御靈權現祠	六〇
雙虎巖	六〇
聲悟院	六〇
小中野村	六一
竹鼻	六一
秋川	六一
子安明神社	六一
十二天社	六一
愛宕社	六一

牛頭天王社	六二
安養寺	六三
眞念庵	六三
乙津村	六二
光明山	六三
秋川	六三
養澤村	六三
中山澤	六三
入野澤	六三
足瀬澤	六三
松葉澤	六三
根生澤	六三
温泉跡	六三
瀧	六三
清水	六三
崎	六三
天狗岩	六三
土橋	六三
熊野社	六三
一ノ王子社	六三
馬蹄石鞍石	六三
神明社	六三
若宮八幡社	六三
鷺明神社	六三
春日八幡相社	六三
熊野社	六四
龍珠院	六四
徳雲庵	六四
陽谷庵	六四
明光庵	六四
寶泉寺	六四
藥師堂	六四
地藏堂	六四
菴跡	六四
百姓市之丞	六四
戸倉村	六五
元村	六五
西戸倉	六五
日向峰峠	六五
秋川	六五
盆堀谷川	六五
かりうせ川	六五
坂澤川	六五
加茂淵	六五
澤川	六六
不動澤	六六
くたち澤	六六
瀧	六六
清水井	六六
不動社	六六
三島明神社	六七
神明社	七〇
白山社	七〇
神明社	七〇
光嚴寺	七〇
神光庵	七〇
長福庵	七一
妙慶院	七一
西蓮寺	七一
普光寺	七一
觀音寺	七一
十王堂	七一
城蹟	七一
慶雲庵蹟	七一
來住野徳兵衛	七一
百姓八十八	七二
百姓利左衛門	七二

卷之百十一	七四
多磨郡之二十三小宮領	七四
檜原村	七四
三頭山	七六
本村上組 下組	七六
時坂峠	七七
秋川	七七
藤夕澤	七七
拂澤ノ瀑布	七七
鐘淵	七七
牛ヶ淵	七七
いづか澤	七六
井戸入澤	七六
保土ノ澤	七六
日向入澤	七六
雜司澤	七六
時坂澤	七六
番所	七六
橋橋	七六
棧橋	七六
西川橋	七六
かげつた澤橋	七六
春日社	七六
月天社	七九
日天社	七九
熊野社	七九
稻荷社	七九
山王社	七九
抱齋神社	七九
市川社	七九
辨天堂	七九
吉祥寺	八〇
十王堂	八〇
古墳墓	八〇
福壽慶院	八〇
地藏院	八〇
城蹟	八一
百姓軍次	八一
泉澤組	八一
秋川	八二
上泉澤	八二
いづか澤	八二
尻足辨天澤	八二
蘆澤	八二
中山澤	八二
鮎跳瀧	八二
中山瀧	八二
淵	八三
和田橋	八三
伊龍權現社	八三
山王社	八三
法性寺	八三
不動堂	八三
南谷十組 柏木野組	八三
白杵山	八三
南秋川	八三
高畑橋	八三
小ざかし橋	八三
白杵權現社	八四
春日社	八四
圓通寺	八四
百姓四郎右衛門	八四
出野組	八四
三國嶺	八五
熊野御林山	八五
南秋川	八五
御林山橋	八五

大向橋	八五
山神社	八五
三島社	八五
西光寺	八五
下川乗組	八五
南秋川	八六
堂川橋	八六
ミカコ橋	八六
山神社	八六
愛宕社	八六
日連寺	八六
日月社	八六
上乘川組	八六
南秋川	八六
なみ石橋	八六
うながし橋	八六
西川橋	八六
熊野社	八六
淨聖寺	八七
愛宕社	八七
和田組	八七
南秋川	八七

山神社	八七
玉傳寺	八七
事實村	八七
南秋川	八七
西川橋	八七
八幡社	八七
稻荷社	八八
布金寺	八八
觀音堂	八八
上平組	八八
南秋川	八八
はちろど橋	八八
五大尊社	八八
みさき社	八八
傳光寺	八八
笛吹村	八八
南秋川	八八
八幡社	八八
涌泉寺	八九
十王堂	八九
猿屋舗組	八九

南秋川	八九
數馬組	八九
南秋川	八九
温泉	八九
九頭龍權現社	九〇
寶積寺	九〇
十王堂	九〇
卷之百十二	九一
多磨郡之二十四小宮領	九一
北谷十組	九一
高黒山	九一
つゞく山	九一
栃ノ戸岩	九一
源五郎岩	九一
かくれ岩	九一
千足石	九一
馬踏石	九一
烏帽子岩	九一
秋川	九一
天狗瀧	九二
綾瀧	九二
柳澤川	九二

中里澤	九二
蕨倉澤	九二
釜ヶ淵	九二
西川橋	九二
柳澤橋	九二
棧橋	九二
愛宕社	九二
御靈社	九二
長泉寺	九二
長福寺	九二
正覺院	九三
熊野社	九三
滿福寺遺蹟	九三
白倉組	九三
大嶽山	九三
奥院本宮	九三
龍女宮	九三
愛宕社	九三
猿田彦社	九三
檜原明神社	九三
護摩壇岩	九三
吉野櫻	九三

御手洗井	九五
縁結樹	九五
六本松	九五
中岩山	九五
烏帽子岩	九五
桑堂	九五
遙拜殿	九五
大瀧	九五
鈴ヶ尾七瀧	九五
長岩	九六
蟹甲岩	九六
檜樹坂	九六
親知らず岩	九六
髭すり岩	九六
秋川	九六
八割川	九六
澗流	九六
瀑布	九六
不動瀧	九六
女夫石	九六
日天神	九六
威徳寺	九六

四ッ堂	九六
大澤組	九六
秋川	九六
澗川	九六
金堀岩	九六
伊奈戸坂	九六
土橋	九六
觀音寺	九六
不動堂	九六
神戸組	九七
神戸川	九七
迂り澤川	九七
水戸澤川	九七
矢越澤川	九七
穴山二ヶ所	九七
鷹岩	九七
蛇岩	九七
鯉口岩	九七
平岩瀧	九七
神戸岩	九七
春日社	九七
枇杷社	九七

德泉寺	九九
十王堂	九九
小澤 宮ヶ谷戸組	九九
秋川	九九
唄澤	九九
芝地澤	九九
足駄挽澤	九九
下大岩澤	九九
大岩	九九
板橋	九九
神明社	九九
山王社	九九
地神社	九九
愛宕社	九九
清峰權現社	九九
明珠院	九九
地藏堂	九九
小澤 夏地組	九九
秋川	九九
蘆澤	九九
大瀬戸澤	九九
小瀬戸澤	九九

時坂澤	一〇〇
うたふさ澤	一〇〇
夏地澤	一〇〇
隙子岩	一〇〇
日天社	一〇〇
寶藏寺	一〇〇
地藏堂	一〇〇
小岩組	一〇〇
秋川	一〇〇
唐澤	一〇〇
かまり澤	一〇〇
大江澤	一〇〇
王子澤	一〇〇
湯窪澤	一〇〇
橋	一〇〇
牛頭天王社	一〇〇
山王社	一〇〇
愛宕社	一〇〇
東光寺	一〇〇
長光寺	一〇〇
笹久保組	一〇〇
秋川	一〇〇

日陰橋	一〇一
御嶽社	一〇一
澤又組	一〇一
秋川	一〇一
溪川	一〇一
下ヶ谷橋	一〇一
よけ落合橋	一〇一
第六天社	一〇一
熊野社	一〇一
山王社	一〇一
春日社	一〇一
山神社	一〇一
寒澤寺	一〇一
倉掛組	一〇一
秋川	一〇一
山神社	一〇一
阿彌陀堂	一〇一
養澤村	一〇一
疏鑿路	一〇一
養澤川	一〇一
杉ノ入川	一〇一
大指川	一〇一

小指川	一〇五
愛宕岩	一〇五
西ノ岩	一〇五
天狗岩	一〇五
高岩	一〇五
鐘掛岩	一〇五
一ツ岩	一〇五
松葉岩	一〇五
橋木岩	一〇五
横根坂	一〇五
大野坂	一〇五
散地	一〇五
茅野	一〇五
林場	一〇五
板橋	一〇五
樺權現社	一〇五
熊野社	一〇五
八幡社	一〇六
門客人明神社	一〇六
地神社	一〇六
養澤寺	一〇六
常光寺	一〇六

慈眼寺	一〇六
傳福庵	一〇六
神谷庵	一〇六
地藏堂	一〇六
端村 寺岡	一〇六
矢伏山	一〇六
坂	一〇六
板橋	一〇六
五大尊社	一〇七
東溪院	一〇七
石地藏	一〇七
卷之百十三	一〇七
多磨郡之二十五三田領	一〇七
友田村	一〇八
方砂山	一〇八
阿須山	一〇八
多磨川	一〇八
堀川	一〇八
渡	一〇八
蔵王權現社	一〇八
觀音堂	一〇九

華藏院	一〇九
藥師堂	一〇九
長淵村	一〇九
多磨川	一〇九
大澤川	一〇九
小山川	一〇九
堀川	一〇九
明王瀧	一〇九
渡	一〇九
土橋	一〇九
神明社	一〇九
鹿島社	一〇九
永福寺	一〇九
玉泉寺	一〇九
釋迦堂	一一〇
寶林寺	一一〇
如意寺	一一〇
瑞龍院	一一〇
勸藏院	一一〇
寶珠院	一一〇
十王堂	一一〇
駒木野村	一一〇

多磨川	二二三
土橋	二二三
葛蕪峠	二二三
愛宕社	二二三
稻荷熊野社	二二三
神明社	二二三
壽香寺	二二三
廣濟寺	二二三
觀音堂	二二三
畑中村	二二四
多磨川	二二四
小堀川	二二四
土橋	二二四
用水	二二四
伊勢熊野三鳥相殿合社	二二四
伊豆箱根權現社	二二四
地藏院	二二五
天満宮	二二五
藥師堂	二二五
普明庵	二二五
十王堂	二二五
地藏堂	二二五

日影和田村	二二五
多磨川	二二五
馬牽澤川	二二五
橋	二二六
清水	二二六
稻荷社	二二六
伊勢宮	二二六
德昌寺	二二六
水定菴	二二六
藥師堂	二二六
下村	二二六
多磨川	二二七
澤川	二二七
清水	二二七
萬年橋	二二七
土橋	二二七
八幡社	二二八
天神社	二二八
稻荷社	二二八
大聖院	二二八
般若寺	二二八
天澤院	二二八

清圓寺	二二八
秋葉祠	二二八
釋迦堂	二二八
竹林寺	二二八
藥師堂	二二八
卷之百十四	二二九
多磨郡之二十六三田領	二二九
柚木村	二二九
經ヶ峰	二二九
愛宕山	二二九
檜岩	二二九
鳶石	二二九
丸岩	二二九
多磨川	二二九
筑瀨川	二二九
東澤川	二二九
側澤川	二二九
寶出ノ澤川	二二九
愛宕下ノ澤川	二二九
清水	二二九
愛宕社	二二九

藏王權現社	二二〇
八幡社	二二〇
稻荷社	二二〇
明王堂	二二〇
藥師堂	二二〇
卍清寺	二二〇
忠堂院	二二〇
圓光院	二二〇
古碑	二二〇
石燈籠	二二〇
百姓勘右衛門	二二〇
御嶽村	二二三
御嶽山	二二三
甲籠山	二二三
富士峰	二二三
貧乏山	二二三
鸚鵡石	二二三
天狗岩	二二三
寶ノ瀧	二二三
瀧	二二三
井	二二三
御嶽社	二二三

地主社	二二八
龍守明神社	二二八
勝手明神社	二二八
八所相社	二二八
風神社	二二八
巨福社	二二八
稻荷社	二二八
痘瘡神社	二二八
富士淺間社	二二八
熊野社	二二八
釋迦堂	二二八
正覺寺	二二八
世尊寺	二二八
觀音堂	二二八
不動像	二二八
文殊堂跡	二二八
觀音像	二二八
長者屋跡	二二八
馬場跡	二二八
柵跡	二二八
端村 瀧本村	二二八
瀧本川	二二八

琴澤川	二二〇
瀧本坊	二二〇
端村 中野村	二二〇
天狗岩	二二〇
鏡岩	二二〇
障子岩	二二〇
塔組岩	二二〇
音無川	二二〇
大澤川	二二〇
拂澤川	二二〇
夏澤川	二二〇
永久橋	二二〇
大澤橋	二二〇
清水	二二〇
柵跡	二二〇
熊野社	二二〇
心月院	二二〇
文殊院	二二〇
龍壽寺村	二二〇
多磨川	二二〇
梅澤川	二二〇
相木澤川	二二〇

大平澤川	一三三
熊野社	一三三
天神社	一三三
金毘羅社	一三三
第六天社	一三三
寶珠庵	一三三
藥師堂	一三三
丹三郎村	一三二
多磨川	一三二
坂下入澤	一三二
ク、ノ澤	一三二
峰澤	一三二
後澤	一三二
石見澤	一三二
明玉瀧	一三二
箕子橋	一三二
丹生神社	一三二
稻荷社	一三二
山神社	一三二
長福寺	一三二
百姓新三郎	一三二
海澤村	一三四

下野	一三四
柿平川	一三五
御巢鷹山	一三五
山葵	一三五
手作布	一三五
柿平川橋	一三五
海澤橋	一三五
賀茂社	一三六
八幡社	一三六
熊野社	一三六
大山祇社	一三六
山王社	一三六
寶林寺	一三六
藏福庵	一三六
藥師堂	一三六
向雲寺	一三六
藥師堂	一三六
卷之百十五	一三七
多磨郡之二十七三田領	一三七
留浦村	一三七
雨降	一三七

峰	一三七
御巢鷹御林山	一三七
多磨川	一三七
芋川	一三八
坪澤川	一三八
しほ窪澤	一三八
鴨澤川	一三八
瀧	一三八
磐穴	一三八
手作布	一三八
梨子	一三八
炭籠	一三八
鯉	一三八
川苔	一三八
椎茸	一三八
橋	一三八
貴布禰社	一三八
藏王権現社	一三八
花入明神社	一三九
神明宮	一三九
天神宮	一三九
山神社	一三九

山神社	一三九
光徳寺	一三九
寶福寺	一三九
阿彌陀堂	一三九
川野村	一三九
多磨川	一四〇
蘆澤川	一四〇
小菅川	一四〇
藤澤川	一四〇
大津久澤	一四〇
蘆山澤	一四〇
袖澤川	一四〇
橋	一四〇
矢弓明神社	一四〇
箱根権現社	一四〇
御靈権現社	一四〇
熊野社	一四〇
貴船神社	一四〇
秋砂明神社	一四〇
天神社	一四〇
淨光院	一四〇
南陽寺	一四〇

壽泉寺	一四二
慶徳庵	一四二
杉田某屋舗	一四二
百姓次郎兵衛	一四二
河内村	一四二
四十二	一四二
眞光寺	一四二
多磨川	一四二
芋川	一四二
瀧	一四二
橋	一四二
藏王権現社	一四二
八幡社	一四二
普門寺	一四二
觀音堂	一四二
入間明神社	一四二
古屋敷	一四二
原村	一四四
御巢鷹山御林山	一四四
ござん山	一四四
くらと山	一四四
巖	一四四

多磨川	一四五
瀧	一四五
湯澤	一四五
室澤	一四五
ひむら澤	一四五
大麥代澤	一四五
水窪谷	一四五
蛇澤谷	一四五
橋	一四五
熊野社	一四五
温泉場	一四五
虫ノ湯	一四五
日ノ湯	一四五
横地社	一四五
天神社	一四五
湊間社	一四五
山神社	一四五
門覺寺	一四五
阿彌陀堂	一四五
地藏堂	一四五
百姓小十郎	一四五
境村	一四七

三ノ木戸	一四七
山	一四七
多磨川	一四七
水根川	一四七
枳寄谷川	一四七
颯ノ澤川	一四八
した倉谷川	一四八
板小屋澤川	一四八
指澤川	一四八
中山澤川	一四八
橋ノ澤川	一四八
小中澤川	一四八
瀧	一四八
橋	一四八
土産	一四八
椎茸	一四八
山葵	一四八
川苔	一四八
手作布	一四八
炭	一四八
白髭明神社	一四八
山王社	一四九

詳安寺	一四九
不動堂	一四九
城址	一四九
百姓彌十郎	一四九
氷川村	一四九
小留浦	一五〇
長畑	一五〇
山	一五〇
ほにた山	一五〇
日原川	一五〇
多磨川	一五〇
川苔川	一五〇
いや入ノ澤	一五〇
峰如寺池澤	一五〇
安寺澤川	一五〇
子ノ神川	一五〇
よげ澤	一五〇
大澤	一五〇
蘆澤	一五〇
井戸入澤	一五〇
瀧ノ澤	一五〇
橋	一五〇

土産	一五一
川苔	一五一
手作布	一五一
鯨	一五一
氷川明神社	一五一
羽黒権現社	一五一
兩輪宮	一五一
羽黒社	一五一
山祇神社	一五一
周慶院	一五一
慈眼寺	一五一
福壽菴	一五一
成就菴	一五一
東林菴	一五一
壽清菴	一五一
百姓峰次郎	一五二
氷川村枝郷朽久保	一五三
城	一五四
衣笠	一五四
日原川	一五四
橋	一五四
愛宕社	一五四

子神社	一五四
十王堂	一五四
薬師堂	一五四
古城蹟	一五四
百姓新四郎	一五四
氷川村枝郷日原	一五五
小菅	一五六
大澤	一五六
大雲取山	一五六
梵天磐	一五六
大日谷岩窟	一五六
倉澤岩穴	一五六
大日澤川	一五六
大雲取澤川	一五六
倉澤川	一五六
さと澤	一五七
いや澤	一五七
樽澤	一五七
銚子瀧	一五七
かしか瀧	一五七
魚留瀧	一五七
大瀧	一五七

明王瀧	一五七
螺瀧	一五七
橋	一五七
土産	一五七
炭	一五七
白箸	一五七
木屐	一五七
椎茸	一五七
手作布	一五七
川苔	一五七
鯨	一五七
一石山権現	一五七
本宮窟	一五七
新宮窟	一五七
胎内窟	一五七
二玉岩室	一五七
愛染窟	一五七
地獄窟	一五七
社家原島右京	一五七
大寶寺	一五七
倉澤権現	一五七
丹生明神社	一五七

白髭明神	一五六
熊野社	一五六
伽藍明神社	一五六
太神宮	一五六
山神社	一五六
徳藏寺	一五九
太子堂	一五九
閻魔堂	一六〇
瑞雲寺	一六〇
薬師堂	一六〇
愛宕地蔵堂	一六〇
大寶寺蹟	一六〇
寶藏寺蹟	一六〇
白丸村	一六〇
白水山	一六〇
つくま山	一六〇
こんざす山	一六〇
敷馬山	一六〇
中目き山	一六〇
くわ山	一六〇
じやう山	一六〇
多磨川	一六〇

瀨澤	一六二
くさぎ澤	一六二
柚入澤	一六二
橋	一六二
大天狗社	一六二
熊野社	一六二
元柄明神社	一六二
本源院	一六二
觀音堂	一六二
卷之百十六	一六二
多磨郡之二十八三田領	一六二
棚澤村	一六一
御林山	一六一
龜甲山	一六一
城山	一六一
多磨川	一六一
入川	一六一
西川	一六一
船川	一六一
雨具戸澤	一六一
穴澤	一六一
靱澤	一六三
魚留瀧	一六三
二重瀧	一六三
臈瀧	一六三
靱瀧	一六三
速瀧	一六三
銚子瀧	一六三
外道瀧	一六三
布瀧	一六三
不動瀧	一六三
童子瀧	一六三
坂橋	一六三
多名澤神社	一六三
穴澤天神社	一六三
熊野社	一六三
地神社	一六三
山祇社	一六三
水神社	一六三
山神社	一六三
正法院	一六三
法正院	一六三
宗心寺	一六三
瑞璃光佛堂	一六七
彌陀堂	一六七
小丹波村	一六七
多磨川	一六七
入川	一六七
不動瀧	一六七
寸庭澤	一六七
大倉澤	一六七
板橋	一六七
熊野社	一六七
山王社	一六七
八幡丹生明神社	一六七
西光寺	一六七
彌陀堂	一六七
丹叟院	一六七
福壽院	一六七
地藏堂	一六七
百姓藤兵衛	一六七
百姓彌一右衛門	一六七
大丹波村	一六九
御林山	一六九
大丹波川	一六九

澤	一六九
土橋	一七〇
子權現社	一七〇
輪光院	一七〇
常雲庵	一七〇
藥師堂	一七〇
川井村	一七一
大丹波川	一七一
沼平澤	一七一
丹繩澤	一七一
板橋	一七一
棒名社	一七一
春日社	一七一
牛頭天王社	一七一
蟠龍院	一七一
萬松院	一七一
地藏堂	一七一
藥師堂	一七一
梅跡	一七一
澤井村	一七二
横尾子澤	一七三
丹繩澤	一七三
奥澤川	一七三
久保澤川	一七三
鰐塚	一七三
兜石	一七三
板橋	一七三
青渭神社	一七四
神明社	一七四
天王社	一七四
八幡社	一七四
慈恩寺	一七四
東林菴	一七五
藥師堂	一七五
大日堂	一七五
彌陀堂	一七五
十王堂	一七五
大仲寺	一七五
東國院	一七五
雲慶院	一七五
觀音堂	一七五
東光寺	一七五
二俣尾村	一七五
宿	一七六
奥澤川	一七六
石神澤	一七六
唐澤	一七六
板橋	一七六
石神社	一七六
雷神社	一七六
海禪寺	一七六
長泉院	一七六
高源寺	一七六
慶德寺	一七六
御靈社	一七六
正明院	一七六
泉藏院	一七六
藥師堂	一七六
接引堂	一七六
古城蹟	一七六
古屋敷	一七六
百姓七兵衛	一七六
日向和田村	一八一
巖穴	一八一
橋	一八一

三島社	一八二
明白院	一八三
屋敷蹟	一八三
百姓彌四郎	一八三
卷之百十七	一八五
多磨郡之二十九三田領	一八五
青梅村	一八五
笹門	一八六
うら宿	一八六
坊主山	一八七
青梅山	一八七
三島坂	一八七
多磨川	一八七
別當澤	一八七
桃澤	一八七
楯澤	一八七
梨子	一八七
住吉明神社	一八七
金毘羅社	一八八
熊野社	一八八
七星權現秋葉權現兩社合殿	一八八
愛宕社	一八八
金剛寺	一八八
青梅	一八八
梅岩寺	一八八
東光寺	一九〇
西福寺	一九〇
來迎寺	一九〇
常保寺	一九〇
延命寺	一九〇
瑞龍庵	一九〇
藥師堂	一九〇
觀音堂	一九〇
西分村	一九〇
妙見社	一九〇
宗徳寺	一九一
北小曾木村	一九一
北小曾木川	一九一
榎峠	一九一
松木峠	一九一
吹上峠	一九一
産物石灰	一九一
七社權現社	一九一
牛頭天王社	一九二
神明社	一九二
稻荷社	一九二
熊野社	一九二
慈雲院	一九二
龍谷院	一九二
保福院	一九二
觀音院	一九二
正澤寺	一九二
大泉院	一九二
觀音堂	一九二
藥師堂	一九二
墳墓佐藤塚	一九二
黒澤村	一九三
吹上峠	一九三
川	一九三
秣場	一九三
産物炭	一九三
檜原明神社	一九三
大熊權現社	一九三
間修院	一九三
辨天社	一九三

地藏堂	一九四
龍雲寺	一九四
萬藏院	一九四
上成木村	一九五
名坂峠	一九五
常盤峠	一九五
小澤坂	一九五
成木川	一九五
升ノ瀧	一九六
正治ノ瀧	一九六
雨降石	一九六
土産石灰	一九六
山王社	一九六
白髭社	一九六
稻荷社	一九六
神明社	一九七
子安社	一九七
八幡社	一九七
瀧ノ明王社	一九七
子ノ神秋葉合社	一九七
熊野社	一九七
田ノ神社	一九七
慈眼院	一九七
延命寺	一九八
常福院	一九八
大正院	一九八
觀音堂	一九八
阿彌陀堂	一九八
地藏堂	一九八
不動堂	一九八
文殊堂	一九八
不動堂	一九八
地藏堂	一九八
長全寺	一九八
長藏寺	一九八
大泉院	一九八
高岩寺	一九八
柏清院	一九八
慈福寺	一九八
新福寺	一九八
藥師堂	一九八
阿彌陀堂	一九八
觀音堂	一九八
太子堂	一九八
屋敷蹟	一九九
馬場蹟	一九九
堂蹟	一九九
百姓次右衛門	一九九
下成木村	二〇〇
成木川	二〇〇
橋	二〇〇
秣場	二〇〇
青梅島炭	二〇〇
諏訪社	二〇一
愛宕社	二〇一
稻荷社	二〇一
神明社	二〇一
泉藏院	二〇一
紫雲院	二〇一
藥師堂	二〇一
地藏堂	二〇一
安樂寺	二〇一
吉祥院	二〇一
多門院	二〇一
軍荼利明王堂	二〇一
藥師堂	二〇一

南小曾木村

岩倉……………二〇三
 黒澤川……………二〇四
 谷川……………二〇四
 温泉……………二〇四
 土橋……………二〇四
 蔵王権現社……………二〇四
 福昌寺……………二〇四
 石倉院……………二〇四
 海蔵院……………二〇四
 高德寺……………二〇四
 寶林寺……………二〇四
 蔵王院……………二〇四
 常法院……………二〇四
 岩倉古蹟……………二〇五
 富岡村……………二〇五
 黒澤川……………二〇五
 成木川……………二〇五
 谷川……………二〇五
 用水堰……………二〇六
 稻荷社……………二〇六
 聖天山神相社……………二〇六

愛宕社

愛宕社……………二〇六
 熊野社……………二〇六
 神明社……………二〇六
 常秀院……………二〇六
 常福寺……………二〇六
 觀音堂……………二〇六
 阿彌陀堂……………二〇六
 塚……………二〇六
 木ノ下村……………二〇六
 七國峠……………二〇七
 霞川……………二〇七
 八幡社……………二〇七
 神明宮……………二〇七
 白髭明神社……………二〇七
 熊野権現社……………二〇七
 卷之百十八……………二〇七
 多磨郡之三十三田領……………二〇七
 今井村……………二〇七
 七日市場……………二〇八
 七國峠……………二〇八
 桂川……………二〇八

浮島天満社

浮島天満社……………二〇八
 若宮八幡社……………二〇八
 稻荷社……………二〇八
 荒神社……………二〇八
 藥王寺……………二〇八
 眞福寺……………二〇九
 正福寺……………二〇九
 熊野権現社……………二〇九
 千壽院……………二〇九
 觀音堂……………二〇九
 藥師堂……………二〇九
 藤橋村……………二〇九
 七日市場……………二〇九
 霞川……………二〇九
 原……………二〇九
 愛宕社……………二〇九
 牛頭天王社……………二〇九
 寶泉寺……………二〇九
 古城蹟……………二〇九
 谷野村……………二〇九
 霞川……………二〇九
 蔵王権現社……………二〇九

眞淨寺……………二一〇

辨天祠……………二一一

地藏堂……………二一一

鹽船村

西林坊谷……………二一一
 梅林坊谷……………二一一
 鹽林坊谷……………二一一
 谷川……………二一一
 神明宮……………二一一
 神門院……………二一一
 鹽船寺……………二一一
 觀音堂……………二一一
 彌陀堂……………二一一
 七社権現社……………二一一
 杉本坊……………二一一
 吹上村……………二一三

吹上村

沼地……………二一四
 宗泉寺……………二一四
 東谷卷……………二一四
 今寺村……………二一四
 霞川……………二一四

中川……………二二四

神明宮……………二二四

報恩寺……………二二四

大門村

常樂院……………二二五
 地藏堂……………二二五
 霞川……………二二五
 中川……………二二五
 稻荷社……………二二五
 地藏堂……………二二五
 野上村……………二二五
 霞川……………二二六
 春日明神社……………二二六
 神照寺……………二二六
 新町村……………二二六
 蔵王権現社……………二二六
 東禪寺……………二二六
 藥師堂……………二二六
 鈴法寺……………二二六
 上師岡村……………二二七
 六萬部……………二二七

野上村

新町村……………二二六
 蔵王権現社……………二二六
 東禪寺……………二二六
 藥師堂……………二二六
 鈴法寺……………二二六
 上師岡村……………二二七
 六萬部……………二二七

霞川……………二二七

兩堤……………二二七

勝沼……………二二八

見損橋……………二二八

林場……………二二八

雷電社……………二二八

光明寺……………二二八

龍壽寺……………二二八

萬慶卷……………二二八

藥師堂……………二二八

下師岡村……………二二八

霞川……………二二八

林場……………二二八

妙光院……………二二八

城山……………二二八

百姓千右衛門……………二二九

百姓兵左衛門……………二二九

根布村……………二二九

霞川……………二二九

亂橋……………二二九

諏訪明神社……………二二九

天寧寺……………二二九

道了權現社	三三二
霞池	三三二
乘願寺村	三三二
石動明神社	三三二
神明社	三三二
乘願寺	三三二
藏王權現社	三三二
千ヶ瀬村	三三二
小手河原	三三二
神明社	三三二
稻荷社	三三二
宗徒寺	三三二
柏樹庵	三三二
壽德庵	三三二
觀音堂	三三二
河邊村	三三二
陶器	三三二
春日社	三三二
東圓寺	三三二
林川寺	三三二
羽村	三三二
多磨川	三三四
水門	三三四
堤	三三四
陣屋	三三五
阿蘇宮	三三五
諏訪社	三三五
日ノ神社	三三六
七所明神社	三三六
稻荷社	三三六
水神社	三三六
一峰院	三三六
深林寺	三三六
禪福寺	三三六
藥師堂	三三六
廣福寺	三三六
吉祥寺	三三六
地藏堂	三三七
觀音堂	三三七
五神村	三三七
熊野社	三三七
螺井	三三七
子ノ神社	三三七
卷之百十九	三三八
多磨郡之三十一拜島領	三三八
熊川村	三三八
多磨川	三三八
多磨川上水	三三八
禮拜明神社	三三九
稻荷社	三三九
神明熊野兩社合殿	三三九
千手院	三三九
眞福寺	三三九
福生院	三三九
百姓幸藏	三三九
拜島村	三三九
多磨川	三三九
堤	三三九
用水	三三九
上水分流	三三九
舟渡	三三九
日月宮	三三九
山王社	三三九
神明社	三三九

天神社	三三一
龍津寺	三三一
白山社	三三一
大日堂	三三一
藥師堂	三三一
日吉山王社	三三一
狹齋神社	三三一
淺間社	三三一
本覺院	三三一
諏訪社	三三一
圓福寺	三三一
知滿寺	三三一
慶寺密乘坊蹟	三三一
龍泉寺蹟	三三一
蓮住院蹟	三三一
明王院迹	三三一
宗福寺	三三一
長者力跡	三三一
百姓郡次	三三一
百姓孫左衛門	三三一
褒善百姓八郎兵衛	三三一
田中村	三三一
稻荷社	三三五
等外菴	三三五
作目村	三三五
八澤坂	三三五
權現堂坂	三三五
猿坂	三三五
白山權現社	三三五
大神村	三三六
淨土	三三六
用水	三三六
駒形明神社	三三六
神明宮	三三六
稻荷社	三三六
第六天社	三三六
觀音寺	三三六
地藏堂	三三六
山伏塚	三三七
百姓八郎右衛門	三三七
宮澤村	三三七
諏訪明神社	三三七
御靈社	三三七
山王社	三三七
阿彌陀寺	三三七
藥師堂	三三七
中神村	三三八
用水	三三八
熊野權現社	三三八
稻荷社	三三八
山王社	三三八
福嚴寺	三三八
觀音堂	三三八
上河原村	三三九
淺間社	三三九
稻荷社	三三九
龍田寺	三三九
築地村	三三九
多磨川	三三九
用水	三三九
十二社權現社	三三九
眞覺寺	三三九
福島村	三四〇
用水	三四〇

堤	二四〇
藏王権現社	二四〇
天満社	二四〇
廣福寺	二四〇
地藏堂	二四〇
古碑	二四〇
郷地村	二四一
用水	二四一
寶積寺	二四一
觀音堂	二四一
柴崎村	二四一
貝鼓坂	二四二
用水	二四二
諏訪明神社	二四三
八幡宮	二四三
善濟寺	二四三
古塔	二四四
満願寺	二四四
觀音堂	二四四
常樂院	二四四
妙覺寺	二四四
立川院	二四五
古戦場	二四五
百姓傳次	二四五
檜原村	二四五
一本松	二四六
淺川	二四六
川口川	二四六
清水	二四六
山王社	二四六
鹿島社	二四六
神明社	二四六
阿彌陀堂	二四六
觀音堂	二四六
梅坪村	二四六
天神社	二四七
子守明神社	二四七
長昌寺	二四七
大善寺蹟	二四七
谷野村	二四七
谷川	二四七
七社権現社	二四七
山王社	二四七
圓性寺	二四七
觀音堂	二四七
天満宮	二四七
祥雲寺	二四八
首塚	二四八
六塚	二四八
大澤村	二四八
富士淺間社	二四八
松山寺	二四八
龍源寺	二四八
卷之百二十	二四九
多磨郡之三十二山口領	二四九
箱根ヶ崎村	二四九
狭山	二五〇
宮ノ池	二五〇
堀	二五〇
三社権現社	二五一
山王社	二五一
稻荷社	二五一
淺間社	二五一

愛宕社	二五一
辨天社	二五一
八幡社	二五一
圓福寺	二五一
阿彌陀堂	二五一
塚	二五一
百姓次郎右衛門	二五一
百姓與右衛門	二五一
不畑村	二五一
多磨川上水の助水	二五二
御嶽社	二五二
神明社	二五二
三鳥社	二五三
正眼寺	二五三
彌陀堂	二五三
圓福寺蹟	二五三
殿ヶ谷村	二五三
阿豆佐美天神社	二五四
福正寺	二五四
觀音堂	二五四
彌陀堂蹟	二五四
岸村	二五四
蛇堀川	二五五
愛宕社	二五五
牛頭天王社	二五五
善聖寺	二五五
十王堂	二五五
觀音堂	二五五
三光院	二五五
横田村	二五五
七所社	二五六
愛宕社	二五六
吉祥院	二五六
三ツ木村	二五六
蛇堀川	二五七
十二所権現社	二五七
神明社	二五七
慈眼寺	二五七
藥師堂	二五七
彌陀堂	二五七
中藤村	二五七
原山	二五七
八幡社	二五八
山王社	二五八
熊野社	二五八
神明社	二五八
牛頭天王社	二五八
熊野社	二五八
長圓寺	二五八
眞福寺	二五八
天満宮	二五八
觀音堂	二五八
藥師堂	二五八
德藏院	二五八
觀音堂	二五九
十王堂	二五九
大行院	二五九
砂川村	二五九
多磨川上水	二五九
用水	二五九
阿津佐美天神社	二五九
山王社	二五九
辨天社	二五九
神明社	二五九

愛宕社蹟	二五九
流泉寺	二五九
藥師堂	二六〇
愛宕社	二六〇
地藏堂	二六〇
芋久保村	二六〇
石川	二六〇
鹿島神社	二六〇
神主石井市之進	二六一
石	二六一
愛染院	二六一
醫王寺	二六一
觀音堂	二六二
五輪塔	二六二
奈良橋村	二六二
山	二六三
用水堀	二六三
山神社	二六三
八幡宮	二六三
山王社	二六三
愛宕社	二六三
日月宮	二六三
雲性堂	二六三
觀音堂	二六三
天王社	二六三
大徳院	二六三
覺寶院	二六三
屋敷跡	二六三
藏屋敷蹟	二六三
塚	二六三
百姓勘左衛門	二六三
奈良橋村枝郷藏舖村	二六三
熊野社	二六三
辨天社	二六三
御嶽社	二六三
太子堂	二六三
地藏室	二六三
高木村	二六三
用水堀	二六四
山神社	二六四
附殿權現社	二六四
明樂寺	二六四
地藏堂	二六四
阿彌陀堂	二六四
藥師堂	二六四
小川村	二六四
橋	二六五
多磨川上水	二六五
野火止用水	二六五
神明社	二六五
日吉山王社	二六五
小川寺	二六五
妙法寺	二六五
百姓彌四郎	二六五
後ヶ谷村	二六五
狭山	二六六
石川	二六六
狭山池	二六六
溜井	二六六
稻荷社	二六六
山神社	二六六
神明社	二六六
天狗社	二六六

御領明神社	二六六
圓乘院	二六六
愛宕祠	二六七
寶珠庵	二六七
觀音堂	二六七
陣屋跡	二六七
藏屋舖跡	二六七
百姓勘左衛門	二六七
卷之百廿一	二六九
多磨郡之三十三山口領	二六九
廻り田村	二六九
日向	二六九
溝川	二六九
金山社	二七〇
光明院	二七〇
藥師堂	二七〇
石藥師	二七〇
宅部村	二七〇
山	二七一
溜池	二七一
阿彌陀堂	二七一
清水村	二七一
狭山	二七一
惡水堀	二七一
氷川社	二七一
熊野社	二七二
三光院	二七二
地藏堂	二七二
古碑	二七二
成就院	二七三
大日堂	二七三
觀音堂	二七三
野口村	二七三
狭山	二七三
砂川	二七三
前川	二七三
北川	二七三
石橋	二七四
野火止村用水堀	二七四
天王社	二七四
諏訪社	二七四
正福寺	二七四
稻荷社	二七四
德藏寺	二七四
永春菴	二七四
古碑	二七四
久米川村	二七五
二瀬川	二七五
砂川	二七六
熊野社	二七六
天王社	二七六
神明社	二七六
梅岩寺	二七六
古戰場	二七六
南秋津村	二七七
柳瀬川	二七七
機陀羅ヶ淵砂川	二七七
氷川社	二七七
神明社	二七七
鶴泉寺	二七八
不動堂	二七八
野鹽村	二七八
柳瀬川	二七八
村山川	二七八
八幡社	二七八

圓福寺	二七六
藥師堂跡	二七八
日比田村	二七八
用水	二七九
水川社	二七九
稻荷社	二七九
藥師堂	二七九
中里村	二七九
柳瀬川	二八〇
稻荷社	二八〇
東光院	二八〇
水川社	二八〇
卷之百廿二	二八〇
多磨郡之三十四野方領	二八〇
清戸下宿	二八〇
柳瀬川	二八一
清水	二八一
八幡社	二八一
稻荷社	二八一
圓通寺	二八一
下清戸村	二八二
長命寺	二八三
觀音堂	二八三
長源寺	二八三
藥師堂	二八三
中清戸村	二八三
山王社	二八三
稻荷社	二八三
正覺寺	二八三
金龍寺	二八三
上清戸村	二八三
稻荷社	二八三
小山村	二八三
久留目川	二八四
子ノ神社	二八四
大圓寺	二八四
不動院	二八四
藥師堂	二八四
觀音堂	二八四
下里村	二八四
久留目川	二八四
水川社	二八四
辨天社	二八五
神宮寺	二八五
前澤村	二八五
川	二八五
八幡社	二八五
延命寺	二八五
觀音堂	二八五
米津寺	二八五
御影堂	二八五
柳窪村	二八六
久留目川	二八六
長福寺	二八六
稻荷天神相社	二八六
門前村	二八六
久留目川	二八六
水川社	二八六
金山社	二八七
淨牧院	二八七
開山堂	二八七
辨天社	二八七
古碑	二八七
覺宗寺	二八七
善福寺池	二八七
用水	二八七
八幡社	二八七
觀音寺	二八七
觀音堂	二八七
秋葉白山稻荷合社	二八七
藥王院	二八七
福壽庵	二八七
下井草村	二八七
妙正寺池	二八七
用水	二八七
妙正寺	二八七
三十番神堂	二八七
稻荷祠	二八七
十羅刹堂	二八七
地藏堂	二八七
上荻窪村	二八七
三ツ塚	二八七
川	二八七
八幡社	二八七
神明社	二八七
光明院	二八七

稻荷社	二八七
殿屋舖	二八七
神山村	二八七
御林上	二八八
久留目川	二八八
水川社	二八八
辨天社	二八八
寶泉寺	二八八
田無村	二八八
尉殿權現社	二八九
八幡社	二八九
密藏院	二八九
辨天社	二八九
地藏堂	二八九
西光寺	二八九
觀音堂	二八九
觀音寺	二八九
落合村	二八九
久留目川	二八九
小野殿淵	二八九
淺間社	二八九
稻荷社	二八九
辨天社	二九〇
圓慶堂	二九〇
南澤村	二九〇
川	二九〇
稻荷社	二九〇
太神宮水川稻荷合社	二九〇
多間寺	二九〇
毘沙門堂	二九〇
稻荷祠	二九〇
古碑	二九〇
觀音堂	二九〇
古碑	二九〇
久ヶ山村	二九〇
玉川上水	二九〇
神田上水	二九〇
稻荷社	二九〇
神明社	二九〇
光明寺	二九〇
卷之百廿三	二九二
多磨郡之三十五野方領	二九二
上井草村	二九二
善福寺池	二九三
用水	二九三
八幡社	二九三
觀音寺	二九三
觀音堂	二九三
秋葉白山稻荷合社	二九三
藥王院	二九三
福壽庵	二九三
下井草村	二九四
妙正寺池	二九四
用水	二九四
妙正寺	二九四
三十番神堂	二九四
稻荷祠	二九四
十羅刹堂	二九四
地藏堂	二九四
上荻窪村	二九四
三ツ塚	二九五
川	二九五
八幡社	二九五
神明社	二九五
光明院	二九五

下萩窪村	三九六
川	三九六
五社權現社	三九六
神明社	三九六
稻荷社	三九六
中道寺	三九六
鬼子母神堂	三九六
稻荷祠	三九六
不動堂	三九六
天沼村	二九七
寶光坊	二九七
用水	二九七
辨天社	二九七
八幡社	二九七
稻荷社	二九七
第六天社	二九七
十二所權現社	二九七
蓮華寺	二九七
觀音堂	二九七
辨天堂	二九七
百姓十左衛門	二九七
成宗村	二九八
白幡	二九八
尾崎	二九八
矢倉	二九八
用水	二九八
牛頭天王社	二九八
稻荷社	二九八
白山社	二九八
熊野社	二九八
寶昌寺	二九八
彌陀堂	二九八
田端村	二九九
日性寺	二九九
用水	二九九
神明社	二九九
天満宮	二九九
子權現社	二九九
山神社	二九九
稻荷社	二九九
天桂寺	二九九
全福寺	二九九
阿佐ヶ谷村	三〇一
小山	三〇一
用水	三〇一
神明社	三〇一
天満宮	三〇一
世尊院	三〇一
第六天社	三〇一
觀音堂	三〇一
圓慶堂	三〇一
馬橋村	三〇一
用水	三〇一
稻荷社	三〇一
御嶽社	三〇一
天満宮	三〇一
清見寺	三〇一
福泉寺	三〇一
高圓寺村	三〇一
本村	三〇一
小澤	三〇一
神明社	三〇一
氷川社	三〇一
稻荷社	三〇一
高圓寺	三〇一

御殿跡	三〇四
御嶽祠	三〇四
長仙寺	三〇四
六地藏碑	三〇四
新井村	三〇四
川	三〇四
天満宮	三〇五
稻荷社	三〇五
秋葉社	三〇五
諏訪社	三〇五
梅照院	三〇五
上沼袋村	三〇五
用水	三〇五
清谷寺	三〇五
藥師堂	三〇六
禪定寺	三〇六
藥師堂	三〇六
枝郷大場村	三〇六
川	三〇六
八幡社	三〇六
稻荷社	三〇六
下沼袋村	三〇六
川	三〇七
水川社	三〇七
實相院	三〇七
地藏堂	三〇七
枝郷新橋村	三〇七
稻荷社	三〇七
上鷺ノ宮村	三〇七
川	三〇八
用水	三〇八
八幡社	三〇八
神明社	三〇八
福藏院	三〇八
地福院	三〇八
八幡祠	三〇八
淡島祠	三〇八
辻堂	三〇八
下鷺ノ宮村	三〇八
田中前	三〇九
川	三〇九
稻荷社	三〇九
仙藏院	三〇九
地藏院	三〇九
卷之百廿四	三〇〇
多磨郡之三十六野方領	三〇〇
江古田村	三〇〇
仙川用水	三〇〇
氷川社	三〇〇
金峰社	三〇〇
神明社	三〇〇
第六天社	三〇〇
東福寺	三〇〇
蓮華寺	三〇〇
古戰場	三〇〇
片山村	三〇一
川	三〇一
天満宮	三〇一
稻荷社	三〇一
上高田村	三〇一
川	三〇一
氷川社	三〇一
天満宮	三〇一
八幡社	三〇一
東光寺	三〇一
大日堂	三〇一

大乘院	三三三
中野村	三三三
淀橋	三三三
桃園	三三四
淀橋	三三五
神田上水	三三五
水川社	三三五
天神社	三三五
寶仙寺	三三五
彌陀堂	三三七
觀音堂	三三九
玉泉寺	三三九
地藏堂	三三九
權現祠	三三九
熊野祠	三三九
三重塔	三三九
慈眼寺	三三九
西光寺	三三〇
天滿祠	三三〇
安心庵	三三〇
中山主馬抱屋鋪	三三〇
野一色外記抱屋敷	三三〇
舊家名主卯右衛門	三三〇
喪善百姓千松	三三一
本郷村	三三一
藥師堂村	三三一
川	三三一
水川社	三三一
成願寺	三三一
觀音堂	三三一
閻魔堂	三三一
金毘羅社	三三一
福壽院	三三一
野一色外記屋敷	三三一
本郷新田	三三四
堀之内村	三三四
小屋ノ臺	三三四
川	三三四
熊野社	三三四
第六天稻荷社	三三五
妙法寺	三三五
祖師堂	三三五
雜色村	三三五
井ノ頭上水	三三六
多田權現稻荷合社	三三六
水川明神合社	三三六
寶福寺	三三六
正藏院	三三六
和田村	三三六
井ノ頭上水	三三七
八幡社	三三七
大宮寺	三三八
東圓寺	三三九
觀音堂	三三九
眞峰庵	三三九
念佛堂	三三九
十二	三三九
卷之百廿五	三三〇
多磨郡之三十七野方領	三三〇
和泉村	三三〇
多磨川上水	三三〇
熊野社	三三〇
與喜野天神社	三三〇
貴船社	三三〇
第六天社	三三〇
龍光寺	三三〇
春日社	三三五
慈安寺	三三五
吉祥寺村	三三五
多磨川上水	三三六
井ノ頭上水	三三六
井ノ頭池	三三六
八幡社	三三七
辨財天社	三三七
安養寺	三三七
辨天稻荷合社	三三七
月窓寺	三三七
觀音堂	三三七
光專寺	三三七
淡島祠	三三七
薄乘寺	三三七
三十番堂	三三七
松菴村	三三七
圓光寺	三三八
稻荷祠	三三八
中高井戸村	三三八
上連雀村	三三八
多磨川上水	三三九

阿彌陀堂	三三〇
日照寺	三三一
閻魔堂	三三一
藥師堂	三三一
地藏堂	三三一
觀音堂	三三一
久法院	三三一
倉庫御燔燬藏	三三一
永福寺村	三三一
井ノ頭上水	三三一
天神社	三三一
永福寺	三三一
稻荷社	三三一
牛頭天王祠	三三一
辨天祠	三三一
儀寶院	三三一
上高井戸宿	三三一
正用	三三一
池袋	三三一
多磨川上水	三三一
井ノ頭上水	三三一
第六天社	三三一
神明社	三三四
港間社	三三四
長泉寺	三三四
醫王寺	三三四
松林寺	三三四
不動堂	三三四
百姓庄右衛門	三三四
百姓小助	三三四
下高井戸宿	三三四
井ノ頭上水	三三四
多磨川上水	三三四
八幡社	三三四
稻荷社	三三四
宗源寺	三三四
梵天王堂	三三四
覺藏寺	三三四
七面堂	三三四
永泉寺	三三四
藥師堂	三三五
不動堂	三三五
大教寺跡	三三五
大宮前新田	三三五
春日社	三三五
慈安寺	三三五
吉祥寺村	三三五
多磨川上水	三三六
井ノ頭上水	三三六
井ノ頭池	三三六
八幡社	三三七
辨財天社	三三七
安養寺	三三七
辨天稻荷合社	三三七
月窓寺	三三七
觀音堂	三三七
光專寺	三三七
淡島祠	三三七
薄乘寺	三三七
三十番堂	三三七
松菴村	三三七
圓光寺	三三八
稻荷祠	三三八
中高井戸村	三三八
上連雀村	三三八
多磨川上水	三三九